
小 特 集

小特集－欧州統合の思想的基盤とEUの実践

Programme spéciale : Les fondements philosophiques de l'intégration européenne, et la pratique de l'UE

目 次

小特集の意義と構成－新EU基本条約としてのリスボン条約成立を踏まえて－ 渡部 茂己

【欧州統合の思想・哲学】

アナトール・フランスの思想とEUの実践との比較研究

－超自然的原理（アイデア、神…）から自然への回帰－ 土居 守

文明と成存態（consistances）－ B.Stiegler と新ヨーロッパ構想－ 中田光雄

文明と人間とプロ・グラマー－ B.Stiegler と新ヨーロッパ構想－ 中田光雄

「世界を開く」－知と精神のテクノロジー－ B.Stiegler と新ヨーロッパ構想－ 中田光雄

【EUの実践－立法・行政】

EUにおける文化遺産保護専門職の養成と専門化の議論をめぐって 水嶋英治

EU法における環境保護法制の生成と段階的発展

－「持続可能な経済統合」に向かって－ 渡部茂己

欧州地域国際行政からグローバル国際行政への発展

－セクター別国際行政の組織化の経緯－ 渡部茂己

【地域外諸国との関係・交流】

EUと植民地問題－アフリカの脱植民地化に直面するフランス－ 小城和朗

戦間期日本における国際交流団体の連携の模索

－「国際主義」と地域圏構想をめぐって－ 飯森明子

序 文

小特集の意義と構成

－新 EU 基本条約としてのリスボン条約成立を踏まえて－

渡 部 茂 己

Préface : L'adoption du traité de Lisbonne comme la Constitution nouvelle de l'UE

2009年12月1日午前0時（日本時間では8時）、EUの新しい基本条約である「リスボン条約（Le traité de Lisbonne ; Lisbon Treaty）」が、2007年12月13日の署名からほぼ2年を経て、ようやく発効（国際法として効力発生）した。同日、リスボン条約によって新設された初代 EU 大統領（欧州理事会議長）にはヘルマン・ファン・ロンパウ（Herman Van Rompuy）ベルギー前首相が、2015年5月31日までの任期で就任した。外務・安全保障政策上級代表（外相に相当し、EU 理事会の外務理事会議長と欧州委員会副委員長を兼任する）に英国出身のキャサリン・マーガレット・アシュトン（Catherine Margaret Ashton）前欧州委員（通商担当）が就任した。

国際組織論または国際組織法の視点で叙述するならば、2009年12月1日以前には、マーストリヒト条約（欧州連合条約）発効以降の政治的「実態」としての EU（欧州連合：Union européenne）と法的「実体」としての ECs（欧州共同体：Communautés européennes）が並存していたが、ようやく、国際法主体性を有する統一された国際組織として、EU が誕生したのである。欧州地域における国家統合の視点では、EU は、独立後に「連合会議（Congress of the Confederation）」を経て連邦国家を形成したアメリカ合衆国型でもなく、ましてや連邦形成後に分裂し、一部の国家が EC をモデルとした「独立国家共同体（Commonwealth of Independent States : CIS）」【さらに、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンはユーラシア経済共同体（EAEC ; EurAsEC）を構成している】を形成している旧ソ連型でもない、第三の道を歩んでいる。

*

現在の国際社会においては、政治・経済・社会・文化等のあらゆる分野において、グローバル・レベルでの組織化が進展していると同時に、世界の各地域における地域レベルでの組織化も急速に進展している。地域統合については、EU のようにきわめて発展した形での統合が実現している地

域がある一方、最も遅れている地域である東アジアにおいても21世紀を迎えて、ようやく地域統合について活発に議論されるようになってきた。そのような国際状況を分析すべく、常磐大学では、学部横断的に（短期大学も含めて）、「欧州と東アジアにおける地域統合の比較研究：フランスと北アフリカおよび日本との交流の視点を踏まえて」研究会が組織され、『常磐大学（共同）課題研究』としての研究助成を得て、月例の研究会を継続している。本特集は、その研究成果中間報告としての意義を含んでいる。

本特集においては、①欧州統合の思想・哲学、②EUの実践（立法・行政の視点）、③EU地域外諸国との関係・交流の各視点から、今日、統合の最終段階に向かって進行中の欧州統合の過程を見直す構造をとっている。まず、① **欧州統合の思想・哲学の視点から、「アナトール・フランスの思想とEUの実践との比較研究—超自然的原理（アイデア、神…）から自然への回帰—**」において、土居守氏は、ヨーロッパにおいては、超自然的原理の設定と物質的自然観（自然はアイデアや神などの超自然的原理によって形を与えられるという考え方）が支配的であったが、これに異議を唱え、材料としての自然（死せる物質）ではなく、生きた自然への回帰を主張したのはニーチェであるが、アナトール・フランスは小説のなかで同様の主張をしている。そして、超自然的原理よりも生きた自然の権利、および、自然の一部としての人間の権利を擁護するのはEUの政策の根幹を成すものである、と理念的な根幹を見直している。中田光雄氏の「**文明と成存態（consistances）— B.Stieglerと新ヨーロッパ構想—**」、「**文明と人間とプロ・グラマー— B.Stieglerと新ヨーロッパ構想—**」および「『**世界を開く**』—**知と精神のテクノロジー— B.Stieglerと新ヨーロッパ構想—**」においては、土居氏がEU政策の根幹と認識したように、中田氏も最終的には、哲学（史）と文明（史）の問題であり、進行中のEU構想は、欧州文明の再構築の企てであるとして、ここではスティグレルの近現代文明批判とその克服の試みに注目して論を始動した（なお第2の論稿表題の「プロ・グラマー」はいわゆる「プログラマー（programmer）」ではなく、それと微妙に異なる「プロ・グラマトゥール（pro-grammateur）」であることに注意）。

*

続いて、② **EUの実践**として、まず、「**EUにおける文化遺産保護専門職の養成と専門化の議論をめぐって**」において、水嶋英治氏は、グローバリゼーションの時代を迎え博物館の世界にも国際化が進展する中で、（2008年6月に日本の博物館法がおよそ半世紀ぶりに改正されたことも背景として）、現在のEUにおける文化財保護の専門職の養成およびその専門化の方向性を、文化遺産を保護する上での効果と効率性を踏まえて検討している。グローバル化への対応が不可欠であることから、EUフレームのような考え方を、日本・韓国・中国（あるいはアジア圏内）との間で共通基準を創るようなグローバルな視点の必要性に関する提言も行っている。拙稿「**EU法における環境保護法制の生成と発展—『持続可能な経済統合』に向かって—**」および「**欧州地域国際行政から**

グローバル国際行政への発展－セクター別国際行政の組織化の経緯－は、各国の国内法を越える欧州地域の国際立法および国際行政がいかなる文化・政治経済・歴史的（科学・技術史を含む）背景で生成したか、また、それが欧州の文明と哲学に合致し有効であるために大きく発展し、世界に影響を与えている（またはグローバル化しつつある）現状の一断片を纏めたものである。

*

③ EU 地域外諸国との関係・交流の観点として、小城和朗と飯森明子の両氏が、欧州とアフリカおよび日本との関係性について、欧州の外の視点から検証する貴重な研究を重ねている。小城氏の「EU 統合と植民地問題－フランスが直面するアフリカの脱植民地化－」は、両大戦間から第 2 次大戦後の脱植民地の動きへのフランスの対応を通して、欧州統合史の負の遺産を精密に検証している。第 1 次大戦後、外交政策の場および国際連盟において EU 統合が議題に上がったが、この欧州における平和構想の過程での EU 統合構想は、英、仏、蘭などの戦勝国の植民地の存在には手を触れず、これらの国々の既得権を前提として欧州各国の政治・外交・経済の協力関係を構築しようとするものであった。アジア・アフリカの植民地解放運動の動きを無視したヨーロッパ中心主義的世界観の現れでもあった。飯森氏による「戦間期日本における欧米交流団体の連携－団体設立と対外危機への対応から－」においては、同じく戦間期において、日本と欧州および米国との交流団体の設立と連携がどのようになされてきたか、とりわけ、日米協会、日仏会館、日本国際連盟協会について分析する。それぞれの団体が目指したアジア地域連携については、親英米的な国際主義的理想から、次第に、経済的な地域提携論や地域圏構想の発想を排除して、東アジアにおける日本の覇権を明確にした地域圏構想、すなわち後の大東亜共栄圏の論理へと転換していく方向性も、当初から種々雑多なメンバー構成のなかに芽生えていた状況も機関誌の紙面構成の分析等から見いだした。

以上の二論稿は、今日の地域統合が、国際社会（地球規模社会）との密接な関わりの中で、また他の地域統合との対等な相互関係において、オープンな形で進展して行くことがきわめて重要であることを示唆している。

（常磐大学 国際学部 教授）

研究論文

アナトール・フランスの思想と E U の実践との比較研究

— 超自然的原理 (アイデア、神…) から自然への回帰 —

土 居 守

La théorie d'Anatole France et la pratique d'U.E.

— **De la critique envers le principe surnaturel au retour à la nature** —

Résumé

Il y a plus de cent ans, Anatole France a prophétisé dans son roman l'union européenne. Dans cette union future, l'homme vit en pleine nature. Ce n'est ni l'homme primitif ni la nature primitive. En comprenant qu'il est une partie de la nature, l'homme civilisé retourne dans la nature.

L'homme civilisé est séparé de la nature par le principe surnaturel, c'est-à-dire, l'idée (Platon), le Dieu (christianisme), etc. Or, on ne les trouve nulle part, il ne lui reste plus que la nature, donc il faut retourner dans la nature. C'est la théorie de Nietzsche et d'Anatole France, et c'est aussi la pratique d'Union Européenne. Nous allons le démontrer dans cet essai.

mots-clés

Union Européenne, nature, principe surnaturel (idée, Dieu, etc.)

I. はじめに

常磐国際紀要第 12 号 (2008 年 3 月) において、われわれは以下の論文を執筆した。

「アナトール・フランスの小説『白き石の上にて』 試論—社会主義の理念はソ連ではなく EU において実現したのか?—」

1905 年に出版された『白き石の上にて』《Sur la pierre blanche》はキリスト教の過去および社会主義の未来を想像する二つの物語によって構成されており、その後者において西暦 2001 年にコレクティヴィズム (社会主義) によるヨーロッパ連合が成立することになっている。アナトール・フランス (1844 - 1924) は未来のヨーロッパ連合を基本的には肯定的に描いたが、「権力につい

たコレクティヴィズムは想像したものとはまったく違ったものになるだろう¹⁾と自ら描いた未来を自ら否定してもいる。権力についての社会主義（これはソ連を連想させる）をアナトール・フランスは肯定的に想像することはできなかったわけだが、この彼の予見はほぼ妥当であったと言えるだろう。

一方、コレクティヴィズム（社会主義）によるヨーロッパ連合という予見は、一見、見当違いのように思えるが、実はそうとも言えないのである。初期マルクスの社会主義思想に次のようなものがある。

「人間がその固有の力を社会的な力として認識し組織し、その社会的な力を政治的な力として自分から分離しないとき、人間的解放は完遂する」²⁾

EU 諸国はその固有の力を社会的な力として認識し組織し、その社会的な力を政治的な力として自分から分離してはいない。社会的な力をもつヨーロッパ連合があるのであって、政治的な力をもつ EU 本部とバラバラな諸国があるわけではない。したがって、EU には社会主義的な要素がある。また、コレクティヴィズムは Kommunismus と比較すれば、多元的、連合的な社会主義であったが、EU は明らかに多元的、連合的な組織である。

すなわち、アナトール・フランスの予見した未来のヨーロッパ連合も現在の EU も、社会主義的要素を活かした、多元的、連合的な組織なのである。したがって、コレクティヴィズム（社会主義）によるヨーロッパ連合というアナトール・フランスの予見をいちがいに見当違いとすることはできないのである。

コレクティヴィズム (collectivisme) は集団所有 (propriété collective) に由来し、土地や生産手段を集団所有、共有財産にしようという発想であるが、普通「集産主義」と訳される。フランスにおいてはアナキズムに近い意味で使われることが多かったが、マルクシズムに近い意味で使われることもあった。詳細については前述の拙論「アナトール・フランスの小説『白き石の上にて』試論—社会主義の理念はソ連ではなく EU において実現したのか?—」、さらにくわしくは拙著『ドレフュス事件とアナトール・フランス』(弘文堂)を参照されたい。

ところで、アナトール・フランスの描いた未来のヨーロッパ連合のなかでは、人々が自然を支配するのではなく自然と共生して生活している。この点においては、やはり社会主義の未来を描いたウィリアム・モリス (1834-1896) の『ユートピアだより』(1890) もまったく同様である。自然と共生すると言っても、原始の時代にもどるわけではない。文明を踏まえうえて、人間も自然の一部なのだという自覚をもって自然へと回帰するのである。

人間が自らを自然から切り離して来たから、自然への回帰が問題となる。人間は、どのようにして自己を自然から切り離して来たかと言えば、アイデアや神といった超自然的原理を設定することによってである。超自然的原理が疑わしくなれば、残るのは自然だけである。こうして、自然への

回帰が始まった。

社会主義的要素を活かした、多元的連合的ヨーロッパ、これはアナトール・フランスの思想であり、EUの実践であった。

超自然的原理（アイデア、神…）から自然への回帰、これはアナトール・フランスの思想であるが、同時にEUの実践でもあると思われる。それを論述することが本論文の目的である。

II. 超自然的原理の本質とその歴史的展開

木田 元著『反哲学入門』（2007）によれば、哲学とは「存在（するものの全体）とは何か」についてのある特定の考え方であり、そのように問うためには、自分が存在するものの全体の外に立つことが可能であると考えなければならない。存在するものの全体＝自然だとすれば、自分は超自然的存在であるか、もしくは、超自然的存在に関わることができる存在であると考えなければならない。

こうした思考法は西洋独自のものである。なぜなら、たとえば日本人のように自然のなかに包まれて生きていると感じて来た人たちには「存在するものの全体とは何か」というような問いはまったく無縁だったからである。

このような西洋哲学は、アイデアや神などの超自然的原理の設定、および、それによって形を与えられる物質的自然という考え方に直結することになる。こうした思考法はソクラテスに始まり近代に至るまでヨーロッパを支配するが、いわゆる「ソクラテス以前の思想家たち」はそのような考え方はしなかった。彼らにとって自然は制作のための材料（質料）、死せる物質ではなく、自ら生成する生命ある存在だった。

ソクラテス以前の哲学が自然に即した自然な哲学だとすれば、ソクラテス以後の哲学は超自然、反自然な哲学だと言えよう。そして、ソクラテス以後の反自然な哲学が単に哲学と呼ばれているわけだから、自然な哲学は「反哲学」ということになる。

19世紀になってドイツのニーチェ（1844-1900）が、ヨーロッパ文化の行き詰まりを前にして、その原因がソクラテス {470 (469) B.C. - 399B.C.} 以後の反自然な哲学（超自然的原理の設定と物質的自然観）にあると認識することになる。そして彼は『悲劇の誕生』（1872）を著し、ソクラテス以前の自ら生成する生きた自然への回帰を主張し、ディオニュソス（酒、陶酔と解放、自然一般の神）をその象徴としたのである。

「しかし、ソクラテス文化はすでに二つの側面からゆさぶられて、その不可謬性の王笏を、もはやふるえる手で、かろうじて握ることしかできなくなっている。第一の側面は、おのれの落ち行く末路をようやく予感しはじめたこの文化が、恐怖を感じはじめたことである。第二には、ソクラテス文化それ自体が、自身の基礎の永遠の妥当性を、もはや昔のように素朴な信頼感をもって、確信

してはいないということである」³⁾

「ディオニュソス的なものの魔力のもとでは、人間と人間とのあいだの結びつきがふたたび回復されるばかりではない。人間からへだてられてきた自然も、敵視され、あるいは押さえつけられてきた自然も、あらためて、その家出息子である人間と和解の祭典を祝うことになる。大地はみずからすすんでその贈り物をささげ、岩山や荒野の猛獣はこころなごやかに近寄ってくる。ディオニュソスの車は草花や花輪で埋められ、その軛をひいて豹や虎が歩む」⁴⁾

西洋哲学を貫く超自然的原理の代表は、プラトン（427B.C. - 347B.C.）の「アイデア」、アリストテレス（384B.C. - 322B.C.）の「純粹形相」、キリスト教の「神」、カント（1724 - 1804）の「理性」、ヘーゲル（1770 - 1831）の「精神」である⁵⁾。プラトンにおいては、真の实在である「アイデア」を型取って世界が形成され、キリスト教においては、究極のアイデア（善のアイデア）に「神」を当てはめて、神が世界を創造したとされた。カントの「理性」は限定つきながら自然界（現象界）を形成し、ヘーゲルの「精神」は歴史的世界を形成する。

こうした超自然的原理、および、それと対になった物質的自然観を批判して、自ら生成する生きた自然への回帰を主張したのはニーチェであるが、アナトール・フランスもこの点ではまったく同様なのである。

アナトール・フランスは、フランス革命を舞台とする小説『神々は渴く』《Les dieux ont soif》（1912）において、超自然的原理とそれに基づく作る論理を否定しているのである。

Ⅲ. アナトール・フランスの『神々は渴く』における超自然的原理の否定

(1) フランス革命における超自然的原理（神々となった革命家）

フランス革命を描いたこの小説の主人公エヴァリスト・ガムランは貧しい青年画家であったが、ふとしたことから革命裁判所の陪審員になる。彼は革命を遂行し、「自由・平等・友愛」に基づく共和国をつくるために懸命になって働く。しかし、そうした彼の行為は、ジャコバン独裁政治のもと、やがてただ一つの行為に収斂される。彼はすべての被告を厳しく断罪し、ギロチン台に送ることになるのである。こうして彼は多量の死を生みだすようになるが、やがてテルミドールのクーデタが起きると立場が逆転する。今度は彼自身が被告となって、ギロチン台に送られて行くのである。

ガムランも最初のうちは良識ある判決を下し、被告を無罪にすることもあったのである。しかし、革命の敵の疑いのある者は次から次へと出現し、より迅速な裁判が求められるようになる。そのためプレリアル法が公布され、極度に簡略化された裁判、予審も尋問もなく、証人も弁護人もいない裁判が行われるようになる。

陪審員は時間をかけた事実の解明によってではなく、瞬間的な啓示によって判断するのである。

「保証と用心の一切が失われた後では、公正な心の動きがすべてを救うのだ。…心で裁かなければならない。そして、ガムランはジャン・ジャックの霊に祈りを捧げるのだった。『有徳の士よ、人間愛とともに人間再生の熱情を我に与えよ!』

…彼らは、人は悪意なしには自分たちと異なる考え方をしないとだったので、ただ被告の意見を調べるだけだった。彼らは真理と叡知と至高の善をもっていると自認したので、誤謬と悪意はすべて相手にあると信じたのである。彼らは自己を強力なものだと感じた。彼らは神を見た。

革命裁判所の陪審員たちは、神を見た。ロベスピエールの認めた至高存在が、その炎で彼らを包みこんだのだ。彼らは愛した。彼らは信じた」⁶⁾

人間エヴァリスト・ガムランは誤りを犯し得る。しかし、「真理と叡知と至高の善」をもつ陪審員が誤りを犯すことは不可能である。こうして、誤りを免れ得ない人間性から解放されて、陪審員たちは神のごとき存在となった。

(2) 神々の精神的指導者、ルソー

ガムランがその霊に呼びかけたジャン・ジャック・ルソーだが、彼は『社会契約論』のなかで次のように述べている。

「諸国民に適する最高の社会規則を発見するためには、最高の知性が必要であろう。その知性は人間のあらゆる熱情を知っているのだが、そのいずれにも動かされず、我々の本性と何らかかわるところはないのだが、それを知りつくしている。その幸福は我々とは無関係なのだが、それでもわれわれの幸福をよく配慮しようとする。そして、最後に、そうした知性は、時の歩みにつれて遠い未来の栄光を準備しながら、一つの世紀において働き、後の世紀において享受しうるのである。人間に法律を与えるためには、神々が必要であろう」⁷⁾

「一つの人民に制度を与えようとあえて企てるほどの人（立法者）は、いわば、人間性を変える力をもつと確信できる人であるべきだ」⁸⁾

ルソーは、立法者を人間性から解放された神のごとき存在にしたのである。

人間性を変える力をもつ立法者は、新しき人間をつくることになる。そのさい、神のごとき立法者がつくる新しき人間も、神々の性質を分けもつことになるのである。ルソーの精神的弟子であったロベスピエールは、まさしく、この神のごとき立法者であり、彼が至高存在を認めるのは必然のなりゆきである。また、いわば、彼によって生まれ変わったガムランも神々の性質を分けもつたのである。

こうして、神々という超自然的原理となったガムランは、自己に型取って新しい人間をつくらうとするのである。

(3) 「自由・平等・友愛」は超自然的原理

フランス革命のスローガン、「自由・平等・友愛」も超自然的原理なのだとさえよう。なぜなら、自然のなかにも社会のなかにも、「自由」も「平等」も存在しないからである。「自由・平等・友愛」と三つそろふことは、まさしく、超自然以外の何物でもない。この点に関してゲーテ（1749 - 1832）は、その『格言と反省』のなかで次のように述べている。

「立法者にしろ革命家にしろ、平等と自由とを同時に約束する者は、空想家にあらずんば山師だ」⁹⁾
念のために言っておけば、ロベスピエールやガムランは、もちろん、山師ではなく空想家であった。

フランス革命は、神々という超自然的原理によって新しい人間をつくり、「自由・平等・友愛」という超自然的原理によって新しい世界をつくらうとしたのである。

もちろん、再び念のために言っておけば、フランス革命は、市場（目的）に合わなくなった政府（手段）を交替させたブルジョワ革命であった。

超自然的原理、それによって作られる新しい世界（作る論理）、材料としての物質的自然、ソクラテスからヘーゲルに至るこうした超自然（反自然）な哲学に対して、アナトール・フランスは、ニーチェと同様に異を唱えているのである。ニーチェはさらに、自ら生成する（成る論理）生きた自然への回帰を主張し、ディオニュソスをその象徴としたが、アナトール・フランスもまた、次に述べる小説『天使の反抗』《La révolte des anges》（1914）において同様な主張を展開したのである。

IV. アナトール・フランスの『天使の反抗』における自然への回帰

『天使の反抗』はアナトール・フランス最後の長編小説である。典型的なブルジョワ青年モーリスの守護天使アルカードは、万卷の書を読んで真理に目ざめ、信仰を失い、地上に降りて神に対する闘いを試みる。すでに地上には多くの墮天使たちがいて、彼らはその個性に応じてドンファンのアナーキストであったり、実業家であったりする。新参者のアルカードが彼らと繰り広げるドタバタ劇に、守護天使を失ったモーリス青年も参加する。

モーリスは自分の守護天使であったアルカードの身を案じ、何かと世話をし、立場を代えて自分がアルカードの守護天使になると宣言する。そのアルカードはモーリスの愛人と関係をもち、このもちつもたれつのアルカードとモーリスのコンビは決闘まですることになる。

物語の筋としては、これは喜劇以外の何物でもない。しかし、墮天使の一人、今は園芸家の老ネクターがアルカードに語る世界の歴史は、決して喜劇とは言えない。

第一天使のルシフェルは世界が生まれる前に神と闘い、敗れて地上に降りサタンとなる。彼は惨めな境遇にあった人間たちに同情し、彼らに牧畜や農業を教え、彼らがあまり飢えに苦しまなくなると美を愛することを教えた。さらに彼はブドウの栽培とブドウ酒をつくることを教え、やがて

ディオニュソスと呼ばれるようになり、世界をかけめぐる¹⁰⁾。

最初からルシフェルに従った第四天使のアラシエルは、サテュロスに身を変え、ディオニュソスに同行する。

「ディオニュソスは世界中に勝利の行進を続けていた。私は彼とともにリディア、フリギアの野原、燃えるようなペルシアの平原、霜柱の立つメディア、恵まれたアラビア、豊かな町が海に洗われている繁栄したアジアを横切った。彼は獅子と山猫をつないだ戦車に乗り、彼の密儀のために考え出されたフルート、シンバル、ドラムの音とともに進んで行った。ディオニュソスの巫女のバッカント、ティヤード、メナドたちは斑点模様の鹿皮を身につけ、キヅタを巻きつけたテュルソスを振っていた。彼の後ろには、サテュロス、シレノス、パン、ケンタウロスたちが続き、私とその陽気な一団を率いていた。彼が進む大地からは花が咲き、果実が実り、そのテュルソスで大地を打つと清冽な泉がわき出るのだった」¹¹⁾

ディオニュソスは人々の素朴な信仰を集めたが、やがてローマ人の間に、そしてローマに侵入したゲルマン人の間にキリスト教が広まっていった。戦乱が続き、ディオニュソスたちは勢力を失ったが、彼らが失った勢力を取り戻し、人間たちが美と喜びを再び味わうこともあった。ルネサンスや「理性の世紀」、「哲学の世紀」と呼ばれる時代もあったのだが、その度に宗教改革やフランス革命が起り、結果的にキリスト教の神に都合のよい状況が作り出されてしまった¹²⁾。

戦乱は絶えることなく、アラシエル（サテュロス）は、園芸家ネクテールとなり、ディオニュソスが再び地上に美と喜びをもたらす日々を待っている。

アナトール・フランスは『神々は渴く』において、神々（超自然的原理）によって新しい人間がつくられることを、そして、「自由・平等・友愛」（超自然的原理）によって新しい世界がつくられることに疑問を呈した。彼は『天使の反抗』においては、キリスト教の神が世界をつくったことを否定し、ディオニュソスが象徴する生きた自然への回帰を主張したのである。

「私（アラシエル）は知った。存在するものはすべてそれ自身によって存在するのであって、決してヤハウェの気まぐれによるものではないことを。世界はそれ自身が自らの創造者であることを…」¹³⁾

「自然を観察しよう。強い熱意と不屈の念願でそれを探求しよう。その無限の大きさと無限の小ささを見抜くことに努めよう。自然がいつ豊かに実を結び、いつ不毛となるのかを知ろう」¹⁴⁾

「ディオニュソスが進む大地からは花が咲き、果実が実り、そのテュルソスで大地を打つと清冽な泉がわき出るのであった」¹⁵⁾

この自然への回帰、自然の尊重は、EUの存立の基盤の一つなのである。

V. EU における自然の権利の尊重

(1) 超自然は反自然

西洋哲学を貫く超自然的原理の代表はアイデア、神、理性、精神などであった。プラトンにおいては真の実在であるアイデアを型取って世界が形成され、キリスト教においては究極のアイデア（善のアイデア）に神を当てはめて、神が世界を創造したとされた。カントの理性は条件つきながら自然界（現象界）を形成し、ヘーゲルの精神は歴史的世界を形成するとされた。このことに関連し、ハイデッカー（1889-1976）は次のように述べている。

「超自然的思考様式はヘーゲルのもとで理論として完成され、以後は技術として猛威をふるうことになる」¹⁶⁾

このハイデッカーの言葉は以下のようなことを意味する。

プラトンにおいては、自然は、アイデア（超自然的原理）によって形を与えられ制作される単なる材料、すなわち、物質的自然になってしまう。

上記の文章のプラトンをそれぞれキリスト教、カント、ヘーゲルに代えれば、アイデアはそれぞれ神、理性、精神となる。さらに、プラトンを啓蒙主義に代えれば、アイデアは科学となるだろう。産業革命から現代に至るまでを特に視野に入れば、次のような文章になる。

自然は、科学技術によって形を与えられ、人間の利益のために利用される単なる材料にすぎない。

そして、無制限の科学技術は無制限の自然開発に至り、まさしく、ハイデッカーの指摘のとおり猛威をふるっているのである。超自然的原理と死せる物質的自然観は、環境破壊の淵源とまで言えそうである。

(2) EU における自然環境の保護

超自然的原理と物質的自然観への批判、および、自ら生成する生きた自然への回帰はニーチェの思想であり、アナトール・フランスの思想でもあるのだが、これはまた、EU の実践でもある。

あの大部の EU 憲法草案には、神に対する言及がひとつもない¹⁷⁾。

そして、生きた自然への回帰は当然、地球環境の保護につながる。

「EU は地球環境に対する人間の責任を政治理念の中心に据えて強調した、史上初の統治機関だ」¹⁸⁾

EU はたとえば、自社の化学製品の安全性を証明することを企業に義務づけ、環境汚染を予防している。一方、多くの国々では、環境汚染が起きてしまったから、ある化学製品が有害であることの立証責任を消費者や政府に負わせている。したがって、立証できないうちは環境汚染が続くことになる¹⁹⁾。

EUはまた、アメリカとは異なり、環境保護に関する多くの条約や協定（京都議定書、生物多様性条約など）を積極的に支持している。

「アメリカ人がもっとも熱心な支持者となっているヨーロッパの啓蒙主義の伝統は、自然を制する力を重視する。アメリカ人は概して自然を、生産的な目的のために利用されるのを待つ有用な資源の宝庫と見ている。ヨーロッパ人もアメリカの功利主義的な見方をもってはいるが、彼らにはアメリカではあまり目立たない別の感覚もある。すなわち、自然本来の価値に対する愛だ。これは田園を思うヨーロッパ人の気持ちや、政府の特別助成金を使ったり商業の発展を抑えたりしてまで自然の景観を守ろうとする決意に見受けられる。質の高い生活を目指すヨーロッパ人の夢の中で自然は大きな位置を占めている」²⁰⁾

(3) 共生関係（自然およびEUの本質）

自然においてはすべてがつながっている。自然は無数の共生関係から成り、その一部が損なわれれば、必ずほかのすべてに影響を与える。孤立して存在するものは何もなく、すべては他者との関係のなかに、ネットワークのなかに存在する。そして、他者との関係のなかに、ネットワークのなかに存在することこそ、EUの統治機関としての本質なのである。

「今、新しい科学が誕生しようとしている。実践上の原則や前提がネットワーク思考と適合性の高い、第二の啓蒙主義だ。旧来の科学は分離、獲得、解体、還元が特徴だったが、新しい科学の特徴は関与、補充、統合、全体論だ。旧来の科学は自然を物として見るが、新しい科学は関係として捉える。旧来の科学は自然を生産力に変えることに躍起になるが、新しい科学は自然を持続可能にすることに力を尽くす。旧来の科学は自然を支配する力を求めてきたが、新しい科学は自然との協力関係を求める。旧来の科学は自然からの独立を重視してきたが、新しい科学は再び自然に加わることを重視する」²¹⁾

EUが第二の啓蒙主義を迎えるに当たって、生きた自然への回帰に当たって、他国に一步先んじていることは確かなようである。

自然の権利の尊重のなかには、動物の権利や人間の権利の尊重も含まれるが、超自然的原理のもとでは、自然の権利と同様、人間の権利も尊重されない可能性がある。EUは人権の尊重においても、他国の一步先を行っているようである。

VI. EUにおける人権の尊重

(1) 超自然（反自然）が反人間になる可能性

前述したように、フランス革命は神々という超自然的原理によって新しい人間をつくり。「自由・

平等・友愛」という超自然的原理によって新しい世界をつくらうとしたものであった。その際、古い世界は神々が新しい世界をつくるための材料、すなわち、死せる物質とみなされる。神々はまた、古い人間を新しい人間につくり変えようとするが、神々の意識のなかでは、古い人間は新しい人間をつくる材料としてのみ存在価値がある。新しい人間になれない（再生できない）人間には価値はなく、神々（ロベスピエールやマラーなどの人間）から見れば、彼らは殺されて当然ということになる。もともと、死せる物質のようなものだから、殺すという意識すら希薄なのであろう。

「フランス革命の狂気は、徳を現世に樹立しようとしたことにある。人間を善良に賢明に、そして自由に穏健に寛大にしようと思えば、人間をすべて殺したくなる思いに必然的にかられるものである。ロベスピエールは徳を信じていた。したがって、彼は恐怖時代をつくった。マラーは正義を信じていた。したがって、彼は 20 万人の首を求めたのである」²²⁾

宗教であれ政治であれ、超自然的原理のもとでは人権は尊重されないことが起こりうるが、人権こそ EU 存立の基盤なのである。

たとえば、EU は死刑廃止を EU 加盟の条件としているが、その条件を必然とするだけの歴史がヨーロッパにはあるのである。

「ヨーロッパ人は二十世紀を通して、国家による殺戮や破壊をあまりにも多く、じかに経験してきたので、人間を死刑にする正式な権力を国家が保持するという発想に嫌悪感を覚えるのだ。幕を閉じたばかりの二十世紀には、一億八千七百万を超える人間が殺され、その多くがヨーロッパで命を奪われた。ヨーロッパ人にとって死刑とは、彼らの歴史の暗い側面、つまり戦場や、ナチスのアウシュヴィッツからソ連のゲーラーグまで、各地に点在する強制収容所で、国家が幾度となく無数の人間の死を命じていた時代を思いださせるものなのだ」²³⁾

殺戮や破壊は、超自然的原理のもとに行われるときは、いっそう激しく広範囲なものになる。アナトール・フランスは『神々は渴く』においてその一例を示し、『天使の反抗』においてその克服の可能性を示唆したのである。

(2) EU における人権（および自然の権利）の尊重

またアナトール・フランスは、小説『白き石の上にて』において、未来のヨーロッパ連合を予見し、そこでは「人間は人間を尊重するようになった」²⁴⁾と述べている。そして、実際に誕生した EU も人権の尊重をその基盤とし、しかも統治機関として初めて法的強制力をもって基本的人権を保障しているのである。

「EU 加盟国は、普遍的人権を定めた包括的文書である欧州人権条約の規定による拘束を受ける」²⁵⁾

第一の啓蒙主義においては、自然は、科学技術によって形を与えられ人間の利益のために利用される単なる材料にすぎなかった。アメリカン・ドリームは、今日でもそれが健在だと信じる人は

いるにせよ、実際には無尽蔵の自然に恵まれているように思われたアメリカ開拓時代の夢であり、第一の啓蒙主義が生んだ夢であった。

第二の啓蒙主義においては、人は自然を一方向的に利用するのではなく、自ら生成する生きた自然と改めて共生関係を結び、自然の権利と自然の一部である人間の権利とを尊重する。ヨーロッパ人・ドリームは第二の啓蒙主義によって生まれたばかりの夢なのである。

「ヨーロッパ人は今、新しい夢をもっている。彼らにとって過去のものとなった夢より包括的なその夢は、充実した生活を送る、互いの文化を尊重する、自然界とのあいだに持続的な関係を築く、人間どうし平和に暮らす、というものだ。普遍的な権利は新しいヨーロッパ人・ドリームの法的な現れであり、ヨーロッパ人・ドリームと普遍的な権利はふたつでひとつなのだ。ヨーロッパ人・ドリームは切なる願い、普遍的な権利はヨーロッパ人の将来の望みをかなえるための行動規範と言える」²⁶⁾

自然の権利および人間の権利の尊重において、EUが他国に一步先んじていることは確かである。

ところで、アナトール・フランスの小説『天使の反抗』は、生きた自然への回帰を示唆するものであり、それはEUの実践でもあった。アナトール・フランスの思想とEUの実践が関連したわけだが、両者にはもうひとつ別の関連も存在するのである。

VII. アナトール・フランスとEU — 仏教的なるものをめぐって —

(1) ディオニュソスにおける煩惱の自覚

『天使の反抗』は物語の筋としては奇想天外の喜劇だが、そのなかで、人間と自然の友となったディオニュソスやサテュロスが歩む世界の歴史が雄大壮麗に語られる。そして、物語の最後に、サタン（ディオニュソス）は格調高くその決心を述べるのである。

「天を征服するのは止そう。その力があるだけで充分だ。戦争は戦争を生み、勝利は敗北を生む。敗れた神はサタンとなり、勝ったサタンは神となるだろう、なるべくはこの恐ろしい運命から逃れたい。私は私の天分を育ててくれた地獄を愛する。私が何らかの善をなしたこの地上を愛する。(生物が殺戮によってしか生きられない、この恐ろしい世界で何らかの善をなしようとすればだが)。我々の力によって、今年年老いた神は地上の勢力を失い、地球上でおよそものを考える者は神を軽蔑し、あるいは神を知らない。しかし、人間たちがもはやイアルダポート(神)に従わなくても、その精神が人間たちのなかにあったとしたら何になるろう。人間が、彼にならって、嫉妬深く横暴で、争いを好み貪欲で、芸術や美の敵であったとしたら、一体何になるろう。彼らが凶暴なデミウルゴス(造物主)を捨て去っても、あらゆる真理を教える彼らの友なる魔神、ディオニュソスやアポロンやムーサたちに耳を傾けなければ何になるろう。そして、天の精霊、卓越した魔神たる

我々としては、我々の内なる無知と恐怖を打ち破るならば、我々の暴君イアルダボートを打ち破ったことになるのだ。

ネクテール、世界が生まれる前に、君は私と一緒に闘ったな。我々が敗れたのは、勝利は精神にあり、攻め破るべきイアルダボートは我々の内に、我々の内のみにあることを悟らなかつたからだ」²⁷⁾

このサタン（ディオニュソス）の言葉には仏教的な響きがある。なぜなら、仏教は、世界の苦の原因は人間の心の中の欲望だと考えて、その欲望の深さ、すなわち、煩惱（心の闇）を凝視し反省するところがあるからである。

「暗い闇の心の凝視、それが仏教に、キリスト教以上の深みを与える思想的特質なのです」²⁸⁾

(2) EU の意識は東洋（仏教）の意識に近づいた

アナトール・フランスの相対主義的な考え方には、仏教的と言えるものがある。

仏教は真理の多様性を認めて来たが、ヨーロッパ（EU）もまたその方向にある。

仏教は、自然のなかにおける、生きとし生けるものの共生と相互の関係を重視する教えである。

ヨーロッパ（EU）は、超自然的原理によって自然を作り代えることよりも、自然と共生することを旨とするようになり、また事物、人間、国そのものよりも、事物と事物、人間と人間、国と国との関係を重視する傾向にある。

ヨーロッパの考え方は、東洋（仏教）の考え方に似て来たようである。

『人は自分が埋め込まれた関係から独立した自己の存在を信じなくなり…その結果、西洋の歴史では過去数百年にわたり個人的な自己が占領していた主役の座に、さまざまな関係を据えるようになる』…西洋の意識の感覚は、今日の状態に至った経緯は異なるものの、アジアの意識に似ている」²⁹⁾

アナトール・フランスと EU の関連を考察するにあたって、「仏教的なるもの」がひとつのテーマとなろう。

Ⅷ. おわりに—「超自然的原理・革命・労苦」に対して「自然・反抗・祭礼」なのか？—

超自然的原理、それによって作られる新しい世界、（作る論理）、材料としての物質的自然、こうした超自然（反自然）な哲学がソクラテスからヘーゲルに至るまで西洋哲学を支配した。ニーチェは「神は死んだ」と言って超自然的原理を批判し、自ら生成する（成る論理）生きた自然への回帰を主張した。ニーチェは超自然な哲学を批判し、自然な哲学を主張したことになるが、いわゆるソクラテス以前の思想家たちの哲学も自然な哲学であった。ソクラテスからヘーゲルに至る反自然

な哲学が単に哲学と呼ばれているわけだから、ニーチェ以後（およびソクラテス以前）の自然な哲学は「反哲学」ということになる。木田 元著『反哲学入門』には、大体以上のような説明がなされている。

学者であるニーチェは、『悲劇の誕生』というエッセーの形でその反哲学を披露したが、作家であるアナトール・フランスは『神々は渴く』および『天使の反抗』という二つの小説の形でニーチェと同様の反哲学を表明した。前者において超自然的原理とそれに基づく作る論理を批判し、後者において自ら生成する（成る論理）生きた自然への回帰を主張した³⁰⁾。

ただ、ここで念のために指摘しておけば、アナトール・フランスは超自然的原理に基づく行為の行き過ぎを批判したのであって、神や宗教そのものを全否定したわけではない。

「人間にその存在理由と究極の目的を教えるのは、さまざまな宗教の力であり、慈愛である」³¹⁾

宗教がなければ文明はない、これは事実であろう。キリスト教がなければ西欧文明はなく、イスラム教がなければアラブ文明はない。仏教や儒教がなければ、中国文明や日本文明もないだろう。

超自然的原理はアイデア（プラトン）、神（キリスト教）、理性（カント）、精神（ヘーゲル）と続いて、その後に科学技術が登場したようである。科学技術万能主義は確かに環境破壊をもたらしたが、科学技術がなければ、今日、われわれの生活が不可能であることは言うまでもない。

生きた自然への回帰、自然の権利の尊重はニーチェやアナトール・フランスの思想であるが、それは同時に EU の実践でもある。

超自然的原理のもとでは人権は尊重されない可能性があり、アナトール・フランスは『神々は渴く』においてそれを批判した。人権の尊重はアナトール・フランスの思想であるが、それは同時に EU の実践でもある。

『天使の反抗』をしめくくるサタン（ディオニュソス）の言葉には仏教的な響きがあるが、真理の多様性、自然との共生、相互の関係の重視など、EU の考え方は東洋的（仏教的）な考え方に似て来たところがある。

ところで、『神々は渴く』と『天使の反抗』には超自然的原理の批判から生きた自然への回帰という図式のほかに、もうひとつの図式がある。「革命」から「反抗」という図式である。

後にアルベール・カミュ（1913-1960）が『反抗的人間』³²⁾（1951）を著し、マルクシストのジャン・ポール・サルトル（1905-1980）がそれに反論し、両者の間に「革命か反抗か」という大論争が起きるといった事件があったが、アナトール・フランスの思想はその先駆けとなるものであった。

一方の側に「超自然的原理」と「革命」があり、もう一方の側に「自然」と「反抗」があるようである。「自然」と「反抗」の関係を検討する必要があるだろう。

『天使の反抗』の最後に、サタン（ディオニュソス）は次のように述べている。

人間たちが神を捨て去っても、あらゆる真理を教える彼らの友なる魔神、ディオニュソスやアポロンやムーサたちに耳を傾けなければ何になろう。

この言葉は、同じくディオニュソス、アポロン、ムーサたちが並んで出てくる、プラトンの『法律』のなかの次の一節を連想させる。

「だが神々は、労苦をになって生まれついた人間の種族を憐れみ、その労苦からの休息となるように、神々への祭礼という気晴らしを定めてくれました。さらにまた神々は、ムウサたち（音楽・芸術の神）とその指揮者アポロン、およびディオニュソスを、祭礼を矯正する目的をかねた同伴者としてあたえられるとともに、その神々と一緒になって行なう祭礼において生じる、心の糧をもあたえられたのです」³³⁾

検討すべきは、「反抗」と「祭礼」の関係であろうか。

「自然」、「反抗」、「祭礼」、「仏教的なるもの」、これら相互の関係を念頭に、アナトール・フランスの思想と EU の実践の関連を研究することが、これからのテーマとなろう。並びに、この「仏教的なるもの」がヘレニズムとどう関係するのか、これもまた大きな研究課題であろう。

註

- 1) France, Anatole 《Sur la pierre blanche, Œuvres III》, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1991, p.1129
- 2) マルクス、カール 城塚登訳、『ユダヤ人問題によせて ヘーゲル法哲学批判序説』、岩波文庫、1978、p.53
- 3) ニーチェ 西尾幹二訳、『悲劇の誕生 世界の名著 46』、中央公論社、1966、pp.559-560
- 4) ニーチェ、ibid. p.459
- 5) 木田 元、『反哲学入門』、新潮社、2007、p.35
- 6) France, Anatole 《Les dieux ont soif, Œuvres IV》, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1994, p.593
- 7) Rousseau 《Du contrat social, Œuvres III》, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1991, p.381
- 8) Rousseau, ibid. p.381
- 9) ゲーテ 高橋健二編訳、『ゲーテ格言集』、新潮文庫、2005、p.151
- 10) バーバラ・ウォーカー著『神話・伝承事典』にしたがって、ルシフェル、サタン、ディオニュソスについて略述すれば以下ようになる。

ルシフェルは「光をもたらす者」の意のラテン語で、「明けの明星」の神の称号。彼は自分

より高位の太陽神と闘って敗北し、天界から稲妻のように投げ落とされた。ルシフェルはまた「不死のヘビで稲妻の父」にあたる「サタ」の姿になって天下り、地下の冥界に入って行った、という言い方もされる。

「わたしは、サタンが稲妻のように天から落ちるのを見ていた」(『ルカによる福音書 10:18』)

このイエスの言葉から分かるように、サタのヘブライ名サタンとルシフェルのイメージがひとつに融合したのである。

ゲノーシス派のキリスト教徒たちは、ルシフェルのもたらす「光」こそが真の意味での啓蒙であり、ルシフェルは、ゼウスに逆らって人間に「火」を与えてくれたプロメテウスと同じように、神の意志に逆らって人間に知恵の「光」を与えてくれたと主張した。(アダムとイヴに知恵の木の実を食べさせたヘビはルシフェルである)

このような考え方からすれば、ルシフェルは多くの場合、地上の事柄に関しては神よりも力があることになり、ドイツの神秘主義的説教家エックハルトは、ルシフェルは「完全に純粋な知性の持ち主」とであると主張した。

イエスの言葉から判断すれば、まずルシフェルとサタンが同一ということになる。キリスト教は後に異教的なものをすべて悪魔的であるとしたから、次に異教の神ディオニュソスとサタンが重なることになった。

したがって、ルシフェル、サタン、ディオニュソスが重なることになり、先のルシフェルに関する記述から、次のように言うことが可能となる。

ルシフェル、サタン、ディオニュソスは人間に知恵の「光」をもたらしした。

ルシフェル、サタン、ディオニュソスは、多くの場合、地上の事柄に関しては神よりも力がある。

ルシフェル、サタン、ディオニュソスは、完全に純粋な知性の持ち主である。

11) France, Anatole 《La révolte des anges, ŒuvresIV》, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1994, p.743

12) 宗教改革の前までには、キリスト教の神も当初の厳しさを和らげ、追放されていた異教の神々ももどって来て、地上は再び美と喜びを知り始めた。しかし、ルターやカルヴァンが再生しつつある異教に抗して立ち上がり、美と喜びを追放して、キリスト教の神を再びもとの姿にもどってしまった。

フランス革命に際し、神は最初のうちは迫害されたが、恐怖政治に至ると至高存在の名のもとに崇められ、結局は秩序と治安と身分財産の安全を代表しているように思われ、神に都合のよいことになった。

- 13) France, Anatole *ibid.* p.735
- 14) France, Anatole *ibid.* p.739
- 15) France, Anatole *ibid.* p.743
- 16) 木田 元、『反哲学入門』、新潮社、2007、p.161
- 17) リフキン、ジェレミー、柴田裕之訳、『ヨーロッパ・ドリーム』、NHK 出版、2006、p.275
- 18) リフキン、ジェレミー *ibid.* p.421
- 19) リフキン、ジェレミー *ibid.* p.418
- 20) リフキン、ジェレミー *ibid.* p.430
- 21) リフキン、ジェレミー *ibid.* p.441
- 22) France, Anatole «Les opinions de M.Jérôme Coignard, Œuvres II », Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1987, p.217
- 23) リフキン、ジェレミー *ibid.* p.369
- 24) France, Anatole «Sur la pierre blanche, Œuvres III », Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1991, p.1125
- 25) リフキン、ジェレミー *ibid.* p.359
- 26) リフキン、ジェレミー *ibid.* p.361
- 27) France, Anatole «La révolte des anges, Œuvres IV », Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1994, p.838
- 28) 増谷文雄・梅原猛、『知恵と慈悲、仏教の思想 1』、角川ソフィア文庫、2007、p.317
- 29) リフキン、ジェレミー *ibid.* p.490
- 30) キリスト教も社会主義も超自然的原理によって新しい世界を作ったと思われるが、アナトール・フランスは両者とも「作る論理」よりは「成る論理」によって成立すると考えているふしがある。キリスト教が異教に似通ったものになり、異教もキリスト教に似通ったものになって初めてキリスト教は異教に取って代わることができた。同様に、社会主義（コレクティヴィズム）が人々の慣習に適合し、人々の慣習もコレクティヴィズムに適合して初めてコレクティヴィズムは実現できた。
France, Anatole «Sur la pierre blanche, Œuvres III », Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1991, p.1073 p.1115
- 31) France, Anatole « Le jardin d'Épicure, Œuvres complètes illustrées IX », Calmann-Lévy Éditeurs, 1927, p.424
- 32) カミュの『反抗的人間』から本論文に関係の深い記述を二つだけ紹介する。
「マルクスにとっては、歴史に従うために自然は征服すべきものであり、ニーチェにとっては、

歴史を征服するため自然は従うべきものである」

カミュ、アルベール 佐藤朔 白井浩司訳、『反抗的人間、カミュ全集6』、新潮社、1973、p.74
「ルソーは良識を少なからず持っていたので、『社会契約論』の社会は神々にしか適応しないことをはっきりと見抜いていた。彼の後継者はそれを文字どおりにうけとって、人間の神性の確立につとめた」

カミュ、アルベール ibid. p.118

- 33) プラトン、森進一、池田美恵、加来彰俊訳、『法律、全集13』、岩波書店、1993、p.120、653D

文献一覧

- (1) カミュ、アルベール 佐藤朔 白井浩司訳、『反抗的人間、カミュ全集6』、新潮社、1973
- (2) 土居守、『ドレフュス事件とアナートル・フランス』、弘文堂、2002
- (3) France, Anatole 《La révolte des anges, Œuvres IV》, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1994
- (4) France, Anatole 《Le jardin d'Épicure, Œuvres complètes illustrées IX》, Calmann-Lévy Éditeurs, 1927
- (5) France, Anatole 《Les dieux ont soif, Œuvres IV》, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1994
- (6) France, Anatole 《Les opinions de M.Jérôme Coignard, Œuvres II》, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1987
- (7) France, Anatole 《Sur la pierre blanche, Œuvres III》, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1991
- (8) ゲーテ、高橋健二編訳、『ゲーテ格言集』、新潮文庫、2005
- (9) 木田元、『反哲学入門』、新潮社、2007
- (10) 増谷文雄 梅原猛、『知恵と慈悲、仏教の思想1』、角川ソフィア文庫、2007
- (11) マルクス、カール 城塚登訳、『ユダヤ人問題によせて ヘーゲル法哲学批判序説』 岩波文庫、1978
- (12) ニーチェ、西尾幹二訳、『悲劇の誕生、世界の名著46』、中央公論社、1966
- (13) プラトン、森進一、池田美恵、加来彰俊訳、『法律、全集13』、岩波書店、1993
- (14) リフキン、ジェレミー 柴田裕之訳、『ヨーロッパ・ドリーム』、NHK出版、2006
- (15) Rousseau, 《Du contrat social, Œuvres III》, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1991
- (16) ウォーカー、バーバラ 山下主一郎主幹 青木義孝他訳、『神話・伝承事典』、大修館書店、1998

(常磐大学 国際学部 教授)

研究論文

文明と成存態 (Consistances)

— B.Stiegler と新ヨーロッパ構想 —

中 田 光 雄

CIVILISATION et CONSISTANCES

— B.Stiegler et <Constituer l'Europe> —

Résumé

Constituer l'Europe Union, on y trouve au moins deux significations philosophiques et historico-civilisationnelles. L'un: là surgit une sorte de tournant praxiologique des pensées philosophiques qui ont été caractérisées au XX^e siècle par ce tournant ontologique. L'autre: là se déploie une grande échelle de transition historiques que les historiens appelleraient celle de la troisième ère de la civilisation à la quatrième. Nous analyserons voici les pensées de B.Stiegler de l'Europe et de l'Europe Union. La question principale est: comment critique-t-il, B.Stiegler, notre société hyper-industrielle pour y réaliser une nouvelle Europe par le moyen de la révolution capitaliste cognitivo-informationnelle...?

EU (ヨーロッパ連合) は、政治、社会、経済、軍事... 問題であると同時に、最終的には、哲学(史)と文明(史)の問題である。現代哲学は近代哲学の限界をその存在論的転回によって克服するとともに、いま、新たな実践論的転回の段階に入りつつある。他方、目下進行中のEU構想は、ヨーロッパ文明の再構築の企てであるとともに、文明史学のいう人類文明史の第四期時代の創出と建設の営みの前衛でもありうる。政治や経済の分野からの数多いEU論に加えて、われわれはしたがって哲学(史)と文明(史)の分野からEU問題にアプローチする必要があるが、ここではB.スティグレルの近現代文明批判とその克服の試みとしての新ヨーロッパ構想を検討する。

(なお、本稿はこの特集を企画したEU研究会の一作業として執筆されたが、紙幅過大となったため、ここでは紀要内規に則り、数章のみを、題名も変え、独立論稿のかたちに再編して、投稿させて頂く。基礎論的考察の全三章である。)

☆ ☆ ☆

人類は自然存在としては欠損動物 (néoténie) (CE II.82, 他)^(後注1) としてのその「欠損性」(défaut) を、精神や思考や自由によって補完し、精神と物象 (もしくは自然) の複合態^(後注2) としての技術・テクノロジーという「第三種」存在なる「生成態」(devenir) を創成・形成しながら存続してきた。永遠不変の存在 (Être) とはいえないこの時間的な生成態の存在を仏語で《il y a》(MD III.56, CE I.122, cf. CE I.16, 他)^(後注3) と呼ぶとすれば、この《il y a》は、スティグレールの見るところ、三つの相 (plans. 層、次元) (RM. 99, CE I.47, 50~51, 125, 他) のダイナミックな絡み合いとして、あるいはそれらの総-成・協-成 (com-position) (MD I.203, TT I.151, 他) として、展開している。「生存態」(subsistance) と「実存態」(existence) と「成存態」(consistance) である。判りやすい説明文を幾つか例挙しよう。「人間は、自分の生存を保障してくれる必要物を獲得できればそれで満足ということにはならない。人間とはひとつの欲望 (désir) であり、複数の欲望をもつ以上、彼はまた、とりわけ、実存すること、言語等の象徴を用いて行為することをも欲する。そのためには、実存の次元が、たんなる生存の次元ではない、もうひとつ別の次元、成存の次元に近づくことが必要である。」(CE I.46~47) 「何千年ものあいだ、社会の形成とは文化の形成であり、それはつねに、生存と実存の彼方に、他のさまざまなものの次元、魔術、宗教、芸術、知識、政治、の次元が存在し、そこでは実存とは異なるさまざまな成存態が構成され、それらによって実存と生存の区別もなされてきた。」(CE I.50~51) 「實在 (実存) はしないが、しかしくりかえし立ち戻ってきては憑依し、その意味で成存しているさまざまなものがある。」(CE I.122) 「正義 (justice) は成存し、法-権利 (droit) はその實在態である。」(MD II.20) 「未来はいまだ實在していないが、しかし、たんに生存するものに還元されることあたわず、すべての実存 (實在) するものを通じて、また、実存態としてそれをおのおの独自のかたちで志向するすべてのものを通じて、成存する。」(MD II.69) 「成存性とは、無限性を回復した事物の昇華態の謂いであり、その価値はすべての計量を超える。實在はしないが、成存し、すべてのリビドー経済の動因すなわち動機となるもの」(PFM.71) 「生存態が幅を利かせ、実存態が貶価される今日の資本主義への批判は、成存態への問いを提起しなければならない。」(MD II.70) …。

「生存 (態)」については、ここでの議論はもともと自然・生命界より人為的・技術的-生成界のものであるから、スティグレールはあまり触れず、われわれも放置する。

「実存 (態)」については、訳語についても、概念内容についても、次章で再論しよう。

ここで主題化するのは「成存 (態)」であるが、まずこの訳語について三点記す。①原物名詞形 <consistance> はおおむね「堅牢さ」を意味し、動詞形 <consister> は前置詞つき動詞・名詞を

従えて「A (の本質) はB にあり」つまりこれまたおおむね永遠不変の「本質性」を含意するから、この訳語は不当な印象を与えるかもしれない、むしろ「恒存(態)」とでもすべきとも思われるかもしれない。しかし、プラトンやキリスト教がアイデアや神は永遠だと主張しても、それらの発想・主張は歴史・文化-文明史の展開のなかで生成したものにほかならず、たとえアイデアや神がそれらの歴史的-生成とは別に永遠に恒存するとしても、それらの発想・主張の歴史的-生成なくしてそれを理解・語ることはできず、このことは、アイデアや神が個々のギリシャ人やキリスト教徒の7~80年の生涯からすればより恒存的であること、またアイデアや神(の永遠不変の恒存性)について語ることに信ずることの有意義性、を否むものではまったくないが、しかし、歴史的・文化-文明史的-生成を考量することの不可避性は含意する。われわれの現代哲学のたとえばフッサール現象学は、プラトン型の永遠不変の超越的・実体的-アイデア・本質(Eidos)にたいして、われわれの意識能作(ノエシス)に相関的な(ただし、むしろ、あの現象学的・超越論的-還元操作を経てののだが)意識対象(ノエマ)の本質性(eidetisch)なるものを語り、われわれのこの種の理解、つまり、(实在レヴェルの)生成に相関的で、かつまたたんなる实在の域にとどまることのない独自の本質性、要するに成存態なるものを考量することの哲学的正当性を保証してくれている。スティグレルは現象学派ではないが、<consistance>への成存態なるわれわれの訳語はこれに依る。②スティグレルは周囲の先達思想家たちの語彙も積極的に自分のものとして用い、この<consistance>なる重要概念すらG・ドゥルーズ由来(CE I.106)のものらしいが、しかし、後者においてはこの語はたんなる多様な異質態の共(con-, co-)存性を意味するに比して、前者においては、実存態と成存態の上記の相関性ゆえの共存性を意味する以上に、むしろハイデガーにおける存在者(Seiendes)と存在(Sein, Nicht-Seiendes)の差異に対応する実存態(existence)と成存態(consistance, non-existence)の原理的なつまりもっとも基本的な差異をこそ含意するように思われ、<consistance>そのものを共存態と邦訳することは誤謬の観を免れえず、実存態から成存態への相関と生成の側面は重視しつつも、後述の量子論的飛躍と称されるほどの差異と飛躍をより重視して、共存態より、やはりむしろ成存態と邦訳することにする。③なお、ドゥルーズは別のベルクソン論のなかで、特殊と普遍、というより諸々の具体的特殊と具体的普遍(universel concret)の関係を、さまざまの色調(teintes)とそれらの重合・収斂点としての白光(lumière blanche)のそれになぞらえている(EBIV.98~99)が、ある一定の歴史的・文化-文明史的-領域における、諸実存と成存態のスティグレル的-関係もほぼ同様であり、実際、スティグレルはこれを6000万のフランス人たちが語る相互に相異なるフランス語とそこに浮かび上がる(生成する)まぎれもないフランス語性の関係として(MS II.41)例示している。

「成存態」なるものの概念内容については、既出の一テキスト(CE I.122~124)の反復と新たな一テキスト(CE II.22~24)の分析をベースに、説明しよう。

(i) 神消えし場：非-神学 (a-théologie)、非-超越論的 (a-transcendantal) な

①既述のところ、スティグレールは G・バタイユの「非-神学」(a-théologie) (CE I .122) 概念に賛意を呈していた。「非-神学」とは、旧来の神学や有神論 (théologie, théisme,) のように神の実在 (有る) (existence) を前提することはむろんないが、無神論 (athéisme) のように神の非実在 (無い) (non existence) を前提することもなく、神は実在・非実在とは関係なく、別の次元、成存性 (consistance) の次元に成存 (consister) するもの、あるいはその一・一部、とする立場である。旧来の神学・有神論も無神論も、神という、もともと成存性 (の有無) を問うべきものに、実在性の有無を問うて、いわゆるカテゴリー混同に陥っていたことになる。別言すれば、「神が死んだ」として、その跡 (後) としての無は、実在性の無ではあっても、成存性 (の有) の場なのであって、神は依然として成存しているといえ、ニヒリズムに陥る必要はない (CE I .123)。むしろ、「神の死」=実在の無が、20 世紀のいわゆる否定神学はそれを含意しているともいえるが、神が成存態の一であったことを逆証明している (cf.CE I .124,CE II .107) といえる。

②ここに加える新たなテキスト (CE II .22~24) は、この発想の立場を、カントの超越論哲学 (transcendantale) に対比させて、非-超越論的 (a-transcendantal) (CE II .23) とする。前者は経験を超越する悟性の範疇と経験からの触発を受けながら図式の時間的展開によってそれに対応するただしそれなりに経験を超越する直観の形式によって対象を構成するが、その先には不可知の物自体の実在を想定していた。これにたいし、後者つまりスティグレールの非-超越論哲学 (CE II .23) は、一方では、カントが批判的理性の消尽点 (point de fuite. ただし、スティグレールでは、lignes des fuite.CE II .27) に「至高の実在的な存在」(CE II .23) つまり神を想定していたところには、上記のとおり「私が成存態と呼ぶところのもの」(CE II .27) を位置づけ、他方、その成存態を、経験を超越する (悟性の範疇と直観の形式による) 構成の所産とその彼方ならぬ、先にも一般用語で少しく触れ、追ってスティグレール語彙で再論するように、歴史的・文化-文明的-生成、つまりそのつどの集団的記憶・広義-記憶としてのレタンシオン・ハイポムネマータに相関させる。非-超越論的な非-神学とは、実存態レベルからは差異しそれなりに超越しているともいえる成存態が、ハイポムネマータのなか (内) には繫留 (レタンシオン) されている、あるいはハイポムネマータという内からの投影 (projection) をも受け留めている、そのかぎりでの超越と内在の両立の思想といっておいてもよい。

③中世キリスト教における神は成存態の一であり、それにすぎないが、別言すれば、したがって、成存態にはさまざまなヴァージョン (CE II .23) があるということになる。ソクラテスのダイモン、ギリシャ悲劇の神々、プラトン流のアイデア、汎ギリシャ的なクレオス (榮譽)、古代原始民族のいうマナ (魔力)、キリスト教的な聖霊に先立つさまざまな精霊、タレースのいう水のような不可視

の元素 (CE II.94~95、他)、... 既述の「啓蒙の思想家カント」(CE II.23)における神、他のテキストでは、近現代例として、欲望 (désir)、夢 (rêve)、法学者のいう理念 (idées)、数学者のいう理念的象 (idéalités)、等々 (cf.CE I.122) ...。もっと体系的に整理してみることも、それなりの意味があるだろう。

さて、この(i)を踏まえれば、あとは説明も理解もかなり楽になる。

(ii) 始源的 - 欠如態と成存態

動植物がたんなる生存態であるにたいし、人間はたんなる本能・生命を超え (ex-) る自由と精神の実存態 (ex-istence) であり、動植物における種的-固定性・自足性にたいする自由と精神の非-固定性・非-自足性は、現代生物学のいう自然的存在としての人間の「欠損性」(défaut) の外徴であり、ギリシャ神話のいうエピメテウスの迂闊さによる「欠如性」(défaut) のそれかもしれないが、他方、同じギリシャ神話のプロメテウスとスティグレルのいう技術と工夫の展開の条件でもあった。ところで、実存の非-固定性・非-自足性とは、生存態からの超越性 (ex-) のみならず、実存 (ex-istence) 自身における、自ら自身からの (自己) 超出性 (ex-) をも意味し、既述の引用文を思い返すまでもなく、成存態への超出性 (ex-)、さらには、成存態そのものの実存態からの超越性をも意味する。別言すれば、成存態は実存態にたいするその欠如性として成存し、それゆえに実存の抱く欲望や実存の企てる技術や工夫の対象になるのだが、いまは実践論の問題は後に譲って存在論的な側面のみ考察するとすれば、成存態は、とにかくこうして、実存態と、共に位置づきにくる (com-position)、共に到来する (con-vention, con-venir, venue mutuelle) (TT I.151)、としての協成・協働・総成 (com-position) (CE I.118, MD I.203, TT I.151, 他) 性において、等-根源的 (gleich-ursprünglich) に、生成 (devenir) する、というより、成存 (consister) する。既述のところで、われわれは、一方では、神の成存性は神の実在性・非-実在性とは関係がないといい、他方では、神の死=神の非-実在性が神の成存性をあらわにしたといったが、両者に矛盾はない。中世キリスト教徒にとっては神の実在性が神の成存性の外徴だったのであり、20世紀の否定神学と今日のわれわれとくにこのスティグレル思想の読者にとっては神の非-実在性が神の成存性の発見と確認なのである。人類が自然界に欠損動物として生まれ落ちたとき、またエピメテウスが人類を欠如動物として世に送り出したとき、それが同時に実存態と成存態の同時-生成・成立だったのであり、別言すれば、スティグレルのいう始源的欠如態 (défaut originaire) とは、(生存態と実存態の欠如性にして) その実質において成存態の (とりあえずは潜勢的で、追って遅からずつぎつぎにさまざまのかたちで顕勢化されていく、ともいっておくべきかもしれないが) 成存なのである。(CE II.22~23, CE I.127)

(iii) 実践概念としての成存態

成存態レベルは実在態の欠如であり、実在態によって充填しうるものでもないから、もともと

旧来の存在 (Être) や実在 (existence) を主題とする存在論 (ontologie) の問題ではない。スティグレル自身、ある頁 (RM.154, cf.TTⅢ.298) で存在論なる語を回避・排除している。ざりとて、ハイデガーや A・バディウのように存在思惟 (Seins-denken) やメタ存在論 (méta-ontologie) 等のポジティブな名称を採用するでもないから、非-神学 (a-théologie) や非-超越論的 (a-transcendental) なる造語にならって、非-存在論 (a(n)-ontologie) とでもするか、別の方策を採るほかないかもしれない^(後注5)。しかし、他方、あの普遍的-生成動 (Devenir) を前提にしての生存態・実存態・成存態のそれなりの存在 (il y a) は語り、当の普遍的-生成動についてもこの種の存在 (il y a) なる語は使用不可能ではない、あるいはすくなくともスティグレル自身によって禁じられているわけではなく、またヘラクレイトスやアリストテレスへの協賛の念は表明されているのであるから、その意味での生成論的-存在論くらいの名辞は控えめに採用しても大過ないだろう。実際、上記(ii)のいう実存態レベルと成存態レベルの等-根源的-生成などは、実存の人為によってのみ可能な事態ではなく、普遍的-生成動態による存在論的-動態性の関与のようなものを想定せざるをえない。さて、そのかぎりでは、成存態はすぐれて実践論的問題である。たとえば、無からの創造 (creatio ex nihilo) のような神業は語らず、< créer > (創造) の語も例外的にしか用いないが、後にも見られるように < exhumier > (発掘) としての < inventer > (発明、創出) (TT I .182) の語は多用し、これはスティグレル・アリストテレス流の生成-存在論では、潜勢態 (potentiel) から顕勢態 (entelekeia, actuel) への現働化 (passer à l'acte) に該当する (MD I .180)。目下の場合でいえば、「成存態は実在しない。まさしくそれゆえ慎重に配心し (prendre soin)、その知をはぐくみ育て (cultivér) なければならない。」(CE I .125) 「欠如 (défaut) しているがゆえに慎重さと細心さを要求し、それゆえ育成・尊重されなければならぬ (doit être cultivé) もの」(CE II .22) というとき、実存の欠如態が、成存態のまずはしばしば気づかれ難い潜勢態であり、その育成・尊重・祭祀 (cultiver) によって、成存態は顕勢化し成存態と成る、あるいはむしろ成存態で在ることになる、別言すれば、成存態の存在 (il y a) がなによりもまず実践と生成の問題であることを意味する。実践 (pratiques) という語・概念は、しばしば使用 (usages) なるそれとの対比において (CE I .61, CE II .105, 他)、後者が既存の製品をたんなる手段として利用 (utiliser, brauchen) するにたいし、前者は、さながらカントが人格を目的として重用 (brauchen) するように、事象・精神に価値論的 (価値尊重・価値創出的) に関わることを意味し、< cultivér > (尊重、祭祀、育成、陶冶...) がその典型もしくは基本とされる。関係文言を幾つか例挙しよう。「実践する (pratiquer) とは、勝義的には、通常域を超える次元に存立 (se tient) するなにかを、真に尊重・育成 (cultivér) することである。」(CE I .73) 「成存態の次元は、実践によって育成 (cultivé) されなければならない。」(MD III .28) 「実践の問題は祭祀 (culte) の問題である。この祭祀なる古い語を、新たに非宗教的領域で、その深みにおいて再-創出 (réinventer) しなければならない」(CE I .71)。神が死に、それゆえの

ニヒリズムのなかで成存態のみならずその潜勢態をすら見失っているような現代においては、潜勢態を見出すというもっとも基本的なところから再開しなければならないかもしれない。「われわれの現代に固有の内的必然とはといえば、それはその成存態が（中世キリスト教におけるように——引用者付加）〈啓示〉（s'y révèle）されるものでもなければ、（ハイデガーにおけるように——同上）〈開披〉（s'y dévoile）されるものですらなく、まず発見（s'y découvre）されなければならないものだということにある^{（後注6）}。／われわれの時代はそれを欠如によって発見しなければならない。その意味でそれはわれわれの戦いの主題でもある」（CE II.22）。

(iv) 成存態の生成と投企、質的飛躍、超越性

成存態は、（実在態の）欠如性における（自らの〈il y a〉の）潜勢性において発見（découvert）され、顕勢態へと育成（cultiver）されるが、他方、普遍的-生成動からの等-根源的な到来性において、事実上は、そのつどの歴史的・文化-文明史的な実存態レベルでの規定性のなかで、神、ダイモーン、マナ ... 等の個々の成存態として顕勢化する。存在論的-生成と人為的-規定作業の協-成ということだが、スティグレールはこれ（この協-成）を、個々の実存からの、その欲望・リビドーによる、とりわけその実存が所属する人間集団の共通了解内容としての（追って詳述する）ハイポムネマータ（広義-記憶）・レタンシオン（記憶-繋留、過去-継取。実際は、広義-記憶として、未来-先取（プロタンシオン）も含む）からの投企（projection, projeter）の所産とする。「実存態は成存態レベルへ自己投射（se projeter）しうる能力によって、生存態と区別される。そしてこの成存態レベルは、独自の技術、ハイポムネマータとしての記憶（mémoires）の技術の行使によって、実践（pratiques）的に育成される。」（MD III.28）「ひとつの事実が戴く成存性は、到来した個別化プロセス（後述）がそこへと投射（projeter）すること可能なものである。それは私のいうレタンシオンとプロタンシオンの装置に属する。個別化のプロセスは時間的なものであり、フッサールが分析した時間事象と同じく、レタンシオンとプロタンシオンによって織り成されるからだ。」（MD I.70~71）「リビドーは成存態の地平を投企（projeter）する力があるかぎり、なんらかのかたちで昇華されているのであり、昇華態である」（RM.61）。ただし、成存態の成存はたんに人為的-投企の所産であるだけでなく、存在論的-生成の非-、超-人為性も加わっているのであるから、成存態はたんに人間的記憶の範囲内のものであるのみならず、後者を超越もしており、それゆえ後者から前者への質的飛躍（saut qualitatif）・量子論的-飛躍（saut quantique）（RM.68,73, MD I.180, PFM.72~73, 他）なるものも語られることになる。

(v) 成存態の非-日常性・独異性

成存態はそのつどの人間・実存側からの投企・規定によって顕勢的に成存するが、それ自体においては後者を超越もするのであるから、後者側からは規定不可能でもある。かってR・オットーは、ヨーロッパ・キリスト教の神（Gott）がその人間的な規定にすぎないところのその元（源、原）なる

古代オリエントのいわば原-神 (Ur-Gott) を聖なるもの (das Heilige) と呼び、その規定不可能ゆえの (ヨーロッパ的-理性にとっての) 不気味さ (Unheimlichkeit) を強調し、ある意味では否定神学も脱-人間主義と敬神論の極限において同様であった。スティグレールも成存態の超越性・規定不可能性、それゆえの特殊性を強調するにあたり、超過態 (excès) (CE I .46~47, CE II .84)、法外態 (extra-ordinaire) (CE I .73)、独異態 (singularité) (CE II .24, RM.98, 他。後述詳論) のほか、非-実在性 (non-existence) に準じて、多くの否定辞を繰り出す。非-合理的 (irrationnel) (CE I .102)、非-可量的 (incalculable) (CE I .51, 102.RM.96)、非-可証的・不可測的 (improbable) (CE II .23~24)、非(無)-規定的 (indéterminé) (MD I .74,)、無-限定的 (infinitable) (CE I .51)、無-条件的 (inconditionnel) (CE II .22~23)、比較不可能な (imcomparable) (RM.98, CE II .24) ...。本著の読者ともなればこれらの文言の哲学的意味は、すくなくとも一般論的なそれは、簡単に了解可能であろうが、それだけにスティグレールに独自の意味内容を例文提示をもって説明する必要も感じるが、しかし、そのためには多くの字数を要し、煩雑さもあり、やはり断念しよう。三点のみ、確認するにとどめる。①これらの非(無)-性の覚束なさゆえに、成存態は、あるいはその顕勢化は、配慮 (soigner) や育成 (cultiver) の実践的努力を不可欠とすること。②比較不可能性は、あるテキスト (CE II .24) ではそのまま最良 (le meilleur) 性へと置き換えられていること。別言すれば、後述のところスティグレールは価値 (valeur) 論議より原理 (principe) 論議をと主張する (CE II .75) が、その実践論には価値志向も否みがたく随伴していること。③無-限定、非-規定、無-規定性は (古代ギリシャにおけるような) 無際限さのネガティビテよりも (ヨーロッパ伝来の) 無限性のポジティビテに近いものを意味し、実存態レヴェルの事物・対象 (objet) に芸術上のオブジェ (objet) のように無限性 (infinité) の相貌を帯びさせうるか (cf. CE I .51, PFM.71, 先述)、それがスティグレールの実践のもっとも判りやすいメルクマールの一つになるということ。

(vi) 実存から成存態への関わり

成存態そのものより、より重要なのは成存態と実存態の相関性の如何かもしれない。すでに生成-存在論的-等根源性は確認し、集団的ハイポムネマータ・レタンシオン・リビドーからの実践的・投企-規定についても確認した。いまもっと判っきりさせたいのは、両者を前提にしたうえで、個々の実存はどのように成存態に関わるのか、一点に限定してしまえば、その認識論的な関わりは如何である。実をいえば、もともと認識論的思惟ではないスティグレール思惟に、この局面の主題化はない。既述のところ、われわれは成存態の何かを説明するにあたって、プラトン流の実体的エイドスでもカント流の対象性でもなく、むしろフッサール流の現象学的還元を経たあとでの意味・ノエマの本質性 (eidétique) に近づけ、スティグレール自身、レタンシオン・プロタンシオン概念をフッサール認識論から直接的に引き出していた。しかし、そのつどの成存態の規定・顕勢化を、志向的意識・ノエシスの受作的かつ能作的な構成作働の軌跡として仔細に跡付けるなどと

いう手続きは、スティグレルにはない。とはいえ、アリストテレスの志向的-魂 (âme noétique) にはポジティブに言及し (MS II.50,61sq.,66sq. 他)、志向性 (viser) の語も自らの語彙として何度か使用する。「未来は実在 (existe) せず、実在するもの、また実存 (existence) として成存態を志向 (vise) するものを通じて、成存 (consiste) する。」(MD I.69. 構文明確化のためやや簡略化) 「個別化プロセス (後述詳論) は、それが自らの究極のモチーフとして志向 (vise) する成存態を含んでいる」(CE II.83)。結局、この志向性は、認識論的意識のそれではなく、上記の引用文にあった欲望 (désir)・リビドーのそれ、と、やはり実践論的に解するのがスティグレル的なのであろう。「モチーフとは、欲望のそれであり、そして欲望は (平凡なものなど欲望せず — 引用者付加) 独異なもの、成存態しか、欲望することはありえない。」(CE II.24) 「リビドーはもっぱら不可量的なもの (計算など超えるもの) に向かう」(CE I.102)。ちなみに、もう二つ、なかなか意義深い関わりかたについての言表がある。信ずる (croire, confiance)、と、証言する (témoigner)、である。「信や信頼を、信用のような取引契約上の計算レベルで考えることは、その破壊に通じる。信とは、たとえば、計算不可能な未来の非 (未) 決 (規) 定性への (チャンスへのそのような) 信、未来の開放性への、その不可測性への、すなわち還元不可能な独異態としての未来への、信である。」(MD I.74) 「実存は無規定性において未来に向かって開かれているものを、実在するものの彼方に成存するものとして証言する」(MD I.69. 明確化のためやや構文変更)。信は、認識ではなく、没我と帰依を極限とする、まずは了解と肯定である。証言者は証言の対象に向かって証言するのではなく、自らの了解内容のなかにあるその対象について他者に向かって証言する。スティグレルにとって成存態とは、認識の対象である以上に、その了解において実践に向かう、そのような「モチーフ」といってよい。後述するように、ハイポムネマータをグラマティザシオン (グラム = 記素による分節化) するプロセスのなかで、いわば結果的に、成存態が析出され顕勢化してくる、と言ひ換えるほうが適切かもしれない。欲望の対象になるのは、多分、その後の階梯においてである。

(iii) 成存態から実存 (態) への関わり

相関の如何を問う以上、成存態から個々の実存もしくは実存態レベル一般への関わりというものも問うてみなければならない。実在しないものが (実在するものへ) 関わりという作用をするとは奇妙なことと思われるかもしれないが、理念が行動へと駆り立てるといふ人間に固有の日常茶飯事を考えてみれば、理念がその一部である成存態にこの種の作用が指摘されても不思議はない。これも主題化はないが、関連言及は少なくない。まず、両者が共にあの普遍的-生成動 (Devenir) の主要な二脈を成している以上、実在態の欠如としての成存態にも、実在態と同様の、あるいはそれ以上の生動性、なんらかの (見えざる) 力が発動している (であろう) とは、当然、想定されざるをえない。この種の問題は、えてして旧式の形而上学的-存在論の貌を帯びかねないから現代思想化としてのスティグレルが確言するはずもなく、われわれも推論には慎重にならなければな

らないが、後述するようにスティグレールには(近代の静力学的世界像に対する)現代-動力学的(熱力学的)世界観・エネルギーティック(Energetik)への賛同はあり(CE.61~62)、現代宇宙科学の動態的宇宙論もわれわれの可視的な四次元宇宙への高次実在の随伴を語り、今世紀(21世紀)宇宙物理学の最大の課題をダークマター・ダークエネルギーの確認とまで公言しているほどであるから、非-形而上学的にも推量は可能である。さて、スティグレールはいう。①まず、伝統的宗教に近い語彙で。先に啓示(révéler)の語は避けていたが、告示(annoncer)と受肉(incarner)として。「成存態は実存態レヴェルの独異態(後述詳論)を通じて自らを告示(s'annonce)する。」(MD I.69)「美は他のすべての成存態(わけても真や正義)と同じく、さまざまなヴァージョンに受肉(s'incarne)する」(CE I.127)。②アリストテレスかつデリダ的(!後述詳論)に。「成存態というこの実存態からの差異(後述詳論)は、たんなる差異ではなく、差異以上であり、自らを超え(se dépasser)て現働化にいたる(passant à l'acte)」(CE II.24)。③より近代的に。先のカント言及(CE II.23)において、批判的理性の消尽点に想定される神は至高の実在的存在者として「理性の条件」であったが、スティグレールのにはこの「条件」は成存態にあたり(むろん、それ自体は上記の無-条件態)、ところで「理性」(raison)は後述再論もするように、計量的ニュアンスを孕む<ratio>(根拠、論拠、証拠)ではないとしても、ドイツ語・英語系の<Grund><grounds>(共に根拠の義あり)(CE II.19)、つまり「動機(motivation)づけて、駆動させるもの」(CE II.66)を含意し、それゆえ、すでに上記の二つの引用文にあったように、成存態も「モチーフ」(動機、動因、理由)(CE II.103)とまでいわれることになり、さすがにアリストテレスの第一原因は登場しないものの、いずれにせよ、ここから、理性の、のみならず、心情の理由(パスカル:「心情(cœur)には、理性(raison)には解らぬ諸理由(raisons)がある」)、欲望の理由(フロイト)、人々の心を揺り動かす(emu, emouvoir)(MD III.123)情動(emotion)のエラン(ベルクソン) ...、等の、現代諸思想との共通了解場としての成存態=駆動源なる発想が開けてくることになる。④理性論系譜にもう少し戻せば、「実存態レヴェルでは独異態のかたちをとってしか現われない普遍性の地平を(成存態は)与える(presentent)」(CE II.84.後述詳論)、「実存するものたちに彼らの(存在の)意味(sens)(方向、動き、あるいは駆動力)(direction, mouvement, force motrice)を(成存態は)与える(confèrent, donne)」(CE I.98,MD I.70)、「個々の実存たちの協-個別化プロセスがそれによって(par lesquelles)展開する(成存態)」(MD II.173) ...等の発想は、フッサール、ハイデガー、ハーバーマスの系譜とともに、ある意味では、③よりより多くを思惟させる問題かもしれない。⑤最もスティグレールのなものは、「われわれの実存のなか(dans)に(成存態は)成存する」(RM.98)、「(成存態は)実存をして自らの事実性(fait)を超える(dépasse)かたちで成存させる」(MD I.70)、等も重要だが、それ以上に、成存態とは「実存に、為す術(すべ)(savoir-faire)、生きる術(すべ)(savoir-vivre)、思惟する術(すべ)(savoir-théorein)とし

ての(スティグレールの意味での)実践知(savoirs pratiques)を与える(donnent)」(RM.61)、その作用力・駆動性というべきであろうか。

(vii) 生成動(devenir)と来たるべき(à venir) 未来-到来動(avenir) : 成存態と今日

成存態の作用力・駆動性は終局的にはあの普遍的-生成動から由来するはずであるが、しかし後者は仮説的に想定されているだけのことであるから、そう説明したところで空疎な形式論議でしかない。スティグレールも、したがって、せめては生命発生以来の生命-技術-生成動(s'organiser-devenir)からの、来たるべき(à venir) 未来-動(avenir)の生成(devenir)・到来(advenir)、といった発想をそこここで示すことになる(CE II.71~74,96,101,108,RM.37,MD I.180)が、これもいまだ抽象的でこれのみでは十分に納得可能な解答にはなりえない。実際、前者から後者が生成・到来するのは、かつての進歩史観さながらの自動的な存在論的-進展によってなのであるか、またいわゆる事理的-生成動から当為・価値論的-生成動を引き出すというかつて強く否認された作業をここで革めて基礎づけなおすということになるのか、またスティグレールのそれは潜勢態から顕勢態を現働化させるというかたちを採ることになるのか...、この種の問いのなかに迷いこむことは、哲学思惟の現段階からすれば、いささか素朴で雑駁というものだろう。ただし、この最後者までくると、問いの然るべき立てかたのある程度の方向性は見えてくる。これまでの顕勢態としての事実上の生命-技術-生成動から、然るべき成存態・成存動に則る望ましいそれに転換(transformer)させていく(cf.CE II.74)には、われわれ人間・人類・実存は如何^どのように実践(pratiquer)すべきか、前者の(顕勢態ならぬ)潜勢動から文明の現段階を踏まえつつ後者への(飛躍をも前提とした)接続的-転換(trans-formation)を行なっていくことがもっとも現実的な対応と思われるが、であるとして、そのためには如何^どのように実践すべきか。それがスティグレールの問題、すくなくともその主要な一である。「われわれは、今日、新たに成存態についての問いを問い、われわれの実存の振る舞いにたいするその帰結を問わねばならないところにいる。われわれの時代の内的必然は、それ(成存態)を欠如から問わなければならないところにある。成存態にたいするこの問いは、独異態、不可量態、個別化プロセスについての、すなわち未来についての、新たな問いである」(CE I.128,CE II.22~23)。

(ix) ヨーロッパ問題と成存態

新ヨーロッパ構想はこの論稿全体の主題であるからここで言及するのは性急の観あるが、目下の成存態と実存態の関係に関して、全体展望に有用な文章をいくつか挙げておく。①「ヨーロッパは実在しない。ひとつのフィクションである。ヨーロッパは、過^かっても、今も、将来も、ひとつの信念、その成存性への信念であり、信念であったし、今後ともそうであろう。／ヨーロッパという個別化のプロセスはひとつの理念の個別化のそれであるが、理念は実在するものではなく、成存するものである」(MD I.46~47)。②「ひとつの政治的共同体を構成する諸国の関係が経済上の交換と競

合に還元されず、個別利益を超える上位権益を想定する以上 (...), ヨーロッパ理念という成存態を、ヨーロッパを協働構成 (composent) する諸国民を通じて、實在にいたらしめ (faire exister) なければならない。ひとつの精神形態を体現 (incarner) するヨーロッパ的存在様式なるものを確乎たるものにしなければならない」(CE II.17)。③「新たなヨーロッパ的生活様式は、実存とその諸条件、さらに成存態を再審に付し、それらが新たに創出していく産業世界の真っ只中に真の人間社会 (milieux associés) を産出しうるのでなければならない。／世界を再魔術化すること、成存態というもう一つ別の位相を支える生存と実存の諸様態を構築すること」(RM.95~96)。④「産業ポピュリズム現象を分泌するような産業モデルは、全面的に再編されなければならない。この点にこそ、ヨーロッパ新構成の可能性、ひとつの統合体として実在するとともに、さまざまのヨーロッパ人たちの意識のなかで彼らと世界の未来として成存するヨーロッパの可能性がある」(CE I.32)。⑤「今日、必要なのはカント哲学に代わる新たな理性批判、テクノロジーと産業のロゴスとなった理性の批判である。それはたんなる大学哲学のなすところではなく、ヨーロッパ憲法にその諸公理を供すること可能な政治-経済学としての哲学の任務である」(CE II.104.)

文中、略符号は下記のテキストを示す。

CE I : Constituer l'Europe I , Galilée, 2005.

CE II : Constituer l'Europe II , Galilée, 2005.

EBIV : Etudes Bergsoniennes, Vol.IV,P.U.F.,1968.

MD I : Mécréance et Discrédit, I . La décadence des démocraties industrielles, Galilée,2005.

MD II : Mécréance et Discrédit, II . Les sociétés incontrôlables d'individus désaffectés, Galilée, 2006.

MD III : Mécréance et Discrédit, III . L'esprit perdu du capitalisme, Galilée, 2005.

MS II : De la Misère Symbolique, II . La catastrophe du sensible, Galilée, 2005.

PFM : Pour en finir avec la Mécroissance. Quelques réflexions d' Ars Industrialis, Flammarion, 2009.

RM : Réenchanter le Monde. La valeur Esprit contre le populisme industriel, 2006.

TT I : La Technique et le Temps, I . La faute d' Épiméthée, Galilée, 1994.

TT III : La Technique et le Temps, II . Le temps du cinéma et la question du mal-être, Galilée, 2001.

後注

- (1) 現代生物学によれば、哺乳類でありながらほとんど唯一、無体毛（「裸のサル」）であること、母胎に9ヵ月しかおらず、出産後すぐに自活し得ないこと、これらゆえ人工的な着衣やケアが不可欠であること、等々だが、他方、現代哲学のほとんどが、存在根拠・存在理由の不可解な被投態であることは認めているはずであり、それらすべてを含めて（人間・人類を）欠損動物

という。

- (2) 通常の日本語では「～体」（ここでは複合体）と表記されるものを、ここではしばしば「～態」と表記する。例えば、近代哲学が「主体」と呼んでいたものは、世界のすべてを客体化・客観化する、つまりは無-世界-的な独立・実体であったが、現代哲学はこれを世界のなかに解体して「世界-内-存在」とし、世界の裡へ被投されて受作的でもある、あるいは世界のすべてと相互嵌入している、ある種の「状態」性とした。スティグレルはこの「状態」性にふたたび能作的-実践性を回復しつつある最現代の思想の一であるはずだが、「体」ならぬ「態」性を安易に忘失・放棄する（しうる）はずはなく、われわれもこの意味で「～体」ではなく「～態」を頻用する。
- (3) 実在 (existence) しない成存態 (consistence) にも $\langle \text{il y a} \rangle$ (有る) は使用可能であることを示す例文を挙げる。スティグレル自身はあまり自覚的に使い分けているようにはみえないが、無自覚的な使い分けも重要である。
“*il y a de l' in-existent*” (MD III.56)
“*il y a des choses qui n' existent pas*” (CE I.122)
“*l' avoir-lieu de la nouvelle individuation*” (CE I.16)
- (4) 本紀要第13号所載、拙稿「ハイパー産業社会を矯正する－B.Stieglerと新ヨーロッパ構想・序説－」参照。
- (5) 追って言及するが、一ヶ所のみ、 $\langle \text{存在論的} \rangle$ (ontologique) と対比して $\langle \text{グラマトロジー的} \rangle$ (grammatologique) を用い、自らとデリダの立脚点の独自さを効果的に示しているテキストがある (cf.MD I.183.) が、しかし、一ヶ所のみであり、それが最終的な自己規定であるとの言辭もない。とりあえずは、 $\langle \text{a-théologie} \rangle$ $\langle \text{a-transcendental} \rangle$ に準じて、 $\langle \text{非-存在論的} \rangle$ (a (n) -ontologique) としておくほうがよいと思われる。
- (6) 「発見」概念を否認するテキストもある (TT III.304,297) が、これは「発見」が「出来合いのもの」の発見である場合であって、スティグレル本来の $\langle \text{exhumation} \rangle$ (潜勢態から引き出して顕勢態へと現働化すること) としての「発明・発見」ではない。

(常磐大学 国際学部 非常勤講師)

[付記] 本稿は2008～09年度(平成20～21年度)常磐大学研究助成金・共同課題研究費(研究代表・渡部茂己)による研究成果の一部である。

研究論文

文明と人間とプロ・グラマー

— B.Stiegler と新ヨーロッパ構想 —

中 田 光 雄

Civilisation, Ex-istence et Pro-grammateur

— B.Stiegler et <Constituer l'Europe> —

(本稿の主旨は別掲論稿のそれとほぼ同じである。本年度のこの紀要は一人二論文の投稿を許可したので、本稿も機会を得た。別稿が文明を司る至高価値を新たな角度から考察しなおすものであるとすれば、本稿は人間・実存を同じく情報テクノロジー観点から新たに考察しなおし、スティグレールの・新ヨーロッパ論の基本点を示すものとなっている。)

☆ ☆ ☆

人間は、スティグレールにおいては、おおむね<existence>と表記され、われわれはここではこれを、実存、実在、さらには、企存、と訳す。①実存とは、むろん実体的存在 (substantia) の省略表現ではなく、本質存在 (essentia) に対する現実存在 (existentia) のそれであり、多くの現代哲学の場合と同じく、物象的 (疑似) 実体性、形而上学的-実体性・本質性、さらには実体的-自我・精神、等、の、外 (ex-)、それらからの脱出 (ex-)、としての、外-存、脱-存、を意味する。②ただし、スティグレールの場合、その外存性・脱存性は、フッサールや初期サルトルの場合のように純粹意識能作のかたちをとらず、別稿^(後注¹)での技術概念で示したように、生命が非有機的物質を組織化・有機態化 (organiser) する、あるいは第三種存在がそのように自己-組織化・自己-有機態化 (s'organiser) していく生命-技術-生成動の一脈とされており、メルロ=ポンティ流の身体的-実存に類するか、あるいはやはり一挙にいつてしまえばハイデガー流の世界-内-実存に重なり、物象的・形而上学的-実在性ではないとしても、純粹機能性には還元できない、独自の実在性を随伴しており、すでにわれわれの既述部分でも、両語を併用した。③とはいえ、純粹なら

ぬこの世界-内-実在性は、スティグレールの-実存の現実性・現働性を支えこそすれ、ハイデガーにおけるようにその世界-内-被投性を強調しすぎることはなく、世界そのものの生成的-動態性もあって、その志向的-能作性を閉塞・萎縮させることはない。外存性・脱存性は世界-内-性を媒介として、世界をその外 (ex-)、その成存態、その未来へと、脱存 (ex-) させていく、被投性 (Geworfenheit) ならぬ投企 (Werfen, Wurf, projeter, project) の積極性をこそ、可能にするといえる。スティグレールの-実存 (ex-istence) は、邦訳の常識に逆らって、「企-存」(ex-istence) とも解されなければならない。

もうすこし詳しくテキストに則って検討しよう。①初期の実存哲学が実存の物象的・形而上学的な実体性・本質性からの外存・脱存を説明するに苦慮したのと異なり、実存主義なきスティグレールの実存は成存態への脱存・外存である。「人間 (homme) をしてたんなる生存に甘んずることなく実存するにいたらしめるもの、それは人間がなにかしら、実在はしていないが、成存しているものに方向づけられている (tourné) ということである。」(CE I .125)「実存するためには、成存しているものがあるということを知らなければならない。それが知なのである」(CE I .49)。先にも慎重な言いかたを試みたように、成存態が人格神のように作用して人間を生存態から引き離し実存態にするなどと、神懸かり的な理解はすべきではない。人間が自らにおける欠如性を痛感し、その欠如性そのものにおけるなにかしら法外にして独異なものがその欠如性を充填することを自覚し、その顕勢化に努めるとき、人間はたんなる生存態から脱して成存態に向かい、実存となる、とでもいべきだろう。むろん、哲学的には人間・成存態・生存態の等-根源的-生成としての差異と協成、潜勢態から顕勢態への現働化の如何、等々、付加的な説明も必要であるが。②実存の脱存・外存性は、しかし、あるいは、むしろ、それゆえ、生命そのものにもすでに、すくなくとも潜勢的には、つまり成存態への顕勢的な関わりなきかたちでは、搏動している。生命は、すでに見たとおり、非有機的物質に働きかけ、自らを外化することによって有機態を産出させ、自らと成ることによって自らを存在する。「魂が自ら感得し、それによって他の魂をも感得させるように、生命は自らの独自の技能 (tekhnai) に自らを投ずる (se projetant) ことによって、自らを表現し、つまり、自らを自らの外に置く (se met hors de soi) ことによって、自己超出的に脱-存 (ex-siste) する。生命における自らとその外化とのこのような循環の動きの累積が、われわれの理性的-志向性 (noèse. ノエシス) の前-個人的な環境-場なのである」(MS II .64. 明確化・簡略化のため取置訳 .cf. CE II .153, MD I .180, 202. 下記にも引用)。③ここにいう自らを投ずる (se projetant) がすでにわれわれのいう企存性 (自己投企性) を予示しているが、後者についてのスティグレールの言表はもっと端的である。「人間存在は、生来 (spontanément) (原文イタ強調)、企業者 (entreprenants) である。脱存する (ex-sister)、すなわち自らの外に自らを投ずる (se projeter hors de soi) こと (脱存 (ex-sistence) とはつねにそういうことだ)、それがすでに企業する (entreprendre) ということなのである。

学ぶこと (apprendre)、理解すること (comprendre)、ときには、奪取すること (surprendre)、も含むが。人間の営みの始源にはつねに企業の意志がある。そして、創業 (創建) を企て (entreprendre de fonder) (原文大文字強調) なければならないときもある。」(RM.73)「実存が生存から区別されるのは、成存態レベルへと自らを投ずる (se projeter) その能力によってであり、後者は独自の実践によって陶冶される」(MDⅢ.28)。.....

今度は思想史的な瞥見からもう少し肉付けを試みよう。

(i) **伝統的理性主義系譜。**

(1) アリストテレスの「<noétique>な魂」：<noétique>を邦訳せずにおくのは、①古代ギリシャ哲学的な「叡知」(ヌース)と、②現代現象学的な「ノエシス」(志向性における意識能作)の、両義が含まれるからである。ただし、これが「魂」と結びつけられるとき、①では、プラトン流の純粋なヌースに対して、アリストテレス流のむしろ生命的なものに「受肉」(既述)したヌースとなり、②では、フッサール流の純粋意識の志向性にたいして、デリダ (MD I .175) やルロア=ゲーランのいう記憶や生命・身体の諸位層に根を張る技術論的でもある「人類学的志向性」(TT I .59, 他)となる。そして、スティグレールは、追って自らの実存をフロイト流に欲望 (désir) としての志向性ともするが、この<désir>=実存の出発点はアリストテレスのこの概念にある (CE II.20) という。②については後述・再論するから、①についてのみ一言引用紹介しておけば、...。「<noétique>な魂のヌース (nous) とは、最終的には身体の技術的運動のことであり、この運動の技術性とはこの身体の生動性 (animation)、そのアニマ、その魂 (ame) を示すものにほかならない。...」(MD I .202. cf. MD I .203~204)

(2) カント的理性における「図式」化作働と「反省的判断力」の展開：カントについては言及が多いが、ここでは論稿の構成上、全面的に検討するわけにはいかない。後述再論することにして、数点のみ触れよう。①根本は、スティグレールの技術・テクノロジー論とは、もうひとつのカント流「理性批判」(critique de la raison) (CE II.104, 他。既出)、ただし、むしろ、理性への非難 (crimen) ではなく、理性の機能と限界と可能性についての分析 (κρίνω, crino)、だということにある。②すでに、J・リフキンのいう (ヨーロッパの)「夢」は、新ヨーロッパ理念が生成態としての現実のヨーロッパのなかに受肉していく契機として、カント的悟性が自己変容しつつ直観に適合していくあの「構想力」の「図式」化作働から捉え直されなければならないと、指摘されていた (CE II.27)。③他方、これは、これも先に述べた成存態の独異な不可計量性、つまり実在事象のように証明 (prouver) できない、実感 (épreuver) されるだけの、そのある種の曖昧さ・不確かさ (improbable) (CE II.23) にかかわることだが、カントの「規定的判断」は既存の一定の基準に則って事象に規定性・確定性をもたらす作業であるに対し、その「反省的判断」は、既定の基準なきままに、そのつどの個別事象について、そのつど、ただしひとつひとつの共通感覚に則る、そ

れなりに普遍妥当性を自証しうるはずの、基準を創設しつつ、判断を下す作業であるから、いってみれば成存態をノエマとするそのノエシスの意識能作から、そのノエマを暫定的な基準として生成態のあれこれの事象を価値判断するノエシスの意識能作への展開に該当する。スティグレルは、(インタビューに答えて) こういう。「反省的判断は計量可能なレベルでなされるものではありません。欠如態 (défaut) でしかないものに関わるのですから。美は周知のとおり覚束なく不確実なもの (improbable) です。カントの推論は御存じのとおりです。もし、わたしがこれこれの作品は美しいというなら、わたしは、原理上、自分の判断は普遍妥当的だと、主張していることになる。そうでなければ、わたしは、その作品は気持ちいい (agréable) といって、美しい (belle) とはいわないだろう。それは美しいとわたしがいうとき、わたしは自分の判断のなかに、このわたしの判断は普遍妥当的なはずだ (doit) ということを導入している。ただし、このことは権利上 (en droit) 可能であるにすぎない。事実上 (en fait) は、隣のひとが、自分はそうは思わないといえ、わたしは反駁などできない。彼にむかって、それは美しいのだと証明することなど、まったくできない。つまり、ひとつの欠損による判断 (jugement par défaut) なのです」(CE I.126~127. cf. RM.97~99, MD I.181~182)。美をめぐるカント流のこの反省的判断の行使は、スティグレルにおける成存態に関わる実存の思惟プロセスの一例といってよい。④実際、理性批判(分析)というが、その場合の「理性」(raison) とは、スティグレルの指摘するところ、「フランス語では」(CE II.19)、ドイツ語の(カントも使う)《Vernunft》(理性) (Ibid.) のような「たんに形式的な概念」(CE II.17) やラテン語の《ratio》のような「計量操作」含意のそれ (CE II.66) としてではなく、ドイツ語では《Grund》(理由、根拠)、英語では《grounds》(同) (CE II.19)、の意で解さなければならず、とくに「フロイト以後」(CE II.17) の今日では、《motif》(動機、理由、根拠)、さらには欲望 (désir) (Ibid.)、の意味で理解しなければならない。「《raison》とは動機づけ (motivation) の作働、運動へと推し進めるもの (ce qui met en mouvement) の謂いである」(CE II.66)。そういえば、「フランスでは」、御存じのとおり、「フロイト以前」のパスカルも、「心には理性 (raison) の理解しえぬ (量りえぬ) 《raisons》(さまざまなニュアンス豊かな理由、動機、根拠...) がある」といういた。スティグレルにはイグナティウス・ロヨラの影は濃厚であるものの、パスカルは(まさか、ロヨラのイエズス会に対抗するジャンセニスム寄りだからではあるまいが) ほとんど出てこないが、とまれ理性のスティグレル的-実存性がここにもみられることになる。⑤とはいえ、ここまでは引っ張り込んできたカントとも、スティグレルは、最終的には、その(カントの) 産業・技術・テクノロジーへの無理解ゆえに、袂を分かたず。図式論も反省的判断力も現実への適合を心がけるが、あくまでも認識者の認識操作の枠内のものでしかなく、身体操作を相伴する技術行為にまではいたらない (MD I.201)。「カントは図式論を精神のテクノロジー-ロゴス的な投企 (projection) とすることなど考えようもなかった。私がここで精神というのは、

悟性と理性の統一として、それ自体、動因 (motif) と考えられるもの、つまりそれ自体、欲望 (désir)、独異態 (singularité)、独異なものへの欲望、新しきものとしてのかぎりにおける未来の独異性、と考えられるもの、の謂いである」(CE II.48~49)。別言すれば、カントは、プラトンから今日までの多くの哲学者たちと同じく、学知 (science) をしていまなお「在るものの記述」(CE II.49) と見て、「生成の開発」(explorer le devenir) (RM.154) とまでは考え及ばなかった。「テクノサイエンスは、知がひとつの絶え間ない自己変容であるかぎり、知の一つの時代である。しかし、本来の意味でのテクノ-ロゴスの時代というべきこの新しい時代は、同時にまた知を存在論的に探求するプロジェクトの放棄でもある。／さまざまの教育施設がその舞台となっている知の危機は、知がもはや存在を語る (dire l'être) に努めず、生成を開発する (explorer le devenir) に努め、にもかかわらず世が知とは在るところのものを定式化する (formalise ce qui est) ことにありと教えつつけているところにある。そして、この危機は、知の新たな道具化という事態の現出、科学のテクノサイエンス的-生成の直接の結実としてのそれを、教育構造が十分に咀嚼しえていないことと重なっている」(RM.154)。プラトンから今日までの多くの哲学者や教育評論家たちがテクノロジーやテクノサイエンスに抗して表明しているところのことを、スティグレルは、まさにテクノロジーとテクノサイエンスの然るべき肯定可能な推進に向けてこそ、語っている。これを、スティグレル自身のいうカント流のしかしカント自身が書きえなかった「超越論的-構想力という第四種総合」(RM.156) の問題として、われわれは追って再論するはずである。

(3)ヴァレリの「精神」概念：精神概念は、いわゆる実存主義・構造主義・ポストモダン・脱構築思想を経た今日では、哲学的にはすでに失効したドイツ観念論やキリスト教の旧弊な遺物のような印象も与えるが、P・ヴァレリの「精神の政治学」(1932年)や「方法的制覇」(1897年)「ユビキタスの征服」(1928年)といった発想を思い出し、かつ現代エコロジーの先駆たるG・ベイトソンの心・身・自然の全域にわたる精神(1970年)概念の再規定を考量するとき、当初の印象を革めて、テクノロジー論者スティグレルの精神概念にも耳傾ける必要を感じる。ヴァレリのそれに関しては、2005年テュニス・サミットへのいわば建白書のかたちを取ったRM巻頭での言及ほか、散発的な関説は別にして、数点のみ挙げれば…。①既述のところ、われわれはスティグレルの技術-生成動-思想とヴァレリの精神概念の類似点を、とりあえず変形・変換・変容・刷新 (trans-formation) の能作的-機能性にみた。②ここではこれが実存の自己超出・自己変容の脱存性・開存性のかたちをとる。「人間は彼を満足させるものに満足しないためのなにものかを自らに擁している。彼は、各瞬間ごとに彼自身とは別のものなのだ。彼は必要と必要の充足のシステムなどは形成していない。彼はその充足からその充足を転覆させるようななんらかの力の過剰を引き出す」(TT III.175,272. ヴアレリ自身の言)。③ヴァレリ語彙では、これは否定による超出という対立である。「人間はその数々の夢 (songes.cf. 既述のJ・リフキンのいう夢 (rêves) を考え

——引用者付加)に飽くことなく自然を従属させようとする努力によって他の動物たちを凌駕する動物である。人間は<在るもの>にたいして<在らぬもの(無いもの)>への想いによって絶えず必然的に対立 (opposé) する。」(TTⅢ.175)「人間は在らないところのもの (ce qui n'est pas) であり、その在らないものの道具 (instrument) である。要するに、人間は、なによりも、これらの夢 (rêves) の神秘的な創出者なのである」(TTⅢ.272)。この初期サルトル並みの二元論は、別頁ではカント流の「成るもの」(ce qui se fait) と「為すべきもの」(ce que je dois faire) (TTⅢ.292.cf.255~256.後述再論)、つまり「事実上のもの」(en fait) と「権利上のもの」(en droit) の二元論へと通じて、マルクスの階級対立 (一項による他項の排除) 論議にニーチェ流の力の抗争 (それゆえの共存) 論議が取って代わる (MD I.87 他) ように、スティグレルでは差異 (différenciation) と協成 (composition) となる。④面白いのは今日の情報社会論におけるユビキタス概念が見られることであろう。「ユビキタスの獲得」を書いたとき、ヴァレリはすでに ADSL^(後注²) のことを言っているのです。われわれはいずれ TV の映像を電話で受け取るようになるだろう、というわけです。先見の明たるや、驚くべきものです」(CE I.116)。⑤スティグレルが多分に依拠するフロイトの (ただし、これはスティグレルにはないのだが) <acheronta movevo> (地獄の神よ動け) (『夢判断』のエピグラフ) すら、ヴァレリの精神にある。「心身の欲望が鎮まるや、その最深奥から何かが動きだし、人間を苦しめ、啓発し、命令し、刺激し、密かに操る。それが精神 (Esprit) というものである。精神 (Esprit) はありとあらゆる尽きざる問いで武装しているのだ」(TTⅢ.176~177,272)。スティグレル、レオナルド・ダ・ヴィンチ、イグナティウス・ド・ロヨラ、デカルト、ヴァレリ、フーコー、... という (一見なにがなんだか判らぬ) 精神の系譜がこれで判る思いもする。⑥ヴァレリの「精神の危機」はフロイトの「自我とエス」「快樂原則の彼岸」と同じ 1923 年であり、他の多くの思想家たちも含めて、いわゆる「ヨーロッパの危機」の意識を共有する (MDⅢ.20)。そして、1939 年の「精神の政治学」は今日では精神のデジタル・テクノロジーにおける政治経済学へと発展する。「M・ウェーバーのいう近代合理主義による脱-魔術化の最悪の結果とヴァレリが指摘する精神の頹落に抗して、政治と経済における精神の役割を再考すること、精神の政治経済学を再活性化することは、認知テクノロジーの展開によって世界をいわば再-魔術化することと連動する」(RM.12,CE I.116.一部語彙追加変更取意)。

(ii) いわゆる非合理主義系譜

非合理主義というネガティブな呼称はよくない。便宜上、慣習に従うだけのことだが、加えて、既述したマルクス主義流の (観念的な?) 択一的-二元論にたいして、より現実的に多様な力の抗争、別言すればそれらの共存と葛藤と遊働を前提とするニーチェ発想は、スティグレルの多元的-生成動論と地盤を同じうするものであるにもかかわらず、現代フランス思想界では一種の常識であるためか、スティグレルの詳しい論述の対象にはなっていないこともあって、ここでは言及

のもっとも多いフロイトのみとする。合理主義系譜からの引照がスティグレルにおけるヌース・ノエシス・理性・精神の現実態への受肉を結果していたとすれば、ここでの引照は逆に、その肉なるものの精神化、欲望やリビドーの理想主義的捉え直しのような趣きを示している。ポイントは、フロイト思想を「1920年」前後で分け (RM.62~63)、前者の快樂原則 vs 現実原則の二元論が後者の生の衝動 vs 死の衝動のそれに変化する、後者を重視すれば、死の衝動なる破壊衝動に比べれば快樂原則も現実原則と同じく生命・社会の建設に向かいうる衝動でもあるから、この捉え直しの方向づけもさして無理なく可能ということであろう。ただし、精神分析学におけるテクノロジー (technè) 論の不全さ (CE II .153) と、フロイトにおけるファシズム vs 民主主義の二元論ならぬ資本主義や消費文明の内部における諸葛藤・諸抗争の考察の不全さ (RM.42~45) は、伝統的合理主義の場合と同じく、それと指摘されている。

(a) 「欲望」(désir) について：フロイトの邦訳テキストのいう「欲動」の原語は <Trieb> であり、スティグレルではむしろ「衝動」(pulsions) に当たる。しかも、後者は環境からの作用への無差別的で自動的・浮動的・受動的な反応との意味が強く、前者フロイトが「神の死」を宣告したニーチェの死の年に刊行する処女大作のエピグラフに「天の神、よし我を救けずば、地獄の神よ、動け」(ヴェルギリウス) を掲げ、やがて「地獄の底から吹き上げてくるような」とまで呼んで、人間の根源的な欲動を「殺人欲、食人欲、近親相姦欲」と示唆する、先述のあの凄味には達しない。ヴァレリすらもが感じ取っていたこの凄味の深淵を現代思想の他のもろもろの成果とともに取り込んで、新たな実践哲学を構築することこそ今日の要事であるはずだが、現代実践思想はいまだそのときには至っていないようである。実際、スティグレルの欲望概念は、啞然とするほど優等生的・旧-理想主義的である。①まず、確認。「人間というこの本質的(内具的)な欲望存在 (êtres intrinsèquement désirants)」(CE I .28)。欠損動物としての人間というこの裸のサルは、衝動によって衣服を求めるが、欲望において自分の好きな衣服を選ぶ。②ついで、一応の容認と即刻の反転。「欲望はまず前-社会的な、しばしば反-社会的な、非-順応態として現われ、いずれにしてもつねに内面的な事象であり、非-公共的である。しかし欲望が萌芽し生誕しうるだけのこの個人的-心的事象は、それ自体ですでに、カップルの構成とか、共有と流布によってしか成立しない知とか、あるいはなんらかの象徴交換つまりひとつの協働環境にいたる別個のかたちでの昇華といった、集団現象や社会生成へと、開いている。」(RM.62)「衝動は、生が技術的になるに応じて、欲望になる」(MD II .34)「欲望は (...) さまざまな衝動を相互に結びつけ (liant) て保持しつつ規制 (contenir) するところにある (consiste à)。／欲望はその本質において昇華なのである」(CE I .96,28)。「理性は(先述のとおり——引用者付加)ひとつのモチベーションの作用力なのであり、なによりもまずわれわれの欲望の一事実を構成する。たんに昇華の力としてのそれであるのみならず、(...) その性的エネルギーを非-性的な愛の対象に向けて起動させるものとしての、

われわれの欲望の」(CEI.29)。③かくて、スティグレルは、いう。「欲望はそれ自身、内具的にひとつの昇華の力である。青年期ニーチェがかくも感嘆したヘシオドスの〈エリス〉(闘争)をしてポリス国家そのものの力たらしめているのは、それが〈最高のもの〉(ariston)へと高まる力であるということにある。『労働と日々』の農民たちの争いは喧しいが、それは最高のものに向かうためのものであり、このギリシャ流に〈英雄〉や〈神々〉の名をもつ最高の事態とは、法の発見者であるギリシャ人たちが〈ディケー〉(正義)や〈アイドス〉(節度)と呼ぶもの、後代のひとつのいうたんなる価値ならぬ、秩序創設の原理(principes fondateurs)たるものであった」(CE II.17)。④ところで、ギリシャ・ポリス国家のみならず、「すべての文明がこの種の欲望のそのつど歴史的な具体化」(CE I.69.cf.28)なのであるが、この欲望は「エネルギーであり、それが生み、それがそのなかで自己-変容するさまざまな種類の社会のもとで、個々の事象が個別化していくプロセス一般に、根源的で、持続力豊かで、希有な、動力-原理をもたらしめるもの」であるにもかかわらず、「しかし、また、極めてあえか(le plus fragile)なものでもあって」と、スティグレルは但し書きを加える、「伝統的なあるいは文明化された諸社会は、本質的に、このエネルギーをはぐくみ育てるためにこそ、組織され、そしてこのエネルギーを、フィリア(友好)、エロス(愛慕)、アガペー(神愛)、カリタス(慈愛)、モチベーション(慫慂)、あるいは、マナ(神力)、の名で呼んできた」(RM.66)。⑤今日のわれわれのなすべきことも、ここから当然帰結する。「精神とは、子供たちへのケアを含む、個人・集団の欲望の主体と対象へのケアを行なうこと」(MD II.17)、「欲望を昇華として成就させること(accomplissement. 引用者付加 — 〈充足させること〉でないことに注意)」(CE II.38)であり、「産業の未来が要請する政治経済学とは、消費をではなく、(そのようなものとしての — 引用者付加)欲望を賦活すること」(RM.32)にある。「企業の内外に多くの欲望の流れがあり、企業はそれらを、十把ひとからげで計量して飲み干すのではなく、それらの各々をより強烈なものへと賦活し、おのおのの欲望を平均化されないまったく独自のものとして尊ぶためにこそ、把握し、分析し、相互の連関を窮めるのでなければならない。それがこれからの資本主義における欲望のエコロジーの課題である。」(CE II.106)「われわれは精神の産業政治学なるものの可能性を主張し、今日の資本主義の自己破壊的傾向に抗して、さまざまな欲望の対象とそれらの対象を通じて可能となる新たな体験の創出と再構築、そのための精神のテクノロジーの実践形態を考察する」(RM.32)。⑥なお、フロイト文脈から離れて今日の消費強要-経済状況のなかにおいてみれば、欲望がその諸現象の交錯による内なる蜃気楼(fantôme)であることも、指摘されている(MD III.54~55,66~67)。

(b)「リビドー」(libido)について：この語を「欲望」とは別記しながら「欲動」その他の訳語を当てないのは、スティグレルにおいては両者はほぼ同義で表記が異なるのみだからである。別言すれば、説明も、補足の例文を付加すれば、ほぼ、すむ。①まず、欲望と同じく、ネガティブ面

からポジティブ面へ。「リビドーは、その最初の段階では、反社会的 (désocialisante) なエネルギーである。このエネルギーに特有のある種の矛盾からくるダイナミズムが、社会のなかに出来し、社会にダイナミズムを与える。」(RM.62)「リビドーは性的衝動によって産出されたエネルギーの社会化したものである。ただし、(この場合 — 引用者付加) この衝動は、(すでに — 引用者付加) 昇華レベルの対象において、欲望へと変容 (trans-formée) している。」(RM.61)「リビドーは、さまざまな相対立する傾向性を連結し、結合させ、バランスを取り、あらためて再-安定化させるものである」(RM.62)。②つぎに、リビドーはわれわれ実存の実質を成す。「リビドーは、エネルギーとして、われわれを構成 (constitue) するものである。リビドーを汲み尽くすとは、われわれを疲弊させることにほかならない。資本主義は、社会的な絆の解体 (milieux dissociés) を蔓延させるかぎり、われわれを破壊する主要ファクターとなる。(…) それは家族をはじめとする社会的な絆を構成するものを疲弊させ、アリストテレスが市民社会の基盤とするあのフィーリアを破壊する。われわれが御互いに配慮を交わしあい、社会的-情操 (affectio societatis) としての政治的-交誼 (affection politique) を保ちうる、あのフィーリアを …」(RM.64~65)。③この種の伝統的モラリスト・ヒューマニスト流儀の政治・社会談義より、むしろ欲望論に欠けていた経済談義、「リビドー経済」の論を、後述再論もするが、急ぎ追加しよう。「資本主義は、(たしかに — 引用者付加) ひとつのリビドー経済である。どのような人間社会も、(…) それを構成するさまざまな実存者たちを貫くリビドー・エネルギーの交通整理 (canalisation) と社会秩序化 (socialisation) の装置である、というかぎりにおいて。この社会化と秩序化の装置が、(…) 衝動レベルでの即時的な充足を回避させ順延させるというまさしくその事実によって、衝動をリビドーへと変容させ」(RM.60~61.cf.62)、社会を「経済運営として成立させる」(économise) (RM.62)。今日の「ハイパー資本主義」が、この交通整理を「消費中心主義」へと偏局・偏向させ、尋常な社会的-紐帯の混乱と崩壊を出来せしめていることは、繰り返すまでもない。

(iii) 現代思想系譜

現代思想は、否定神学・実存主義・構造主義・ポストモダン・脱構築思想 … 等の存在論的-転回や脱-人間主義のあとで、新たな実践論的-転回の緒についている観あり、一方には A・バディウの、他方には A・ルノーの、主体 (sujet) 概念の新たな復活があり、デカルトからカント・フィヒテを通過するこの系譜にたいして、さらにデカルトからライプニッツを通過する個体 (individu) 論の系譜も考量しなければならない。しかし、たとえば現代ドイツの情報テクノロジー論者 N・ボルツが後者に近く、人間をノマド (nomade) にしてモナド (monade) とする (N. Bolz, WK.123) にたいし、スティグラーは主体の語はほとんど用いず、後述詳論するその個別化・独自化 (individuation) 概念も個体 (individu) 論議には収まりえず、なによりもその実存 (existence) 概念にも、それが旧来の存在論に由来する以上、今日の情報・テクノロジー時代には不十分、「産業

時代には、人間は技術的-個物 (individus techniques) の志向的-始源としての実存などではありえず、たんに技術的-物象が担うひとつの準-志向性 (une quasi-intentionnalité) を行使する者にすぎない」(TT I .81. やや取意識) として、甘んじてはいない。では、「企存」とは称呼可能であるはずのスティグレールの <ex-istence> を、情報・テクノロジー・産業時代に相応しいかたちでは、さらにどのように規定・称呼すべきか。参照すべきは現代思想でスティグレールがもっとも負うところ大きい、そして旧来の存在論 (ontologie) に対比される (MD I .183)、デリダ流の「グラマトロジー」(grammatologie) の思惟方式であるように思われる。ちなみに、《gramme》や《grammatologie》とは、いまはまったく大雑把にいつておけば、存在するものに対する、人間が記したものの、ただし他のなんびとかに向けてメッセージを発している既定の記号・信号というより、それ以前の、その基礎形態ともいべき、それ自体において (記した者の意図との相関においてか、それ以上に他のもろもろの《grammes》との相関においてか、とにかく) 多少とも有意味的たりえているもの——ここでは、これも仮に、そのもっとも単純なものを「記素」とでも邦訳しておこう——と、その有意味性——有意味性というものはつねに他の諸要素 (いまは、他の諸記素) との全体連関のなかで可能となるものなのであるから——を可能にするその、決して固定したものではない、生動的な全体連関——デリダなら「差延の遊働」(jeux de la différance) とでも呼ぶはずのこのものを、スティグレールは文法学者のいう《grammar》(文法) をより敷衍・根源化して《grammatisation》(あえて訳せば、記素連関-構成) と呼ぶが——と、それについての学的関心 (-logie) のことをいう。さて、スティグレールが引用して自らの論稿のエピグラフとするデリダの内容豊富な一文はいう。「人間を他のさまざまな生物から区別するために通常用いられている概念 (本能と知性、発声言語や、社会や、経済... の有無、等) の代わりに、ここでは《programme》(訳語は後述——引用者付加) 観念に訴えよう。この語は、たしかに、サイバネティクスのいう意味で理解しなければならないが、ただし、サイバネティクスそのものが、(人間の記憶作業における——引用者付加) 未来先取 (protention) と過去継取 (rétention) ^(後注3) という二重の動きの統一によるその痕跡の可能性の生起から出発することによってしか、可能ではないのである。そして、この二重の動きは <志向的意識> の及ぶ範囲を大幅に超えて展開する」(MD I .175)。以下三分の二も重要なのだが、紙幅の関係で思い切って省略し、問題を目下の一点に絞ろう。こうである。人間=実存 (ex-sistence) はたんなる常識のいう人間性や志向的意識の外 (ex-)、技術的-生成態の一環として、サイバネティクス展開の一環として、あたかもプログラムされた (TT I .222) かのように外存 (ex-sistence) しているが——実際、昨今の DNA 論議なども考えよ——、ただし、この技術的-生成態は単層的ならぬ複相的であり、たとえば記憶作業レベルにおける過去継取と未来先取の重合運動にも立脚して、ために、たんなるプログラム (programme) の一環であるのみならず、プロ-グラム (pro-gramme) つまり「投企的」(pro-) に有意味的なさらには成存態的な「記素」

(-gramme) を設定・創設していく、(自己-外 (ex-) ならぬ) 自己-先行的 (ex-) な、(存在態というより) 機能態、それとしての企-存 (ex-istence)、いわゆるプログラマー (programmer) ならぬ、この意味でのプロ-グラマトゥール (pro-grammateur) なのである、と。ハイデガーにおける存在者と存在、カントにおける規定的判断力と反省的判断力の場合と同じく、われわれはこのプログラマーとプロ-グラマトゥールの微妙で決定的な差異(ずれ)に、スティグレル的<existence>概念の現代性と未来性を託す。アリストテレスの魂のノエシス、カントの図式化や反省的判断の展開、フロイトの欲望やリビドーの知的・精神的-積極性、ヴァレリの精神の自己超出的-能作・機能性、が、こうしてプロメテウス=エピメテウス由来の技術性と時間性のなかで、デリダ・グラマトロジックに捉え直され、情報・産業・テクノロジーの領域へと入っていくことになる。

(iv) その他

人間=実存に関するスティグレルによる規定の試みは、このほかにも少なくない。①とくに、「生産者-消費者」の二元論を超えるために、まず、消費の対象を「愛好」の対象 (objets d'amour) に変えることを提案し (CE I .59sq.)、愛好 (amour) 概念を、「即時的な享受による消費」に対して、「ケアすること、共有 (trans-individuer) すること、社会化 (socialiser) すること、理想化 (idéaliser) すること」(MD II .86)「成形的なものへの情熱と忍耐」(RM.61)と定義し、そこから消費者・生産者ならぬ《amateur》(愛好者) (CE I .76,78) 概念を導きだす試みは、意図としては看過できない。とはいえ、結論的には、この語や呼称はフランス的すぎるか、要するに一般的には甘すぎて、これからの「資本主義革命」が体现すべきシリアスで成熟した品位に十分とは思われない。②他には、「発明者」(inventeur) (CE II .84~85)。「自らの欠如性 (défaut) を(技術によって補填しつつ——引用者付加) 稀有なる脱エントロピー的発明の力として肯定する」(CE II .85) 者としての。これは既述のところからして深みのある独創的な概念内容だが、発明以外の側面も重要であるうえ、名称そのものが、やや平凡すぎる。③「デザイナー」(designeur) (CE I .59~61,78~79,81)。社会・文明の企画・立案者として。先述のボルツは芸術が(ハイデガーのいうように) 存在の真理を探求するとすれば、デザインは技術と組んで世界に意味を構成し、方向づけをもたらすと、カント=スティグレルの(超越論的-構想力としての) 図式論に通ずるかたちで、デザインの情報・産業・テクノロジー時代における役割を顕揚している (N. Bolz, WK, pp.216~229) が、スティグレルにはそれほどの強調はなく、加えてこれも名称が平凡すぎる。④「変換者」(tans-former) (RM.39~40)。ヴァレリ的-精神概念や、技術-生成動、潜勢態から顕勢態へ...等の発想からすれば、これも重要だが、特殊現代性を示しうる語ではない。⑤「編纂者」(éditeur) (MD I .21)。上記・後述再論のグラマティゼーション (grammatisation) は、まさしく記素連関-構成としてこの編纂の作業であるが、後者をこの語で呼ぶのは、これまたやや平凡すぎるだろう。⑥「実践者」(praticien) (CE I .78,81)。これも、とくに「利用者」(utilisateur)「使用者」(usager)

「消費者」(consomateur) との対比 (CE I .61~62,65~66,67,106, 他) において重要であり、既述の「実践とはあえかな成存態を育成・顕揚 (cultiver) すること」(CE I .73) とか、「われわれはピアノを、使用するのではなく、演奏というかたちで実践する」(CE II.105)、さらには後述の知の実践的性格、等、スティグレールの意味内容は豊かであり、そもそもわれわれのこの論も今日におけるまさしく実践の如何にを問うためにこそ、試みられているわけだが、ただしこの語は独立呼称としては相貌が一般的すぎる。⑦「独異者」(singulier) (CE II .85, 他) も、独異性 (singularité) の概念そのものは後述再論するようにスティグレールの極めて重要であり、サルトルのいう普遍的単独者 (universel singulier) をも連想させて思想史的にも魅力的だが、この語ひとつのみではなにより閉鎖的な印象を与えて十分でない。⑧他に、類似語としては、愛好者よりは然るべき価値判断・価値創出を行なうものとしての <appréciateur>、やや古風ながら文化創出者・文明形成者としての <cultivateur> <civilisateur>、また <gramme> (記素) が「象徴」にもなりうることや「象徴」が後述のところで重要なキー概念の一になることも考えて、カッシーラの象徴を用いる存在者 (CE I .46~47, 先述) としての人間つまり <symbolisateur>、等も不可能ではない。⑧しかし、もっと斬新な、しかもスティグレール思想に十分に立脚する呼称ということになれば、スティグレール自身が G・ドゥルーズから引用するエピグラフ文 (MD I .176) 中の、存在概念というよりむしろ機能概念としての《opérateur》(オペレーター)、つまり技術的-生成態の多様な流れのなかで、そこで成立し、それらを乗りこなしながら、束ね (composer)、方向づける (orienter, ré-orienter)、その「操作者、演算子」、と見なしてみることも、必要かもしれない。

ということで、われわれは、われわれのスティグレールの <existence> を、情報・産業・テクノロジー時代により相応し (先述) かれと願いつつ、近年流行の、しかも哲学者たちからは相当な批判の対象になりうる (MD I .154)、あのプログラマーならぬ、デリダ・スティグレールの意味での、「グラマトゥール」(grammateur)、もしくは「プロ-グラマトゥール」(pro-grammateur)、つまり「記素」(gramme)「記素連関」(grammatisation) を「投企」(pro-jeter) しつつ、それに担わせる「準-志向性」(先述) を駆使することを通じて、自らに先立って (ex-) 自らを教導 (cultiver) しながら、自らと世界を変容 (se trans-former) させていく、そのような「テクノ-ロゴス」的な機能態・生成態・実践態、とでも内容づけ、実存=企存と呼称しておこう。デリダもスティグレールも直接的には用いないこの語を、われわれも濫用するつもりはないが、スティグレールの・人間=実存の正確な理解には役立つはずである。

文中略符号は、スティグレール論著については、本誌 p.34 を参照のこと。

他に、

A. Badiou, *Theorie du sujet*, Seuil, 1982.

G. Bateson, *Mind & Nature : A necessary Unity*, 1979. 佐藤訳『精神と自然—生きる世界の認識論』思索社 .1982, 2006.

N. Bolz, *WK:Weltkommunikation*, 2001、村上訳『世界コミュニケーション』、東京大学出 2003.

A. Renaut, *L'Ere de l'individu. Contribution à une histoire de la subjectivité*, Gallimard, 1989. 水野訳『個人の時代』、法政大学出版局

後注

- (1) 本誌第13号所載、拙稿「ハイパー産業社会を矯正する—B. Stieglerと新ヨーロッパ構想:序説—」参照。
- (2) ADSL. Asymmetric digital subscriber line. 非対称デジタル加入者線。電話回線を使って高速でデータを電送する通信サービス、といわれる。
- (3) 通常のフッサール邦訳では、過去把持、未来把持もしくは未来予持。ここではスティグレール思想の特色に鑑みて、こう試訳する。

(常磐大学 国際学部 非常勤講師)

[付記] 本稿は2008~09年度(平成20~21年度)常磐大学研究助成金・共同課題研究費(研究代表・渡部茂己)による研究成果の一部である。

研究ノート

「世界を開く」 — 知と精神のテクノロジー —

— B.Stiegler と新ヨーロッパ構想 —

中 田 光 雄

Ouvrir le Monde — Technologie du savoir et de l'esprit —

— B.Stiegler et <Constituer l'Europe> —

(本稿の主旨も、前二稿のそれとほぼ同じである。前二稿の示す存在論的・実存論的-条件のもとで、ここでは実際的人間実践の意味を問いはじめているが、まだ序論の最終段階でもある。)

☆ ☆ ☆

スティグレールによる新ヨーロッパ構想、それがその一事例であるはずの世界の現状一般の刷新、そのもっとも基本的な位相のひとつを、情報 (information, informel, 分散態) からその然るべき組織化・有形化 (organisation, in-formation) による知 (savoir) への、精神 (esprit) による、転換・変容 (trans-formation) 作働、われわれのいう知と精神の価値論 (axiologie) 的-実践 (praxis) としてのプラクシオロジー、スティグレールのいう知と精神のテクノロジー (RM.109,110, 他) に見て、われわれはまずその存在論的・実存論的-背景を追ったが、今度はこの背景のなかに知と精神のテクノロジーの見取り図と内実・方向性を確認することから再出発しよう。

われわれ人間は、精神・思惟と物質・生命の複合態として、前者による後者の変形作用 (trans-formation) の技術性 (technicité) において、ただし、前者の純粹-能作性においてではなく、後者の動態性とも絡み合う複合的な技術的-生成態において、成立し、活動するが、その技術的-生成態は、たんに、人間の生物体としての生存性 (subsistance) やそれを超えてその変形作用を行ないうる実存性 (existence) においてのみならず、両者というより前者の欠損性 (défaut) ゆえに可能になりまたそれによって後者を前者から超越させその変形作用をも可能にする成存態 (consistance)、この存在三相の織成として展開する。そして、実存がそれによって生存や技術的-生成態の変形

作用をおこなう成存性への超越と志向を可能にするのは、魂のノエシスや、理性の反省的判断力、欲望やリビドー、脱存的-変換力としての精神 ... であるが、われわれがここでの問題により相応しいかたちで定式化を試みれば、これは、人間=実存=企存 (ex-sistence) というプロ-グラマトゥール (pro-grammateur) と、それが (生存性と実存性を超えて (ex-)) 成存態と未来に向けて (pro-) 投企 (pro-jeter) するグラム (gramme) つまり記素、もしくはそれら記素の相互連関体としてのグラマトイザシオン (grammatisation)、の相関関係を基態とするものであった。

さて、スティグラーは情報の社会エントロピー的性格については語っても、情報がどのようにして成立するかに関しては、知の崩壊・散漫化としてネガティブに位置づけることしかしていないが、われわれはここでは、情報とはまず、そのもっとも基本的な位層においては、このそのつどアトランダムに投企される記素であると、解してみよう。犬や猫が生存態レベルの体臭や体液をあちこちの物象に塗りつけることによって他の犬・猫にたいして自らのテリトリーを示すように、人間は実存態 (ex-) レベルであちこちに記素を放出 (ex-) する。それは相互のコミュニケーションのためでもあるが、それ以前・以上に、実存 (ex-) としての自らの存在性からの帰結、その痕跡 (trace)、としてであり、そして、他の人間=実存たちはそれをさまざまに解釈してそれに対応する。知とは、これも既述のところでも語られてきたかぎりのところで確認しておけば、このような記素と情報が、そのつどの一定の成存態に向けて、あるいはその函数において、然るべく束ねられた (com-pose) もの、多少とも体系化・組織化されたもの、それゆえまたそれなりの動態性と方向性を孕むもの、であり、繰り返すことになるが、情報とはその弛緩態・分解態・未然態である^(後注1)。精神はといえば、勝義的には、それは成存態に則っての情報から知への変形作業であるが、その昇華論的-機能性を弛緩化させて物象化的・平面的に表象してみれば、情報から知にいたるあらゆる位相の記素の共存 (com-position) するところとみても大過はないかもしれない^(後注2)。以下、これらのことをスティグラー・テキストのなかに確認しよう。

①今日、第三次産業革命 (RM.151) のデジタル・テクノロジーの時代、知は再定義 (redéfinition) (Ibid.) されなければならない。かつて、知は「存在するもの」(RM.154) についてのそれであり、ハイデガー流の「知の存在論」(Ibid.) まで^(後注3)、技術的なものや生成的なものには、主題的に関与せずでありえたが、今日、「テクノロジーが知を支え、条件づけ」(RM.124) ており、知は「技術的-生成態」(Devenir, devenir) との相関において、むしろその「開拓」(explorer) (RM.154) の営みとして、「実践知」(savoirs pratiques) (CE I .90) として、再考されなければならない。

②現代情報社会にはある種の「内的矛盾」(RM.124) がある。①を別言すれば、精神は、既述の「物質的事象に支えられた準-志向性」(TT I .81) として、「それを支える」情報媒体としての「物質的な場」(milieu matériel) (RM.135) なしでは十全に展開しえないということだが、ここからすくなくとも二つのネガティブな帰結が出てくる。ひとつは、人間の内面世界が「外化」(cf.136,

他)され、それが社会的共有性を出来させるというより、内面性の荒廃や喪失 (cf.123, 他) につながるということであり、もうひとつは、既述したTVの家庭侵略の場合と同じく、ニュースや商品広告のような一般的な情報は多くのひとびとに伝えられるが、各人がパーソナルに関心を抱くような情報は、発信者から他の各人に送信・受信され、それが各人の内面世界を深めるというより、むしろパーソナルな交信の外なる第三者への無関心や排除を結果させ、家庭内からはじまってもろもろの規模の社会的連携 (association) を不可能 (dissocié) とするに作用しているということ (RM.134)。(スティグレールは、こうした「配信」の歪みイェフェクトにたいする、「交信」の社会的ポジビテを、既述のとおり、ほとんど論じていない。)

③では、こうした情況にたいして、知をどのように「再-定義」するか。既述の「知とは、成存態が成存していることを知っていること」(CE I.49)、「知はリビドー・エネルギーの昇華態」(MDⅢ.27)であること、等々もあるが、スティグレールの最も端的な応えは、知の「再-道具化」(réinstrumentation, nouvelle instrumentation) (RM.124,129)である。知は、かつて、たとえば中世時代、今日では多くのひとびとが再認識するにいたったように、各人の「働くひと」(ouvrier)としての生活や職業のハウ・トゥーやノウ・ハウと結びついて、小規模ながらも各人が自分なりの「世界と道を切り拓いていく」(ouvreurs du monde) (MD I.92)、その活きた知恵と工夫としての「道」具であった (RM.61, 他)。20世紀アメリカ哲学のいうプラグマティズムについては、スティグレールはその後のマーケティング・マネージメント実業思想の抽象性・思弁性・機械性を難ずるあまりか、まったく言及していないが、とまれ昨今のハイパー・テクノロジー時代、知はテクノクラート・エキスパートが大衆を操作・管理する手段であるか、あるいは一般のひとびとが不慣れなままになんとか適応しつつ用いる器材であるか、あるいは若い世代のお遊び交信や面白ゲームの玩具であるか、等、要するに本来の「道具化」(instrumentation)ならぬたんなる「用具化」(instrumentalisation) (RM.138,125, 他)現象が出来している。この「総プロレタリア化」「民主主義デカダンス」「ポストモダン・浮動パフォーマンス」(既述)の悪弊に抗して (RM.125, 他)、知を「再-道具化」するとは、どういうことか。むろん、もはや中世の小規模なローカル社会ではない、今日のさまざまな規模でグローバル化・一般化した世界を踏まえることは前提としたうえでのことであるが、とりあえず、形式的には——内容問題は後述もする——、二つの方向がある。

④ひとつは、知 (savoir) を、たんなる頭脳・表象・知識の問題とすることなく、実存=企存=プログラムツールという活動態のなかにその活動方式として埋め込まれるもの、あるいは始めからなんらかのかたちで (潜勢的に) 埋め込まれていて、しかもその後の経験を通じて変形・修正・補完されていくもの、そしてその実存=企存の活動において発出・投企 (顕勢化) されていくもの、一般用語でいえば体得・会得され変更されつつ行使されていくもの、と実践論的に解することである。スティグレールは触れていないが、ハイデガーはいわゆる物 (Ding) とは抽象概念にすぎない、

われわれが接するのは物ではなくプラグマータ (pragmata) という実践的-相関態であって、とし、いわゆる理性 (Vernunft) をもく ver-nehmen > (会得する、日本語では体得するでもよいだろう) から捉え直した。

ハイデガーが『存在と時間』で粗描した実存論的-実践学は、その後、1933~34年問題もあって、後退・萎縮し、その欠損を A・バディウの『存在と生起』やスティグレールの『技術と時間』が埋めはじめる、というのがわれわれの解釈図式の一であるが、スティグレールやフランス語では、この「体得する、会得する、心得る」は、ほぼ <savoir + 動詞原形> (～を為しうる、～する骨(こつ)を知っている、～を成す術(すべ)を心得ている) に該当する。知を再-道具化するとは、したがって、この場合、われわれが実存=企存=プログラマトールとして、そのつどの存在論的さらには存在的(表面的)に個別の状況のなかで、いかに活動すべきか、それを心得ており、それを自発的・自生的に実践しうる、ということの意味する。スティグレール流に言えば、生産者と消費者は、消費による収益のための生産と消費による快樂のための消費という消費中心の偏向現象に盲目的に雪崩れこむことなく、生産者として何を生産すべきか、消費者としてどのような生活を送るべきか、その <savoir-faire> < savoir-vivre> の知 (savoir) を身につけ(ているので) なければならない。「生きる術(すべ)を知っているということが、実存=企存しているということなのだ。ただし、実存=企存するためには、なにかが成存していることを知らなければならず、それが知なのであるが。」(CE I.49)「われわれが実践するとき、実践の対象が、なにをどうしたらよいか、その知の地平を開いて (ouvre) くれる。それがわれわれ実践者を変容させる。それらの知は、それら自体が未確定で独異なかたちで開 (ouverts) かれており、われわれに可能性の領野を開拓させてくれる。」(CE I.62)。スティグレールは、さらに、理論する実存=企存については <savoir-théorin> (RM.129) ともいうが、もっとも意義深い言表はわれわれすべての人間=実存=企存に当てられる、そしてハイデガー思惟を実践論的に補完しうる、<savoir-être-au-monde> (世界内-存在する術(すべ)を心得る) (RM.45)・ < ouvrir le monde > (世界を拓く・開く) (MD I.92. 先述) であろう。スティグレールの的にはそれはなにを意味するか、それはどのようにして <savoir-faire, savoir-vivre, savoir-theorin> 等のヴァリエントを出来させるか、それは上記のところからもそれなりに了解可能であろうが、以下のところでも再論するはずである。

⑤もうひとつの方向は、上記④とむろん重なるが、知の「再-社会化」(re-socialisation, re-association) (RM.138, 他 .cf.128) ^(後注4) というべきそれである。中世のひとびとの生活に根ざしたハウ・トゥー (如何に為すか) のノウ・ハウ (知) は、おおむね共同体のなかで先祖代々受け継がれ、通時的にも共時的にも、社会的-協働・分業の体系とそれを陰に陽に包む <affectio societatis> (社会情操) のなかで、それぞれ意味づけられ、諒承されていたものであった。グローバル化されたハイパー情報テクノロジーの現代に、中世モデルを範型のように考えるのは時代錯

誤であるが、しかし、いわゆる地球規模の70億人から成る運命共同体のなかで、一部の者たちが他の大部分の者たちを操作・管理するために、また、一部の者たちが他の大部分の者たちの良識から遊離した殺人ゲームの無感覚を養うために、そして、また、その大部分の者たちが自らの喜びのためではなく、社会に落伍しない適応のための算段として、おのおの別々にこのハイパー情報テクノロジーを用いるという事態は、およそ健全なものとはいえない。現代哲学によって人間=実存=企存があらためて世界-内-存在と規定され、スティグレー尔的な知も世界-内-存在することの実践知ということになれば、それが社会-内-存在としての実践知をも包含するであろうことは確認するまでもない。加えて、スティグレールは、いかにもフランスの思想家らしく、自らの哲学的プロジェクトの実践的な意味を「世界の社会化 (sociation)」(RM.50)^(後注5)とまでいい、一方では後述するように新ヨーロッパにおける個人の重視 (individuation) を自明の前提としながらも、他方では、たんなる個人たちの恣意的な記素-投企による情報エントロピーゆえの社会解体 (dissociation) (RM.123,125,138、他) 現象を、公権力の介入による抑止を要求するまでに (RM.158、他)、警戒し、新ヨーロッパに相応しい「間(通)-個人的」(trans-individuel) (RM.133、他) で間-システム的な「集会的知性 (intelligence collective) の質的向上 (élévation)」(RM.129) を強調している。「知の社会 (société) は、精神のテクノロジーに関する産業政治学に立脚するさまざまな社会形成場 (milieux associés) の敷衍によるものでなければならない」(RM.117)。

スティグレールによる知のテクノロジー論は、以上のところに尽きるものではない。①②のいう知の「外」性のその「内」性の側面は、④の実存論的意味づけのさらなる具体論として追って記憶・ハイポムネマータ論をもって補完しなければならないし、⑤のいう知の「社会」性にたいする「個人」性の問題も個別化 (individuation) の問題として、追って再論しなければならない。「公権力」の介入なるものについても、注意が必要であろう。しかし、ここでは、スティグレールのいう知の外的・社会的-規定を、思い切って端的かたちで、あと二つ、加える。

⑥知とは、かくて、散漫になって社会的エントロピーとなりがちな情報なるものを、然るべく、つまりそのつどの現実的状況のなかで至高の成存態とその現実的未來に向かって結合 (composer, organiser) させつつ方向 (orienter, diriger) づける、その「負-、対抗-、脱-エントロピー化」(nég-entropisation) の力、その機能態である。「知は本質的に脱エントロピー的である。知は本性からして価値を持続させるものであり、時間とともに強力化し豊饒化さえするものである。知は、相次ぐ諸時代とさまざまな歴史的切断のプロセスを、人間の心的経験をその社会的伝達に向けて形成していく本質的な累積性を基盤に組織化して、実存=企存の時間を構成するといってもよい。」(RM.132~133.cf.133sq)「脱エントロピーの力を組織化すること、すなわち精神価値の増強を企(は)かすること、それはそれゆえ社会形成の動きを産出し、エントロピー化、すなわち(諸道具の) 用具化に抗して闘う知の不可欠の道具化の動きを社会のものとすることによって、心的個人と

社会的個人の記憶・想起-能力を発展させることである」(RM.138.cf.RM.123)。実際、われわれも序論の冒頭のところで、情報(informations)という散漫態(informel)や安易なパッケージ化態(in-forme-ation)の質的な変形・変換(trans-formation)による組織化・有体化・エイドス化(in-Forme-ation)、ただしたんなる可視的な形態(forme)ならぬむしろ現代アンフォルメル(Informel)芸術も示唆する超-可視的な形態(in-Formel)な、あの成存態(consistance)に近い、駆動的-エイドス・ゲシュタルト(In-Forme-Ation)として、スティグレールの-知を予測しておいた。なお、知という以上、認識の問題が位置づけられなければならないはずだが、それはどうなるのか、と問われるのであれば、この脱エントロピー化の力動態のなかから自ずから浮かび上がってくる諸表象がそれだ、とでも応えておこう(cf.MD II.14)。こういいながらスティグレール自身の文章を引用しないのは、既述のところを踏まえてわれわれ流にこのように集約することが、スティグレール思惟をより端的・ポジティブに伝えることになるはずだからである。

⑦スティグレールの記すところ、<知> <知る>(savoirs)とは、<sapere>(味わう)として、世界を<sapide>(味わい深いもの)に成すことである(RM.45)という。F・ベイトソン系譜のM・バーマンも相似た指摘をしている^(後注6)が、スティグレールは別のところでは<désirable>(欲望するに値する)(RM.17)にする、ともいっている。「世界は、味わうに値する(sapide)ものとしてしか世界ではないのであるから、それは世界-内-存在することの術(すべ)を心得ている(savoir-être-au-monde)ことを前提にする。それこそがまさしく生きる術(すべ)を心得ている(savoir-vivre)ということであり、芸術としての人生(art de vivre)ということであり、(...) 佳く生きること、幸福に生きること、生きる喜び、洗練された文明の生活を生きる、ということになる」(RM.45. 原文一部変更。cf.MD III.93)。ちなみに、<art>すなわち<ars>とは、「為す術(すべ)を知ること、技術(technique)」(CE I.88)とされ、以下、現代芸術におけるこの問題を論じているが、省こう。

知は、あるいは真の知は、かくて、それ自体、脱エントロピーの力であり、われわれの為す力、生きる力、想う力、世界のなかに存在する力、として、世界のなかにわれわれの道を切り開き、それによって世界を社会的-情操(affectio societatis)に満ちた味わい深いもの、すなわち真の社会(milieux associés, association, sociation)、とする。世界のなかにわれわれの道を開くというより、最終的には<世界そのものの進む道を、われわれおのおのに独自の力と方法で、切り開いていく>、<世界の潜勢的な諸可能性をその顕勢化・現働化に向けて、われわれ独自の力と方法で、開成・創成させていく>、とでもいうべきかもしれない。かつてM・ウェーバーは中世から脱出する近代の合理化の動きを世界の脱-魔術化(des-enchantement)と別言し、われわれはJ・デリダが近代計量的合理性の狭隘さを難じて、合理的-理性(rationalité rationnelle)とは異なるもうひとつ別の理性の貌として、前者が合理化の作業そのものによって取り零す非-合理態をも考量し回収

する合-理性的-理性 (rationalité raisonnable) なるものの意義を強調^(後注7)したが、スティグレールが静力学的な計量思惟に対してエントロピー論的・熱力学的な動態論的思惟によって高唱する世界の再-魔術化 (ré-enchantement) (cf.RM.52, 他) とは、ここにいうこの知の (脱エントロピー的な) 力の発動を含意する。

さて、「知」から、今度は「精神」(esprit) にも一瞥を投じておこう。

精神は、とくにスティグレールが「精神価値」(valeur esprit) (RM. 冒頭, 他) や「昇華力」(RM. 110) などというとき、大時代な教養主義やドイツ観念論・キリスト教伝統を連想させて時代錯誤の観もあるが、他方、既述のようにスティグレール=ヴァレリがこれを、英語流の〈mind〉(知力の意が強い) (RM.27. 既引用) にも近づけつつ、主に「自他変換」(自己変容と事象変革) (trans-formation) の力と作働と解しながら、その能作的-機能性を強調していくとき、やはり今日の産業・テクノロジー時代に相応しい積極性が見られることを、われわれは確認した。

だが、生命が非有機態 (inorganique) を有機態化 (organiser) していく能作的-機能性を見せながら、スティグレールの主要な関心が、生命そのものではなく、生命と非有機体が合流することによって成立していく技術-生成動 (Devenir, devenir) という〈s'organiser〉(自己組織化・自己有機化) の動きにある (既述) ように、精神もまた、より正しくは、たんなる純粹-能作性においてのみでなく、その能作動と合流していくいわば受作態との複合一体性において、理解されなければならない。すでにカント論において精神は理性と悟性の統一 (unité) (CE II.49) であったし、ヴァレリにおいても精神の自己変容動における「在る」と「在らない」の交錯一体性 (TT III.175,272) は、カント流の「在る」と「在るべき」のそれ (TT III.292) に通じて、対立というより差異と協成 (既述) であった。「技術的物体に担われた準-志向性」(TT I.81) という、あの興味深い発想を思い起してみても、大過はないだろう。精神のこの複合性は、さらに次のようにも語られる。

①「資本主義が失ってしまった精神」、今日新たに復興すべき精神とは、この「機械と技術的再生産の時代に、多を統一し、一を多化する力」であり、さらにそれを人々の「個人的かつ集団的な生活の位相に敷衍」していく力であり、人々の「投企する成存態を、政治的・社会的なプロジェクトとして、時間のなかで、いわゆる進歩として」現実化していく力、である (MD III.19)。

②精神とは、アリストテレス的にいえば、一方では「能作的-理性」(noûs poiétikon)、他方では「受作的-理性」(noûs pathétikon) であり、われわれ (スティグレール) の言葉でいえば、一方では「社会セラピー」としての「政治」、他方では過去からの経験の「記憶」としての「ハイポムネマータ」である。「政治としての社会セラピーは、衛生学上のそれではなく、健康を病弊に対立させることも、(...) 記憶 (ハイポムネマータ) を精神の死せる所産として精神の活ける生動に対立させることもない。精神の生、すなわち欲望であるこの理性的・志向的-魂は、(身体性、無意識性

に) 受肉していると同時に、(技術力 (technèse) として) 脱-受肉化 (désincarnée) しており、この領域では、重要なのは欲望の潜勢態から現働態への移行であり、欲望はこうして一個の意志へと生成することができる」(MDⅢ.117~118)。

③「精神 (esprit) という語は、ここでは、心的であると同時に集団的な(つまり脳機能のそれであると同時に社会的でもある) 志向的 (noétique) プロセスを指している。精神は<我>を超え、それを<我々>に結びつけるものであり、技術と同じように、心的であると同時に集団的でもある(後述の——引用者付加) 個別化 (individuation) の動きの条件をなす。ここにいう <esprit> とは、霧のような霊気(ケルト・ゲルマン神話?キリスト教?——引用者付加) でもなければ、純粹イデア(プラトン?——同) でも、純粹形式(カント?——同) でも、さらにはあのいわゆる純粹精神(ヘーゲル?——同) でもなく、物質的なものの組織化 (organisation) を通じて、結合と分離とそれによる変容 (trans-formations) と通(間)-個別化 (trans-individuation) のプロセスを拓く (ouvre) ものである」(MDⅡ.14)。

これらの文言の詳しい注釈はここでは省く。ここで関心を向けたいのは、この複合態としての精神の、既述の能作面 (noûs poiétikon) に次いで、受作態 (noûs pathétikon) の側面、要するに、純粹-志向性ならぬ「準-志向性」(quasi-intentionnalité) として精神が捉え直され、その分、精神のなかに統合 (organisé) された(その準-志向性を担う)「技術的-物象性」(objet technique) の側面である。精神そのものの為す能作的-機動的としての精神のテクノロジーは、ここでは、そのような精神が精神自身に向かって為す、その(自己)開拓・(自己)開発の営みとしての精神のテクノロジー、となっていく。

まず確認しよう。かつて、精神 (esprit) は、純粹に靈的 (spirituel) なものとして、世俗的なテクノロジーを超越する次元に想定されていた。プラトンが文字あるいはわれわれのいう記素 (gramme) を記憶のためのたんなる安易な方便とし、精神の不純な外化・客体化・物質化として、排斥する態度に出たのも、そのためである (RM.136)。実際、プラトンにおいては、真の認識とは、叡知界・靈界の真理の、文字ごときを媒介とすることのない、内面的な、想起 (アナムネシス) であった。だが、今日、J・デリダが、現代言語科学・記号学の台頭・隆盛とともに、そのプラトン形而上学に抗して文字・エクリチュール(書-記)・記素 (gramme) の重要性を主張し、「グラマトロジー」(grammatologie) を高唱するにいたったように、人間は、音声言語を分節化している音素 (phonème) という原-エクリチュール (archi-écriture) としての(原-)記素も含めて、要するに記素-投企 (pro-grammatisation) あって初めて人間なのであり、別言すれば、「精神はなんらかの支え (support)、記素媒体 (medium) を必要とする」(CEⅡ.103)。「精神は記素媒体 (medium,intermédiaire) なくしてはありえない」(CEⅡ.104)「精神はそれを支えにくる物質的場 (milieu matériel) なくしてはありえない」(RM.135)、さらに別言すれば、「記憶の

外化 (exteriorisation) は人間の起源そのもの」(RM.136)、「記憶は即刻に外化されて、新しい知的・身体的-振る舞いになり、そのようにして再び内化される」(RM.136)、ゆえに「記憶はすでにして集团的かつ客観的であり、この外化のプロセスが記素連関-構成 (グラマティゼーション) のプロセスであるのも、そのことによる」(RM.136)。そして、「記憶の外化は、同時に、その始源からして、知というそれ自体が外化されたものであるものの条件」(RM.136)、なのである。

精神、知、記憶は、こうして、その外化を通じて、あるいはその外化態・客体態・物質態が計量的-悟性による開拓・開発の対象となりうることによって、新たなもうひとつの知と精神のテクノロジー、産業的テクノロジーの対象・主題・問題となる。「精神はもともと外化されるものなのであるから、産業の対象としても開発可能である。」(RM.153)「記憶はこうして記憶と想像力に関するさまざまな広範な産業を構成する投資の対象となる。」(RM.152)「情報産業の時代、とりわけそれを可能にするアナログ・デジタル・テクノロジーの時代には、外化され物質化 (matérialisés) される意識、意識の準-物質化 (quasi-matérialisation) が、産業操作の資材 (matiere) にもなり ...。」(TTⅢ.117,122)「生体の持つ記憶などあえかなものである。たえずあやふやになり、それゆえわれわれはたとえば備忘録を必要とする。情報とコミュニケーションのテクノロジーが発達するもの、そのためである。ただし、その発達には精神そのものを変形させ、今日ではひとつのパラドクスに逢着するにいたっている。記憶開発の産業化の趨勢に押されて、現代人の意識は、自らが集合的で世代から世代へ受け継がれていく記憶を維持する役目を負い、かつその意味でたんなる生成 (devenir) には還元できない未来 (avenir) を担っているはずでありながら、記憶薄弱、不感症、無気力、に陥り、自己崩壊に脅かされているように思われる。／とはいえ、精神は、突然、機械と、テクノロジーと、産業に、引っ捕らえられたわけではない。もともと精神を生誕させたのは、経験を伝達する媒介としての技術性 (technicité) なのであり、それがその機械化と産業開発を可能にし不可抗のものにしているのである」(CEⅡ.104)「精神は産業の第一資材になった。しかし、同時に、地球というこの惑星が新たな世紀に待ち受けるさまざまな巨大危機に対峙しうる (sache faire face) ための、唯一のチャンス (seule chance) にもなった」(RM.169)。精神、知、記憶が、このように産業開発の対象となりうるということは、その反面、そのエコロジーもまた成立する、成立しなければならぬということでもある。「精神のエコロジーとは、精神が (...) ある種の環境をもち、その環境は進化し、かつ始源的に技術的な性格のものであるとする思惟である。」(CEⅡ.103)「精神のエコロジーは、精神がもともと外化されてかぎりにおいてしか、提起されない」(RM.153)。

知と精神のテクノロジーの既述の能作面とこの受作面は、ほかならぬ前者が後者の開拓・開発に向かい、後者が前者の推進をその根底というより根底なき (先述ヴァレリ) 深みから担う・支える (porteur, support. 既述) というかたちで、産業時代の今日以降、ダイナミックな複合的・重層的-

相補動を展開していく (RM.159, 他)。後者の産業開発はこれから論ずるハイポムネマータ事象の開発と推進の営みを基盤とし、その(自然的ならぬ)産業的エコロジーの基盤はその後に論ずる社会・政治・経済論、個と社会のテクノロジーが示すはずであるが、ここでは、ここでもまた、ヨーロッパ問題との関係を確認しておこう。

「今日の情報とコミュニケーションのテクノロジー、つまり認知・文化テクノロジーが發展させている記憶テクノロジー (mnémotechnologies) は (いずれはナノ・テクノロジーとバイオ・テクノロジーがこの發展を担うことになるだろう)、精神のテクノロジーという領域を構成している (いずれは身体のテクノロジーの領域をも構成することになるだろう)。ヨーロッパがヨーロッパとしての独自性において自らを構成・構築しうるのは、精神に関する政治・産業-経済プロジェクトを推進することによってである (いずれは、身体と生体のそれをも企てることになるだろう。)(CE II.80~81)

「記憶とは、引き留める繫留 (réntion) の活動であるから、選択の活動であり、記憶の産業化は、本質的に、記憶と想像力 (未来先取力 :anticipation) を組織化するための新たな基準を規定することにある。それは、例えば、(アメリカ流の) ゲーグルがヨーロッパに向けて提起している諸問題に現われている。／知を「道」具化するとは、知が自らの実践によって、まさしく自らの実践の格率であるような、自ら自身の選択の基準を産出することにある」(RM.152)。

ちなみに、知と精神のテクノロジーとは、「知と精神」というとおり、まさしく、(ヨーロッパ問題と関係する(先述)どころか)、ヨーロッパそのものの問題であり、いわゆる文化的先進国の問題であり、以下にまず論ずる記憶・ハイポムネマータ論は、さらに、直接的には、先進国からアメリカすら除いた観のあるインド・中国等(日本も入るだろう)「永き伝統ある諸文化」を前提にしての考察である (RM.111,CE II.49)。しかし、これはたんなるケース・スタディもしくは出発点にすぎない。知も、精神も、記憶・ハイポムネマータも、すくなくとも潜勢的には、人類全体の普遍的問題であることに変わりはない。

文中略符号は別論 p.34 に記した通り。

後注

- (1) ここにいうスティグレールの、成存態-知-情報、なる三幅対は、たとえば、Th. ローザックの、観念(理念)-知-情報、や、N. ボルツの、文化(教養)-知識-情報、にほぼ対応する。cf. Th. Roszak, *The Cult of Information, the Folklore of Computers and the Art of Thinking*, 1986, 成定他訳『コンピュータの神話学』、朝日新聞社、1989年、N. Bolz, *Weltkommunikation*, 2001, 村上訳『世界コミュニケーション』、東京大学出版会、2003年。なお、その後、NHK・TVの長時間インタビュー番組で、劇作家の井上ひさし氏が、情報を知識に仕立てなおし、

それを知恵として活かす、と、知恵-知識-情報、の三幅対を語っていたが、これも解りやすい見識である。スティグレル説は、文中のリフキン言及と同様、この種の良識の正論を西欧哲学史の成果をもって基礎付け直しているところにあるとあってよい。

- (2) PCのいわゆるデータバンクやインデクス・ディレクトリ等が示す一覧表を考えてみればよい。なお、G.ユング的にいえば、この種のオーダーなき単一平面への全知識の羅列は、病的症状でもあるらしい。Google検索ディレクトリに西欧知識人たちが警戒心を抱くのも、であれば、よく理解できる。cf.C.G.Jung, Die Beziehungen zwischen dem Ich und dem Unbewussten, 1928, 松代他訳『自我と無意識』、第三文明社、1995年、p.45~46。
- (3) ハイデガーのいう「存在」は通常存在概念に収まり切れるものではないが、いまはこのままにしておく。スティグレルの言にもそれなりの理はある。
- (4) スティグレル自身が<socialisation>と書く場合もあるが、別処ではこれを「社会主義化」のように取られることを避けて、<sociation>としており、むしろこのほうがスティグレル思想にはよい。
- (5) 原文では「世界のsocialisation」(RM.50)となっているが、上記の理由から、筆者が書き改める。
- (6) M.バーマン、柴田訳『世界の再魔術化—デカルトからペイトソンへ—』、国文社、p.372。
- (7) 拙稿「理性の二つの顔：自同性&自異・自乗性—デリダと「実践」の思想」、拙著『正義、法—権利、脱—構築—現代フランス実践思想研究—』、創文社、2008年、所収。

(常磐大学 国際学部 非常勤講師)

[付記] 本稿は2008~09年度(平成20~21年度)常磐大学研究助成金・共同課題研究費(研究代表・渡部茂己)による研究成果の一部である。

研究論文

EUにおける文化遺産保護専門職の養成と専門化の議論をめぐって

水嶋英治

An Argument of Training System for Cultural Heritage Specialists in EU

はじめに

2008年6月、我が国の博物館法がおよそ半世紀ぶりに改正された。大幅な改定ではなかったが、前進した点は努力規定ではあるものの、①学芸員研修の充実、②博物館の自己評価の推進である。この法改正の後、文部科学省では「望ましい博物館基準」や博物館学分野の「大学院教育カリキュラム」の検討をする予定である⁽¹⁾。

グローバル化の時代を迎え博物館の世界にも国際化が進行する中で、上記の背景を意識しながら、本論文ではEUにおける文化遺産保護分野の専門職養成制度を分析・検討する。第1節では国際的な博物館の機関である国際博物館会議 (ICOM) の動向について概観したあと、2007年の文化財法典に位置づけられた文化遺産を扱う学芸員の法的根拠に触れ、文化遺産保護専門職の法的位置を確認する。第2節では、同じ年の2007年にオーストリアで開催された国際博物館会議ウィーン大会の決議を検討し、専門化に対する考え方を整理する。専門化の議論をめぐってダイナミックに変化する文化財保護の考え方を捉えたい。第3節では、ICOMの下部組織であるICTOP (博物館専門職・人材研修国際委員会) の制定するカリキュラムガイドラインを分析する。第4節では、EU圏内で議論されている専門職基準について分析を試みる。最後に、上記の分析を通して我が国における専門職養成に関して提言を行う。

1. 国際博物館会議 (ICOM) とフランスの動向

ICOMは1946年に設立された博物館に関する世界最大の国際的専門組織である。博物館の振興、国際博物館の日 (5月18日)、Museum International誌をはじめとする出版事業、研修事業をおこなっているNGOである。またUNESCO-ICOM Museum Information Centreを運営し、139カ国、会員2万6000人 (そのうち85%が欧米) を持つ博物館に関する唯一の国際組織である。115の

国内委員会、30の国際委員会（下記参照）、17の博物館関連の国際協会との関係を持つ。30の国際委員会のうち、ここでは①館種ごとの連携・研究・情報交換等に関係している委員会と、②博物館の機能・業務・活動等に関係する委員会、③学問領域別の委員会の3種類に分類すると、下記のような⁽²⁾。

【表1】 ICOMの国際専門委員会
ICOMの国際専門委員会

ICOMは常置委

分類	国際委員会
館種別 - 16	CAMOC - Museums of Cities 都市博物館 CIMUSET - Science & Technology 科学技術 CIMCIM - Musical Instruments 音楽・楽器 CIMAM - Modern Art 現代美術 COSTUME 衣装 DEMHIST - Historic House Museums 歴史建築物 GLASS ガラス ICDAD - Decorative Arts & Design 装飾美術・デザイン ICFA - Fine Arts 美術 ICLM - Literary Museums 文学 ICMEMO - Memorial Museums 記念館 UMAC - University Museums & Collections 大学博物館 ICOMAM - Arms and Military History 武器・軍事 ICOMON - Money & Banking Museums 貨幣 ICR - Regional Museums 地域博物館 NATHIST - Natural History 自然史
博物館機能別 - 10	AVICOM - Audiovisual and New Technologies 視聴覚・新技術 CECA - Education & Cultural Action 教育文化 CIDOC - Documentation ドキュメンテーション ICAMT - Architecture & Museum Techniques 建築・博物館技術 ICMS - Security セキュリティ ICEE - Exhibition Exchange 展示・交流 ICOM - CC - Conservation 保存 ICTOP - Training of Personnel 職員研修 INTERCOM - Management マネジメント MPR - Marketing & Public Relations マーケティング広報
学問領域別 - 4	CIPEG - Egyptology エジプト学 ICMAH - Archaeology & History 考古学・歴史学 ICME - Ethnography 民族学 ICOFOM - Museology 博物館学

()の中の数字は委員会数

員会 Standing Committees があるが、そのうち特に重要な委員会は、倫理委員会 Ethics Committee と法務委員会 Legal affairs Committee である。その他に、Finance and Resources Committee、Standing Committee on International Committees (CIC)、Nominations and Elections Committee がある。ICOMの存在意義を一言で言えば、博物館倫理規定を国際レベルで規定しているところにある。

国際社会が求める博物館の様々な問題解決のために（たとえば、文化財の原産国への返還要求運動や知的財産権の保護など）、ICOM 常置委員会の役割はますます大きくなっていくと予想される。

一方、フランスの動きに目を移せば「文化遺産を扱う学芸員（国家公務員と地方公務員）及び、その他フランスの博物館の学術的責任者の職業倫理に関する憲章」が定められている³⁾。長い伝統と歴史があるフランスの博物館・美術館であるが、不思議なことにフランスには博物館の定義がない。ICOMの博物館定義を準用していたためである。しかし、今回、憲章が定められた結果、文化遺産を扱う学芸員の法的根拠が生じたことは特筆に値するものである。学芸員については、やや長い引用すれば、次のように前文で述べられている。

「学芸員の職務は古くからあり、フランスでは少なくとも15世紀から存在したことが証明されている。公的なコレクションの設置に伴い、この職務の威信はさらに高まった。現代社会において、文化遺産の価値が集める注目度が高まったことで、それを管理する学芸員はあらゆる文化政策に必ず関与するようになった。その利益を失うどころか、逆に、学芸員の職務は新しい発展の可能性に富んだものとなった。文化遺産の継承と保護に常に注意をはらう立場にあるため、学芸員は今や、社会的及び教育的な活動に関して重要な役割を担っている。人類のものである自然遺産と文化遺産の威光、さらにそこからフランスの威光にすら結び付けられた学芸員は、様々な文化関連の対話にも参加する。国際的な観点からみた学芸員の役割は、知識や知的情報交換を常に更新したいという人々の知識欲によって支えられ、しばしば以前より重要視されるようになってきている。博物館など文化機関の長に置かれている学芸員の中には、文化的また学術的政策ばかりでなく、財政や経営管理上の決定など重大な影響力を持つ様々な責務を引き受けている者がいる。学芸員、より広範には博物館経営層やその他全ての博物館職員が行う多様な活動は、その責任を果たす中で合議制の原則によって支えられている。今日ではそれによって、次々と職務が履行されているだけでなく、さらに新しい問題も提起されている。さらに、学芸員のあらゆる価値と重要性を強調するため、学芸員に不可欠な職業倫理の指標に改めて注意を促すべきである」。

学芸員の職責について厳しい責任を課しており、我が国においても国際的に通用する学芸員養成の課題は喫緊の課題である。

2. 専門化の議論をめぐって

2007年8月24日にオーストリアのウィーンで開催されたICOMの総会は、（1998年オーストラリアのメルボルンにおける第19回ICOM大会決議その1および2004年韓国ソウルにおける第21回ICOM大会決議その1により）国境や特別な利害に関係なく、また文化と自然の多様性を尊

重しつつ、自然及び文化、有形及び無形、可動および不動の遺産を含む世界遺産の保存とより広範な利用を促進するものとして8つの大会決議を採択した⁽⁴⁾。

このうち、本論文の主題と関係の強い重要決議は、決議7の「より高い水準と専門的な発達を求めること」である。決議7は「21世紀の急激に変化しつつある環境の中で博物館職員とボランティアが直面している課題（例えば政治的、財政的、機構的レベル）に配慮し、ICOM総会は以下のことを決議する」として次の3点を採択している。①博物館の専門職員とボランティアの教育と訓練をより効果的に処理、開発および増進することと、彼らの博物館および地域社会のニーズに応じるための能力を開発すること。②上記のことをICOMの業務機構を通じて、開発途上国に特別の配慮をしつつ、特に地域連盟と多言語による実施の基盤を通じて実行すること。③既存の博物館や大学・研究所にある遺産研究プログラム、および国際・国内のNGOとパートナーになること、の3点である。

こうした動きも今後の課題として浮上してくるであろうが、時代を遡れば、40年前からの議論の延長とも言える。国際博物館会議の研修国際委員会（ICTOP）は、博物館およびその関連分野の業務に従事する者（学生を含む）すべてを対象に、専門職としての研修、あるいは専門の教育研修を適切な国際水準で推進することを目的として設立された組織である。

1969年の創設以来、ICTOPは博物館界を対象に人材育成および組織能力強化の支援を実施している。博物館の性格・体制が世界規模で激変していることを踏まえ、このパラダイムシフトが研修・専門職養成の現場ニーズに与える影響を把握し、「ICOM博物館専門職養成基本シラバス」の改訂内容を提言することを目的として、1996年に作業部会を設立している⁽⁵⁾。ICTOP作業部会の近年の主要論点は、「博物館業務の現状および今後の方向性」「博物館学の研修および専門職養成の今日的課題」「博物館研修カリキュラムに利用できる資料・教材」「今後10年間において博物館研修開発の前提にすべき事柄」「博物館職員が新しい環境で職務を全うする上で必要となる知識・技能・能力とその望ましい習得方法」「ICOM博物館専門職養成基本シラバス（1979年）の内容のうち、何を残し、何を改訂すべきか⁽⁶⁾」の6点である。

最後の論点「1979年基本シラバスの改訂」についてもう少し詳細に見れば、次の5点に集約される。

- (1) 同シラバスが策定された1979年とは根本的に異なる外部環境の下で博物館が運営されていること
- (2) その新しい環境の下で、博物館業務の種類およびあり方について再考が迫られていること。その結果、雇用形態とキャリアの道が大きく変化していること
- (3) 研修の量と形式、現場が利用可能な教材等の量が、基本シラバスの策定以降、急激に増加したこと

- (4) 基本シラバスが策定されてからこの間、新しい教育的視点が生まれており、専門職養成はもはやキャリアの出発点という位置づけにはなっていないこと
- (5) 教育者としても、職員や多様な社会が持つ現在のニーズに、一つの視点から知識を整理した文書で対応できるとは考えられないこと

ICTOP 作業部会は上記の点をふまえ、今日の文化遺産の保護に関わる博物館職員はその任務にあたり新しい能力が必要であるという結論に至った。さらに言えば、今日の博物館が必要とするものと「基本シラバス」との齟齬が大きすぎて、基本シラバスを再改訂するだけでは不十分であるとの認識を示すものであった。そのため、専門職に対する指導方法と内容、形式およびアプローチ等について大幅な変更が迫られていると判断したのである。

ICTOP 作業部会は今日の変化に適応させるべく、広範な研修・養成ニーズに対応する制度設計に乗り出した。大学院レベルの専門課程の概要、キャリアの各段階におけるニーズに応じた研修・専門職養成プログラムなどを見ると、文書のタイトルが「シラバス」から「カリキュラム」に変わった点から見ても学芸員養成のアプローチの仕方に変化が生じたことを示している⁽⁷⁾。

博物館には、学芸員以外にも様々な職種が関与し、様々なレベル・分野の専門職、一般職が存在する。たとえば、事務職、経理職、保存・復元担当職、教育専門家、技術者、工芸家、維持管理・警備担当職などである。各種博物館職員の責任と研修ニーズを把握するとともに、それに基づいて担当職ごとの研修の目標と態勢を整備することは、各博物館（場合によっては、国または地方の博物館行政ないし博物館組織）の責務である。特定の分野・職務について実施すべき研修の性格と期間は、個別の職務によって大きく異なることは言うまでもない。しかも博物館職員一人ひとりが社会における博物館の役割と博物館における個々の役割について理解を深めるといふ、共通の大目標を設定した点から見ても専門化への傾斜に動いているのは確実である。

基本的シラバスは1971年に初版、1979年に改訂版が出されているが⁽⁸⁾、大学のプログラムや、大学院レベルの博物館学ないし博物館研究の専門職養成コースの内容の指針となるものである。専門職養成プログラムに関する提言は、1981年にノルウェーのベルゲンで開催されたICTOPシンポジウムにおいて基本シラバスの付録として加えられ、ICTOPは次の提言をしている。研修プログラムは例外なく以下の課題に取り組むこととし、次の5項目を共通課題とした⁽⁹⁾。

- (1) 博物館－博物館の意義と社会における役割
- (2) 博物館資料－収集方法、精査・維持管理の方法、活用方法
- (3) 組織運営－博物館内の役割分担と業務のあり方
- (4) 展示等の公共サービス－その意義、体制、活用方法
- (5) 施設設備－資料を保護しつつ、博物館施設を最大限に解放する方法

上記の基本的課題は、2000年6月、「ICOM 博物館専門職養成カリキュラム指針」はICOM執

行委員会で正式に採択された。

3. ICTOPの制定する博物館専門職養成カリキュラム指針

「ICOM 博物館専門職養成カリキュラム指針」⁽¹⁰⁾では、今日の博物館において円滑な業務の実施に必要な5つの能力分野（求められる知識、技能、能力の概要）を規定した点が特徴である。ICTOPのwebサイトにある「ツリーモデル」は、博物館職員がその業務を理解・遂行する上で求められる共通および実務の能力を表したものである。根と幹の部分に示した共通の能力は、あらゆる職員が習得しておくべき能力を示している。枝と葉の部分に示した実務能力は、個別の業務を実施する上で必要となる能力である。

ICTOPのカリキュラム指針は、一般業務要件、博物館学、経営、教育普及活動、情報・資料の維持管理という5つの能力分野に分かれている。博物館職員の研修および実務上のニーズを満たすための枠組みを提供するのが指針の目的である。世界中から情報を収集してまとめたものである⁽¹¹⁾。

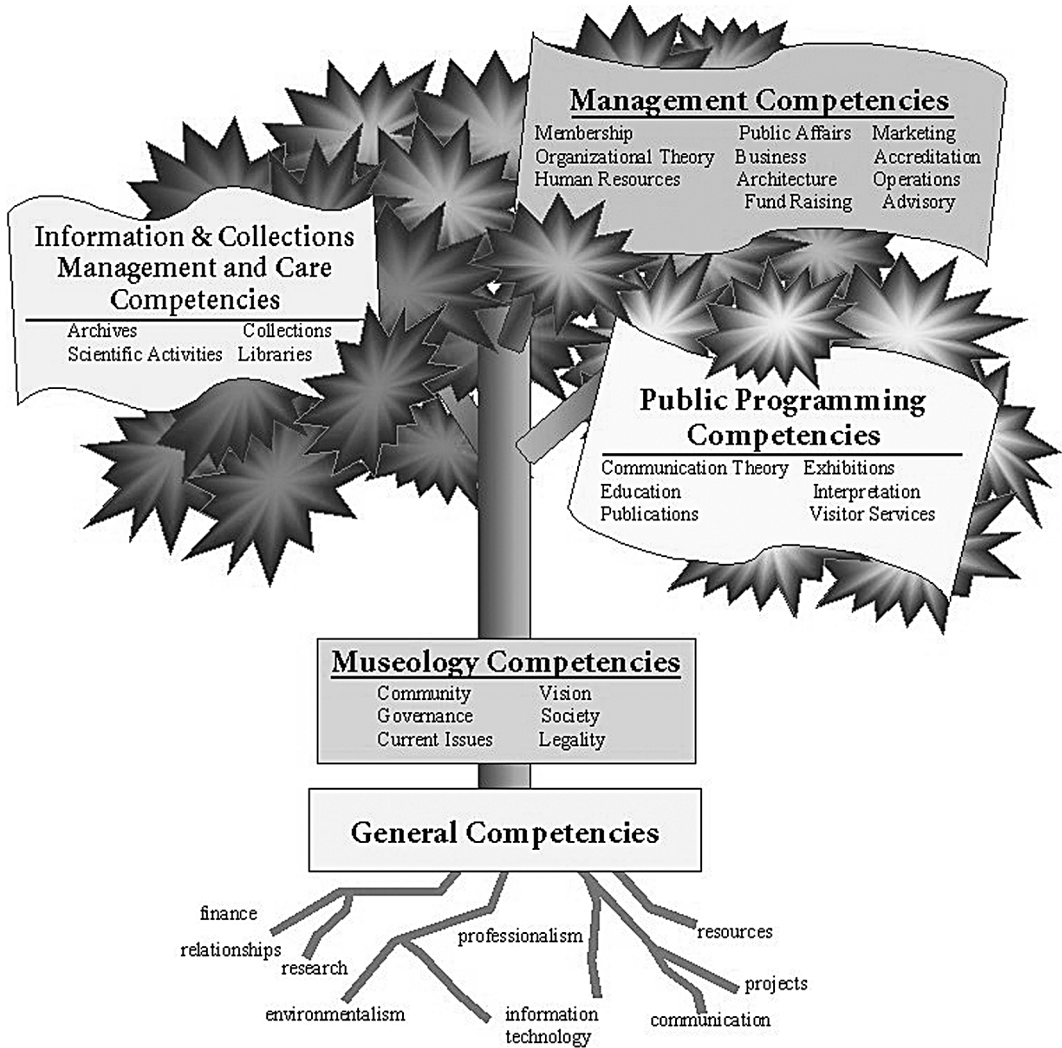
本指針は専門職養成の考え方を拡大したもので、博物館学理論と専門技能を中心とした内容モデルから、博物館についての理解ならびにその運営における個人の役割と責任の理解を深める広範な体系を重視したプロセスモデルへの移行、と捉えることができる⁽¹²⁾。基礎能力については、職務分掌という視点ではなく、組織的戦略目標の達成または博物館職員のキャリア支援という視点から取り組んでいる。このように取り組み姿勢を転換させた理由は二つある。一つは、内向きな博物館運営から外向きな（開かれた）博物館運営への転換に対応すること。もう一つは、学びの本質、知識の創造および指導の方法に対する認識が近年変化していることをふまえたことである。

5つの能力分野の各項目はABC順に列挙している。階層式でもその関係性に沿ったものにもなっていない。各能力分野は、複雑の度合いを示すものでもなく、包括的なものでもない。項目相互の関連性について、指針では特に触れられていない。養成・研修の形式、職務、個々人の学習のスタイルや状況によって異なるからである。各能力分野について求められる能力の程度は、個々人の職務範囲や業務の性質によって異なる。本指針は、専門職員が博物館の専門分野または重点分野について十分に知識があることを前提にしている。

本指針のねらいは、博物館職員の継続的な学習ニーズに対応することである。職員のキャリアを通じて、あるいはフォーマル・インフォーマルの研修形式の組み合わせにより、本指針の内容を習得していくことが期待される。内容を実践するための指導方法としては、系統の実務体験プログラム、学科指導、指導教官の下でのインターンシップ、視察研修、専門職団体のリーダーシップ活動、フェローシップ、短期研修コース、研究論文等がある。さらに、関連組織・団体の中に本指針と有機的な連携を図った指導や協働を重視する体制を整備することも、職員の能力向上に資する。

しかし、本指針においては具体的なコースのシラバスは提示されていない。組織や分野の構

【図1】 博物館職員に求められる共通および実務能力を表したツリー・モデル



ICOM Curricula Guidelines for Museum Professional Development から《Career Tree》
出典 <http://museumstudies.si.edu/ICOM-ICTOP/index.htm>

造、優先順位および文化的背景を踏まえて内容や指導方法を決定すべきであろう。コースの開発にあたっては、研修実績、経験、学習のスタイルおよび段階、受講者の目標・目的を考慮する必要がある。

4. EU 圏内で議論されている専門職学歴要件基準「参照フレーム」⁽¹³⁾

さて、ここで視点を変えてもっと大きな流れを追ってみよう。EU 圏内で議論されている専門職

学歴要件基準「参照フレーム」について触れておきたい。2005年3月、ICOMイタリア国内委員会主催によるシンポジウムで、ドイツ、フランス、スイスの博物館専門家から「学芸員」という「用語」の意味合いについて各国に大きな開きがあるため、資格要件としてあまり相違がないようにすべきであると議論された。同じく「登録」という用語も「学芸員」同様、国によって、あるいは機関によって異なるため、少なくともEU圏内では用語の定義を等しく定めるべきである、との意見が多数を占め、最終的には「European frame of reference」（ヨーロッパ参照フレーム）を創るべきであるとの結論に達した。2年間にわたる作業部会の検討の結果、2007年8月に開催されたICOMウィーン大会で紹介し、その後同年11月にベルリンで開催された作業部会で最終案を取りまとめた。

ヨーロッパ参照フレームの目的は、博物館専門職の国内基準および国際基準を定めることにあるが、同時に、専門職の人事異動をしやすくし、人材の流動性を確保する観点からも、資格要件と学歴要件を定めることにあった。ヨーロッパ参照フレームの序文には「博物館は人々のために、人々によって創られているのであるから、専門的知識、関心事項、責任性などの重要性について一人ひとりが認識しなければならない」と記されている。職能は3つに大別され、各職能の資格・学歴要件について(1)職務内容、(2)学歴要件(3)資格(4)特記事項の4つの観点から定義されている。個々の専門職ごとに求められる学歴と資格要件、経験年数も目安として定められている。詳しい定義を述べる余裕はないが、対象となる職種は下記の表のとおりである。

【表2】EUにおける文化遺産関連職種 各職能と専門職

分野	専門職
コレクション・研究	学芸員、目録作成担当者、登録担当者、保存技術者、学芸員補、ドキュメンテーション管理者、展示専門学芸員、展示デザイナー
来館者	教育担当者、来館者サービス担当者、来館者対応者、図書メディアサービス担当者、ウェブ担当者
博物館管理、マネジメント、施設設備	管理者、設備・安全管理担当者、IT管理者、マーケティング、広報宣伝、外部資金調達者、出版メディア対応者

ICOMイタリア国内委員会が2005年3月にペザロで開催したシンポジウムの終盤、フランス、スイスおよびスペインの代表は各国において「registrar（レジストラ）」ないし「regisseur」が同一の職務を表わしているかどうかを明らかにすることを視野に、館内の諸活動の定義について議論した。これが契機となって、博物館専門職種の標準例の確立を求める声が生まれたのである⁽¹⁴⁾。同シンポジウム報告書には次のような結語が掲載されている。

「われわれは、国内外の博物館業務におけるプロ意識と質を高めたいと考えている。華やかな取り組みや収益の上がる活動が博物館にも求められる現在、機関としての博物館の特質を批判的に検

討することが必要である。博物館は市民が市民のために設立するものである。この目的の達成は、職員一人一人の知識、意識および責任にかかっている。われわれは博物館専門職に関する欧州での議論を前進させたいと考えている。同時に、各国の博物館団体による館内活動指針の策定も推進しなければならない。これらの新しい標準例がその指針となるのではないだろうか。われわれは、当初は参加国を欧州に限定し、2007年8月にウィーンで開催される次回のICOM総会で博物館専門職種の標準例を提案することを決定した⁽⁶⁾。

こうして、第2節に述べたウィーン大会決議へとつながるのである⁽⁶⁾。3カ国における先行取り組みが作業部会の出発点となったことは言うまでもない。その成果をまとめたものが次の文献である。

- (1) *Les professions du musée*, édit. par le directoire de l'ICOM Suisse, Bâle 1994
- (2) *Musée et expositions. Métier et formations en 2001* par Elisabeth Caillet et Michel Van-Praët avec participation de Jean-Louis Martinot-Lagarde, éd. par Département des Arts Visuels, de l'Architecture et du Patrimoine, Paris 2001
- (3) *Carta nazionale delle professioni museali*, a cura di Alberto Garlandini, Milano 2006.

「ICOM博物館倫理規定(2006年)」も参考にしていることは言うまでもない。なお、一番目の文献(スイス)は2006年に見直しをすべきであったがされなかった。二番目の文献(フランス)は絶版になっており、三番目の文献(イタリア)は発行されたばかりである。これらの文献に目を通してみると、博物館界の変化を感じることができる。スイスの文献(1994年)では、以下に示す博物館専門職15種の概要をまとめている。この標準例は一つの見本であろう。「はじめに」の部分では、博物館の管理者は職員のニーズの根拠を明らかできるツールが必要である、としている。各専門職の基準書がそのまま各博物館に当てはまらなくとも、博物館業務の質的向上の方向性を示すことができる⁽⁶⁾。基準書は、概略、職務概要、養成、研修の4点についてまとめている。

フランスの文献(2)は、その冒頭で、博物館活動の背景としての社会、経済、政治の各状況が80年代以降変化してきていることを強調し、次のように述べている⁽⁷⁾。

「集合的記憶に残す価値のある博物館資料のデザインの抜本的な改革なしに、これらすべての博物館を建設・改装することはできなかつたはずである。(…中略…)博物館はメディアの一つになりつつあり、社会の要請により適切に対応するため、所蔵資料と展示を中心とした組織体制になりつつある。そのために、新たな職種が発生するとともに、全世界的な文化政治に統合されつつある」。

この中で、以下に示す3つの目的が確認されている。

- (1) 一般公衆を中心に博物館教育を組み立てること
- (2) 様々な法的位置づけの博物館の連携基盤を整備すること

(3) 文化的分権化を促進すること⁽¹⁸⁾

来館者中心主義、様々な法的位置づけにある博物館同士の連携、文化政策の分権化という上記の文化政策の目的はフランスの博物館にとって全く新しい概念であった。博物館外部の組織、団体、行政とのパートナーシップは、新しい博物館のあり方の特徴のひとつである。「このように、博物館の職は博物館以外の職と直接連動する関係にあり、それが博物館以外の組織と博物館との関係性をも変化させつつある。博物館内の人事異動は、教育、観光、地方振興といった博物館以外の職を規定すると同時に、それによって規定されてきた」と自らを分析している⁽¹⁹⁾。

来館者中心の博物館づくりのため、資料の収集、保存、研究、展示、教育普及といった従来からの博物館活動が重視されている。展示の近代化というフランスの取り組みやマルチメディアの活用は、雇用の新分野に新たな道を開くものである。同書では採用条件を提示し、高等教育コースの一覧が添付されている。様々な活動分野の相互関連が明らかにし、国家および地方公務員の採用条件が詳細に記載されている。付録には、専門職団体の一覧と養成研修機関の詳細が掲載されている。これらの点に関しては、このフランスの文献が最新の手引きとなっている。ボローニャ宣言（1998年）以降の大学教育の再構築についてはまだ考慮されていない⁽²⁰⁾。

2005年10月作成、2006年10月採択の *Carta nazionale delle professioni museali* は、イタリアの様々な博物館組織の連携の賜物である⁽²¹⁾。これはイタリアの博物館の根本的変化を反映したものであり、次のように述べている。「規則の体系が策定・採用され、その結果、博物館の使命が実質的にプログラムを形づくり、それが実施されるのは、職員のプロ意識、能力、力量の故である。博物館の有効性や効率性は職員の肩にかかっている。いいかえれば、職員こそが博物館の現在および将来のあり方を規定している」とも言えるのである⁽²²⁾。今世紀に入ってから5年の間で、「博物館の業績・発展に関する技術的・科学的基準」（2001年）および「文化財・景観規範」（2004年）が策定されたことも評価できる点である⁽²⁴⁾。

イタリアの博物館組織は、ICTOPが2001年に提案した「博物館専門職養成カリキュラム指針」に対応した大綱をまとめている。「ICOM博物館倫理規定」の提言から始まり、*Carta nazionale*の主要博物館職種図 (*Map of the Main Museum Professions*) では以下に示す4つの活動領域を規定している（「ICOM博物館倫理規定」では3分野）。

- (1) 博物館資料の研究、維持、管理
- (2) 組織運営、財務、経営、コミュニケーション
- (3) サービスおよび一般公衆との関係
- (4) 建物、展示設計、警備⁽²⁵⁾

「今日、博物館には高度な専門職養成と専門化が求められている。それは、あるテーマから別のテーマ

マに切り替えることのできる卓越した能力であり、柔軟性であり、チームワーク能力である。このため職種図では主な専門職種の概要を相互関連性のある業務分野に細分化している⁽²⁶⁾。総指揮権は館長にあるため、博物館の全体責任を負っているのが館長である。職種図は、博物館業務に必要な基本的知識としての博物館学の重要性を浮き彫りにしている。「第一に、博物館職員は、それぞれの職種が求めるレベル・方法にて博物館学の習得しなければならない。第二に、博物館専門職の各人は、日常業務を遂行するに当たり、また、理論・実際の両面で博物館の調査・研究・教育に貢献するに当たり、博物館学に取り組んでいるのである」⁽²⁷⁾。

結語 -- グローバル化への対応

博物館業務の専門化をめぐる議論がされてから久しいが、この専門化というキーワードには難しい問題を含んでいる。専門業務は、他の社会サービスとは区別される特定の自律的なサービスを意味するからである⁽²⁸⁾。博物館専門職に対する社会の固定観念に焦点を当て、博物館専門職の社会的認識を高めることが望ましい⁽²⁹⁾。博物館における専門化をめぐる議論は1980年代に米国⁽³⁰⁾、イングランド⁽³¹⁾ およびカナダ⁽³²⁾ で始まったが、博物館の構造的・財政的な変化と軌を一にしている。また、博物館の数、規模、種類が大幅に増加したことにも関係がある。博物館の活性化を推進するには、社会における博物館の役割について捉え直すことが必要である。新しい活動分野については、総合的および個別の研修、かつ継続的な研修が必要となる。しかし、専門化は博物館業務が無味乾燥の業務の繰り返しとなることを防ぐ原動力である。博物館における職務基準の実施には様々な方法があるだろう。このような大きな目的には新たな課題がつきものである。博物館の専門化が進んでいる国々では、大きな壁に直面しているという認識がここ数年顕著になっている。中でも体系的な職員政策の不在、一部における給与水準の低さが問題になっている⁽³³⁾。Gaynor Kavanagh は、社会学的小および歴史的な視点をふまえて博物館専門職について研究を実施する必要性を指摘している⁽³⁴⁾。

EUの動きの原動力となっているのは、やはり「ICOM 博物館倫理規定」である。この規定は「博物館の最低限の倫理基準であり、望ましい専門職業務の指針に裏付けられた原則をまとめたものである。特定の最低基準は法律や政令で定めている国もあれば、最低限の職務基準の指導・評価を「認証」「登録」等の形で実施している国もある」⁽³⁵⁾。第1章では、博物館の義務として「人類の自然・文化遺産の保存、解説、教育普及」⁽³⁶⁾の3点を挙げている。これを視野に入れると「自然・文化・科学遺産の保護に資する所蔵資料の収集・保存・教育普及を可能にする博物館職員の研修」が必要となる⁽³⁷⁾。同倫理規定は、贈与、貸与、その他の便宜の供与を受けることを禁じている⁽³⁸⁾。博物館は職員の資質維持のため、継続的な研修、人材強化の体制を整備することが望ましいとしている。ICOM 倫理規定は何度か改定されているものの、約20年以上の歳月が経過している。日本においても、そろそろ本格的な検討が必要であろう。そのためには、大学院教育も重要であり、と同時に、

日本博物館協会のような団体においても分析検討が必要である。「対話と連携の博物館」(2001年)、「博物館の望ましい姿—市民と共に創る新時代博物館」(2003年)、「使命・計画作成の手引き」および「資料取扱いの手引き」(2004年)などがあり、いずれの報告書も倫理規定を策定の重要性が指摘されているが、いまだに本格的な検討には至っていない。現地における資料収集の問題、または現地保存と資料来歴・所有権との関係をはじめ、検討事項は多くある。日本では収蔵物の取得については様々な規定があるが、資料の除去、管理に関する規定は不十分である。展示の目的、解釈、撤去等、戦争関連の資料の提供の在り方、人体・骨・標本・少数民族の展示のあり方、知的財産権の保護など、専門家でも迷う事項が枚挙にいとまがない。

現在、ICOMの倫理規定をはじめ、アメリカ、イギリス、カナダ、フランスの博物館倫理規定はすでに日本語に翻訳されており、先進国の博物館協会や関連専門分野に倫理規定があるように、日本においてもICOM博物館倫理規定を検討し我が国の事情を考慮した博物館倫理規定を策定していくことを考えていくべきであろう。

【表3】 博物館倫理規定関連表

制定年	各国 各団体の制定する倫理規定
2008年	文化財の保存にたずさわる人のための行動規範(文化財保存修復学会)
2007年	フランス国学芸員職業倫理規程
2002年	イギリス博物館の倫理規程(MA)
2000年	アメリカ博物館の倫理規程(AAM)
1999年	カナダ博物館倫理指針(CMA)
1996年	アーキビストの倫理綱領(ICA)

博物館法改正時の国会では、参議院文教科学委員会での社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議がなされ(平成20年6月3日)の(五)にあるように、「国際的に遜色のない博物館活動を展開」できる人材を養成するならば、大学における科目・単位のみならず、「試験認定」「審査認定」を含めた資格の在り方を定期的に見直すことが必要である。グローバル化の進んだ今日、視野狭窄の人材であってはならず、広い視野に立って世界に通用する人材育成が求められている。井の中の蛙大海を知らずでは困るのである。そうならないためにも、学芸員養成制度と資格の問題は並行して継続的に検討しなければならない課題である。今回の博物館法改正では、我が国の学芸員資格は現行の見直しに始終したが、次回の見直しの際には、EUフレームのような考え方を日本・韓国・中国(あるいはアジア圏内)との間で共通基準を創るようなグローバルな視点で検討すべきであろう。

学芸員の資格見直しで避けて通ることができない問題は職能分化の問題である。EUの流れを一瞥しても、学芸員の能力基準を統一する試みはいずれ日本にも影響を及ぼすことになる。隣国の韓

国では、学芸士（日本の学芸員に相当）のレベルを1級正学芸士、2級級正学芸士、3級正学芸士、準学芸士と分類し、高度な専門性を身につけた者は上位資格へ昇格できていることになっている⁽⁸⁾ように、我が国の文化遺産関連職種においても高度化・専門化を検討し、人材養成の質的向上の制度設計を行う必要がある。

【表4】「博物館専門職の開発のための ICOM カリキュラムガイドライン」
ICOM Curricula Guidelines for Museum Professional Development

I. General competencies:	I. 一般的な能力
All museum staff should be able to demonstrate skills in and knowledge of:	全ての博物館職員が持つべき技能と知識が必要
Communications	コミュニケーション
Inter-cultural communication	国際文化交流
Written, oral and non-verbal	記述, 口頭, 非言語的方法
Terminology / vocabulary	専門用語, 語彙
Environmentalism and its impact	環境保護主義とその影響 (効果)
Conservation ethic	環境保全の倫理
Environmental audits - compliance, energy, activities, issues	環境監査—法令順守, エネルギー, 活動, 課題
Environmental custodianship	環境管理 (方針)
Sustainable development practices	持続可能な開発の実行
Evaluation methods	評価手法
Analysis of data	データの分析
Data collection	データの収集
Project design	プロジェクトの設計
Purpose	目的
Report methods	報告手法
Financial management	財務管理
Elementary numeracy	基本的な計算能力
Basic analysis, monitoring, and reporting methods	基礎的な分析, 監視, 報告方法
Information Technology	情報技術 (IT)
E-mail	電子メール
Web sites	Web サイト
Multimedia formats	マルチメディアフォーマット
Database management	データベース管理
Interpersonal relationships	人的交流
Collaboration and networking	共同作業とネットワーク
Disability awareness	障害者への配慮
Strategies for museums	博物館としての戦略
Political considerations	政治的な配慮
Museums and society	博物館と社会
Accountability	説明責任
Issues of identity and discrimination	同一性と差別の問題
Ethnic, racial, cultural and intellectual diversity	少数民族, 人種, 文化, 知性の多様性
Knowledge of local, national, regional, international issues, resources and conditions	地方の, 国の, 地域の, および国際的な課題, 資源, 状況に関する知識
Promotion of peace and understanding amongst people	人類の平和と相互理解の促進
Public trust	公的信用

EU における文化遺産保護専門職の養成と専門化の議論をめぐって

Nature of work	業務の本質
Administrative and management policies and practices	管理, 経営方針および実践
Affiliations with other organizations / consultancy / outsourcing	外部組織への加入/コンサルティング/アウトソーシング
Multi-disciplinary environment	学際的環境
Quality maintenance of services and products	サービスおよび製品の質の維持管理
Professionalism	専門家思考
Contributions to field	(専門) 分野への貢献
Continued education	継続的教育
Ethics and values	倫理と価値
Personal	個性
Specific to an individual museum and culture	個々の博物館と文化の特性
Relative to discipline and occupation	(専門) 分野と業務との関係
Identity	アイデンティティ
Intellectual curiosity	知的好奇心
Initiative, self motivation, self-evaluation, flexibility	自発性, 自己啓発, 自己評価, 柔軟性
Leadership	リーダーシップ
Organization of museum associations - local, regional, national, International	博物館関係組織—地方, 地域, 国, 国際
Self-management of career	キャリアの自己管理
Standard-setting	基準の設定
Recognition and integration of diversity into all processes	全てのプロセスへの多様性の認識と統合
Recognition of excellence	長所の認識
Vision of and purpose for museums and personal role at individual institution	個々の(博物館の)設立における博物館のビジョンと目的, 役割
Project Management	プロジェクト管理
Delegation and review	責任権限と再調査
Multi-disciplinary environment	学際的環境
Planning and organizing	計画と組織化
Priority-setting	優先順位設定
Problem-solving	問題解決
Resource management, implementation and evaluation	財源管理, 実行と評価
Team processes	チーム作業
Research	調査研究
Ability to seek out and acquire new information, apply learning to tasks	新しい情報を発見し収集する能力, 学習を課題に適應する能力
Critical thinking	適切な思考法
Methodology	方法論
Resources in the field	分野の資源
Literature and information sources including bibliographies, directories and indexes	参考文献, 名簿類, 索引を含む文献と情報源
Professional associations: international, national, regional and local	専門組織: 国際的, 国, 地域, 地方

II. Museology Competencies:	II . 博物館学に関する能力
Knowledge of and skills in the application of the intellectual foundations of museum work	博物館業務における知的基盤の活用に必要な知識と技能
Community Museology	地域社会の博物館学
Assessing / understanding community needs	評価/地域社会のニーズの把握
Exhibition techniques as tools for mobilizing community members for the use of their common resources	地域の共通資源を利用した地域住民動員のための道具としての展示技法

Interactions between communities, their heritage and economic development	地域社会と地域の文化遺産, 経済発展との相互作用
Processes which originate from community efforts	地域社会の取り組みから始まるプロセス
Development of the museum profession	博物館専門職の発展
Criticisms of museums	博物館の批評
Definitions of / distinctions between / numbers of museums of different disciplines / types	異分野・種類の博物館の定義, 差異, 数
History, philosophies and current status of museums, the profession and collections generally and in local, regional, national and international contexts	博物館の歴史, 哲学と現状, 一般的な, および地方の・地域の・国の・国際的な背景にある専門職と資料
Rationale for museums	博物館の原理的説明
Roles and functions of museums	博物館の役割と機能
Traditional core practices	従来の中核業務
Leisure and tourism	レジャーと観光事業
Identity and nationalism	独自性と国民性
Vision	展望
Governance	ガバナンス
Board (or other governing body) composition	委員会 (または外部統轄機関) の構成
Monitoring responsibilities	責任の監視
Types	種類
Policy making	方針作り
Roles and relationships	役割と関係
Issues in museum practices	博物館業務における課題
Business orientation vs. larger public "good"	「収益事業」対「公益性」
"Collections" vs. "Ideas"	「資料」対「創意」
Dominant voice / power in museum interpretation	有力的な声 / 博物館の解説の力
Cultural democracy	文化的民主制
Intellectual access	知的アクセス
Physical access	物理的アクセス
Professional vs. vocational occupation	「専門職」対「職業の従事」
Repatriation of cultural patrimony, human remains, funerary goods	文化的世襲財産, 遺体, 埋葬品の本国への返還
Legal context for practice	業務における法的背景
Cultural heritage - local, regional, national and international approaches including conventions	文化遺産—協定を含む地方, 地域, 国のアプローチおよび国際的なアプローチ
Copyright and artists' rights –national laws and International Conventions	著作権と作者の権利—国の法律および国際的な協定
Artistic freedom of expression - local, national and comparative approaches	芸術における表現の自由—地方, 国のアプローチおよび相対的なアプローチ
Political, economic, social and cultural contexts of museums in local, national and international arenas including globalization, environmentalism, sustainable development, and cultural diversity	グローバル化, 環境保護, 持続可能な開発および文化的多様性を含む, 地方の, 国および国際的な動向の中における博物館の政治的, 経済的, 社会的および文化的背景
Research activities, both discipline-based and museological	調査研究活動—実践に基づいた活動と博物館学的な活動
III. Management Competencies:	Ⅲ. マネージメント能力
Knowledge of and skills in the theory and practice of museum operations	博物館運営の理論と実践に関する知識と技能
Accreditation	資格認定
Advisory bodies	諮問機関
Public, professional, discipline-based	市民, 専門家, 実践者による

EU における文化遺産保護専門職の養成と専門化の議論をめぐって

Architecture	建築設計
Accessibility standards	利便性の基準
Adaptive use	適応性のある活用・転用
Environmental controls	環境管理
Furnishings	什器・備品
Museum architects	博物館建築
Relationship of form and function	形状と機能の関係
Theory and practice of museum architecture:	博物館建築の理論と実践
Discipline, cultural milieu, and climate considerations	訓練, 文化的環境および気候風土の考慮
Visitor amenities - lounge, restrooms	来館者の快適性ーロビー, トイレ
Business and operational management	営業および運営の管理
Contract management	契約管理
Policy development	方針の進展
Program development	プログラム開発
Goal setting	目標設定
Priority setting	優先順位設定
Clarification of objectives	目的の明確化
Strategic planning	戦略的計画
Resource management	財源管理
Implementation	履行
Evaluation	評価
Community relations	地域社会との関係
Advocacy	地域社会の支持
Coalition-building	連合の設立
Public programming activities	市民プログラムの活動
Financial planning and management	財政の計画と管理
Audit	監査
Budget	予算
Financial control	財務管理
Documentation	ドキュメンテーション
Reporting	報告
Risk management	リスク管理
Formal structure	正式な構造
Authority under which museum is established	博物館設立における権威
Governing laws under which museums are constituted	博物館設立において準拠する法律
Articles of incorporation	設立の定款
Constitution and by-laws	法律と細則
Statement of purpose / intent / mission	目的・意志・使命の明示
Fund raising and grant development (income-generation)	資金調達および助成の開拓 (収入生成)
Development (income-generation) plan	開拓 (増収) 計画
Record keeping and acknowledgments	記録の保持と認識
Resource identification	財源の識別
Capital campaign	主要キャンペーン
Gifts / bequests	寄贈/遺贈
Techniques / Strategies	技術/戦略
Human resource planning and management	人材の計画と管理
Allocation of resources	人材配置
Analysis of tasks	仕事量の分析
Authority	権威
Compensation structuring (pay/salary scales)	補償の組み立て (支払/給与明細)

Consultancy and contract workers	コンサルタント業務と契約職員
Cross-cultural training	比較文化研修
Diversity	多様性
Hiring (recruiting) / discharge (dismissal) of employees	職員の雇用(採用) / 解雇(免職)
Labor relations	労使関係
Management of multi-discipline, multi-cultural teams and organizations	複合分野, 複合文化によるチームおよび組織の管理
Staff morale and motivation	スタッフの士気と動機付け
Performance measures and evaluation	業務測定と評価
Supervision	監督
Training needs analysis of organization and staff and provision	組織およびスタッフ研修の必要性の分析と準備
Volunteers	ボランティア
Income producing activities	収益活動
Concessions (franchises)	許可(フランチャイズ)
Fees	料金
Retail operations	小売業
Information management	情報管理
Insurance / indemnity	保険 / 保証
Law	法律
Legal system - national and international comparisons	法制度 - 国内と海外の比較
Legal status of museum	博物館の法的位置づけ
Legal responsibilities of personnel and board	職員と評議員の法的責任
Law and the collection - accessioning, de-accessioning and bequests	法律と資料 - 受入, 処分および遺贈
Contract law, including loans and exhibition exchanges	貸与・展示交換を含む契約に関する法律
Tax law	税法
Marketing	マーケティング
Audience (visitor) research	観覧者(来館者)調査
Promotional materials	宣伝材料
Public image	公的イメージ
Tourism / business links	観光 / ビジネス利用
Tools for communicating	コミュニケーションツール
Membership / "friends" organizations	会員 / 「友の会」組織
Services	サービス
Hospitality management	ホスピタリティ管理
Physical plant and site management	物理的な設備および会場の管理
Emergency preparedness	緊急時対応
Fire, safety, and security	火災, 安全性および警備
Plant maintenance	設備の保守管理
Public affairs	公的活動
Media relations	メディアとの関係
Organizational Theory	組織論
Best practices	最善の実行例
Cross-cultural skills	文化をまたがる技能
Processes of change	変革の手順
Change management	管理の変更
Models of organizational change	組織変更のモデル
Reflexive practice	柔軟な実行
Techniques for fostering creative thinking and action in work	業務における創造的思考および活動を促進するための技術

EU における文化遺産保護専門職の養成と専門化の議論をめぐって

Understanding of how innovations emerge within complex organizations	複雑な組織の中の革新の出現についての理解
Re-engineering	再設計
IV. Public programming competencies:	IV. 公的プログラム化の能力
Knowledge of and skills in serving the museum's communities	博物館の利用者のために行う活動に関する知識と技能
Communications	コミュニケーション
Communication theory	コミュニケーション理論
Knowledge of the dynamics of symbolic experience	象徴的な経験を生み出す原動力についての知識
Developing communication linkages and creating relevant focal points and forums for exchange of ideas	コミュニケーションリンクエージの開発と、発想の転換のための適切な焦点と場の創造
Orientation - physical and intellectual	物理的および知的なオリエンテーション
Semiotics - what things signify	記号学—事物が意味するもの
Signage (labeling etc.)	記号化 (ラベル付など)
Exhibitions	展示
Exhibition theory	展示理論
Graphics	グラフィックス
History and philosophy	歴史と哲学
Lighting	照明
Planning, design, fabrication, installation and evaluation	計画, 設計, 設営, 設置および評価
Principles of visual presentations	可視化表現の原理
Types / styles of exhibitions	展示の種類/形体
Use of audiovisuals, computers	音響映像機器, コンピュータの利用
Virtual exhibitions	バーチャル展示
Web site creation and management	Web サイトの開設と管理
Education and interpretation	教育と解説
Educational theory, psychology, and sociology	教育理論, 心理学および社会学
History and philosophy	歴史と哲学
Learning theory	学習理論
Planning, design, production and evaluation of programs	プログラムの計画, 設計, 開発および評価
Models of practice	実践のモデル
Use of text, objects, graphics, manipulative materials and media	テキスト, 実物, グラフィック, 道具, メディア
Policies	方針
Publications and products	出版物と製品
Visitor service and public relationships	来館者サービスと広報
Circulation	順路 (動線)
Local, national, international and regional situations, issues	地方の状況, 国の状況, 国際的な状況および地域の状況, 課題
Management of visitation	来館者の管理
Non-visitors characteristics	非来館者の特性
Numbers and types	来館者数と来館者層
Preservation requirements of collection and structure	資料の保存の必要条件と構造
Visitor characteristics	来館者の特性
V. Information and collections management and care competencies:	V. 情報と資料の管理および取扱いの能力
Knowledge of and skills in creating, preserving and sharing museum resources	博物館資源の創造・保存・共有に関する知識と技能
Archives	アーカイブ
Records management	記録管理

Collections	コレクション
Access: cultural, physical and intellectual: visitation, tourism	アクセス: 文化的, 物理的, 知的: 訪問, 観光
Agents of deterioration: physical, chemical and biological factors	劣化の要因: 物理的, 化学的, 生物的要因
Automation: Computer software and hardware selection	自動化: コンピュータのソフトウェアとハードウェアの選定
Cataloguing	カタログ作成
Collection issues	コレクションの課題
Collection management	コレクション管理
Preventive care	予防策
Copies / reproductions / digitization Copyright	複写/複製/電子化/著作権
Quality control	品質管理
Development	開発
Documentation / Data management	ドキュメンテーション/データ管理
Generation, organization and care	生成, 構成および取扱
Electronic / world wide web aspects	電子の/ Webの様相
Environmental monitoring and control	環境監査と管理
Temperature, relative humidity, light and atmospheric pollutants	温度, 相対湿度, 照明および大気汚染
Handling	取扱
History and philosophy	歴史と哲学
Kinds of collections	資料の種類
Ancillary collections including audiovisuals, slides, negatives	音響・映像, スライド, ネガフィルムを含む補助資料
Built environment including sites, landscapes, structures	場所, 景観, 建物を含む環境の整備
Cultural heritage including oral history, folklife, language	口述史 (伝承), 民俗の習慣, 言語を含む文化遺産
Documents, manuscripts, archives	文書, 手稿, 公文書
Objects, artworks, sculptures, specimens, prints	実物, 美術品, 彫刻, 標本, 印刷物
Packing and transporting	梱包と輸送
Pest management	害虫管理
Policies	方針
Principles of conservation / restoration	保存/修復の原理
Properties of materials, implications for preservation	素材の特性, 保存のための実施
Registration	登録
Accession	受入
Deaccession	処分
Disposal Loans	借用品の処分
Resources	財源
Standards	基準
Storage	収蔵
Theft	窃盗
Use of (in): Natural and cultural contexts	使用: 自然的, 文化的文脈の中での
Exhibitions	展示
Public service role	公共サービスの役割
Research	調査研究
Library and information services	図書館と情報サービス
Scientific activities	学術活動
Data collection, preparation and analysis	データ収集, 準備と分析
Research design	調査研究の設計
Phases of the research process	調査研究手順の段階
Sampling procedures / survey tools / procedures	標本採取手続き/調査道具/手続き

(Endnotes)

- 1 文部科学省内に設置された「博物館の在り方に関する検討協力者会議」において2009年度現在検討中であり、大学院教育の検討は2010年度に作業部会で検討する予定となっている。
- 2 上記以外のICOMの関係委員会については、<http://www.icom.org>よりアクセス可。
- 3 2007年4月26日付第2007/007号通達—文化遺産法典 (code du patrimoine) 第L. 442-8条適用に関して「文化遺産を扱う学芸員 (国家公務員と地方公務員) およびその他フランスの博物館の学術的責任者の職業倫理に関する憲章」から仮訳した。
- 4 8つの決議とは、決議1「文化と自然の多様性を尊重した、世界遺産の保護と振興」、決議2「情報のアクセシビリティとコミュニケーション」、決議3「知的財産権の問題について博物館に情報提供をする」、決議4「文化財の違法な取引の防止ならびに物理的返却、返還、復元の促進」、決議5「災害および非常事態に対する計画」、決議6「継続的発展の促進」、決議7「より高い水準と専門的な発達を求めること」、決議8「協議および決定のプロセスを向上させること」である。
- 5 作業部会は、当時のICTOP委員長 Martin Segger が任命したもので、座長の Nancy Fuller (米国) を筆頭に、Emmanuel N. Arinze (ナイジェリア)、Amar Galla (オーストラリア)、Lois Irvine (カナダ)、Ivo Maroevic (クロアチア)、Jan Rosvall (スウェーデン)、Angelika Ruge (ドイツ)、Theresa Scheiner (ブラジル)、Stephen L. Williams (米国) の各委員で構成されている。この作業部会は資料・教材や模範的な実践例を整理する任務も負っている。
- 6 ICOM 博物館専門職養成基本シラバスは、ICTOP が作成したものである。1971年グルノーブルにて開催の第9回ICOM総会にて採択。1979年レスターにて開催のICTOP総会にて改訂。1981年にベルゲンで開催のICTOP年次大会での提言事項を追加して改定されている。シラバスについては <http://www.icom.org/ictop/> を参照のこと。
- 7 「カリキュラム」と「シラバス」は同義語として使われることも多いが、同文書では Random House Dictionary of English Language の次の定義にしたがって両者を区別している。すなわち、「カリキュラム」とは、複数のコースをまとめたものであるが、「シラバス」とは、あるコースの主要ポイントやテーマの概要ないし簡単な説明を示したものである。
- 8 このカリキュラム指針については、水嶋英治 (1999) 「博物館学講義綱領」として『ミュージアムスタディガイド 学習目標と学芸員試験問題集』pp98-107に1979年版が掲載されている。
- 9 5つの基本的課題を共通認識とした結果、1998年1月「博物館学カリキュラム開発のための資料」を含めた「ICOM 博物館専門職養成カリキュラム指針」の素案をICTOPのwebサイトに掲載し、現場からの意見等を求めた。訂正や加筆の提案は、9カ月の検討期間中、定期的に

素案に反映させていた。

- 10 本文書を補うのが「博物館学カリキュラム開発のための資料」である。これは博物館学の研修ニーズ、内容開発および指導戦略に関する重要な参考文献、書誌引用をまとめたものである。ICTOPカリキュラム指針の目的、適切で総合的な研修シラバスを作成するにあたり枠組みを提供することと、組織強化と個人のキャリアの方向性を示す手段を提供することの二点である。本文書は、カリキュラム開発、人材計画、職員採用、職員の定着・監督、キャリア相談、資金調達および方針の評価などの分野横断的な組織のニーズに応える上で、また個人がキャリアに関する決定を行なう上で参考になる。
- 11 英語版のほかに、フランス語版、スペイン語版、ポルトガル語版がある。<http://ictop.alfahosting.org/images/pdf/ictop%20curricula%20guidelines.revdocument081.pdf>
- 12 また別の観点からすれば、本指針は、博物館や個人が判断を迫らせる様々な局面において総合的な判断（目的、諸資源、価値観および経験に基づいた判断）をする上で参考となるものである。
- 13 出典 http://ictop.alfahosting.org/images/pdf/frame_of_reference_2008.pdf これは、2007年10月の暫定版「Museum Professions -A European Frame of Reference」(2008) Edited by Angelika Ruge, President of ICTOP」である。それ以降も、正規版は出していない。ICTOP委員長 Angelika Ruge が責任編集しているが共同執筆者として、Axel Ermert (Institut für Museumsforschung、ベルリン)、Elisabeth Caillet (ICOM フランス委員会、パリ)をはじめとしてスイス、イタリアの専門家17名が執筆している。
- 14 ICOMは標準例に関する書籍を刊行することを2006年春に確認したことを受けて、作業部会は2006年6月、パリのInstitut National du Patrimoine (国立文化財学院)で会合を持った(メンバーは Elisabeth Caillet、Dominique Ferriot、Geneviève Gallot、Alberto Garlandini、Danielle Jalla、Marie Claude Morand、Angelika Ruge、Margrit Wick-Werderの各氏)。ICOMのフランス、イタリア、スイスの各委員会からの代表はこの取り組みをICTOP委員長の下で行なうことにした。
- 15 専ら技術的な理由によりICTOP作業部会は現在のところ、3カ国のICOM国内委員会と1つの国際委員会に限定されている。他国の国内委員会に参加を呼びかける第2段階が待たれる。
- 16 作業部会での使用言語はフランス語となっていたため、欧州の博物館界での「国際語」は英語であることが多いが、英語的語法を徹底して排除しなければならなかった。また、国による違いを認識・尊重することもできるようになった。この取り組みの体制および計画については、2006年11月にベルリンで開催した第二回会合で決定した。博物館各専門職の内容記述については、2007年3月のミラン会合で第一稿が作成された。現行版の骨子となる最終稿が作成

されたのは、2007年5月初頭のバーゼル会合においてであった。

- 17 *Les professions du musée*, publ. by the board of ICOM Switzerland, Basle (1994) p4
- 18 *Musées et exposition. Métiers et formations en 2001*, publ. by AFAA, Paris (2001) p5
- 9 前掲書 p10 参照
- 20 前掲書 p11 参照
- 21 ポローニャ宣言とは、2010年までに、①理解しやすく比較可能な学位制度を採用、②学士課程と大学院課程と2段階、第一学位は3年以上、ヨーロッパ労働市場に適切なレベルの資格であること、③ETCSと互換性のある単位制度の導入、④学生・教職員の流動化の促進、⑤比較可能な基準と方法を開発、質の保証においてヨーロッパの協力を推進、⑥高等教育におけるヨーロッパの視点の促進を定めている。
- 22 *Carta nazionale delle professioni museali* (2006). Conferenza nazionale dei musei, a cura di Alberto Garlandini, Milano, p130 (引用は、イタリア語原版の英訳版による)
- 23 前掲書、p127
- 24 しかも、基準設定は州の管轄とされた。「ロンバルディア、ベネト、エミリア-ロマーニャ、ピエモンテ、トスカナ、マルケ、ラツィオ等の各州は、その方法・手続きは異なるものの、有資格の職員の存在を博物館の認証または資格認定の必須条件の一つとしている」(*Carta nazionale*, p.131)。「地方の博物館体制の整備戦略は地域の要件を満たすものであるが、博物館に求められる専門技能は全国同一である。そのねらいは、共通の方法、技能、目的を有する博物館・遺産の整備のための科学的組織の促進にある」(*Carta nazionale*, p135)
- 25 前掲書 *Carta nazionale* p133
- 26 前掲書 *Carta nazionale* p132
- 27 前掲書 *Carta nazionale* p136
- 28 Rainer Kuhlen, Thomas Seeger and Dietmar Strauch eds (2004) ., *Grundlagen der praktischen Information und Dokumentation*, 5th ed., vol.1, Münche, p37。その他、*International Standard, Information and Documentation - Vocabulary*, ISO5127, 2001、Verband der Restauratoren, Neue europäische Standards für Restaurierungen
- 29 Kuhlen, Seeger. Strauch (2004) p39
- 30 Gaynor Kavanagh (1991) , *The museums profession and the articulation of professional self-consciousness*, in: *The museums profession. Internal and external relations*, ed. by Gaynor Kavanagh, Leicester, p. 37 - 57. Victor J. Danilov (1994) , *Museum Careers and training. A professional guide*, Westport
- 31 Museums & Galleries Commission (1987) , *Museum professional training and career structure*,

Report by a working party, London

- 32 Martin Segger (1995), *The new age training for the new age museum. A survey of recent museum personnel studies and initiatives in Canada: the implications for museums, museum professionals, and their communities*, ICTOP Paper, Stavanger, pp1 - 10
- 33 Maurice Davies, *Staff training and development in UK museums*. 未刊行資料
- 34 Gaynor Kavanagh (1991) pp44-48. このような研究の例としては、この他にドイツの Eva-Maria Kampmeyer と Felix Handschuh が実施した未発表の研究がある。2006年12月から2007年4月までの間に73の求人広告を詳細に検討した結果、暫定的ではあるものの次のような結果が得られた。すなわち、①文化関連の職種全体において、博物館業務の重要性が高まっていること、②短期の雇用契約が増えていること、③職員に求める柔軟性、流動性の水準が高くなっていること、④実務経験、実地経験、仕事に対する耐性、決断力、外国語能力が求められていること、⑤財務、マーケティング、スポンサリングの基本的な知識が求められることが少なくないこと、ならびに文化関連の職種全体において、チームおよび単独で仕事をする意欲・能力が必須となっていることである。「我々と我々の置かれた状況についての理解を促進する知識が、自由ならびに望ましい変化の基盤の前提となる」。この仮定が正しいとすれば、専門職養成、継続的な研修とその評価が、博物館業務の発展において特に重要な役割を果たすことになる。職員の管理と人材育成は、博物館の将来にとって極めて重要である。
- 35 *ICOM Code of Ethics for Museums* (2006), 序文
- 36 前掲書 p1
- 37 前掲書 p3
- 38 前掲書 p12
- 39 韓国の「博物館・美術館振興法」第6条第3項では「学芸士は、国際博物館会議 ICOM 倫理綱領と国際協約を遵守しなければならない」と規定されているが、我が国の博物館界は韓国のように ICOM 倫理規定の遵守について特に定めていない。

(常磐大学 コミュニティー振興学部 教授)

研究論文

EU法における環境保護法制の生成と段階的發展

— 「持続可能な経済統合」に向かって —

渡部茂己

La genèse et développement par degré du droit de la protection de l'environnement dans le droit de l'Union européenne: vers "l'intégration économique soutenable"

Résumé

Le traité de Lisbonne, qui a été signé à Lisbonne le 13 décembre 2007, est entré en vigueur *le 1er décembre 2009*, conformément à son article 6. L'Union européenne applique des normes environnementales parmi les plus strictes au monde. Elles sont le fruit des travaux décennaux et portent sur de nombreux domaines.

“Aujourd'hui, les priorités dans la politique européenne de l'environnement sont la lutte contre le changement climatique, la préservation de la biodiversité, la réduction des effets de la pollution sur la santé et l'utilisation responsable des ressources naturelles. Ces objectifs de protection de l'environnement peuvent également être des leviers de croissance économique, car ils stimulent l'innovation et l'esprit d'entreprise.”

キーワード：欧州連合、欧州共同体、リスボン条約、ASEAN 憲章、経済統合、
国際環境法、欧州環境機関（欧州環境庁）

Keywords：EU, EC, ASEAN, EU-ETS, EEA

序—リスボン条約と ASEAN 憲章

I EU (EC) 基本条約における環境保護法制の進展

II EU 環境法の基本原則

III 欧州環境機関 (European Environment Agency, EEA) の組織化の意義

IV EU-ETS の第三期間 (2013-20年) に向けた制度改正

V 環境条約において EU (EC) が「加盟国」の地位にある事例

VI EU 環境法の加盟国国内法および域外国国内法への影響

おわりに

序－リスボン条約と ASEAN 憲章

既存の EC 条約および EU 条約を大幅に改正する「リスボン条約 (Treaty of Lisbon ; Traité de Lisbonne)」(正式名称は「欧州連合条約および欧州共同体設立条約を修正する条約⁽¹⁾」)であり、内容もその通りの形式となっている)の批准については、27 の EU 加盟国のうちアイルランドを除く 26 カ国においては議会等の承認のみを必要とし、既にほとんどの議会で賛同を得ていたが、アイルランドでは憲法の規定により国民投票の手続が必要であった。2008 年 6 月 12 日の最初の国民投票では、46.6 対 53.4 で否決されたため、2009 年 6 月の欧州理事会において、その最終日の 19 日に、リスボン条約の下でもアイルランド独自の政策(軍事的中立、経済成長を促進した低い法人税および中絶禁止など)を、リスボン条約発効後も特例扱いとして認める合意を行った。このような合意に至ったのは、迅速な条約の効力発生を目指すことで一致している各加盟国が、憲法の規定により国民投票による承認手続を要するアイルランドの国内状況を優先した妥協のゆえである。

翌 09 年 10 月 2 日に同国において 2 度目の国民投票が行なわれ、投票率 59% (1,816,098 票、うち無効 7,224 票)・賛成 67.13% (1,214,268 票)・反対 32.87% (594,606 票)で憲法改正、リスボン条約批准を承認したため⁽²⁾、2009 年 12 月 1 日、リスボン条約はついに発効した⁽³⁾。

他方、アジアにおいては「東南アジア諸国連合 (ASEAN)」の基本条約である ASEAN 憲章が、既に 2008 年 12 月 15 日に発効している。「ASEAN 憲章 (Charter of the Association of Southeast Asian Nations ; ASEAN Charter)」は、ASEAN=東南アジア諸国連合という組織を、国際法主体性を持つ本格的な (=狭義の) 国際機構として構築するための条約である。1967 年 8 月 8 日に開始された東南アジア 5 カ国間の国際協力のための枠組みが、その 40 年後の 2007 年 11 月 21 日の ASEAN 首脳会議において、2015 年の共同体の実現に向けて大きく前進したのである。ASEAN 憲章は、前文のほか、55 カ条 (13 章) から成る比較的シンプルな構成をしている条約である。前文においては、基本原則に言及する。すなわち、第 1 に、機能の点では、恒久平和・持続可能な経済成長・繁栄と社会進歩、ASEAN 各加盟国の主権・内政不干涉・コンセンサスの重要性という、ASEAN の伝統的な目的・原則を明文で定めたことに加えて、民主主義、法の支配、人権・基本的自由の尊重について言及している。第 2 に、組織については、EU に類似した 3 つの柱「ASEAN 安全保障共同体 (Security Community)」、「ASEAN 経済共同体 (Economic Community)」、「ASEAN 社会・文化共同体 (Socio-Cultural Community)」から構成される共同体を実現するために憲章を

通じて法的・制度的枠組みを構築することについて定めている⁽⁴⁾。

両地域の基本条約を見る限り、「持続可能な経済統合 (l'intégration économique soutenable) (?)」とも言うべき方向が、21世紀における地域統合の特徴となっている。

今日、欧州において最も環境保護が重視されるのは、産業革命が欧州地域において開始され、かつ急速に進展したため、経済成長とともに環境破壊も様々な領域で目に見える形で多発したことが第1の理由である。「背景に、産業革命の起点となった欧州で経済発展が進み、環境問題が同時多発的に深刻化した歴史がある。多数の国が密集し、一国だけで環境悪化に対応できない地理的要因も作用した⁽⁵⁾」ことが第2の理由である。「地域統合が進んで環境政策の共通化が進化したこと⁽⁶⁾」を第3の理由として挙げるべきであろう。

20世紀後半のEU (EC) 環境法の生成と発展は、国際経済・社会の状況とEU (EC) 統合の進展を背景に、4つの段階に大きく分けることができる⁽⁷⁾。(1) 1958-71年の第0段階、(2) 1972-86年の第1段階、(3) 1987-92年の第2段階、そして、(4) 93年以降の第3段階である。本稿でも、そのように経済・社会の状況の変転という外的要因と「統合」それ自体の深化・拡大という内的要因を基礎として、階段状にEU (EC) 環境法が生成・発展したという立場をとる。次章でそれらの内容について論証する手掛かりを纏め、次の研究に繋げたい。

I EU (EC) 基本条約における環境保護法制の進展

I-1 第1段階 (Phase-1) (1972-86年)

(1) 「国連人間環境会議 (UNCHE)」と欧州

今日のEUに繋がる最初の組織であるEECにおいては、周知のごとく、その基本条約(欧州経済共同体設立条約: Treaty establishing the European Economic Community ; Traité instituant la Communauté économique européenne, いわゆる「ローマ条約: Treaties of Rome」のひとつ)が合意されたとき、その条文中には、環境保護に関連する規定は一切掲げられていない⁽⁸⁾。

国連主催の最初のグローバル規模の国際環境会議である「国連人間環境会議 (ストックホルム会議) (United Nations Conference on the Human Environment : UNCHE)⁽⁹⁾が北欧・スウェーデンのストックホルムで開催された1972年(6月5-16日)に、EC首脳会議においても、環境問題が議論された。この年は、イギリス、アイルランド、デンマークが翌年に加盟することを決定するなど、地理的にも、ECが大陸を越えて新時代に入った年であることとの関連性は注目されるべきであろう。1972年10月21日のパリにおける首脳会議で、経済統合を推進するには政治・社会分野の政策協調が不可欠であると認識され、その一分野として、環境政策の一般原則について宣言を出し⁽¹⁰⁾、EC基本条約の規定自体を修正することは意図しなかったものの、一般原則に基

づく環境行動計画の策定を指示した⁽¹¹⁾。

当時は、経済共同体を構築する途上で、当初はむしろ自由な経済活動を目指す単一市場形成を遅らせる要因として懸念する向きもあったが⁽¹²⁾、その後、環境保護の様々な分野について、規則や命令などの法制定を進めていくようになった。

(2) EC 環境行動計画 (EC's Environmental Action Program : EAP) の策定

欧州各国における環境政策については、早い段階から EC = 欧州「共同体」としての「共通の」環境政策を策定することを指向してきた。経済統合を中核とする共同体として、環境政策の具体的な行動計画としての展開は「図表 1」のように発展してきた。ここで、第 1 次から第 3 次欧州共同体環境計画までが第 1 段階 (Phase - 1) に相当する。

図表 1 : EC's Environmental Action Program: EAP	
1973 - 76 年	: 第 1 次欧州共同体環境行動計画 ; OJC 112/1, 20.12.1973
1977 - 81 年	: 第 2 次欧州共同体環境行動計画 ; OJC 139/1, 13.06.1977
1982 - 86 年	: 第 3 次欧州共同体環境行動計画 ; OJC 46/1, 17.02.1983
1987 - 92 年	: 第 4 次欧州共同体環境行動計画 ; OJC 328/1, 19.10.1987
1993 - 2001 年	: 第 5 次欧州共同体環境行動計画 ; OJC 138, 17.5.1993
2002 - 2012 年	: 第 6 次欧州共同体環境行動計画 ; 1600/2002/EC

出典 : EU (EC) 資料等に基づき筆者作成

各次の行動計画の概要について、主に岡村 (2004) を参考として、それぞれの特徴を以下に整理しておく。第 1 次欧州共同体環境行動計画 (EC's first Environmental Action Program : EAP) は、1972 年のストックホルム会議を受けて、1973 年 11 月に閣僚理事会と各加盟国代表の共同宣言の形式で採択された⁽¹³⁾。この環境行動計画は、ひとまず 1973-76 年の期間の活動内容として策定されたものである。ストックホルム宣言の影響が見られ、当該共同宣言に示された EC 環境法の一般原則においても、その原則⑥には、「ストックホルム宣言に従って」と明示されている。また、原則①で、「経済的・社会的発展との両立を前提としている。原則⑦で、途上国の経済的利益に注意を払うとともに、行動計画を 3 つに大きく括ったそのひとつに、< OECD、欧州審議会、国連に対する積極的な協力 > が掲げられている。

第 2 次環境行動計画 (1977-81) は、内容的には第 1 次行動計画の継続として、理事会決議の形式をとったものである。しかし、この時期に欧州地域での環境保護対策の必要性の認識が次第に高まってくる。この行動計画期間の前年、1976 年 7 月 10 日に、北イタリアのセベソ市 (Seveso : ミラノの北方約 25km の位置にある comune) において、農薬工場 (化学工場) の爆発事故が起きてダイオキシンによる大規模な汚染が問題となった。その対策として、82 年に、「大規模事故災害防止 (Control of Major-Accident Hazards) 指令」いわゆるセベソ指令 (Seveso Directive ; 96 年改

正により、「セベソ指令Ⅱ (Seveso II Directive) [96/82/EC]」となった) が制定された⁽¹⁴⁾。

第3次環境行動計画(1982-86)には新しい要素が加えられている。1983年の欧州理事会では、〈環境保全をECの優先課題とする〉ことを決定し、1985年の理事会において、ECおよび各加盟国の政策の基本として位置付けられた。その背景には、76年セベソ事件の汚染土壌が82年9月に持ち出されて行方不明となり、翌83年5月にフランスで発見されたことで、有害廃棄物の国境を越える移動の問題が世界的に注目されるようになったことがある(その後、普遍的な環境条約である「バーゼル条約 (Basel Convention) ⁽¹⁵⁾」にも影響を与えた)。

なお、理事会決議により採択された第3次行動計画に対応して、理事会規則1872号 (Reg.1872/84) が制定されている⁽¹⁶⁾。

I-2 第2段階 (Phase-2) (1987-92年)

(1) 第4次欧州共同体環境行動計画

続いて第4次環境行動計画(1987-91)期間の前年、86年4月26日にチェルノブイリ原子力発電所の史上最悪と言われる原子力関連事故が発生し、11月1日には、スイス・バーゼル郊外の化学プラント(サンドス化学工場)から流出した水銀をはじめとする約30トンの有害物質によってライン川汚染事故が発生している。このような重大事故の発生を背景に、第4次行動計画においては、汚染防止・規制の分野において、従来とは異なる「汚染源指向型 (pollution source-oriented, source-oriented)」の規制アプローチを採用し⁽¹⁷⁾、この行動計画においては、当該期間のECによる活動の優先順位を、汚染防止、資源利用の改善、国際的活動、環境保全に適する手段の発展の4つに絞っている⁽¹⁸⁾。

(2) 単一欧州議定書 (SEA)

1986年に採択され、翌87年7月に発効した単一欧州議定書 (Single European Act : SEA) は、単一欧州市場に向けての明確な合意と、後のEUにおける「共通外交・安全保障政策」の起源である「欧州政治協力 (European Political Co-operation : EPC)」を基本条約「欧州経済共同体設立条約」中に導入した条約である。また、この条約によって、基本条約の条文中に、「環境」という用語が加えられた。

特に、環境に関する章として、第7章(リスボン条約による改正後の「EU運営条約 : Treaty on the Functioning of the European Union」では第22編)が新設され、第130 r 条 (ECにおける環境保護の原則) (現「EU運営条約」第191条)、第130 s 条 (活動内容) (現「EU運営条約」第192条)、第130 t 条 (加盟国によるより厳格な保護措置) (現「EU運営条約」第193条) の3カ条が新しく加えられ⁽¹⁹⁾、欧州地域における地域統合は経済統合を超えた新たな協力分野を含むものとして大きく発展した。

I-3 第3段階 (Phase-3) (1993年以降)

(1) 第5次欧州共同体環境行動計画とマーストリヒト条約

第5次環境行動計画においては、単一欧州議定書において予防原則が重視されていることと、本稿「Ⅲ」で検討する「欧州環境機関（欧州環境庁）(European Environment Agency: EEA)」が設置されていることが行動計画を性格づけている。EEAを設立する理事会規則⁽²⁰⁾によって、EEAおよび欧州環境情報観測ネットワーク（European Environment Information and Observation Network: EIONET）の設置が、1990年に決定され、1993年に効力を発生した。1994年から環境庁としての業務を開始している。EEAおよびEIONETの地理的範囲はEU加盟国に限定されず、非加盟国も加盟することが可能である。2010年1月現在、27のEU加盟国に加えて、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスおよびトルコの合計32カ国が加盟している⁽²¹⁾。

第5次環境行動計画やEEAの活動開始とほぼ同時、1993年11月1日に発効した、EU（欧州連合）という枠組みを構築した「マーストリヒト条約（Treaty of Maastricht, 正式名称はTreaty on European Union）」によって、EC条約の第2条の欧州共同体の目的の中に、環境保護が加えられた⁽²²⁾。また、意思決定手続として、全会一致を要求されない特定多数決制が環境分野にも導入された。改めて言うまでもなく、環境保護の分野については、各国の（また、各セクター間の）利害が複雑に錯綜するものであり、全会一致による意思決定はきわめて困難となるため、多数決の導入は不可欠である⁽²³⁾。

(2) アムステルダム条約とニース条約

1997年に採択され、99年5月1日に発効したアムステルダム条約（Treaty of Amsterdam）は欧州の市民権や個人の権利を一層尊重し、また、欧州議会が政策決定に関与する度合いを高めて民主的統制を強化することを意図したものである。この条約によって、EC条約の第2条において、第3条等に規定のあるECの目的遂行のための諸活動、通商政策、農業・漁業政策、運輸政策、競争政策などの共通政策の実施の上で、常に環境保護すなわち「持続可能な経済活動の発展」についての考慮が求められることになった（下記I-4で多少触れるが、現「EU運営条約」においては、第I編においてEUと加盟国との権限関係が規定されており、[EUが排他的権限を有する第3条1項(d)共通漁業政策の下の海洋生物資源保護を除く]環境保護分野については第4条2項によって、EUは加盟国と権限を共有している）。さらに、各加盟国は、EU（EC）より一層厳格な環境保護の措置をとることも原則として可能である（第95条[現「EU運営条約」114条]「域内市場確立のための法制の調和」）。

2001年に採択され、2003年2月1日発効のニース条約（Treaty of Nice）においては、特に新しい環境関連の規定の追加はなく、中東欧諸国の大量加盟に伴う機構の整備が主な内容となっている。

(3) 第 6 次欧州共同体環境行動計画

第 6 次環境行動計画 (2002-12)⁽²⁴⁾ は、現在進行中であり、その重点分野は、大きく次の 5 点にまとめられる⁽²⁵⁾。

(1) 気候変動。エネルギー政策と運輸政策に力を注ぐこと、また、EU 排出量取引制度を確立すること等により、2012 年までについては京都議定書の目標達成をはかる。中期的には、効果的な条約によって、2020 年までに、20%～40%削減する。そのための EU 政策として、エネルギー効率の改善、再生エネルギー源の利用、エネルギー節減、代替エネルギー研究、EU 排出量取引制度確立などに力点をおく。

(2) 自然および生物多様性。環境法の履行および加盟国間の協力の確保等によって、自然生態の保護と生物多様性の保護・回復を欧州レベルおよび世界レベルで行う。そのために、環境法の履行の確保、事故や自然災害に対する加盟国間の協力、景観の保護と回復、森林の持続的発展、土壌の持続可能な利用、を促進する。

(3) 環境および健康。ほかの政策より環境と人間 (子どもおよび高齢者を含む) の健康を優先させる。そのための政策として、化学物質の製造・使用の上で安全性を確保するための制度である REACH を発展させること、水に関する立法の促進、大気汚染防止の強化を図る。

(4) 天然資源の管理と廃棄物。廃棄物削減の目標としては、2010 年に最終廃棄物を 20%、2050 年までに 50%削減することである。そのために、消費を抑え、資源の持続可能な管理を発展させること、資源利用税を課税すること、廃棄物リサイクル戦略を確立すること、廃棄物管理計画の改善を図ること、化学物質に関する戦略を構築すること等を実施していく。

(5) 以上の優先的環境分野における国際協力を促進していく。そのために、予防原則をはじめとするリスクマネジメントに関する国際的合意の強化、また、生物多様性条約や国連気候変動枠組条約 (および京都議定書) の履行等を促進する。

I-4 欧州憲法条約とリスボン条約

2004 年に制定された憲法条約では (フランスなどの国民投票で批准が否決されたものの、実質内容はリスボン条約によって実現された)、大規模な環境関連の条文整備が予定されていた。具体的には、第 2 部「基本的人権」において、「高いレベルの環境保護及び環境の質の向上が EU の政策に組み込まれ、持続可能な開発原則に則った形で確保されなければならない」(第 37 条)とし、第 3 部のなかで、EU の環境政策の 4 つの目的、すなわち、環境保全・環境の質の向上、健康保護、自然資源の賢明・合理的な利用、地域レベル・地球レベルの環境問題に対するための国際的な手段の推進、が規定され、EU の環境政策の原則として、予防原則、未然防止、汚染者負担原則、を定めるものであった (第 124 条)。

2009年12月に発効したリスボン条約により改正された「EU運営条約」においては、EUの権限は、政策分野によって次の3つに大別される。

(a)「排他的権限」－当該分野では、EUのみが法的に拘束力を有する法を立法し、採択することができる(第2条1項)。またEUの法令で授權されている場合、国際的な合意についての(すなわち条約の締結に際しての)最終決定を下す排他的な権限を持つ(第3条2項)。たとえば、関税同盟、域内市場の運営に必要な競争法規の確立、ユーロを通貨とする加盟国の通貨政策、共通漁業政策の下での海洋生物資源の保護、共通通商政策については、EUが排他的権限を有している(第3条1項)。

(b)「共有権限」－当該分野では、加盟国とEUとの間で権限を共有する。すなわち、EUと加盟国がともに、法的に拘束力を有する法を立法し採択することができる。加盟国はEUが権限を行使できない範囲内でその権限を行使する(第2条2項)。

(c)「支援権限」－当該分野では、EUは加盟国の活動への支援、調整、補完といった行動を実行することができる(第2条5項)。

このうち、環境政策に関わる内容のものとしては、(a)「排他的権限」において、「共通漁業政策の下での海洋生物資源の保護」、(b)「共有権限」として、「海洋生物資源の保護を除く農業・漁業」「環境」「エネルギー」「公衆衛生」、(c)「支援権限」に該当するものとしては、「人間の健康の保護・改善」がある。

II EU環境法の基本原則

“*European Environment Law*”の著者Jan H.Jansは、EU環境法の基本原則を、次の7点にまとめている⁽²⁶⁾。第1に、高度の保護水準の原則(High level of protection)、第2に、予防の原則(The precautionarity principle)、第3に、防止の原則(The prevention principle)、第4に、発生源是正の原則(The source principle)、第5に、汚染者負担の原則(The polluter pays principle)、第6に、組み入れの原則(The precautionarity principle)、第7に、セーフガード条項(The sageguard clause)である。

①「高度の保護水準の原則」から、第5の「汚染者負担の原則」までは、「EU運営条約」22編「環境」の第191条2項に示されている内容である。ただし、それぞれの原則が当該条文に含まれた時期は若干異なる。

②「予防の原則」は、第3の防止の原則が1987年から規定に含まれているのと比較すると遅く、1993年になってからである。予防の原則とは、「ある行為が環境上有害な結果をもたらすことに強い疑義がある場合に、原因との関連性が明らかに示されるのを科学的証明が行われるまで待つというよりも、遅くならないうちに行動するほうがよい」ということを意味する⁽²⁷⁾」(下線は筆者

による) のであるから、法律としては、きわめて例外的な措置であって、産業界の反対も大きかったのがその理由である。それが規定されるようになった背景には、周知のように、1992年の国連環境開発会議 (UNCED) で、地球規模での合意がなされたことがある。すなわち、「環境と開発に関するリオ宣言」および「アジェンダ21」(第35-5項など) である⁽²⁸⁾。

③「防止の原則」は、事後に責任を追及するのではなく、汚染あるいは環境が破壊される前に防止措置を採るべきであるという原則である。第3次環境行動計画において、当該原則が具体的にされ、特に事前の知識や情報の伝達と、採られた措置が効果的であるか否かについてのモニターが重視されている。

④「発生源是正の原則」は、環境破壊がなされた場合には、その根源(発生源)を優先的に是正するとの原則である。

⑤「汚染者負担の原則」は周知のように環境汚染に関して広く採用されているものであるが、EU (EC) 環境法においては、1987年のSEAによって条文化される以前から、たとえば1973年の第1次環境行動計画において既にEU (EC) 環境政策の主要な原則の一つとして掲げられていた。

⑥「組み入れの原則」は、「EU 運営条約」1編「EUの権能の範疇及び分野」の第11条に規定され、「環境保護の要件は、特に持続可能な発展を促進するという観点に立ち、EUの政策および活動の策定と履行に組み込まれなければならない」とする原則であって、持続可能な発展を促進するために必要とされている。「すべての共同体政策の中で環境保護という要件が実現されるように努力しなければならない⁽²⁹⁾」旨の規定である。

⑦「セーフガード条項」は、ほかの諸原則とは異質のもので、「EU 運営条約」第191条2項に規定されているが、「適切な場合に、非経済的な環境上の理由により (pour des motifs environnementaux non économiques ; for non-economic environmental reasons)、EUによる査察手続に従って暫定措置をとる権限を加盟国に認めるセーフガード条項」を含まなければならないとするものである。

すべてのEU環境法は、基本的に「ミニマム・ハーモナイゼーション：minimum harmonization」⁽³⁰⁾として、欧州地域に共通する最低限度の共通規範として形成され (all of this legislation is essentially minimum harmonization legislation : it sets baseline standards that should not be breached.)、各国はそれぞれの国内社会の状況に応じてより厳格な基準を設定する (member States have some scope to set strict standards at national level.) ことが予定されているのである⁽³⁰⁾。

III 欧州環境機関 (European Environment Agency, EEA) の組織化の意義

EU (EC) の環境保護法制の大きな特徴として、欧州環境機関 (欧州環境庁) (EEA) の組織化

が比較早い段階に行われたことがある。欧州〈地域〉において環境問題が重視されることと関連する。I-2(2)において触れたように、87年7月に発効した「単一欧州議定書（Single European Act）」により EEC 条約が改正され、新たに第3部第7章「環境」（現「EU 運営条約」第22編）が付加されたが、それに次いで、EC 第11 総局（環境・原子力安全・消費者保護局）、通称「環境局」の任務が、89年6月21日の EC 委員会における「欧州環境機関および欧州環境情報観測ネットワーク設立ための規則」の採択およびそれが I-3(1)で述べたように翌90年5月の EC 閣僚理事会（環境理事会）で採択されたことで設置された「欧州環境機関（EEA）」に移行し、拡大された⁽³¹⁾。EEA の本部はコペンハーゲンにあり、既述のように1994年に活動を開始した。その任務は、健全で効果的な環境政策を実行するための情報を EU、EU 加盟国および EU 非加盟国たる EEA 加盟国に提供すること、環境に関する行動および規則の執行と結果の認定、準備、評価の各作業において、欧州委員会が必要とする技術的・科学のおよび経済的情報を提供すること、十分な防止措置のための、環境のモデリングおよび予測技術の開発、適用を促進すること、欧州の環境に関するデータを国際的な環境モニタリング・プログラムに統合して、調整や比較を行うこと、である⁽³²⁾。

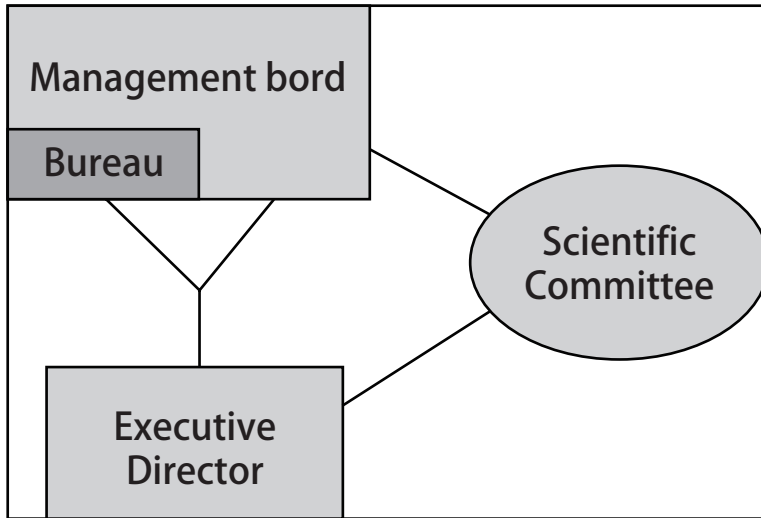
EU 加盟国は当然に EEA 加盟国となるが、上記に、EU 非加盟国たる構成国とあるように、環境問題の国境を越える特質から、欧州および欧州に国境を接する EU 非加盟国も構成国となりうるのが特徴である。27 の EU 加盟国のほか、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイスおよびトルコの5カ国が正式な参加国であり、そのほか、バルカン諸国の6カ国が協力国となっている⁽³³⁾。

図表2「EEA 組織図（Governance）」で示すように、欧州環境機関のガバナンス組織構造は次の通りである。運営に当たる「管理理事会（EEA Management Board）」は、各構成国政府から1人ずつの代表、欧州委員会の代表2名および欧州議会の任命する2人の科学者（scientific personalities）で構成されている（2009年9月現在）。運営に科学者が含まれているのも特徴のひとつである。さらに、管理理事会の下に、「科学委員会（Scientific Committee）」が設けられ、管理理事会および「事務局長（Executive Director）」に対する助言を行なっている⁽³⁴⁾。

現在進行中の「2009-2013年の EEA 多年度作業計画（EEA Strategy 2009-2013: Multi-annual Work Programme）」では、4つの戦略分野（Strategic areas）として、(1)「環境についての諸課題」では、①大気質、②大気汚染物質排出、③生物の多様性、④温室効果ガスの排出、⑤淡水、⑥海洋、の各課題が、(2)「セクター横断的諸課題」としては、①気候変動の影響、②脆弱性に対応、③生態系、④環境と健康、⑤海運、⑥持続可能な消費及び生産と廃棄物、⑦土地利用、⑧農業と森林、⑨エネルギー、⑩輸送、(3)「統合環境影響評価」として、①統合環境影響評価、②地域的及びグローバル影響評価、③意思決定の援助、④経済、⑤戦略的未来、(4)「情報サービスおよび通信」として、①共有環境情報システム、②通信、が設定されている⁽³⁵⁾。

*

図表 2 : EEA 組織図 (Governance)



出典 : European Environment Agency 本部ウェブサイト
[<http://www.eea.europa.eu/about-us/governance>] (2010 年 1 月 31 日) 参照

21 世紀に入り、一層環境破壊が深刻化しつつあるアジアにおいては、多数国間環境条約のネットワークだけでなく、EEA のような組織化が早晚必要となろう。アジア地域の各国には政治的協調の意欲が強いとは言えない。しかし、「欧州ほどに、アジア諸国には経済統合や政治的協調への求心力はない。だが、環境保全のニーズが高ければ、政治的な距離は絶対的な障害ではない。それは冷戦時代の欧州で証明済みだ。

まず、EU の『欧州環境機関』(EEA) のアジア版である『アジア環境機関』(AEA) をつくりたい。EEA は EU の機関ではあるが、目的を共有するほかの国にも開かれている。環境汚染調査、情報交換ネットワーク、資料センターの役割を担い、構成国が環境政策を決める際に必要な情報にアクセスできるようにして、政策決定を下支えしている⁽³⁶⁾。すなわち、まず、かけがえのない役割を担う地域的国際行政機関を構築することにより、地域内協力の枠組みを設定することになるのである。

IV EU-ETS の第三期間 (2013 - 20 年) に向けた制度改革

第 1 に、EU-ETS 制度の対象となる施設の種類と温室効果ガスの種類を拡大する。すなわち、石油化学品、アンモニア、アルミニウムの生産の際の CO₂ 排出、硝酸、アジピン酸、グリオキシル酸の生産の際の一酸化二窒素 (N₂O) の排出、アルミニウム生産時におけるパーフルオロカーボンの排出および「二酸化炭素 CO₂ の回収・貯留」(CCS) を対象に加える⁽³⁷⁾。

EU 法における環境保護法制の生成と段階的発展
 - 「持続可能な経済統合」に向かって -

第2に、2005-07年の第一期間（試行期間）および2008-12年の第二期間（京都議定書の第1約束期間）においては、NAPすなわち国内割り当て計画（National Allocation Plans）によって、排出量の割り当て総量と各施設への配分方法を各加盟国ごとに決定しているのに対し、NAPを廃止してEU全体で排出枠上限（キャップ）を設定することになる。各国ごとに割り当て方法を決定する現状は公平ではなく、国によって大きなばらつきが生じるからである。第三期間では、EU全体の排出枠上限を2008-12年期間の平均より毎年1.74%ずつ引下げ、2020年には1,720（100万CO₂換算トン）とする。この数字は当然ながら、第二期間開始の時に対象とするセクター以外のもや08年から参加したノルウェー、アスランド、リヒテンシュタインの排出枠を計算していないため、2010年6月末までに欧州委員会が正確な総排出枠を算出することになる⁽³⁸⁾。

第3に、効率と透明性を確保するために排出枠割り当て方法を変更し、原則として「オークション（有償割り当て）方式」を採用する。大部分が無償割り当て（第一期間が95%、第二期間は90%）である現状とは大きく異なる。ただし、移行期間を設定し、段階的に実施することになる。すなわち、一部の産業部門を除き、原則としてオークションの割合を、2013年には20%、2020年に70%、2027年に100%と時間をかけながら徐々に移行する計画である⁽³⁹⁾。

図表3：フェーズIIにおける各国の申請量と認可量の一覧表

加盟国 <i>Member State</i>	2008-2012年の各国申請の排出量上限 <i>Proposed cap 2008-2012</i>	2008-2012年の委員会認可排出量上限 <i>Cap allowed 2008-2012</i>
オーストリア	32.80	30.70
ベルギー	63.33	58.50
チェコ	101.90	86.80
フランス	132.80	132.80
ドイツ	482.00	453.10
ギリシャ	75.50	69.10
アイルランド	22.60	21.15
ラトビア	7.70	3.30
リトアニア	16.60	8.80
ルクセンブルク	3.95	2.70
マルタ	2.96	2.10
オランダ	90.40	85.80
ポーランド	284.60	208.50
スロバキア	41.30	30.90
スロベニア	8.30	8.30
スペイン	152.70	152.30
スウェーデン	25.20	22.80
イギリス	246.20	246.20
合計	1790.84	1623.85

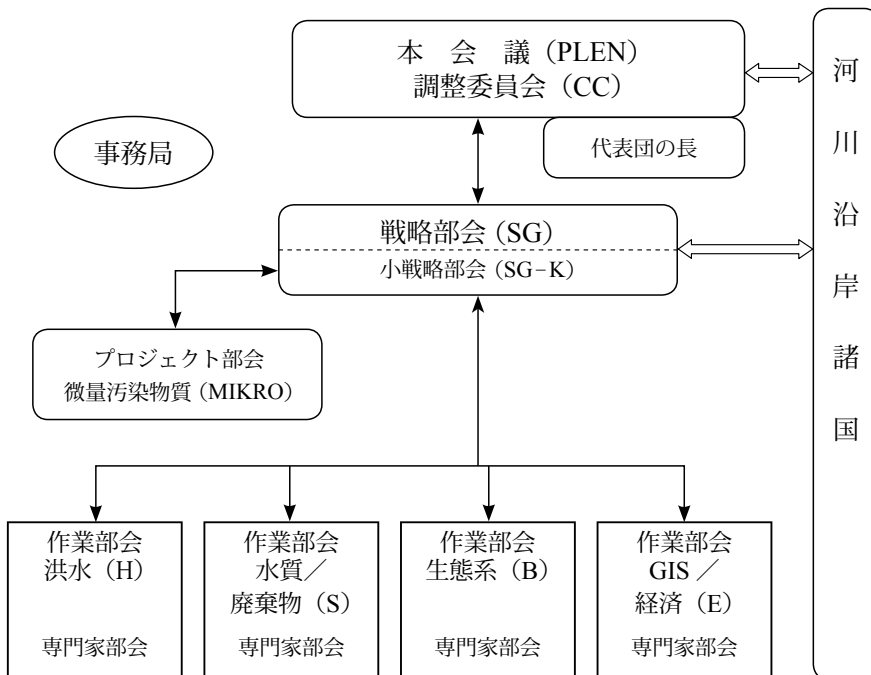
出典：Europa Press releases-Emissions trading: Commission adopts decision on Austria's national allocation plan for 2008 - 2012 [http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/459&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en]（2009年11月1日参照）に基づき筆者作成

なお、エストニアとポーランドの2008-2012年の割当量について、データと分析方法が不十分で無効とするEU裁判所（欧州第一審裁判所、Court of First Instance：CFI）の決定があり、現在欧州委員会で検討中である。2013年以降のフェーズⅢにおいては国別割当ではなく、地域内全体で排出枠を決定するために、長期的にEU-ETS制度に大きな影響を及ぼすことはないが、EU内の行政機関と司法機関との見解が異なるため、法的に興味深いケースとなっている⁽⁴⁰⁾。

V 環境条約においてEU（EC）が「加盟国」の地位にある事例

1950年7月11日に、ライン川汚染防止国際委員会（International Commission for the Protection of the Rhine；ICPR）が欧州5カ国により創設された。地域内の国際河川については、貿易上の交通路としても重要であり、経済活動と関わる汚染防止との関係上、EU（条約上はEC、加盟当時はEECであった）は、原加盟国たる西ドイツ（現ドイツ）、フランス、オランダ、スイスの各流域国とルクセンブルグに加えて、1976年より、ライン川汚染防止国際委員会の加盟国となっている。2009年10月現在においてもこの6つの国および国際機構が加盟国（構成員）である⁽⁴¹⁾。加盟国の

図表4：ライン川汚染防止国際委員会（ICPR）の組織図



出典：ICPR 本部ウェブサイト [http://www.iksr.org/index.php?id=58&L=3&cHash=455fdab52c] (2009年10月25日参照) に基づき筆者作成（仮訳）。

ほかにオブザーバーとして、ベルギー、リヒテンシュタイン、オーストリアの各国、欧州地域の 7 つの政府間組織、および、WWF など 17 の NGO が協力している⁽⁴²⁾。ライン川汚染防止国際委員会は、スイスのバーゼルに本部を置き、図表 1 に掲げるように、食糧、水質・排出物、生態系の分野ごとにワーキンググループを置き、その下に各専門家グループを有している。またグリーン投資スキーム（Green Investment Scheme；GIS）⁽⁴³⁾ および経済分野の専門家グループを置いている。

VI EU 環境法の加盟国国内法および域外国国内法への影響

欧州委員会・環境総局は、最近では 2009 年 5 月に、EU 各国の国内裁判所裁判官を対象に、EU 環境法の国内裁判への適用に関するセミナーを開催した。年内および 2010 年にも別のテーマについて開催する⁽⁴⁴⁾。EU 各国の裁判官は、EU 環境法の実施および適用の最前線である。このような認識のもと、欧州委員会は各国の裁判官とともに、特に EU 環境法の実施により生じる問題をあつかう協力プログラムを立ち上げた。このプログラムの最初のセミナーが 5 月 28 日、ブルガリア・ソフィアで開催され、ブルガリア、フランス、ドイツ、リトアニアを含む 10 カ国から裁判官が参加する。セミナーでは、実際に事件をもとにして各加盟国の裁判所によるアプローチを比較することを目指す。今回のテーマは EU の自然保護関係法令。年内に同じテーマのセミナーをアイルランド、フランスで行なう。さらに 2009 年と 2010 年に廃棄物、環境影響評価、その他の分野の EU 境法をテーマにしたセミナーを計画している。

EU における化学物質規制に関する「RoHS 指令」に参考として、日本でも日本版 RoHS と呼ばれることもある J-Moss JIS 規格（正式には、JIS C 0950 「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法（the marking for presence of the specific chemical substances for electrical and electronic equipment）」）が 2005 年 12 月に施行された。もっとも経産省は日本版 RoHS と呼ばれることに否定的であるように、基本的な部分が異なる法制度である。すなわち、EU の RoHS 指令は、6 つの有害化学物質を規制数値を越えて使用することを規制するが、J-Moss は、表示すべき物質として、RoHS 指令と同じく、鉛（Pb）及びその化合物・水銀（Hg）及びその化合物・カドミウム（Cd）及びその化合物・六価クロム（Cr）化合物・ポリブロモビフェニル（PBB）・ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）の 6 物質を定め、それぞれの物質が基準値を越える場合にはその含有表示をすべきことを定めるものである⁽⁴⁵⁾。また、2008 年（1 月 20 日）には、2005 年の「JIS C 0950：2005」における除外項目を、EU-RoHS 指令（Directive 2002/95/EC；「電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令」）⁽⁴⁶⁾の除外項目にあわせて、「JIS C 0950：2008」（2008 年 1 月 20 日）へと改正した⁽⁴⁷⁾。なお、対象となる電気・電子機器は、①パーソナルコンピュータ、②ユニット型エアコンディショナ、③テレビ受像機、④電気冷

蔵庫、⑤電気洗濯機、⑥電子レンジ、⑦衣類乾燥機、の 7 種である⁽⁴⁸⁾。このようにして、近年は、「EU が決定する基準がグローバル基準になりつつある⁽⁴⁹⁾」のである。

おわりに

経済・社会の状況の変転という外的要因と「統合」それ自体の深化・拡大という内的要因を基礎として、〈階段状〉(段階的に)に EU (EC) 環境法は、生成・発展したと言えよう。環境法の文脈で用いられる「持続可能な(発展・開発) (sustainable development, développement soutenable)」という状態が、EU 統合の局面において表現を借りることで、「持続可能な地域統合 (l'intégration économique soutenable) (!?)」と表現しうるのではないか。そのような状況に向かっている。そして将来に互って「持続可能」であるために、重要な要件のひとつに〈市民の支持〉がある。

EU 地域では、市民が直接に選出する各国の欧州議員が、他国の市民代表と直接意見交換している状況にある。北海道大学教授で欧州大学院大学 (European University Institute) (イタリア: Istituto Universitario Europeo, IUE) 研究員をしている遠藤乾は、「海を越えてやってくる隣国からの有害食品、酸性雨、あるいはミサイルについて、日本人は国家間以外の意見表出の回路をもつだろうか」と問題を提起している⁽⁵⁰⁾。東アジアにおいても、地域内の諸問題を地域の「市民」が議論するフォーラムが何らかの形で実現されることを期待したい。

【注】

- (1) “Traité de Lisbonne modifiant le traité sur l'Union européenne et le traité, instituant la Communauté européenne ; Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community” 2007 年 12 月 13 日にポルトガルの首都リスボンで署名された。

リスボン条約の構造および採択プロセスの概要は、拙稿「EU と東アジア地域における域内統合の比較分析— EU『改革条約(リスボン条約)』と日本 ASEAN 包括的経済連携『AJCEP』を踏まえて—」『常磐国際紀要』第 12 号 (2008 年)、36-41 頁、リスボン条約の条文については、EU 本部ウェブサイト [http://europa.eu/lisbon_treaty/full_text/index_en.htm] (2010 年 2 月 1 日参照)、[<http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ%3AC%3A2007%3A306%3ASOM%3AFR%3AHTML>] (2010 年 2 月 1 日参照) 等を参照。

同条約の和訳および解説について、鷺江義勝『リスボン条約による欧州統合の新展開—EU の新基本条約』ミネルヴァ書房、2009 年、小林勝訳『リスボン条約』お茶の水書房、2009 年、等を参照。本稿もこれらの訳文を参考にしている。

リスボン条約後の欧州ガバナンスについては、福田耕治編著『EU・欧州統合研究—リスボ

ン条約以後の欧州ガバナンス』成文堂、2009年、等を参照。

- (2) "Referendum: Treaty of Lisbon 2009" [<http://www.referendum.ie/referendum/current/index.asp?ballotid=79>] (2009年10月6日参照)
- (3) «Traité de Lisbonne», EUROPA [http://europa.eu/lisbon_treaty/index_fr.htm] (2010年1月11日参照)
- (4) 小城和朗・土居守・中田光雄・飯森明子・渡部茂己・共著論文「欧州統合とアジア」『常磐国際紀要』第13号(2009年)の筆者執筆部分である、第V章「EU改革とアジアの統合－ASEAN地域の税関手続の統一化(ASW)およびASEM(アジア欧州会合)－」(21-28頁)にASEAN憲章の構造の概要を纏めた(21-24頁)。
- (5) 吉田文彦(ANN研究員兼論説委員)「アジアの環境協働管理を－政策の共通化、欧州に例－」『ASIA NETWORK－asahi.com』 [<http://www.asahi.com/international/aan/hatsu/hatsu020203f.html>] (2009年9月5日参照)
- (6) 同上。
- (7) Jan H. Jans, *European Environmental Law*, Kluwer Law International, 1995, at 1-7. ただし、Jansは1958-72年を“The first phase”としている。呼称と年数に筆者とは異なる点があるので注意のこと。
- (8) Clive Archer, *The European Union*, Routledge, 2008, at 83.
- (9) 1972年6月5日から16日まで、スウェーデンのストックホルムで、114カ国の参加を得て開催され、人間環境宣言(ストックホルム宣言)等を採択した。国連人間環境会議についての若干の説明は、拙著『国際環境法入門』ミネルヴァ書房、2001年、91-92頁を参照。
- (10) EC Bulletin, No.10-1972. 岡村 堯『ヨーロッパ環境法』三省堂、2004年、15-17頁。
- (11) Commission Sixth Report (1972), at 8.
- (12) 具体的な法の抵触としては、たとえば「1958年のEEC発足以来、物の自由移動は、人、資本およびサービスの自由とならんで、共同体の基本原則の一つである。構成国の環境保護措置がときとして、物の自由移動と抵触することがあり、その場合には、輸入に対する数量制限またはそれと同様の効果を存する措置を禁ずるEC条約28条(原注1)が問題となる。しかしながら、人間および動物の健康保護ならびに動植物の保護および保存を理由とする場合には、右に述べた禁止が、同30条に従って合法的に認められる。」岡村、前掲注(10)、5頁。
- (13) Archer, *supra* note 8, at 83.
- (14) Council Directive 96/82/EC on the Control of Major-Accident Hazards.
- (15) “Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal” 「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」、

1989年3月、スイスのバーゼルで作成、92年5月5日効力発生、2009年2月現在の締約国数は172の国および組織。バーゼル条約の概要および日本との関係について、前掲注(9)、拙著『国際環境法入門』141-3頁を参照。

- (16) 岡村、前掲注(10)、19頁を参照。
- (17) 柳憲一郎「EU環境法政策の生成と展開」『環境情報科学』第38巻1号、2009年、4頁。
- (18) 岡村、前掲注(10)、19頁を参照。
- (19) “L'Acte unique européen (The Single European Act)” in EUROPA [http://europa.eu/legislation_summaries/institutional_affairs/treaties/treaties_singleact_fr.htm] (2009年8月18日参照)
- (20) “Council Regulation (EEC) No 1210/90 of 7 May 1990 on the establishment of the European Environment Agency and the European Environment Information and Observation Network” ; OJ L 120, 11.5.1990, p.1 [<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32009R0401:EN:NOT>] (2010年1月30日参照)
- (21) European Environment Agency 本部ウェブサイト [<http://www.eea.europa.eu/about-us/who>] (2010年1月31日参照)
- (22) “une croissance durable et non inflationniste respectant l'environnement ; sustainable and non-inflationary growth respecting the environment”
- (23) 特定多数決をめぐる若干の理論的整理については、拙著『国際機構の機能と組織・第2版』国際書院、1997年、124-128頁を参照。
- (24) DÉCISION No 1600/2002/CE DU PARLEMENT EUROPÉEN ET DU CONSEIL du 22 juillet 2002 établissant le sixième programme d'action communautaire pour l'environnement ; Decision No 1600/2002/EC of the European Parliament and of the Council of 22 July 2002 laying down the Sixth Community Environment Action Programme [<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:242:0001:0015:FR:PDF>]
- (25) 岡村 堯「環境ガバナンスをめぐる諸問題一日・EU環境法の比較的検討一」日本EU学会編『EUとガバナンス(日本EU学会年報・第26号)』有斐閣、2006年、102-4頁。
- (26) Jans, *supra* note 7, at 19 - 32 ; Jan H.Jans and Dr. Hans H.B. Vedder, *European Environment Law* ; 3rd. revised edition, Europa Law Publishing, 2008.
- (27) 岡村、前掲注(10)、114頁。
- (28) 「リオ宣言 (Rio Declaration on Environment and Development)」(1992年6月14日採択) 第15原則。「環境を保護するため、予防的アプローチが、各国によりその能力に応じて広く適用されなければならない。深刻なあるいは修復しがたい被害が存在する場合には、完全な科学的

確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として使われてはならない。」

- (29) 岡村、前掲注(10)、109頁。なお、岡村は、基本原則の第1に、「環境保護の措置を採る場合に、共同体機関の措置がどの範囲で、あるいはどのような手続で定められるべきかという問題」である「帰属の原則 (the principle of attribution)」を掲げている。同、108頁。
- (30) Stuart Bell and Donald McGillivray, *Environmental Law : Seventh Edition*, Oxford U.Press, 2008, at 194-5.
- (31) 和達容子「EC 環境政策の問題点－欧州環境機関の設立を事例として」『法学政治学論究 (慶応大学)』21号、1994年、185頁。
- (32) 同上。
- (33) EEA ウェブサイト [<http://www.eea.europa.eu/about-us/countries-and-eionet>] (2009年9月10日参照)
- (34) *Ibid.*
- (35) *EEA Strategy 2009-2013 : Multi-annual Work Programme*, European Environment Agency, 2009, at 14-41.
- (36) 吉田、前掲注(5)。
- (37) 改正後の Annex I to Directive 2003/87/EC, CATEGORIES OF ACTIVITIES TO WHICH THIS DIRECTIVE APPLIES [<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/08/st03/st03737.en08.pdf>] (2009年9月12日参照) 日本貿易振興機構「EU-ETS 第三期間に向けた制度改正の概要」『JETRO・日本貿易振興機構ウェブサイト』 [<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000062/0904R3.pdf>] (2009年9月12日参照) を参考にした。
- (38) DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2003/87/EC so as to improve and extend the greenhouse gas emission allowance trading scheme of the Community, (Brussels, 26 March 2009), 改正後の Article 9 “Community-wide quantity of allowances”
- (39) Article 10a “Transitional Community-wide rules for harmonized free allocation,” 第11項。U-ETS のフェーズ2で初の排出枠オークションを実施 (英国) 2008年11月25日: ロンドン発: エネルギー・気候変動省は2008年11月19日、欧州で初めて欧州排出権取引制度 (EU-ETS) フェーズ2 (08~12年) での排出枠 (EUA) のオークションを実施したと発表した。約400万トンのEUAが約5,400万ポンド (1ユーロ=0.8428ポンド) で売却された [EUA1トンあたりおよそ13.60ポンド (16.15ユーロ)]。09年中に2,500万トンを出荷する予定。

- (40) 「排出権取引制度：エストニアとポーランドの2008-2012年の国別割当計画に関する裁判所の決定に関するディマス環境担当大臣の声明」 駐日欧州委員会代表部 (EU News 256/2009, 2009/09/24) [<http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/media/news/2009/090924.html>] (2009年11月1日参照)。
- (41) ICPR (CIPR=la Commission Internationale pour la Protection du Rhin, IKSr=Internationalen Kommission zum Schutz des Rheins) 本部ウェブサイト [<http://www.iks.org/index.php?id=58&L=3&cHash=455fdab52c>] (2009年10月25日参照)。
- (42) *Ibid.*
- (43) 京都議定書第17条に基づいて行う排出量取引のうち、割当量売買によって得た資金を環境対策にのみ用いることを条件とする国際的な排出量取引のことで (ロシアが2000年に提案したもの)、日本のケースでは、2009年10月6日までにウクライナと3000万トン、チェコと4000万トン、ラトビア共和国と150万トンのそれぞれ割当量 (AAU) のGISに基づく購入契約を締結している (経済産業省および環境省資料)。GISを実施する際のガイドラインとしては、外務省資料「Guideline for Implementing the Green Investment Scheme (GIS)」 [<http://www.mofa.go.jp/ICSFiles/afieldfile/2009/03/24/G0373.pdf>] (2009年10月25日参照)がある。
- (44) “Strengthening role of national judges in the application of EU environmental law: first seminar to take place in Bulgaria.” *Europa Press releases RAPID*, May 27, 2009/09/06 [<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/835&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>] (2009年9月6日参照)。
- (45) 1973年制定の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」において、新しく製造または輸入される物質が人の健康や環境を害する場合には当該「化学物質」の製造、輸入、使用を規制する法制度は存在していたが、電機・電子製品などの「最終製品 (equipment)」に関して、EU法におけるRoHS指令にみられるような、化学物質の含有濃度を規制する法制度は存在していなかった。J-Moss JIS規格 (2005年12月20日) には、2006年7月1日以降に製造または輸入許可を受けたものを対象とする。
- (46) Directive 2002/95/CE du Parlement européen et du Conseil du 27 janvier 2003 relative à la limitation de l'utilisation de certaines substances dangereuses dans les équipements électriques et électroniques ; Directive 2002/95/EC of the European Parliament and of the Council of 27 January 2003 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment [<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32002L0095:EN:NOT>] (2009年9月12日参照)
- (47) JIS C0950 本文は、日本工業標準調査会 (JISC) ウェブサイト (JIS規格詳細画面は閲覧のみ

可能) [<http://www.jisc.go.jp/app/pager?id=6879>] (2009年9月12日参照)。

- (48) JIS C 0950 第1項 適用範囲は、「資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)」において、特定の化学物質の含有に関する情報の提供が定められている機器をいう。ただし、その他の電気・電子機器であっても準用することを妨げない。(同上、JIS C0950「1 適用範囲」)
- (49) 田中俊郎「巻頭言 欧州の環境戦略－EUはなぜ環境に熱心になったのか?」『環境情報科学』第38巻1号(2009年)、1頁。この10年ほどの間に、EU環境基準が、日本に対しても大きな影響を与え始めてきた具体例について、岡村、前掲注(25)、122-125頁「第9章 日・EUをめぐる貿易と環境問題」を参照。
- (50) 遠藤乾「欧州議会 民意汲めるか」『読売新聞』2009年6月8日朝刊。本文に引用した部分に続く結論部分で、「・・・あるいは、オーストリアの組閣やアイルランドの予算について、議会を含めヨーロッパ全体で是非を議論し、時に抗議し制裁を科すのである。かつて国際関係と括られ、外交という回路しかなかった場に、ヨーロッパ人は民衆の声を届けようとする。ここに耳を澄ませば、新しい自由の鼓動もまた聞こえるのである。」として、これを論稿前段では「国政とは別に多国間で地域政治体を形成し、民主的に制御するという多層デモクラシーの壮大な実験である」とまとめている。それは、東アジアにこそ、実験的にであっても、段階的にでも実現が望まれるものであろう。(注(50)引用文内の太字強調は筆者による。)

【付記】本稿は、2008-09年度(平成20-21年度)常磐大学研究助成金・共同課題研究費(研究代表・渡部茂己)による研究成果の一部である。

(常磐大学 国際学部 教授)

研究ノート

欧州地域国際行政からグローバル国際行政への発展

—セクター別国際行政の組織化の経緯—

渡 部 茂 己

**The Development of the Organization for International Administration:
From European Regional «International Administration» to Global «International Administration»**

キーワード：国際行政、地球規模国際行政、国際河川委員会、国際行政連合、国際電信連合、
グローバル国際行政

Keywords : international river commission, International Telegraph Union,
international administration, global «international administration»,
Regional «International Administration»

はじめに—グローバル・ガバナンスにおける国際行政機能

本稿は、「国際社会のガバナンス（統治・管理・経営）機能（すなわちグローバル・ガバナンス）」である⁽¹⁾、①国際立法機能、②国際行政機能、③国際司法機能のなかの国際行政機能についての一考察である。なお、本稿英文表題において、行政を *administration* と訳しているが、これはとりあえず行政関連諸法律についての日本政府の英訳に従ったものである⁽²⁾。通常は、*executive*、*exécutif*、*Exekutive* 等 が用いられる。すなわち、管理・運営・経営の意味合いよりも執行・実行の意味合いが強い。上記政府訳においても、日本国憲法の訳では、たとえばその第65条、「行政権は、内閣に属する。」は、「Executive power shall be vested in the Cabinet.」と訳されている。なお、「行政」についての定義は、一般に控除説・消極説と呼ばれる実質的意義の行政と、形式的意義の行政とに分かれるが、本稿では必ずしも国内行政学における用法にこだわるものではないが、国際社会における実質的意義の行政に類似の活動であって、国際組織の担うそのような行政「的」活動を広く包含している。

国際社会の行政機能である国際行政の発展は、国内行政のそれと重なる面がある。城山によれば、「国際行政は国内行政と共時的に発展してきた。国内における行政国家化、職能国家化、福祉国家化と呼ばれる統治現象の変質と、国際レベルにおける組織化、専門化、経済社会協力活動の進展と呼ばれる現象の展開とは呼応していたといえる」⁽³⁾。ただし、行政活動の対象の質の多様性において国際行政が、量においては国内行政がはるかに上回っているなど、異なる点は当然ながら多い。国際行政においてその対象がはるかに多様であるのは、経済・社会の有り様、言語、通貨、度量衡が異なるからであり、基本的には主権国家による分権的統治制度に基づく間接行政であることによる。その結果、「多様な現象への多様な対応、また、通貨・為替相場変動への対応という行政技術が必要となる」⁽⁴⁾。

国際行政現象の史的発展については、19世紀初頭の欧州地域に誕生したいわゆる国際河川委員会による国際河川行政が萌芽であった。それは、各国の領域内を流れる国際河川について、外国船舶の自由航行を条約により設定し、それを管理する「国際河川行政に関する国際河川委員会」の設立による。それは、河川の自然的地理的特性から当然ではあるが、現在でも、欧州地域の国際行政として行われている。

他方、同じく19世紀に開始された国際電信行政、国際郵便行政などについての、いわゆる「国際行政連合（public international unions）」は、欧州地域内の国際行政組織として誕生してまもなく、グローバルな国際行政組織に発展して今日に至っている。それら多くの国際行政連合は今日、国連「専門機関（Specialized Agencies）」として、国連と協力関係にある⁽⁵⁾。

このような専門的・技術的事項の処理については常設的組織を必要とするため、国際河川委員会や国際行政連合が19世紀に誕生し、発展した。これは経済活動の視点から言えば、国際社会における実体経済活動のための「インフラ整備・基盤整備（Infrastructure）」に当たるもので、**情報通信網、交通網の国際的組織化**である。国際経済の実体に対応する国際行政組織と考えられるものは、20世紀後半に実現することになる、地域的なものとしてのEU（EC）と、グローバルなものとしてのGATTおよび世界貿易機関（WTO）を待つことになる。

次章以下では、城山⁽⁶⁾による「セクター別国際行政」の各分野（国際電信行政、国際郵便行政、国際衛生行政、国際農業行政、国際警察行政）にある程度沿って、本稿ではその最初の発展過程を概観する⁽⁷⁾。

1 河川における国際協力の発展と国際河川行政：国際河川委員会

「国際河川委員会（commission fluviale internationale, international river commission）」は、「国際河川」について、「河川の国際化の実現を確保するため、本来なら各沿岸国が行うべき河川行政を

共同して行う⁽⁸⁾」もので、国際行政組織の萌芽と言えよう。それは、「国際河川（流域）の利用に関する協力のための国際機構または会議体⁽⁹⁾」として、「一般に、河川工事の調整、航行規則案の作成など、各国の河川行政を統一する任務⁽¹⁰⁾」を有している。本来、河川は国際法上、領土と同等の内水（internal waters）の地位にあり、沿岸国には外国船の通航を認める義務はないが、国際貿易の便宜上、これを国際化すること（条約を締結して外国船の通航のために開放すること）が12世紀以来行われてきた。国際法上の「国際河川（international river）」または「国際化された河川」とは、「数国の境界をなし、また数国を貫流して海洋と連絡して国際交通の要路となっている場合」、「沿岸国（riparian countries）の管轄権を制限し、外国船舶の自由通航を認めるため、条約により、河川の一部を領有する国のみならず、それ以外の国の船舶の自由航行が認められる⁽¹¹⁾」もので、バルセロナ条約（国際関係を有する可航水路の制度に関する条約および規程／国際可航水路制度条約〔Convention and Statute on the Regime of Navigable Waterways of International Concern〕；Barcelona Convention, 1921.4.20 署名、1922.10.31 発効）の「規程」第1条1項は、「海洋へおよび海洋から自然に航行できる行程において数箇国の境界をなしまたは数箇国を貫流する水路の場合には、この水路の海洋へおよび海洋から自然に航行できるすべての部分、ならびに、海洋へおよび海洋から自然に航行できるその他の水路で数箇国の国境をなしまたは数箇国を貫流する自然に航行できる水路を海洋と連結する部分」に該当するものを一括して国際化する⁽¹²⁾。国際化された河川について、自由航行の監視と関税徴収のための機関を設置したのは、ライン川における国際河川委員会（1804年8月15日の仏・神聖ローマ帝国間の条約による）が最初である⁽¹³⁾。

19世紀型国際会議外交の発展の基礎を形作った神聖同盟と同時期、1815年のウィーン会議では、「諸国を貫流する河川の通航規則（Regulations concerning Free Navigation of Rivers）（ウィーン会議議定書、1815年6月9日）」が制定され⁽¹⁴⁾、ラインをはじめ、エルベ、ドナウ、ポーの各河川に拡大された。同会議において採択された、「ライン河規則（今日の1868年・改正ライン河船舶航行法／マンハイム条約は、1963年に再確認されている）」は、修正を経て今日に至っている「中央委員会（ライン河航行のための中央委員会）」の創設を規定した⁽¹⁵⁾。その後、エルベ河川委員会（1821年）、シェルト河川委員会（1839年）、ドナウ河川委員会（1856年）（パリ条約）、オーデル河川委員会（1919年）、ニーメン河川委員会（1919年）等各河川毎の条約が多数締結された。

ライン河については上述のように1868年の改正ライン河船舶航行法（マンハイム条約）が国際化を規定しているが、エルベ、オーデル、ニーメン、ドナウの四河川についての国際化はベルサイユ条約第332条で宣言された後、同338条に基づいて、既述のバルセロナ条約に置き換えられた。

国際河川委員会を設置する主たる目的は次の2つである。第1に、航行の自由の確保とその便宜の促進、および第2に、河川の経済的利用（水力発電、灌漑、漁業、汚染防止等）の管理であり、

前者の例としては上述の各河川が、後者の代表的な例として、1909年の米加国境河川、1960年のナイル川および同年のインダス川がある。国際河川委員会の権限は、「国家による行政を調整、監視する、間接的」なもので、立法としては、航行・警察規則の決定を行い（実施は沿岸国による）、行政としては、監視、改良工事に対する同意および監視の任務があり、司法については、沿岸国が裁判権を有し、国際河川委員会は時にその上訴審となるのみである。また、ナイル、インダス等の「河川の経済的利用の管理」を目的とする委員会の権限は、各種利用の研究、施設の計画・建設・管理、利用の監視、当該国間の協力への援助、必要な情報交換、解釈適用上の紛争の解決等で、これも間接行政的である⁽¹⁶⁾。権限の地域的範囲は、1929年9月10日、常設国際司法裁判所「オーダー河国際委員会の地域的管轄権に関する事件」判決によれば、「委員会が設置されるときは、権限は、河川および河系の国際化されたいっさいの部分に及ぶ。」とされる⁽¹⁷⁾。

しかし、国際河川委員会が例外的に直接行政を担ったものもある。それは、1856年のパリ会議において設置され、78年のベルリン会議で確認された、「ドナウ河ヨーロッパ委員会（The European Commission for the Control of the Danube）」である。同委員会は、沿岸国から独立して、一定の統治権（規則の制定および実施、航行税率の決定および徴収、裁判）を行使した⁽¹⁸⁾。

2 国際電信事業の発展と国際電信行政：西欧電信連合から国際電気通信連合へ

国際河川委員会は、欧州地域に限定された地域的な国際行政の萌芽であるが、19世紀後半以降の「国際行政連合」は、欧州地域に誕生しつつ、比較的短期間のうちにグローバルな国際行政の組織化へと発展していく。国際行政連合は、各国の経済—とりわけ当初は、情報伝達等のインフラ構築に関わるもの—、社会、文化等の技術的専門的事項の国際的処理のため、加盟国間の条約に基づき、常設の国際事務局と定期的国際会議によって、継続的に任務を遂行するための組織である。20世紀に入ると、国際行政連合より後に創設された、政治的国際組織である国際連盟や国連と一定の協力関係をもつことで新たな意義をもつこととなる。国際連盟との関係では「連盟の指揮下」に属するとされたが（連盟規約第24条）、これは実現しなかった。国連の設立後は、国際社会の組織化と国家間の協力関係が進展していく過程で、国際行政連合の多くが専門的国際機構へと発展し、対等の国際機構として協定を締結することで、「国際連合と連携関係」をもつ「国連専門機関」となった（国連憲章第57条）。

国際行政連合の具体的な任務は、交通・貿易・衛生など多様な分野にわたるが、最初に組織化されたのは経済基盤の情報インフラたる通信の分野に関するものである。その事例として、まず、国際電信連合が、1865年5月17日に設立され、日本は1879年に加入した⁽¹⁹⁾。

電信（télégraphe）とは、電気磁気的現象を媒介として情報を伝達する通信方式の総称であって、

18世紀の後半から様々な方式による電信が提案・実験された。実用化は19世紀に入ってからで、まず、1821年に、アンペール (André-Marie Ampère) がアルファベットと同数の26組の(電)線路と磁針を用いて文字を伝送した。その後、文字を符号化することによって、伝送のための線路を一本にすることが試みられる。よく知られているように、モールス (Samuel Morse、発明家であるとともに、ニューヨーク大学美術教授(画家)) が符号を体系化するとともに、ジョセフ・ヘンリー (Joseph Henry) の指導によりペンによる自動受信方式を工夫して1837年に公開した。後に電信電鍵および音響器が開発され、モールス通信は世界的に普及する。

1839年	イギリス
1844年	米国
1845年	フランス
1846年	プロシア、オーストリア、ベルギー
1847年	イタリア
1852年	スイス
1853年	ロシア
出典：A.N. Holcombe, <i>Public Ownership of Telephones on the Continent of Europe</i> , 1911 および J. Miller, "Great Minds though Time", <i>Insight</i> , 5(3)に基づく西岡洋子「国際電気通信連合成立前史にみる国際的電気通信制度の形成過程に関する検討」 <i>Journal of Global Media Studies</i> (駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部紀要), vol.3 (2009年), 34頁。	

実用的な有線電信が、1839年から53年にかけて欧州諸国を中心にほぼ時を同じくして始めると、世界各地に急速に広がり、日本でも、1849年に佐久間象山が最初の実験を試み、1854年には横浜で、「日米和親条約」締結のために来日していたアメリカのペリー (Matthew Calbraith Perry) によるモールス電信機の公開実験が、1kmほどの距離で行われた。1869年(明治2年)には、横浜―東京間に電信線が架設され、その翌々年の1871年(明治4年)には、長崎―ウラジオストック間および長崎―上海間の海底線が敷設され、国際電信業務が開始された。このように、国際電信が世界規模で実用化されるようになると、通信方法の標準化などについて国際協力をする必要から、2~3カ国間の個別的電信連合がまず設立されるようになる。

1849年には、「オーストリア・プロシア電信連合 (Austro-German Telegraph Union, UTAG)」が、55年にはフランス・ベルギー・スイスによる「西欧電信連合 (Western European Telegraph Union)」がそれぞれ設立され、その後加盟国が増加するとともに、この2つの地域的組織は59年に合体した。国際的電信連合の設立が、表1に示したように電信事業で先んじていたイギリスや米国を中心としてではなく(この両国が海に囲まれていたという地理的だけが理由ではなく)、「むし

ろ、電信事業ではフォロワーであった大陸欧州諸国によるものであったことに注目したい。」⁽²⁰⁾

その後、1965年に、ナポレオン三世時代のフランスのイニシアティブにより⁽²¹⁾、パリで締結された20カ国間の一般条約において、上述の「オーストリア・プロシア電信連合」と「西欧電信連合」を合併させる形で「国際電信連合（Union internationale du télégraphe ; International Telegraph Union ; ITU）」が設立されたのである。その事務局（International Bureau of the Telegraph Union）は1868年に、スイス政府の管理下で活動することでベルンに設置された。国境を越える情報インフラの整備は、上述のように欧米の政治的動向に密接に結びつきつつ進展していったのである。

一方、無線通信は、有線通信からはおよそ一世紀遅れて、実験が19世紀後半からなされ、実用化は20世紀に入ってからである。最初に、ドイツの著名な物理学者ヘルツ（Heinrich Rudolf Hertz）が1886年から88年にかけて、1メートルの距離でエネルギーの伝達を確認した。次いで、イタリアの研究者・経営者であるマルコーニ（Guglielmo Marconi）は、1896年に約2.5kmの無線電信に成功した後イギリスに渡り、1899年には、無線によって初めてイギリス海峡（ドーバー海峡）を越えて英仏両国を結び無線通信の有効性が世界に認知され、1901～2年にかけて、イギリスからカナダへの大西洋横断電信に成功した。こうして経営者であるマルコーニの熱意ある行動によって無線通信は、船舶、新聞社、軍、また海難時における効果的な通信手段となった。やがて、1912年にサンフランシスコとホノルルで無線電信業務が開始され、15年にはハワイでの手動中継を経て日本にまで延長されたのである。

1906年には、ベルリンに27カ国が参集して「国際無線電信連合（Union radiotélégraphique internationale）」が設立され、国際電信連合とベルンの事務局を共同使用していたが、1932年のマドリッド条約によって、合体して「国際電気通信連合（Union internationale de télécommunications, UIT ; International Telecommunication Union, ITU）」となった。同条約が発効した34年には、日本も批准を完了した。第二次世界大戦後の1947年には、新条約が採択され、同年11月15日に国連専門機関となる。同時に本部がベルンからジュネーブへ移された。ITUの基本条約である現行・国際電気通信連合憲章および国際電気通信連合条約は、1992年12月、ジュネーブにおけるITU追加全権委員会議で採択され、1994年の京都全権委員会議、1998年のミネアポリス全権委員会議、2002年のマラケシュ全権委員会議、2006年のアンタルヤ全権委員会議で改正されている⁽²²⁾。

ITUの組織体としての特徴に、各国（政府）が加盟国（**Member States**）となるほか、民間企業も、後述のようにセクターメンバー（**Sector Members**）等の地位で、加盟することができる点がある。加盟国はほぼ全ての国連加盟国にバチカンを加えた191カ国（2009年12月現在）、セクターメンバーは573社（2009年12月現在）と149のアソシエイト（準部門構成員、2009年12月現在）から構成されている。すなわち、セクターメンバー（部門構成員）等として民間企業も、国際標準の策定過程に直接に参加しうるのである。セクターメンバーとなりうる組織は、以下に整

理するような組織で、メンバーステート（加盟国）を通してセクターメンバーとして登録し、分担金を支払うことで（セクターメンバーの分担単位当たりの金額は、メンバーステートの分担単位の1/5に設定されている。条約第480条）、無線通信セクター・電気通信標準化セクター・電気通信開発セクターの3セクターごとに正式メンバーとして参加できる⁽²³⁾。

(1)メンバーステート主管庁によって認められた組織

(1-1) 事業者 ROA (Recognized Operating Agencies) 通信サービスや放送サービスを運用する個別事業、会社、公的組織、官庁などの事業体。

(1-2) 科学組織または産業組織 SIO (Scientific or Industrial Organizations) 政府・官庁以外の組織で、電気通信への適用を目的とした装置の設計、製造あるいは電気通信問題の研究に従事しているような場合。

(1-3) 財団または開発機関 FDI (Financial or Development Institutions)

(2)メンバーステート主管庁によって認められた、その他の電気通信関連組織

(3)地域の、または国際的な電気通信、標準化、財団または開発組織

*

1990年代以降のデジタルTV、携帯電話などの普及や、95年のWTOの設立により電気通信サービスも自由化の対象となったことによって、また、インターネットが新しいグローバル情報インフラとなりつつあるがそれは民間組織によってコントロールされていることから、今日の国際電気通信行政は大きな転換点を迎えている⁽²⁴⁾。21世紀の国際電気通信行政については、今後の研究課題として重視したい。

3 国際郵便事業の発展と度量衡の世界的統一

国際河川行政および国際電信行政以外の分野についても今後、研究を進めていくことにしたい。この2分野と内容的に関連性を有し、また、ほぼ同時代の動向として、本章では国際郵便行政と度量衡行政に関して概略のみを整理しておく。

(1) 国際郵便行政：一般郵便連合から万国郵便連合へ

国際郵便は、古くは、二国間の協定で処理されてきた。古代ペルシャ、ローマでは政府の公の業務のみに、中世においては修道院や大学で利用され、16世紀のドイツで一般的に行われるようになった。国際郵便網の組織化がなされる以前は、今日の<日本と諸国との間の二国間FTA/EPA網>を思わせる、二国間条約の複雑な組み合わせによる仕組みであっただけでなく、郵便物の発信国、中継国、着信国のそれぞれが料金を徴収していたために、国際郵便は効率が悪かつ高額な料金であった。19世紀になり、周知のように近代郵便制度はイギリスで開始されたもので、1840年の

イギリスの国内郵便改革（全国均一料金とポスト投函制度）を経て、国際郵便の組織化も模索されるようになる。1863年、当時のリンカーン大統領により郵政長官に任命されたブレア（Montgomery Blair）の提案で、欧米諸国の15カ国の代表によるパリ郵便会議（Paris Postal Conference）が開催され、料金の前払いや大幅引下げ（特に配達コストに比べて低いコストである中継料金の引下げ）、またメートル法の採用など業務の標準化を図るとする、一般原則合意が採択された。1868年には、北ドイツ連合の郵政長官（Senior postal official of the North German Confederation）シュテファン（Heinrich Von Stephan）は、イギリスの制度に基づいてドイツ諸国内の郵便行政を統一した後、その方式での世界規模の統一を提言した。1974年に至って、9月15日にドイツのイニシアティブにより22国がスイスのベルンに参集して会議が開催され、「一般郵便連合（Union générale des postes ; General Postal Union）」を創設するベルン条約が1874年10月9日に署名された（75年発効、実施）⁽²⁵⁾。日本も1877年に加入したが、日本は、欧米以外で最初の加盟国であった。この組織化により、国際郵便は、統合度の高いものとなり、原則として統一料金かつ低料金の単一郵便領域が設定された。また、計算の簡素化を図るため、受信量と送信量を同量とみなして原則として精算を省略する「みなし精算制度」や業務の標準化を取り入れた。組織体としては、スイス政府管理の下に、ベルンに常設の事務局を設置した。4年後の1878年には、パリで開催された第2回会議で、「万国郵便連合（Union postale universelle : UPU ; Universal Postal Union : UPU）」となった。なお、第二次世界大戦後の1947年、パリで新条約が採択され、同年11月17日国連専門機関となる。現在は、従来の条約における組織規定を整備・独立させた「万国郵便連合憲章（Constitution de l'Union postale universelle ; Constitution of the Universal Postal Union）」が1964年7月10日に署名、66年1月1日に発効している。国際郵便行政は、市民生活に最もなじみ深い国際行政活動となっている。

(2) 度量衡の世界的統一と国際度量衡行政：度量衡委員会から国際度量衡連合へ

「国際度量衡連合（Metric Union）」は、1875年に設立された。国際貿易上の最も切実な問題のひとつは、度量衡の基準をどのようにして確保するかということである。この問題を解決するために、1869年に、フランスを中心とする度量衡委員会（Commission du mètre）が設置された。同委員会によって1875年に招集された国際会議は、国際度量衡連合の設立を採択し、重量や長さの標準となるキログラム原器およびメートル原器を、パリ近郊セーヌ河畔のセーブル（Sevres）に設置された国際事務局に置くこととした。それらの原器は、国際度量衡連合の各加盟国が委員を派遣する度量衡委員会の下で管理しているが、経費は分担金とともに原器の複製を各国政府や研究機関等に販売した売上げで賄っていたという点で特筆すべき組織である。

今日の国際度量衡総会（onfrence générale des poids et mesures : CGPM）、国際度量衡委員会（Comité International des Poids et Mesures : CIPM）、国際度量衡局（Bureau International des Poids

et Mesures : BIPM) の3者を総合する表現として、「国際度量衡連合 (International Union of Weights and Measures)」を用いることが適切であろう。

国際度量衡局 (BIPM) は、メートル条約 (**La Convention du Mètre ; Metre Convention**) に基づいて 1875 年に、国際度量衡総会の権威の下および国際度量衡委員会の監督下のものとして設立された政府間国際組織であり、事務局および研究所として機能している。メートル条約は 1921 年に改正され、2010 年 1 月 1 日現在、54 カ国の加盟国、27 の度量衡総会アソシエイト (準加盟国・地域) を有する⁽²⁶⁾。世界単一の単位系である国際単位系 (**International System of Units ; SI**) の普及と実現するための基盤を提供する。2010 年 1 月現在の常勤の職員数は 70 名を越え、2010 年の予算は 1000 万ユーロを越える程度である⁽²⁷⁾。国際度量衡局 (BIPM) の原器庫には国際キログラム原器および国際メートル原器が保管されている。メートル原器が未だ保管されているのは、1960 年の国際度量衡総会 (CGPM) で、メートルの定義をメートル原器以外の基準によることとするとともに、国際メートル原器を従来通り国際度量衡局 (BIPM) に保管することも決議されているからである。

おわりにー 21 世紀における国際行政の展開

上記のように、国際行政組織はまず、国際経済のための基盤 (インフラ) 整備のための組織化として誕生し、比較的短期間のうちに、グローバル行政を担う国際組織へと発展する。

近代科学技術は、まず、著名なイギリスのニュートン (Isaac Newton) が、古典数学を完成させると同時に古典力学を創始した『自然哲学の数学的諸原理 (プリンピキア)』 (Philosophiae Naturalis Principia Mathematica)⁽²⁸⁾ を 1678 年 (7 月 5 日) に刊行したことを嚆矢とする。18 世紀に入ると、フランスで理工科学校が創設されたり 1751 年から 1772 年にかけて『百科全書 (L'Encyclopédie, ou Dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers, par une société de gens de lettres)』の刊行がなされ、また、イギリス、ドイツにおいても多くの展開があったことを背景に、18 世紀後半～19 世紀に学問が分化し、近代科学が本格的に発展していく。そして科学に裏付けられた近代技術が国境を越える通信や交通の急速な実用化を進めることになる。21 年かけて全 28 巻を刊行した『百科全書』はフランス革命の背景ともなった。それに続く 19 世紀は「科学の世紀」と呼ばれることもあるように、科学が自然哲学から分離し、物理学 (「エネルギー保存の法則」の発見など)、化学 (有機化学の基礎の確立や周期律の発見など)、生物学 (1859 年『種の起源』出版など) の体系化がなされた。本文中で触れた電磁気学を基にした電気通信技術の急速な発達のほか、18 世紀末から 19 世紀前半にかけては蒸気機関と鉄の利用が急速に進展し、また 19 世紀後半における電気エネルギーの利用やガソリン・エンジン自動車の発明など、人間の生活と結びついた技術への

応用が急速に進展した世紀であった。

人類がはじめて自然科学の正確な知識を得ていく 17 世紀～18 世紀は、それと連動して市民革命も進展していく時代である。18 世紀～19 世紀における産業革命と併せて、まず国内社会における法的・政治的そして経済的活動の主体となった市民による活発な社会生活が展開されるようになった。その結果、国際的にも、第 1 に、経済・社会的、人的・文化的交流の増加が顕著となり、第 2 に、政治的・安全保障の面でも相互関係が増大した。その両者によって、国際社会の地球規模での緊密化、相互依存の増大により、統一かつ継続的な行政処理を担う組織化が不可欠となった⁽²⁹⁾。そのことが 19 世紀における行政組織の地域化からグローバル化の急速な進展を促したのである。20 世紀後半に、技術の面ではインターネットの急速な普及により、市民・個人間の直接のコミュニケーションが地球規模で可能になった。20 世紀末から 21 世紀にかけての国際行政の展開として、主要国首脳会議（サミット）、アジア太平洋経済協力（APEC）等の国際会議において、各国の行政を担う閣僚レベルが直接に定期的に交流をもつことが常態化した。2009 年にリスボン条約が発効した EU においては、首脳間の欧州理事会とともに、各国の各分野を担当する閣僚が直接会合する閣僚理事会の存在が重要な役割を果たしている⁽³⁰⁾。行政分野ごとの国内行政の責任者が、さまざまな国家集合の枠組みで定期的に会合をもつことで「地域国際行政協力」と「グローバル国際行政協力」が＜同時並行的＞に、＜多元的＞に行なわれる傾向が強まっていると言えよう。

注

- (1) 国内法の諸法についてはほとんど問われることがなく、ひとり国際法については、「国際法は法（実定法）か？」という問いがなされることがそれほど珍しいことではない。現在の国際法学における主流の議論と同様に、筆者も、当該問題については、法哲学や国際政治学などの国際法隣接諸学で扱われる可能性はあっても、国際法学に内在する主題ではない（設問として成立しない。すなわち意味をなさない問い掛けである）、と認識している。しかし、このような問い掛けがなされる前提として、当該問題が設問として成立しうるとする根拠としては、実効性または強制の有無と並んで、＜立法・行政・司法の各機関の不在＞という制度的・組織的欠損が挙げられることが多いため（cf. John O'Brien, *International Law*, Gavendish Publishing Ltd., 2001, at 28.）、本稿を含めた今後の一連の考察は、＜その疑問への対応のささやかな一部＞となることも想定している。
- (2) Japanese Law Translation（法務省・法令外国語訳データベース）
[<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>]（2010 年 1 月 10 日参照）

- (3) 城山英明「第7章 国際行政学」西尾勝・村松岐夫『講座行政学 第1巻 行政の発展』有斐閣、1994年。226頁。
- (4) 同上。
- (5) 国連専門機関の意義について、庄司真理子「第2部第3章 国際機構の対外関係」横田洋三編著『新国際機構論』国際書院、2006年、187-208頁；横田洋三『国際機構の法構造』国際書院、2001年、191-241頁；渡部茂己・阿部浩己監修『国際組織』ポプラ社、2006年、52-53頁を参照。
- (6) 城山、前掲注(3)。
- (7) なお、歴史的発展にこだわらず、今日、国際組織に関連して行われている代表的な国際行政活動分野としては、たとえば以下のように考えることも可能かもしれない。この点については後に検討することとしたい。
 - ① 国連平和維持活動と紛争予防
 - ② 集団安全保障活動（国家の行動に対する警察行政）
 - ③ 地球環境保護活動
 - ④ 人権の国際的保護活動
 - ⑤ 途上国開発援助活動
 - ⑥ 国際経済規制分野
 - ⑦ 地域的経済統合における国際行政
- (8) 内田久司「国際河川委員会」国際法学会編『国際法辞典』鹿島出版会 1975年、191頁。
- (9) 鈴木めぐみ「国際河川委員会」国際法学会編『国際関係法辞典・第2版』三省堂、2005年、255頁。
- (10) 同上。
- (11) 同上。
- (12) 奥脇直也編集代表『国際条約集 2009年版』有斐閣、2009年、130頁。バルセロナ条約は、第一次世界大戦前の国際河川が個々の河川ごとの条約で国際化されたのに対し、44カ国が参集して、締約国の領域を流れる「国際河川」一般を包括的に取り扱ったものである。航行できるのは、商船・漁船等の私船に限られ、軍艦その他の公船には適用されない。国有船舶でももっぱら商業用のものは私船と同様に扱われる。沿岸国は、水路の維持改善および航行の安全と便利のための諸施設の費用として通航船舶に賦課金を課すことは許されるが、単に通航を許すというだけの理由で料金を徴収することは禁止される。通過貨物に保税措置をとることは可能である。また、条約は、河川の改修、交通規則の制定・改廃、課徴金等に関する河川委員会の権限を規定している（高梨正夫「バルセロナ条約」国際法学会編『国際法辞典』鹿島出版

会、556-57頁)。

- (13) Cromwell A. RICHES, *Majority Rule in International Organization : A Study of the Trend from Unanimity to Majority Decision*. 1940, at 167.
- (14) 第109条は、「……河川の航行可能な点から河口までの間の全流の航行は、完全に自由であり、通商に関して、何人にも禁止されてはならない。」と規定する(山本草二編集代表『国際条約集1993年版』、有斐閣、165頁)。
- (15) ライン河規則における「航行可能水域から海まで航行は自由であり」の「海まで」という文言に関する解釈上の争い(オランダが提起)から、確定規則は1831年になるまで制定されなかった。同年のマランツ条約は航行の自由を沿岸国に認め、同時に、中央委員会には条約の執行監視だけでなく一定の司法的権限を付与した。1868年のマンハイム条約は、マランツ条約を改訂し、すべての船舶の航行の自由を認め、航行税を廃止した。また、中央委員会は、合意された規則および措置の執行を監視し、航行に関する諸国の提案を審議するとともに、国内裁判所を第一審とする判決の上诉審として機能する。決定は多数決で、上诉審として行う決定を除き、政府の承認をまってこれを拘束する(内田久司「ライン河」国際法学会編『国際法辞典』鹿島出版会、1975年、684頁)。
- (16) 同上。
- (17) 皆川洸編著『国際法判例集』有信堂、1975年、41頁。
- (18) 「立法については、航行・警察規則の制定および航行税率の決定をなし、行政については、同規則の実施、航行税の徴収、一切の改良工事・計画の施行および施設の経営にあたる。司法については、委員会事務局が第一審となり、第二審は混合委員会が担当した。」(内田、前掲注(15)、同頁)。
- (19) 以下、主として、International Telegraph Union (ITU) 本部ウェブサイト [<http://www.itu.int/net/about/>]、(財)日本ITU協会ウェブサイト [<http://www.ituaj.jp/>] 等による。
- (20) 西岡洋子「国際電気通信連合成立前史にみる国際的電気通信制度の形成過程に関する検討」*Journal of Global Media Studies* (駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部紀要), vol.3 (2009年), 35頁。
- (21) ナポレオン三世(Charles Louis-Napoléon Bonaparte)の提案によるとされる(同上、27頁)。
- (22) 国際電気通信連合憲章・条約について、日本ITU協会編『国際電気通信連合憲章・条約(2006年アンタルヤ)(英和対照)』日本ITU協会、2008年。ITUについて、山本草二『国際電気通信連合の国際団体性』国際電信電話株式会社、1959年、その他、同教授の一連の研究を参照。ITUと通信主権について、小寺彰「電気通信と主権」『国際法外交雑誌』第90巻3号(1991年)を参照

- (23) 独立行政法人情報通信研究機構研究推進部門標準化推進グループ「標準化活動の手引きーITU編」(平成21年7月) [<http://www2.nict.go.jp/r/r314/std/intro/ITU-2008.pdf>] (2009年12月11日参照)。
- (24) 西岡、前掲注(20)、28頁。
- (25) Universal Postal Union (UPU) 本部ウェブサイト [http://www.upu.int/about_us/en/history.html] (2009年12月16日参照)。なお10月9日は世界郵便デー (World Post Day) とされている。
- (26) Bureau International des Poids et Mesures (BIPM) 本部ウェブサイト [<http://www.bipm.org/>] (2010年1月12日参照)。
- (27) "The BIPM and the Metre Convention" BIPM ウェブサイト [<http://www.bipm.org/en/bipm/>] (2010年1月12日参照)。
- (28) プリンピキアの原文については、例えば "The Project Gutenberg EBook of Philosophiae Naturalis Principia Mathematica, by Isaac Newton" [<http://www.gutenberg.org/files/28233/28233-h/28233-h.htm>] (2010年1月28日参照)。
- (29) 拙著『国際機構の機能と組織ー新しい世界秩序を構築するためにー』第2版、国際書院、1994年、21頁。
- (30) 各主要国際会議の簡単な概要については、渡部茂己・阿部浩己監修、前掲(注5)、122-126頁を参照。

[付記] 本稿は2008~9年度(平成20~21年度)常磐大学研究助成金・共同課題研究費(研究代表・渡部茂己)による研究成果の一部である。

(常磐大学 国際学部 教授)

研究ノート

EUと植民地問題

—アフリカの脱植民地化に直面するフランス—

小 城 和 朗

L'Intégration européenne et le problème coloniale — La France face à la décolonisation de l'Afrique —

はじめに

第2次世界大戦は、第1次世界大戦期以上に、植民地や半植民地での民族主義の力が増し、脱植民地化を加速させた。また同時に、2度に亘る大戦への反省から平和なヨーロッパの建設を第一の目標として、ヨーロッパの統合が具体的日程に上った時期でもある。一見、脱植民地化とヨーロッパ統合という動きは、前者の世界史的流れと後者のヨーロッパ内の新たな経済統合を軸とした一体化の動きとして、その関係性は薄いように思われた。しかし、フランスのような国土の数倍の植民地とその人口を抱えた植民地帝国は（表2参照）、ヨーロッパ統合の前提として、植民地を含めたフランスのヨーロッパへの統合を自明の論理としてみなしていた。⁽¹⁾ 1951年のヨーロッパ6カ国による石炭・鉄鋼共同体の創設にはじまり、1958年に発効されたローマ条約は共にヨーロッパ統合の前提としてヨーロッパ外の植民地地域を含めた経済統合への同意を約束するものであった。ヨーロッパは、第2次大戦の戦場となり、その経済的被害は著しいのもであった。しかし、フランスはナチス・ドイツとの休戦条約に応じ、占領を受入れて戦争による物的・経済的被害は免れた。また、戦中戦後にかけて、フランス植民地アフリカでは、それまで原料供給地の立場に加え、工業発展も見られた。特に独立後のマグレブ3国（モロッコ、アルジェリア、チュニジア）の工業は一定程度の発展も見られた。さらに、サハラ石油、天然ガスの発見にみられる鉱業資源の開発も進められていた。⁽²⁾ 1957年1月22日の国民議会の演説において、ギ・モレ首相は次のように述べていた。「ヨーロッパ・アフリカの一体的空間とヨーロッパの偉大な空間の創設は多くの努力とある程度の犠牲を当然の道理とするものである。（中略）・・・両大陸の結合は、今後、平和と民族間の協調のためにも、政治的・経済的・戦略的勢力関係に重要性を増すことであろう。」⁽³⁾

EU と植民地問題
 - アフリカの脱植民地化に直面するフランス -

表1. 第1次世界大戦(1914 - 1918)に動員された植民地人

出身地域	新兵として編入された人数	ヨーロッパに配属された人数
アルジェリア	172800	125000
チュニジア	60000	38000
モロッコ	37150	
北アフリカの全ムスリムの合計	269950	188965(全体の70%)
フランス領西アフリカ	163602	(130000)
フランス領赤道アフリカ	17910	
西アフリカと赤道アフリカの合計	181512	134210(全体の70%)
インドシナ	48922	43430
マダガスカル	41355	34386
ソマリ(現ジブチ共和国)	2434	2088
太平洋地域	1067	1026
合計	545240	437653

出典：Jacques Frémeaux, Les colonies dans la grande guerre, 14 - 18 Éditions, 2006, p.63.

表2. 第2次世界大戦前のフランス領アフリカ

領土	地位	中心都市	面積(sq.km)	人口
チュニジア	保護領	チュニス	156000	2600000
アルジェリア	海外県	アルジェ	2205000	7235000
モロッコ	保護領	ラバト	3999000	6296000
フランス西アフリカ(AOF)	植民地	ダカール	4702000	14703000
フランス赤道アフリカ(AEF)	植民地	ブラザヴィル	2487000	3423000
カメルーン	委任統治領	ヤウンデ	422000	2389000
トーゴ	委任統治領	ロメ	57000	736000
マダガスカル	植民地	タナナリヴ	592000	3798000
レユニオン	植民地	サン・ドウニ	2500	209000
ソマリア海岸	植民地	ジブチ	21700	46000

AOF：セネガル、モーリタニア、ギニア、コートジボアール、スーダン、ニジェール、ダオメーオート＝ボルタ(現ブルキナ・ファソ)

AEF：ガボン、コンゴ、ウバンギ＝シャリ(現中央アフリカ共和国)、チャド

出典：Alain Ruscio, La Décolonisation tragique, 1944 - 1962, Éditions Sociales, Paris, 1987, p.16.

しかし、ヨーロッパの植民地の人々は、第1次大戦期より、本国の総力戦への協力を戦場への植民地部隊の投入のほか、銃後での戦争経済を支える工場への人的動員により多大な犠牲を強いられた。⁽⁴⁾ 例えばフランスのアルジェリアでは、現地人の戦争協力への見返りとして政府は、戦後改革の約束をした。しかし、この戦後改革は、現地のコロンたちの強い反対により、形骸化した。第2次大戦においては、植民地の状況は一変し、特にフランス本国はナチス・ドイツに占領され、南の非占領地域にナチス・ドイツに協力するヴィシー政権が誕生した。反ドイツ・反ヴィシーの抵抗運

動が、国内と国外（植民地を含め）で起こった。国外派の抵抗運動を指揮したド・ゴールは、アフリカのフランス植民地を拠点として運動を展開した。1944年1月30日から2月8日の期間、ド・ゴールがフランス国民解放委員会の名の下に招集したブラザヴィル会議では、本国と植民地との地位改善を約束し、アフリカ植民地へのド・ゴール率いる解放委員会への協力が討議された。⁽⁵⁾ やがてアルジェリア（アルジェ）には国外の抵抗運動によって臨時政府が立てられた。アフリカ植民地の現地人エリートをはじめ、概ね植民地の人々はド・ゴールの抵抗運動に協力し、フランス解放後の植民地への自治権等の付与をド・ゴールに期待した。フランスのような植民地の存在が、戦後の抵抗運動の政治勢力による政治指導を支えたことは明白である。植民地人の脱植民地化の動向に反し、フランス第4共和政政府は、先のモレ首相の発言にあるように植民地を新たに「フランス連合 L'Union française」の下に政治的領域以上に経済的領域の改革を通じて再統合しようとしたのである。

一方、1955年4月にインドネシアのバンドンで開催されたアジア・アフリカ会議は、10項目の原則からなるその決議案に反帝国主義・反植民地主義・民族自決が盛り込まれ、その後のアジア・アフリカの植民地における独立運動を加速させることになった。⁽⁶⁾ アジアとアフリカの被抑圧民族の出会いと協力関係が構築され、正に、脱植民地化の流れは、世界的うねりとなった。脱植民地化の趨勢は避けられない情勢になっているにも拘らず、フランスをはじめとするヨーロッパ統合を推進する国々は何故、植民地解放を阻止し、自らの陣営に留めようとしたのであろうか。1956年のスエズ戦争においても、イギリスとフランスは、19世紀末の帝国主義時代を髣髴とさせる共同出兵を行いナセル政権のエジプトに武力でスエズ運河国有化を阻止しようとした。⁽⁷⁾ この答えを探るには、ヨーロッパ統合の理念が具体的な形をとって表明された第1次大戦前後からの歴史的過程を辿っていく必要がある。この時期は、同時にイギリス・フランスをはじめとする植民地帝国の絶頂期と重なる。即ち、統合の理念と植民地との関係性を探っていくことでもある。本稿では、主にフランスのアフリカ植民地の動向を例に歴史的検証を行い、植民地解放とヨーロッパ統合の関係という視点から、ヨーロッパ統合の研究に新たな問題提起をしていきたい。

I. 第1次世界大戦前のフランスとアフリカ植民地

第1次世界大戦前には、ヨーロッパによるアジア・アフリカの植民地分割及び半植民地地域の確定は完了していた。アフリカにおいては、ベルリン会議（1884年から1885年）以来領土分割がほぼ完了していたが、若干の領土体制の変更が起きていた。即ち、1912年にモロッコに対するスペインとフランス両国に地域をそれぞれ分割して保護領体制が敷かれた。また、1911年のイタリア・オスマン・トルコ戦争の結果、オスマン・トルコはリビアを放棄し、イタリアはリビアを併合した。これらの大戦前の北アフリカにおける領土変更は、以後の大戦前後のヨーロッパ列強の

勢力関係とそれらに対応した植民地の脱植民地化の動きに大きな影響を及ぼすことになった。

1911年に起こったアガディール事件は、フランスとドイツの妥協的取決めに導き、フランスにはモロッコの支配を、ドイツには赤道アフリカの一部（新カメルーン）の譲渡をそれぞれ認めた結果となった。⁽⁸⁾ その直後、フランスはモロッコのスルタンと1912年3月30日フェズで条約を締結した（フェズ条約）。この条約により、モロッコでは、スルタンは名目的支配者に過ぎなくなり、フランス人総督が実質的行政権を握り、支配することになった。同年11月には、一方のモロッコ支配国スペインとも条約を締結し、ここにモロッコの両国による保護領化は確定した。しかし、以上のような、フランスとモロッコのスルタンと取り交わされたフェズ条約は、秘密裏に進められた結果、そのことがモロッコ人に暴露されると民衆の反乱を招く事態となった。特に、1912年4月17日に、フェズのタボール（tabors モロッコ人部隊）と住民が反乱を起こし、モロッコ在住のヨーロッパ人を殺害した。⁽⁹⁾ 表面的には、スルタンの主権を承認したフランスのモロッコ支配であったが、このフランス支配に対し各地で反乱が発生した。これらの反乱をフランスは武力で抑えざる得ない状況となり、フランスのモロッコ全土の支配は最終的には1934年になって完了した。この武力制圧を指揮したのがリヨテ将軍である。彼は、1912年から1925年の間（第1次大戦の間中断）モロッコ副王の地位に就き、漸進的にモロッコ全土を支配していく方針を採った。⁽¹⁰⁾ そのことは、1930年代のアルジェリア総督ヴィオレット⁽¹¹⁾と同様に、フランスの北アフリカ支配の限界とその将来における破綻を認識させるものであった。

モロッコ支配は、「保護領」という緩和された表現にも現れているように列強の利害が絡み合っていた。モロッコ保護領は、チュニジア保護領と同様に、その総監（Résident général）が行政を行い、フランス外務省に直属していた。国際的には、モロッコは、1906年のアルヘシラス会議後に発効された政令で、被差別的関税体制（自由関税体制）に従っていた。さらに、モロッコ保護領は、3つの領土に分割されていた。先に言及したように、フランス保護領地域、スペイン保護領地域（主にリフ山地の北側地域）そして国際管理地域タンジェとその周辺地域（列強の領事による管理）である。法制面では、二重制度が継続され、モロッコ在住のヨーロッパ人は、1880年のマドリッド条約以来フランスの司法制度の下に置かれ、一方モロッコ人は彼らの独自の法制度を維持することになっていた。⁽¹²⁾

チュニジアでも、モロッコと同様に保護領体制が採用された。ベイ（Le bey）は名目的主権者であって、チュニジア国旗を保持していた。1881年のバルドー条約、続いて1883年のマルサ協定によってチュニジアは、フランスの保護領となった。しかし、権力は、フランス外務省が派遣する統監の手に委ねられた。統監は、外務大臣で且つベイの内閣の長の地位にあった。全ての決議は、総監によって承認されなければならなかった。ベイの行政官僚は、フランス人管理官の監視の下で、職務を遂行しなければならなかった。旧来の行政機構は、法制局と教育機関を除き、存続していた。

特に、法律と教育には、ヨーロッパ人の意向により特別措置が採られていたからである。チュニジアにおいてもモロッコと同様に、保護領体制が敷かれた理由は、19世紀の列強間の摩擦を避けるためでもあり、ベイという伝統的支配者を名目的に残すことでチュニジア人の植民地支配への抵抗を緩和することでもあった。⁽¹³⁾

アルジェリアは、1827年4月に起ったデイ・フサインによるフランス領事殴打事件「扇の一打」に端を発し、フランス7月王政政府による軍事介入を招いた。以来、アルジェリアは、アブド・アルカーデルの反乱が起り、フランス占領に抵抗したが、フランス第2共和政政府の成立までに国土の三分の二以上が軍事占領された。第2共和政政府の下では、フランス本国からのアルジェリアへの入植活動が奨励されている。⁽¹⁴⁾ 第3共和政発足当時から、アルジェリアでは軍政から民政に移行していく段階に入っていた。「モクラーニーの乱」という大規模な武力蜂起も起こっていたが、反乱の終息後においてアルジェリアは植民者による支配体制が確立した。アルジェリアがフランス内務省管轄下に置かれることにより、北部3県の民政が実現した。同化政策が推進されたが、「完全施行町村」(大多数がフランス人)、「原住民町村」(アルジェリア人)、「混合町村」(フランス人が少数)というアルジェリア人に対する差別的な地方自治がみられた。さらに1881年の「原住民身分法」の制定により、行政官が裁判なしにアルジェリア人を逮捕・拘禁し、刑罰を加えることもできた。1896年から1898年の間、アルジェリアでは、重要な改革が実施された。植民地選出議員による「財務運営委員会」が設置され、予算の決定と行政権をもつ最高議会が誕生した。以後、執行権は、総督の手に委ねられることになった。⁽¹⁵⁾

第1次大戦前、ヨーロッパ人の植民活動は、北アフリカ全体に及んでいった。しかし、アルジェリアへのフランスからの入植者は500000人で、これに他のヨーロッパ地域から入植者を含めると715000人になった。先住のユダヤ人(クレミュー法によりフランス市民権が付与されていた)の73000人と大多数を占める先住のアルジェリア人を加えると全体の人口は、約5000000人であった。ヨーロッパ人入植者とユダヤ人は、ほぼ都市に集中して住んでいた。それらの都市もアルジェ、コンスタンチヌ、オランといったアルジェリアの県庁所在地であった。それらの都市では、ヨーロッパ人、ユダヤ人、アルジェリア人は、それぞれの地区に別れて住み、同じ都市の住民でありながら彼らの交流はほとんどなかった。⁽¹⁷⁾

チュニジアでは、全体の人口は少なく、1911年の時点で、1000000人を超える程度であって、大多数が先住のチュニジア人であった。そのうち、ヨーロッパ人が僅か148000人で、しかも88000人をイタリア出身者が占め、次に45000人のフランス人、11000人のマルタ人から成っていた。チュニジアでのユダヤ人は、アルジェリアと異なり、先住民族ではなく、15世紀以降のスペインのユダヤ教徒追放令により、主にイタリアの中部リヴォルノに逃れたユダヤ人であった。彼らは、19世紀の間、リヴォルノから、チュニジアに移住してきた人々である。彼らの数は、

約 50000 人である。首都チュニスに、ヨーロッパ人の大半が住み、全人口の半分は、この都市に集中していた。

モロッコは、保護領の設立時から第 1 次大戦期までにヨーロッパ人の入植が開始され、北アフリカ植民地の中では、最も少数のヨーロッパ人人口であった。約 50000 人のヨーロッパ人のうち、フランス人は 25000 人であった。⁽¹⁷⁾

II. 第 1 次世界大戦とアフリカ植民地

1917 年にレーニンが発表した小冊子『資本主義の最高段階としての帝国主義』において示しているように⁽¹⁸⁾、第 1 次大戦は、列強による世界再分割の様相が、アフリカの列強植民地において現れていた。1909 年にドイツ帝国宰相となったベートマン・ホルヴェークは、1914 年の「9 月綱領」において、ドイツの戦勝後、新しいヨーロッパ秩序のアウトラインと植民地戦争の目的についてもその展望を示していた。ベートマン・ホルヴェークによれば、ドイツは、大戦後において「中央アフリカ Mittelafrika」の建設を構想していた。⁽¹⁹⁾ ベートマン・ホルヴェークは、1917 年に辞任するが、ドイツは、イギリスとフランスに対しアフリカでの植民地争奪戦を展開していた。「中央アフリカ Mittelafrika」建設のためには、ドイツは、フランスとポルトガルの領有地を獲得することが必須の条件とした。要するに、ギネ湾からインド洋に至るアフリカ大陸の全中央部の領有がドイツ「中央アフリカ Mittelafrika」の実現につながることにある。1911 年のフランスとの外交交渉の結果、フランスのスペイン領ギネとベルギー領コンゴの先買い権の放棄は、正にドイツのアフリカ植民地政策の方向を物語るものであった。しかし、当時のドイツは、アフリカにおいて、トーゴ、カメルーン、南西アフリカ（現ナミビア）、東アフリカ（現タンザニア）を領有するのみであった。これらのドイツ植民地は、地理的にそれぞれ分離していて植民地で戦闘が発生した場合には、各植民地間で支援部隊を送ることが出来ず、個々の防衛が不可能であった。⁽²⁰⁾

ドイツ側に立って、大戦に参戦したオスマン・トルコ帝国は、アフリカへの再度の踏込みを画策していた。オスマン・トルコ帝国は、1912 年にイタリアにリビアを奪われた。さらに、1882 年にイギリスが占領していたエジプトは、理論上、オスマン・トルコ帝国の宗主権の下にあった。1914 年からは、イギリスはオスマン・トルコ帝国のエジプトへの宗主権は断ち切り、エジプト支配を断行した。このとき、エジプトの民族運動の抵抗があったことから、オスマン・トルコ帝国は、全イスラム世界の信仰上の指導者として聖戦（ジハード）を呼びかけ、連合国（イギリス・フランス・イタリア）の支配下にあるムスリム大衆に蜂起を促した。オスマン・トルコ帝国は、聖戦という宗教的感情を利用し、北アフリカの地方の民族抵抗運動を自陣営へ取込もうとした。1911 年以降、リビアでは、イタリア支配対して、イスラム神秘主義教団サヌシー派の抵抗運動が続いていたが、ジハード運動を通じてリビア人の民族的覚醒を促した。特に、第 1 次大戦以降の

教団指導者ムハンマド・イドリーヌ・アッサヌーシーは、1951年のリビア独立に伴い国王となった人物でもある。モロッコ保護国は、フランス側に立って第1次大戦を迎えたが、モロッコ人の広範なフランスへの不服従運動があった。さらに、モロッコのサヌーシー教団が、オスマン・トルコ軍の一翼を担って、イギリス軍と対峙していた。フランス植民地では、直接の戦闘行為が起こったことはなかった。しかし、チュニジアとアルジェリアの国境地帯で大戦を契機に民族運動が刺激され、イタリア領内から大戦の影響をフランスは受けた。イタリアは、1915年8月21日に中立を脱し、連合国側に立ち、オスマン・トルコに宣戦布告することになった。アフリカでの植民地帝国のひ弱な輪(アドワでの敗北1896年)であるイタリアは、植民地内にオスマン・トルコ軍が侵入すると、軍事的崩壊を招いた。イタリアは、フェザーンから撤退し、ガダメス、ガートを放棄した。特にガートのイタリア駐屯部隊は、沿岸部に脱出することが出来ず、チュニジアとアルジェリア国境のフランスの軍事拠点まで避難しなければならなかった。1915年の初頭、イタリア軍に仕えていた現地人部隊「アスカリ Askaris」が反乱を起こし、シルト沿岸の拠点までその反乱が及んでいた。このような状況から、イタリアは、1915年に参戦する前から、トリポリとその周辺のみをその支配下に置いていたにすぎなかったことになる。イタリア植民地のリビアにおいては、領内の諸勢力は、統一されておらず、トリポリタニア地方ではサヌーシー派教団は少数勢力であったが、トリポリの後背地ジェベルのイバード派の少数グループがイタリアへの不服従を展開していた。そこへ、ドイツ(の潜水艦)は、オスマン・トルコ帝国のヌウリ・ベイ(Nouri Bey)のような高官や、トリポリの政治家スリマーヌ・エル・バルヌイ(Slimane El Barouni)たちをリビアに上陸させ、イタリア植民地から連合国側勢力に動揺をあたえていた。キレナイカは、元々、19世紀にサヌーシー教団の本拠地が置かれていた。サヌーシー教団は、この地の1911年のイタリア植民地化以来、抵抗を続けていて、その指導者はアーメド・エル・シェリフ・サヌーシーである。サヌーシー教団の勢力範囲は、1914年のソルムからアジャバビア、ベンガジ南部に至り、ソルム港とミスラータ港を通じてオスマン・トルコ帝国のイスタンブールとオーストリア帝国の基地ポーラと連絡を取っていた。イギリスは、1916年3月にソルムを占領し、次に1917年2月オアシス都市シヌアーを占領した。このとき既に、イギリスとイタリアは、協定を結んでいて、協力してサヌーシー教団に対して攻撃を加えることで一致していた。この共同行動にフランスも1917年に参加した。

リビアでのイタリアの軍事的崩壊は、フランス領サハラ地域に少なからず影響を与えた。1915年末から、フランスのチュニジア南部の拠点が攻撃を受け、翌1916年には反乱の波はツアレグ地域に広がっていた。1916年12月1日、元軍人で、修道士となってこの地で布教活動をしていたシャルル・ウジェーヌ・フーコー神父がタマンラセトの彼の城砦(修道院 Bordj)でトリポリの国境を超えてやってきたサヌーシー派教団の暴徒に殺害されるという悲劇も起こっていた。⁽²¹⁾

フランス保護国領モロッコでは、大戦が開始されるとリヨテは、本国政府よりフランスに最大限

の部隊をモロッコから送るように命令を受けていた。しかし、その為には、リヨテは、港湾に配置していたフランス部隊を撤退させなければならなかった。平定された地域から部隊を撤退させ本国に送るにあたって、逆に不服従地域の前哨地確保と監視のためセネガル兵部隊をはじめ、代替部隊を置き且つ強化する必要が生じてしまった。1914年11月13日のエル・ヘリでの敗北、タザに対する攻撃を受けたこと、そして1918年にモロッコ南部での反乱勃発など困難な局面をリヨテの作戦により乗り越え、モロッコ保護領は、辛うじて1914年の状態を維持した。

以上の状況に示されるように、第1次大戦は、ヨーロッパ列強の戦争であるにもかかわらず、アフリカ植民地に民族的覚醒を引起し、ヨーロッパ列強にとって植民地人のそれぞれのヨーロッパ列強に対する向背が、戦争の帰趨に大きな影響を及ぼすことが明らかとなった(表1参照)。

Ⅲ. ヴェルサイユ講和会議とアフリカ植民地の分割問題

第1次大戦後の国際秩序を決定づけたヴェルサイユ条約は、1919年6月28日に戦勝国と敗戦国の間で調印された。敗戦国ドイツの植民地の処理に関しては、暫定的協定が、イギリス、フランス、そしてベルギー間で取り交されていた。カメルーンとトーゴの大半の領土は、フランスに戻ることであり、その代わりイギリスに他の領土への行動の自由が保障された。ベルギーは、戦時中に首都タボラ(現タンザニア中西部)を含め、ドイツ東アフリカ領の北西部を占領していた。1915年の協定により、イギリスは、ベルギーへタボラ地域からの撤退を要求した。休戦協定締結後、イギリスはタボラ地域全土を自国の領土とすると主張した。イタリアは、大戦中中立主義の立場から、所謂1915年4月26日のイギリス、フランス間で締結されたロンドン秘密協定により、英仏側に立って参戦した。そして、イタリアは、その代償として植民地領有(リビアとソマリア)の補償を取り付けていた。しかし、このようなイギリスを始め戦勝諸国の植民地分割の修正は、同じく英仏側に立って参戦したアメリカ合衆国のウィルソンの原則と抵触した。1918年1月8日にアメリカ上院でウィルソンが表明した「十四か条」の中で、とりわけ秘密外交の廃止と民族自決の原則は、戦勝国のアフリカ再分割を本来無効とすべきものであった。しかし、ヴェルサイユ講和会議の過程で、ウィルソンは、戦勝諸国の領土拡張主義を可能な限り制限するに止まり、特に第5項の「民族自決」の原則は非ヨーロッパ地域においては適用されなかった。講和会議の決議により、ドイツが失った全ての植民地は、戦勝国に配分された。オスマン・トルコ帝国は、アフリカへの領土的要求を全て放棄することを同意させられた。ウィルソンの提唱で設立された国際連盟は、戦後誕生した小国の将来の独立の為に「委任統治」制度を発足させているが、この制度は戦勝国が植民地制度に代わる便宜的後見制度に変わらなかった。委任統治方式は、ドイツとオスマン・トルコ帝国の植民地統治に代わるもので、各地域の地理的位置と統治下にある住民の政治的・経済的成熟度に従って、A方式からC方式ま

で分類されていた。とりわけ、ドイツの旧植民地についてはB方式が採用され、C方式と同様に「現代世界の特に困難な状況において自ら指導することがまだ不可能な住民の後見」を委任統治国に委ねたものである。ただし、国際連盟から委託された委任統治国への統治政策に関する制限があり、これは国際連盟の監視の下に政策が遂行されることを期待するものである。委任統治地域における貿易自由化の原則（連盟加盟国への商業上の平等措置）、住民の信教の自由の保障（外国人の布教活動の自由）、統治国の軍事基地の設立禁止、住民への軍事教育と徴兵を課すことの禁止（治安部隊の徴募は認められた）などが、唯一統治国に設けられた制限であった。

アフリカに関して最終的な連合国間の取決めは、サン・ジェルマン・アン・レイ協定において、19世紀の列強間で奴隷取引禁止を定めたベルリン議定書（1885年）とブリュッセル議定書（1890年）の修正をし、アフリカでの武器及び軍需品の製造を禁止、更にアルコール製造と商取引の重い制限措置を課したに過ぎない。戦後の列強によるアフリカ再分割の様相に大きな変化はなかった。

IV. 第1次世界大戦後の植民地問題と知識人

19世紀末のヨーロッパ列強の植民地化政策に対して、批判的立場の政治家や知識人は少なく、各国の社会主義者の中でもの自国の植民地化政策を非ヨーロッパ世界の「文明化の使命」をヨーロッパが担っているとして容認する者が大半であった。フランス社会主義政党（統一社会党 SFIO）は、主流派の領袖となったジュール・ゲードからフランソワ・ミッテランまでヨーロッパ中心主義に裏打ちされたその植民地政策を容認し、植民地での原住民の悲惨な状況は改革によって解決できるとし、植民地解放については彼らの念頭にはなかった。大戦前から統一社会党人権同盟で活動していたフェリシアン・ロベール・シャレエは、エコール・ノルマル・シュペリユール（高等師範学校）出身の哲学教授で、シャルル・ペギーと同期で彼を社会主義の道に導いたのはC.ペギーであった。⁽²⁾ F.シャレエは、統一社会党員となり政治の道を歩む過程で、反植民地主義の立場を鮮明にして、特に評論において植民地主義批判を展開していた。F.シャレエは、1900年と1901年にはじめてイギリス植民地インドとフランスのインドシナ植民地を訪れて、ヨーロッパの植民地化を批判している。「植民地化は、人道的事業ではない。植民地化とは、従属民族に対し経済的搾取を行うための政治的抑圧体制である。」⁽³⁾ F.シャレエのような社会主義の知識人で反植民地主義の立場を採り、活動していた者は、統一社会党内では少数グループに過ぎなかった。しかし、F.シャレエは、第1次大戦中、大多数の統一社会党員と同様に徹底的な平和主義の姿勢を示してはなかった。彼が反戦平和の行動（平和の戦士の国際同盟 *Ligue internationale des Combattants de la Paix*）をとるのは戦後1930年代になってからで、反植民地主義の組織には1927年に創設された「原住民擁護のための同盟 *Ligue pour la défense des indigènes*」から受継がれた組織「植民地抑圧と帝国主義に反対する同盟 *Ligue contre l'impérialisme et l'oppression coloniale*」のメンバーになって

いる。更に、彼が活動を続けていた組織は「人権同盟 Ligue des droits de l'homme」で、この組織には多くの知識人が参加していることはよく知られている。「人権同盟」は1936年の人民戦線政府成立の知的源流の一つになったことは衆知の事実である。何れにせよ、統一社会党は、第1次大戦中、挙国一致内閣にアルベール・トマを閣僚に送りこみ、戦後においても、共和国の植民地に対する「文明化の使命」には敏感に反応して、植民地制度の著しい乱用には批判を加えても、植民地の根本的解決には目を逸らしていた。戦後、ラディカルな反植民地主義闘争は統一社会党から分離して誕生した共産党（コミンテルン）の手に移行していった。²⁴⁾

第1次大戦前に、ヨーロッパ文明の再定義の過程において、ヨーロッパ列強の植民地化を批判したアナトール・フランスは、当時、極めて稀有な存在と言える。彼は、1896年にアカデミー・フランセーズの会員に選出され、1921年にはノーベル文学賞を受賞した当時最も著名な文学者であった。彼の有名な次のような表明は、彼がヨーロッパの未来の構想を思索したこと²⁵⁾ 故に、極めて貴重な言葉といえる。「白人たちは黒人たち或いは黄色人たちは彼らに従属させ、殺戮することによってしか繋がりをもちたことがない。我々が野蛮な奴らと呼んでいる人々は、我々の犯罪行為によってしか我々のことを知らない。無論、我々は、このアフリカの不幸なる大地において、王国や帝国の旗印の下において以上に、我々の旗の下で残忍な行為がなされていることを知らない。だが、何よりも、我々フランス人にとって、我々の名において犯された罪に対し弾劾することは重要だ。」²⁶⁾

1905年に発表した『白き石の上にて』で、A. フランスは、ニコル・ランジュリエに次のように明言させている。「植民地政策とは野蛮行為という最新の表現そのものだ。或いはもっとお望みなら、文明化という表現でもよい。私はこれらふたつの表現に意味の違いはないと心得る。」²⁷⁾ A. フランスは、1905年頃から反植民地主義の主張を深化させ、本国のために植民地から資源を詐取することが植民地政策であるとした。さらに、ヨーロッパの海外進出は、政治階級の一部と共に軍人、聖職者、資本の同盟行為であると。A. フランスは、既にドレフュス事件の影響を受けて発表した『ペンギンの島』で、空想的世界での聖職者のミッション（改宗活動）を明快な文体と鋭いアイロニーを用いて描写している。彼の反植民地主義の主張は、反資本主義の主張でもあった。私的所有がいかに最強者の暴力によって課されたものかを、同時に大国の征服行為がいかに国民主義的神話によって正当化されたかを本書で示したかったのではないだろうか。彼の反植民地主義には、社会主義的論調が色濃く反映されているが、ここではヨーロッパ文明批判とヨーロッパの未来像の構築の中にむしろ位置づけられるべきであろう。

第1次大戦を迎えると、統一社会党を始め、左から右の政党の殆どが戦争協力の姿勢を採り、国民全体も愛国主義的熱狂に浮かれ戦時体制に進んで組みこまれていった。そのような好戦主義の風潮の中で、ロマン・ロランは知識人としては数少ない戦争開始当初から反戦主義を貫きスイスに

「亡命」して反戦の訴えを続けていた。大戦の勃発で独仏の労働者インターナショナルが瓦解し、ナショナリズムの波にさらわれたヨーロッパ各国の状況に特に知識人の理性を求める小冊子『戦乱を超えて』をR. ロランは1915年に発表した。彼は序文で、「戦争に襲われた偉大なる国民は単に自分たちの国境を守るだけではない。偉大なる国民は理性も持っている。偉大なる国民は、災いが解放ってしまった幻覚、不当なる行動、愚かしい行為から理性を救い出す義務がある。それぞれがその持ち場に帰ろうではないか。祖国の土地を守るのは軍隊に委ね、知識人たちはその思想を守ることを。」⁽²⁾と論じ、当時数少ない反戦を訴えた知識人であった。A. ロランのこの小冊子を読み進むと、彼の反戦の訴えの中に、ヨーロッパに対する危機意識が随所に見られ、本稿のテーマであるヨーロッパの凋落と植民地主義（帝国主義）の連関を鋭く意識した文章もみられる。

「最悪の敵は、国境の外にあるのではなく、それぞれの国の中にあるのだ。しかも各国は、その敵と戦う勇気を持たないのである。その敵とは百の頭をもつ帝国主義と言う名の怪物である。」⁽³⁾このような文学的表現ではあるが、R. ロランもレーニンと同様に大戦の真の由来を帝国主義に求めている。そして、R. ロランは、A. フランスと同様にヨーロッパ人の野蛮性を認識するに至っている。「帝国主義」と云う表現は、イギリスの経済学者ホブソンの1902年に刊行した『帝国主義論』でイギリスの帝国主義政策批判で展開された経済用語であった。さらに、レーニンは1917年に発表した『帝国主義』において、帝国主義は植民地獲得競争を通じて資本主義の矛盾を解決することが出来ず、帝国主義諸国間での戦争を不可避とするとして社会主義革命の前夜とした。レーニンは、植民地地域を社会主義革命のための第2戦線として位置づけ、「遅れたヨーロッパと進んだアジア」と云う発想の転換をした。帝国主義によって創り出された資本主義国の従属地域及び植民地を社会主義革命の戦略的道具としたことは明白ではあるが、A. フランスやR. ロランが帝国主義を批判する立場は、理性あるヨーロッパ知識人の人道的見地から帝国主義が齎した植民地でのヨーロッパ人の野蛮行為への弾劾であった。戦後ヨーロッパ知識人の反植民地主義とコミンテルン代表される反帝国主義の立場と、前者は人道的立場及び西洋的モラルに立ち、後者は社会主義革命の政治的手段という立場の違いと思想的乖離はあるが、同じ植民地主義及び帝国主義という「怪物」が共通の打倒対象であったことは否定できない。

戦後フランスの知識人たちは、1927年にアンドレ・ジードの『コンゴ紀行』の刊行に見られるように植民地の現状を自らの体験を基に植民地主義批判をする知識人も出て来て、さらに植民地人の解放運動にも積極的に協力し、或いは手を携える者も現れた。

F. シャレエやA. ジードのように直接植民地に赴く人は少なかったが、1920年代はコミンテルンの組織の後援の下で植民地の民族運動指導者がヨーロッパで植民地解放を訴える大会が開催され、そこでヨーロッパ人（知識人）は非ヨーロッパの人々と出会う機会を得た。1926年8月に、ベルギー国境に近いフランスの片田舎ビエルヴィル（Bierville）で、「平和国際会議 Conférence

internationale de la Paix」が開催され、インドの代表が報告を行っている。この会議の主要目的は、ヨーロッパとアジアの間での平和と協力関係の条件を探る討議であった。アジアの代表は、ヨーロッパとアジアの初めての出会いであったが、ヨーロッパ人の反応に失望感を味わったという。アジアの代表たちが示した失望感とは、ヨーロッパ人が国際問題に対しヨーロッパ的視点でしか考えてないことと、アジアに対する搾取や新興の民族を従属させるための全てのヨーロッパ列強の連合を崩すための手立てを示さないこと指していた。ヨーロッパとアジアの出会いという面からは、有意義であったが、会議そのものは成果を上げることが出来ずに終わった。⁶⁰ 次に、1927年2月10日にコミンテルンの後援の下に、「帝国主義と植民地抑圧に抗する同盟 Ligue contre l'impérialisme et l'oppression coloniale」の発足大会が、ブリュッセルで開催され、世界的にも注目を集めた。折しも、1927年に刊行されたA. ジードの『コンゴ紀行』は、アフリカの植民地制度と自国の経済体制との関係の実態を暴露したことがフランスの知識人の大きな衝撃を与えたとと言われる。「聡明でない白人ほど、彼らにとって黒人は家畜のような存在に思えるらしい。」⁶¹ とジードはコンゴの状況を表現した。「コンゴの実態」は、ヨーロッパ人の責任でもあった。

ブリュッセル大会には、世界から175人の代表が集まり、そのうち107人が植民地から来た人たちである。大会は、世界的規模で大衆的反帝国主義運動の組織をめざすことが方向づけられ、組織は当時のコミンテルンの世界戦略に組み込まれることになった。「帝国主義と植民地抑圧に抗する同盟」の組織の起源は、ベルリンにあった。ドイツは第1次大戦で敗北すると全ての植民地を戦勝国に奪われた。植民地を失ったドイツの首都ベルリンは、当時ドイツをはじめイギリス、フランスそしてオランダの植民地解放運動の指導者の亡命先でもあった。このような事情から、元々、この組織は、コミンテルンの戦略的同盟組織ではなかった。この植民地の民族運動の自立的運動組織にヨーロッパの左翼政党や知識人たちが賛同して誕生したのである。ブリュッセル大会には、1912年に誕生した中華民国やメキシコからの資金援助と支持を受け、公式のイニシアティブは南アフリカの「アフリカ民族会議 African National Congress」、アルジェリア・モロッコを代表してメサーリ・ハーッジの「北アフリカの星 Étoile nord-africaine」が受け、アルバート・アインシュタイン、アンリ・バルビュス、ジャハール・ネルー、ガブリエル・デュシェーヌ、フェナー・ブロックウエイ、ヴィクトール・バッシュ、など数多くの著名な政治家や知識人たちが参集した。このような大会を大々的に組織したのは、コミンテルンのから送られて来たドイツ人のウイリー・ミンツェンベルクである。ブリュッセルでの討議の主題は、次の3つの問題に絞られた：中国における解放闘争・ラテン・アメリカへのアメリカ合衆国の介入・黒人の権利要求 後者の黒人の権利要求に関しては、南アフリカ人のグメヌ（Gumene）、アンティール諸島から来たブロンクール（Broncour）そしてラミヌーヌ・サンゴール（Lamine Senghor）が次々に演壇に立って訴えた。L. サンゴールは黒人擁護委員会の委員長であり、特にコンゴにおける搾取の問題を取上げた。マグレブ

を代表してメッサリー・ハーッジ (Messali Hadj) は、「アルジェリアの完全独立」を要求した。⁸²⁾ 採択されたマニフェストは、植民地の全ての民衆と世界の労働者・農民に、帝国主義イデオロギーに対する闘争を呼びかけて、団結を促した。コミンテルン (共産党) は、第2インターナショナル (統一社会党) と対立 (統一社会党は大会をボイコットした) して、中国での国民党の共産党への攻撃でなどの状況により、反植民主義政治勢力の分裂を加速させた。1928年、コミンテルン第6回大会において、社会民主主義勢力を「社会ファシズム」と呼び、非難決議が提出されると、社共の分裂は決定的となった。1929年にフランクフルトで第2回「帝国主義と植民地抑圧に対する同盟」が開催されたが、大会では共産主義者と社会民主主義者及び「民族主義ブルジョワ勢力」の間での激しい非難の応酬の場となり、大会の趣旨から逸脱した政治闘争の場と化した。同盟のフランス支部では、1932年に加入者の数は400人を超えたことはなかった。同盟に参集した知識人たちは、R. ロラン、アンリ・トレス、レオン・ヴェルトそしてロマン・ピオシュらは、コミンテルンの戦略とは無関係であった。非共産党系の知識人たちは、やがてその同盟から離脱していくこととなる。

1930年代に入るとフランス植民地帝国はその領土の規模と人口から絶頂期を迎える。1931年の5月から11月にかけてパリのヴァンセンヌで開催された「植民地博覧会 L'Exposition coloniale」は、一つには植民地貿易が国内経済と国際経済に与えた貢献を示すことと、さらに共産党やA. ジードなど知識人の植民地政策批判に対抗するキャンペーンの意味合いを持っていた。参加国がイタリア、ベルギー、オランダ、ポルトガル、デンマークの5カ国だけで、イギリスが参加していなかったことは、フランスの政治的キャンペーンの色彩を濃くしている。大統領ガストン・ドゥーメルグ、首相ピエール・ラヴァル、植民地大臣ポール・レイノらが開会式を執り行った。博覧会は11月の閉幕までに800万人近くの入場者を迎えたと言われ、元来植民地との接触を持たない一般の人々の関心を引き起したのである。1924年から26年のモロッコで西仏両国がアブドゥルカリームの反乱を鎮圧するために行なった植民地戦争に対し激しい反植民地戦争キャンペーンを行っていた共産党が、このとき反植民地博覧会キャンペーンを呼びかけたことが注目される。非共産党系の知識人もこの反植民地博覧会キャンペーンに賛同した。「対抗植民地博覧会 Contre Exposition」が、1931年7月から1932年2月まで、パリの労働組合会館で「植民地における真実 La vérité sur le colonies」というテーマで行なわれた。会場には、多くの資料が展示された。植民地での資本主義的搾取の問題、「植民地博覧会」にインドシナ銀行の資金援助、植民地労働者の現状、ブラザヴィルでの鉄道建設での現地人労働者への扱い、アルジェリアでの土地収用、チュニジアとギアナでの労働組合解散命令のなど多くの植民地での搾取と政治弾圧の状況を知らしめようとしたのである。ルイ・アラゴンとアンリ・マソンの主催で、アフリカとオセアニアの現地人の芸術作品の展示会も行なわれている。「反植民地博覧会」への入場者は、4226人と記録されているが、その数は少ない

ものの、パリの人々にはその「反植民主義」の意図するところは理解されたと言う。アンドレ・ブルトン、エリュアール、ルイ・アラゴンそしてルネ・シャールらが代表者とする 12 人のシュールレアリストたちは、「植民地博を訪れてはならない Ne visitez pas l'Exposition coloniale」という呼びかけを行なった。⁽³³⁾

社共の政治勢力の対立を超えて再び知識人たちが、反植民主義の行動を起こすのは、1936 年の人民戦線政府の成立前後となる。隣国ドイツでは、1933 年 1 月 30 日にヒトラー政権が誕生し、戦争の脅威が迫ってきた。パリで 1934 年 2 月 6 日に極右リーグが起した騒擾事件以後、議会で信任を受けた内閣が辞職するという事態が起こり、フランスでもファシズムの足音が聞かれた。パリの「2 月 6 日事件」に、知識人たちは直ちに反応し、ポール・ルヴェ教授を委員長とした「反ファシズム知識人監視委員会 Comité de vigilance des intellectuels antifascistes」が組織され、それに物理学者のランジュヴァン、哲学者のアランが補佐した。この委員会の目的は、フランスにおけるファシズムに対する闘争であり、機関誌『監視 *vigilance*』を発行して、人々に反ファシズム運動を呼びかけていた。監視委員会は、当時パリ以上に極右勢力が活動し、暴力行為に及んでいた北アフリカの情報を特に提供していた。1936 年に監視委員会は、重要な小冊子を出している。タイトルは「植民地問題に直面するフランス」で、マグレブ（北アフリカ）問題そしてフランスの委任統治地域シリアについての報告を行なっている。監視委員会は、再三にわたって社会党の植民地大臣マリウス・ムテに議会に植民地問題を扱う調査委員会の設置を要求していた。人民戦線内閣の植民地問題への及び腰を指摘していた。人民戦線運動のスローガンであった「パンと自由と平和」の実現を全植民地は待っているとして、人民戦線内閣への働きかけを行なっていた。「自由」とはフランス本国の問題だけではなく、植民地の人々にも与えなければならないとした。即ち、言論・出版・集会の自由である。⁽³⁴⁾ 1937 年 2 月号『*vigilance*』で、監視委員会は、平和の経済的・植民地的条件についてアンケートを行い、3 つの質問事項を載せていた。「1. 植民地は、シャハト博士が認めるように植民地を持つ国々にとって対外貿易において重要性を有するのか？ 2. ドイツの植民地要求における重要性と正当性とは如何なるものか？ 3. 万一の場合、どの植民地をドイツに渡すことができようか？ どちらかと言えばドイツの旧植民地か？ 植民地の取決める会議に誰が出席すべきか？」⁽³⁵⁾と言った問いかけであった。共産党はファシストとの如何なる取引も拒絶した。平和主義者は、イタリアとドイツとの取引を受入れた。ポール・リヴェやアンドレ・フィリップは、1919 年に没収された領土の返還を受入れ、しかしそれらの領土を国際連盟に託すこと主張していた。以上のように、監視委員会の支持者層の間の植民地問題をめぐる意見の相違が浮き上がってきた。ファシスト諸国イタリア、ドイツと妥協してヨーロッパの平和を主張する人権主義者・平和主義者は、植民地をその抵当に入れて平和を維持する考えである。この考えは第 2 次大戦前後から、1950 年代に開花した「ユーラフリック Eurafrique」論に通じるものである。

V. 第2次世界大戦後の国際秩序の回復と脱植民地化の動向

連合国の政治指導者が、戦後世界の国際秩序の原則として強く主張していたことは、民主主義と民族自決の原則であった。特にアメリカ合衆国のローズヴェルトは、故ウィルソン大統領の民族自決の原則の実現を戦後世界の構想の基本としていた。アメリカの民主党政権の党首は、植民地支配を戦後の自由な世界創出の妨げとなるとして、反帝国主義者と意見を共有していた。1941年8月14日に、アメリカ合衆国大統領ローズヴェルトとイギリスの首相チャーチルが調印した大西洋憲章には民主主義と民族自決の原則が明記されている。憲章の第3項には「両者は、すべての人民に対して、彼らが生きていく政体を選択する権利を尊重する。両者は、主権及び自治を強奪された者にそれらが回復されることを希望する。」⁽⁶⁶⁾とし、この条項は植民地下にある人々及び従属地域の人々に希望を与える声明として受取られていた。⁽⁶⁷⁾ さらに、第2次大戦終結直後の1945年6月24日にサンフランシスコで戦勝国により採択された国際連合憲章では、その第1条項には、諸民族の権利の平等と民族自決の原則が定められていた。ここにおいて植民地化にあった人々は、以上のような声明を民族自決と独立の権利を要求するための典拠としたことは明白である。

しかし、宣言された原則と矛盾して、憲章は、「非自治地域」の維持を認める植民地制度の存続を法的に有効とする条項を残していた。例えば、憲章の第11章では「人民がまだ完全には自治を行うに至っていない地域の施政を行う責任を有し、又は引き受ける国際連合加盟国は、この地域の住民の利益が至上のものであるという原則を承認し、且つ、この地域の住民の福祉をこの憲章の確立する国際の平和及び安全の制度内で最高度まで増進する義務並びにそのために次のことを行う神聖な信託として受諾する。」としている。さらに、第12章は、国際信託制度の設定に関するもので、第77条〔信託統治地域〕の明記がみられる。信託統治制度によってこの制度の下に置かれるものに「現に委任統治の下にある地域」と「第2次世界大戦の結果として敵国から分離される地域」とあり、この章は明らかに第1次大戦後の国際連盟の下に発足した委任統治制度を再び国際連合において踏襲されたものである。信託統治理事会は、国際連盟の委任統治委員会と同様に、統治国（施政権者）が提出する報告を審議し、また請願を受入れて、統治国と協議して審査することを定めている。⁽⁶⁸⁾

第1次大戦後にフランスに委任された旧ドイツの植民地のトーゴとカメルーンは、フランスの「海外領土 *territoires d'outre-mer*」として以前にもまして管理と行政が施されることになった。その住民はフランス（フランス連合 *l'Union française*）の市民として見なされ、フランス議会で代議士と上院議員を送ることになる。1955年に、トーゴの統治議会は自治の地位を要求し、自治権を勝ち得た。1956年にトーゴは、公式に「トーゴ自治共和国」の呼称を得て、1960年4月27日の独立への道を行んだのである。一方、カメルーンは1956年には信託統治国家の地位であったが、1960年1月1日に独立を達成している。

リビアは、大戦中の1943年にイギリスに占領されていた。ただし、フェザーンは、1942年にルクレルク将軍率いるフランス軍に占領され、フランス行政の下に置かれていた。1942年に作成された領土配分計画では、キレナイカをイギリスの、トリポニタニアをイタリアに、フェザーンをフランスの保護下に置くことが決められていた。この提案は、国連総会に持出されると、ソ連とアジア諸国の反対に会い、否決された。これらの地域は、最終的に独立への権利が承認され、1951年12月24日に独立宣言が成された。

東アフリカ（エチオピア）は、1936年にイタリアの侵略を受け占領されたが、1942年に独立を回復した。しかし、第2次大戦中にイギリスが戦略的目的のため東アフリカを軍事占領し、その占領は1954年まで続いていた。あと、2つの旧イタリア植民地、エリトリアとソマリアの問題が残っていた。エチオピアは、エリトリアを歴史的にキリスト教国家エチオピアに属するものとし、その領有を主張していた。また、エリトリアは、エチオピアにとって紅海への出口でもあり、その主張を強くしていた。結局、国連は、1950年12月2日にエリトリアとエチオピアとの連合体制で、エリトリア内では自治権が認められるという解決策を提案した。エリトリア議会はこの提案を1952年9月に21日満場一致で採択した。しかし、エチオピアは、10年後の1962年このエリトリアの地位を無効にして、エチオピア州の状態に戻した。以後、エリトリアとエチオピア間の紛争が発生することになり、最終的に解決するのは、1992年4月24日にエリトリアの独立をエチオピア新政府が認めた時である。ソマリアは、1949年11月21日に国連が、10年間イタリアの信託統治に委ねられた。ソマリアは、1960年7月1日に、イギリス・ソマリランドを含め独立を達成した。第2次大戦後の植民地問題処理は、国連が主導してはいるが、イギリス、フランスをはじめ戦勝諸国の意向が反映されて進められていたことが理解できる。それ故、インドシナ戦争、アルジェリア戦争などのフランスの植民地戦争は、国連の非難決議を無視して、有る時は国内問題として遂行されたのである。

1945年5月1日、第2次大戦の戦勝記念日に、アルジェリアのコンスタンチヌ県のセティフでアルジェリア人たちは、メサーリ・ハーッジの釈放と独立を求めるデモを行い、全地域に拡大していく前に暴動と化した。暴徒が102人のヨーロッパ人を殺害することにより、現地のフランス当局及びヨーロッパ人による過剰な鎮圧を招いた。約20000人のムスリム住民が今度は殺害されることになった。このフランスによるセティフの虐殺は、アルジェリア解放闘争の開始を告げるものとなった。⁹⁹⁾ メサーリなどアルジェリア解放闘争の第1世代から、武装闘争を中心に据えた若い世代の解放闘争《F.L.N. 民族解放戦線》に転換していくことになった。アルジェリアの民族主義者たちは、インドシナ戦争のディエン・ビエン・フーで大敗を喫したといえ、フランス軍の武力と直接対峙することは不可能であることを認識していた。彼らは、バンドン会議にオブザーバーとして出席し、アルジェリアの解放闘争の支持を訴え、また国際連合への働きかけを積極的に行った。

1955年1月のアルジェリア解放武装闘争の開始期に、アラブ連盟、エジプトそしてサウジアラビアは、国連の安全保障理事会の議題にアルジェリア問題を取上げた。1956年に国連会議の議事日程にアルジェリア問題が始めて上った。以来アルジェリア解放闘争は、国際問題化していくことになった。⁽⁴¹⁾

おわりに

近年ヨーロッパの歴史学において、過去の植民地支配の歴史に実証的検討を加えた優れた研究も多く発表されるようになった。フランスのインドシナ戦争、アルジェリア戦争の研究、それに関連して、内なる植民地問題である移民労働者問題においても新たな視角の研究が提出されている。しかし、ヨーロッパ統合問題においては、その歴史過程における平和主義と人道主義（ユマニズム）の側面が強調され、その負の側面として植民地問題をヨーロッパ統合との連関で捉えた研究はまだ少ない。以上第1次大戦前後からのフランスの植民地問題とヨーロッパ統合理念の歴史を概観してきた。

今後の課題として、1930年代に左翼知識人の反植民地主義とヨーロッパ文明批判を超えたヨーロッパ統合思想の構築との関係性を検討する必要がある。例えば、「反ファシズム知識人監視委員会」は、極右アクション・フランセーズの論客アンリ・マシス「西洋の擁護のためのマニフェスト」⁽⁴²⁾に対抗して、機関誌『監視』を発行し、ヨーロッパに対する危機意識を共有する人々に平和と自由と反植民地主義を訴えなのである。この先に見えたのは、いかなるヨーロッパを構築していかなければならないかという問いかけである。後者の右翼知識人は、フランスの植民地支配の上に新たなヨーロッパ統合理念を模索することになる。その一つが、ユーラフリックの理念である。⁽⁴²⁾それでは、左翼知識人たちは、反植民地主義に立ったヨーロッパ統合理念の構築の理念と行動をどう展開したのであろうか。まだその問題に解答できる研究はない。F. シャレエからジャン・ポール・サルトルまでその思想的淵源を辿る必要がある。

【注】

(1) 小城和朗「ユーラフリック構想とEU形成—第1次世界大戦以降のフランス・アフリカ関係の視点から」小城和朗・土居守・中田光雄・飯森明子・渡部茂己「欧州統合とアジア」『常磐国際紀要』第13号（2009年3月）4-12頁。

平野千果子「交差するフランス領アフリカとヨーロッパ—ユーラフリカ概念を中心に—」『思想』2009年5月号、178-199頁を参照。

(2) René Gallisot, *L'économie de l'Afrique du Nord*, P.U.F., 4e édition, 1978, pp.45-71. 独立後のマグリブ3国の経済体制の方向性としては、アルジェリアが自主管理経済、チュニジアが統制

経済、モロッコが自由放任経済とそれぞれ方向性は異なるが、植民地時代から受け継がれた低開発の状況に変化はなかった。石油などの天然資源は主としてヨーロッパへの輸出に向けられ、自国の産業には供給されなかった。脆弱な産業構造は、雇用を創出することが難しく、労働者は、フランスを初め、旧宗主国に出稼ぎに行くことになる。

- (3) Archives Ministère des Affaires étrangères françaises, DE-CE, dossier 627, Assemblée nationale, compte rendu analytique officiel, IIe séance du mardi 22 janvier 1957. cité par Guia Migani, *La France et l'Afrique sub-saharienne, 1957 - 1963*, note p.47.
- (4) 表 1. 参照。植民地人の労働力動員については、小城和朗「パリのメッサーリ・ハーッジー北アフリカの星の創設とアルジェリア移民労働者の政治化―」『常磐国際紀要』第 12 号（2008 年 3 月）73-79 頁を参照。
- (5) ブラザヴィル会議での合意は、戦後のアフリカの脱植民地化の基点となった。改革の基本合意は次の 4 つの点であった。1. 植民地の行政的・経済的の自立 2. 「植民地協定」の廃止 3. 本国の支援による投資基金設立 4. 植民地政府への現地人の参加 Cf. *Brazzaville Janvier-Février 1944 Aux sources de la décolonisation*, Colloque organisé par l'Institut Charles-de-Gaulle et l'Institut d'Histoire du Temps présent les 22 et 23 mai 1987, Plon, Paris, 1988, 384p. ド・ゴールとアフリカとの関係の道程を簡潔にまとめたものとして次の書を参照。Adotevi Stanislas, *De Gaulle et les africains*, Éditions Chaka, Paris, 1990. 179p.
- (6) Cf. Odette Guitard, *Bandoeng et le réveil des peuple colonisés*, P.U.F., Paris, 1961, 126p.
- (7) Ralf Dietl, *Suez 1956: A European Intervention?* *Journal of Contemporary History* vol.43, April 2008, pp.259 - 278.
- (8) Jean Ganiage, *L'Expansion coloniale de la France sous la Troisième République (1871 - 1914)*, Payot, Paris, 1968, pp.268 - 270.
- (9) タボールは、本来フランス将校に率いられていたモロッコ人部隊であったが、このときはモロッコ王の新軍隊を意味する。反乱者たちは、フェズのユダヤ人地区 mellah を襲い、略奪行為に及んだ。フランス軍は、mellah から反乱者の立退き実行するため、地区の爆撃を行ったため、多くのユダヤ人の犠牲者をだした。この事件は、植民地社会の複雑な民族問題を反映させるものであった。Daniel Rivet, *Lyautey et l'institution du protectorat français au Maroc 1912 - 1925*, L'Harmattan, Paris, tome1, p.pp.126 - 132., Michel Abitbol, *Histoire du Maroc*, Perrin, Paris, 2009, pp.408 - 409.
- (10) リヨテ将軍のモロッコ統治政策については、次の研究書がある。Daniel Rivet, *Lyautey et l'institution du protectorat français au Maroc 1912 - 1925*, L'Harmattan, Paris, 1996, tome1, 2,3. アブドゥルカリームの指導で展開された反植民地闘争（リーフ戦争）に対してスペイン軍は、

空爆と毒ガス作戦で戦闘員を初め住民、居住地、役畜などを徹底的に破壊した。世界史上最初の空爆と毒ガス戦として指摘されている。深澤安博「リーフ戦争におけるスペイン軍の空爆と毒ガス戦—「空からの化学戦」による生存破壊の初の展開か」茨城大学『人文コミュニケーション学科論集』第1号、2006年9月、55-87頁を参照。

- (11) Maurice Viollette, *L'Algérie vivra-t-elle? Notes d'un ancien gouverneur général*, Librairie Félix Alcan, Paris, 1931, 472p.
- (12) Jean Ganiage, op.cit. p.270. Henri Wesseling, *Les empires coloniaux européens 1815-1919*, Éditions Gallimard, Paris, 2009, pp.299-300.
- (13) Jean Ganiage, op.cit. pp.296-299.
- (14) 第2共和国政府は、植民地での奴隷制及び奴隷取引を廃止したが、一方で原住民の抵抗を鎮圧して植民地化したアルジェリアに積極的に入植を奨励した。共和政の人道的な理念（第1共和国の黒人によるハイチ革命の承認以来）と植民地主義の理念が矛盾することなく共存していったのがフランス共和政理念の特質である。Cf. Yvette Katan, *Les colons de 1848 en Algérie: mythes et réalités*, *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, tome XXXI, avril-juin 1984, pp.183-202., le même auteur, *La Seconde République et l'Algérie: une politique de peuplement?*, in *1848: actes du colloque international du centcinquantenaire tenue à l'Assemblée nationale à Paris*, les 23-25 février 1998, sous la direction de Jean-Luc Mayaud, Creaphis, Paris, 2002, pp.389-412. 喜安朗『パリ 都市統治の近代』（岩波新書、2009年10月20日刊）、214-220頁を参照。
- (15) Cf. Charles-Robert Ageron, *Histoire de l'Algérie contemporaine*, P.U.F., Paris, 1979, pp.39-68.
- (16) Ibid. pp.119-133.
- (17) Jean Ganiage, op.cit., pp.296-297.
- (18) レーニン著・宇高基輔訳『資本主義の最高の段階としての帝国主義』（岩波文庫、昭和47年発行）、134-135頁。
- (19) Jean-Jacques Becker, *L'Europe dans la Grande Guerre*, Éditions Belin, Paris, 1996, p.171. David Birmingham, Muriel Chamberlain, Chantal Metzger, *L'Europe et l'Afrique de 1914 à 1970*, pp.20-29.
- (20) Ibid.
- (21) Anne-marie Briat, Janine de la Hogue et André Appel, Marc Baroli, *Des chemins et des hommes, La France en Algérie (1830-1962)*, Éditions Harriet, 1995, 《Foucauld, Charles vicomte de》, p.98.
- (22) Sous la direction de Jean Maitron, *Dictionnaire bibliographique du mouvement ouvrier français*,

- tome22, Les éditions ouvrières, Paris, 1984, pp.47 – 50.
- (23) Félicien Challaye, *Un livre noir du colonialisme, "Souvenirs sur la colonisation"*, Les nuits rouges, 1998 (première édition, 1935), p.24.
- (24) Emmanuelle Sibeud, *La gauche et l'empire colonial avant 1945*, in sous la direction de Jean-Jacques Becker et Gilles Candar, *Histoire des gauches en France*, volume2, Éditions La Découverte, Paris, 2005, pp.341 – 355. 「文明の使命」論については、フランス植民地帝国形成の絶頂期の19世紀末のジュール・フェリの植民地政策の論拠としては、希薄に思われる。J.フェリの議会答弁を収録した資料を筆者が読んだかぎりにおいては、植民地政策の遂行で強く主張しているのは、経済的理由が中心である。1885年のマダガスカルをめぐる議会答弁を参照。Cf. *Discours et Opinions de Jules Ferry publiés avec commentaires et notes par Paul Robiquet*, Tome Cinquième, Armand Colin, Paris, 1893, pp.172 – 220.
- (25) 土居守「アナトール・フランスの小説『白き石の上にて』試論—社会主義の理念はソ連ではなくEUにおいて実現したのか?—『常磐国際紀要』第12号、2008年を参照。
- (26) Anatole France, *Vers les temps meilleurs*, Éditions d'art Édouard Pelletan, Paris, 1900, pp.74 – 75.
- (27) Anatole France, *Sur la Pierre blanche*, Calmann-Lévy, Paris, p.126.
- (28) Romain Rolland, *Au-dessus de la mêlée*, Librairie Paul Ollendorff, 1915, p.1.
- (29) Ibid. pp.32 – 33.
- (30) Odette Guitard, op.cit., p.7.
- (31) André Gide, *Voyage au Congo*, Éditions Gallimard, Paris, 1927, p.27.
- (32) Jean-Pierre Biondi et Gilles Morin, *Les anticolonialistes (1881 – 1962)*, Hachette Pluriel, Paris, 1993, pp.158 – 159.
- (33) Cf. Catherine Hodeir et Michel Pierre, *L'Exposition coloniale*, Éditions Complexe, Bruxelles, 1991, 159p.
- (34) Comité de vigilance des intellectuels antifascistes, *La France en face du problème colonial*, 1936, p.57.
- (35) *Vigilance*, N°48 et 49, 10 Février 1937, pp.11 – 15. (microfilm)
- (36) 香西茂・安藤仁介編集『国際機構条約・資料集(第2版)』東信堂、2002年、13頁。
- (37) アルジェリアのフェルハト・アッバスは、1943年2月10日にアルジェで表明した『アルジェリア人民のマニフェスト』でローズヴェルトの声明を受けて、植民地化の非難と廃絶そして民族自決の全ての国におけるその適用を求めている。Charles-Robert Ageron, *La décolonisation française*, Armand Colin, Paris, 1991, pp.47 – 49., p.58.
- (38) 『国際機構条約・資料集(第2版)』同書、29 – 31頁。

- (39) Cf. Jean-Louis Planche, Sétif 1945, Histoire d'un massacre annoncé, Perrin, Paris, 2006, 422p.
- (40) Cf. Henri Massis, Défence de l'Occident, Librairie Plon, Paris, 1927, 281p.
- (41) ニューヨークの国連を舞台として活躍していた、F.L.N.の広報担当のアブドウルカデル・シャンドリとムハムド・ヤジドの二人は、国際派で、アメリカの世論に働きかけ、大きな成果を挙げている。Alistair Horne, Histoire de la guerre d'Algérie, Albin Michel, Paris, 1980, pp.253-254. F.L.N.の外交とフランスの政治・社会の対応を丹念に辿った研究については、Todd Shepard, The Invention of Decolonization The Algerian war and the remaking of France, Cornell University Press, New York, 2006, 288p. を参照。日本では、日本マグレブ協会が設立され、淡徳三郎をはじめ、宇都宮徳馬衆議院議員など国会議員もアルジェリア解放闘争への支持を表明している。Cf. *El Moujahid*, N°71, 14 octobre, 1960, p.260. N°72, 1er novembre 1960, p.284. (imprimé en Yougoslavie 縮刷版資料)
- (42) 第2次大戦中から民族主義者の陣営に移行したF. アッバスは、ナチス・ドイツの北アフリカの再分割の脅威とそれに同調したフランスの極右から社会主義者までの「ユーラフリック」論への警戒感を表明していた。Annie Rey-Goldzeiguer, Aux origines de la guerre d'Algérie 1940-1945, de mers-el-kébir aux massacres du nord-constantinois, Éditions La Découverte, Paris, 2002, p.182.

[付記] 本稿は、2008-09年度常磐大学研究助成金・共同課題研究費による研究成果の一部である。

(常磐短期大学 准教授)

研究論文

戦間期日本における国際交流団体の連携の模索

— 「国際主義」と地域圏構想をめぐって —

飯 森 明 子

The Japanese people exchange groups and their coordination in the Interim War period

Résumé

After the WWI several people exchange groups were established in Japan in order to promote mutual understanding. Shibusawa Eiichi and his colleagues were mainly related to following three circles; America-Japan Society (est.1917), Maison Franco-Japonaise (est. 1924), The Japanese League of Nations Union (est.1921). These groups were the pro-western societies and were considered liberal and internationally harmonious.

They had originally their thoughts, however, to promote people and cultural exchanges as well as to make efforts to establish the Asian regional framework. For example, some traditional nationalists belonged to the Japanese League of Nations Union, severe and discriminatory attitudes to the Asian people were appeared in the early Showa era even in this group. Therefore, the character of these groups were various even in so-called liberal and internationally harmonious groups in 1920's and early 1930's.

1. はじめに

第一次世界大戦は人類史上初の総力戦であった。疲弊した各国や参戦した国家のみならず、植民地の兵士も含めて、戦後、平和を追求し実現するための様々な活動が模索されていた。極東の小国日本も開国から60年あまりの間に日露戦争の勝利と第一次大戦参戦によって列国から一目おかれる存在になっており、欧米諸国の動きに常に注意を向けつつ、日本の方向を手探りしなければならなかった。しかしその方向は、具体的にどこへ向かうのか、様々な理念と現実の間で、方向や方策が模索されていたのが第一次大戦直後の1920年代だった。

主戦場となったヨーロッパでは様々な模索が試みられたが、その中でひとあし早く動き始めたのが、ヨーロッパ統合構想であろう。これは戦間期に実現はできなかった。が、欧州域外のアクター

であるアメリカ大統領ウッドロー・ウィルソン（Woodrow Wilson）から講和前に 14 か条が示されると、恒久的平和を目指した国際連盟の創設が実現した。第一次大戦後から EU への経緯についてはここで述べないが、少なくとも地域統合や地域提携を考える契機を日本に与えることになった。しかしのちの欧州統合構想以上に、国際連盟の登場は日本にとって衝撃であり、国内の為政者らは対応に追われた。日本は国際連盟の常任理事国に就任し、やがて、各国でそれぞれの国民大衆に対して啓発活動をおこなう必要性が認められるようになってきた。このようななかで、国際親善を目的とする日本の国際交流諸団体は、これらの状況をどのようにとらえ、さらに地域統合をどのように考えていたのだろうか。また交流団体の連携や関連はなかったのだろうか。

ところで、本論を始める前に第一次大戦の休戦が成立してまもなく、国際親善を目的とする欧米団体が一堂に会した例を紹介しておきたい。

1918 年 11 月 25 日、東京の帝国ホテルにおいて 6 つの国際交流団体による「六協会連合祝賀会」が催された。⁽¹⁾ 日米、日英の両協会が幹事になり、日米、日英、日仏、日露、日伊、日本＝ベルギーの六協会の関係者が集まった。徳川家達、渋沢栄一、加藤高明、床次竹二郎内相、内田康哉外相ら日本人 250 名、米、英、露、ベルギーの各国外交館関係者や京浜在留の主だった外国人約 300 名が集まった。休戦を祝う会合はこの直前にも国内の財界関係者などを中心にいくつか開かれていたが、日本に在留する連合国の関係者も一堂に集まったこの会合は「日本ニ於ケル此種会合ノ最初ノ試ミトシテハ頗ル成功セリ」⁽²⁾ と、最初で最大、そしておそらく戦間期唯一、欧米交流団体の関係者が一堂に会したイベントであった。

さて、本稿ではこのイベントにも参加した二つの交流団体と、大戦後成立し、親米的で「国際主義」、「自由主義」団体と評されてきた交流団体とを合わせた 3 つの団体、すなわち日米協会、日仏会館と日本国際連盟協会を取り上げる。日米協会と日仏会館は明治初期からすでに先行団体が存在し、20 年代前後に組織的に現在まで続く団体として確立した。日本国際連盟協会は国際連盟の啓発活動を目的として 1921 年成立した団体である。むろんイギリス、フランス、イタリア、日本は当時の国際連盟常任理事国で、フランスは国際連盟関連機関などの事務局をパリに置いて連盟との密接な関係を保持していた。が、アメリカは国際連盟に未加盟であった。これら日米協会、日仏会館、日本国際連盟協会の 3 団体は、いわば三つ巴の形をとり、アジア地域における連携についても部分的であれ意見表明がなされていたという点で注目していきたい。同時代の他団体、例えば日英協会は存在していたが、第二次大戦中に資料を焼失しているため、本論で扱う団体は史的制約も比較的少ない団体でもある。また日本における 3 団体をつなげるキーパーソンの存在もある。

本稿では、第一に、その成立や発足前後の組織を分析しその特徴を比較して、1930 年代への連続性を考察する。第二に、それぞれの連携活動や地域圏構想に関連する記録をもとに、1920 年

代の親欧米グループのアジア地域における地域圏構想について、組織内に内在していた問題について再考を求めべく問題提起したい。ただし、ここでは東アジア地域圏構想や「アジア主義」の歴史的思想的展開やその全体像を論ずるのではなく、国際主義団体の活動がどれだけこれに関与し得る状況だったかに一石を投じたいと考えているからである。なぜなら先行研究⁽⁴⁾は、1930年代に自由主義諸団体が組織的に行動できなかったため、自由主義や国際主義が日本で敗北した原因であるとされ、30年代を中心に個々の団体についての分析と研究が進んできた。しかし、その原因を探るべく時代を遡って検証されることもなく、また類似団体間について同時代の連携や横断的分析や比較はほとんどなされていなかった。むしろ史料制約や筆者の力量もあり、本稿で戦間期前半の国際協調時代の地域圏構想を論じるのは緒論にすぎないが、各団体のスタンスや関連から国際主義団体の役割や意義について今後も考察を続けていきたいと考えている。

2. 日米協会の提携姿勢

幕末の開国以来、日米間で官民ともに人々の交流が行われたことは周知のとおりである。とりわけ19世紀後半に渡米した留学生、財界人や政府関係者らは帰国後、親睦団体を設立して、やがて1898年に米友協会（会長金子堅太郎）を設立した。一方、同時期に日本在留のアメリカ人によっても親睦団体アメリカン・アソシエーションが作られた。第一次大戦中の1917年、それぞれの団体が日米双方向の交流をおこない、相互理解と親睦友好を深めることを目的として日米協会が設立された。⁽⁴⁾ とくに設立初期の会員には、元留学生、とくに金子らをはじめとする法学研究者や専門家、外交官や在米経験ある海軍将校も含まれている。また、渋沢栄一を含む日米ともに財界要人も日米協会に多く関与していた。外交関係もさることながら、日米間にくすぶる排日移民問題への対策として、また貿易促進にも両国社会の理解促進が必要であり、これに強く賛同していたのが金子と、実業界の重鎮で日米協会名誉副会長の渋沢栄一らであった。同会は、やや社交的な特徴があるが、印刷物の発行と日米両国要人による講演、午餐会・晩餐会を頻繁に開いた。だが1924年排日移民法成立に抗議する形で金子が会長を辞任し、以後しばらく徳川家達が会長を勤めた。徳川会長時代の1920年代後半から30年代前半の日米協会では、交流行事の拡大と大衆化が日米の相互理解を助け、日米双方の要人が政策や外交方針についてそれぞれの立場から主張を忌憚なく演説した。とくに日米協会に集った主要人物の多くは、後述の日本国際連盟協会でも初期から会員⁽⁵⁾であったことに留意しておきたい。

さて、渋沢は幕末の青年時代、排外思想の持ち主であったが、国際交流を通じて自らの地域を意識しつつ国際親善促進者へと転換した。渋沢は若い頃の攘夷、排外思想が変化した経緯を日米関係に触れながら話したことがある。「私の排外思想は此時から一変しまして、其れから進んで米国と米国人とを研究し始めたので御座います。研究が進むと共に米国に対する私の信頼と尊敬が

増進して参つたので御座います。一寸考へただけでは日本と米国とは相異つた国々で両国の親善融和を望むなどといふ事は到底不可能事の様に見えます。(中略) 然しながら翻つて精神的道徳的方面から両国民の有つて居る特徴を考へて見ますと、共通の点が実に多いので御座います。例へば正義人道、公平無私、直情径行、虚心坦懐、犠牲精神、博愛義侠、先憂後楽、協力一致、愛国方向、勤勉力行、抑強扶弱、遵法履約等で御座います。斯ういふ風で御座いますから、両国民が相互を能く知りさへすれば必ず親善の実を挙げる事が六ヶ敷ないので御座います。」⁽⁶⁾ 渋沢は自らの経験をふまえて活動の理解を求め、相互理解の重要性を説いた。

ところで1920年代の日米協会では、相互理解と日米協調を促進する活動は数多くあるが、アジア地域圏構想につながる演説はほとんどない。しかし30年代にはいるとアメリカの外交政策であった「モンロー主義」という言葉が現れるようになる。

1932年8月、内田外相がアジア・モンロー主義を臨時議会で言及した。もともとアメリカ外交の用語であった「モンロー主義」の語に、アジアや東洋、日本などに関連する語を合わせた造語があらわれたが、それらの新しい造語はほぼ同義である。同月30日、すでに日米協会会長を離れていた金子が陸軍省において将校ら百名を前に懐旧談⁽⁷⁾を語った。金子の談話内容は1905年初夏、日露戦争講和会議開催直前にセオドア・ローズヴェルト大統領(Theodore D. Roosevelt)と金子の対談だった。席上ローズヴェルトは「アジアにおける『日本モンロー主義』を金子に提出し、「頻にそれを強調」したという。ただし、1905年時点での論を根拠として、「日本モンロー主義」を標榜したとしても、第一次大戦を越え、ワシントン体制、満州事変を経て、さらに大統領本人が没しても、なおこの主義に普遍性を見いだすのはかなり困難である。以後、金子は「日本・モンロー主義」を日本の中国における行動を正当化し、列国がブロック経済圏を形成しようとするさなか、アジア新秩序の建設にまで右翼に近いグループとも接触しながら⁽⁸⁾ 論を張っていくことになる。

実は、この論が出る前の1931年11月、リヒャルト・クーデンホーフ・カレルギー(Richard N. E. Coudenhove-Kalergi)は雑誌『ヨーロッパ』に「日本のモンロー主義」と題する論文を掲載して、欧州における地域主義に異論を挟まず、さらにこの同内容が邦文に翻訳された。⁽⁹⁾ 内田外相がこの翻訳を読んでアジア・モンロー主義と発言した可能性も否定できないだろう。

一方、日米協会設立以来の会員でもある石井菊次郎は、金子の演説と同様、6月21日、ジョセフ・グルー新大使(Joseph Clark Grew)着任の日米協会歓迎会で演説した。石井は「日本が不当に西半球の問題に干渉するが如き愚」か「日本がアジアにおいて平和的自然的な発展をなさんとするを防止」という「二個の不慮の事件」が起きれば、日米間で武力衝突が起これと論じた。⁽¹⁰⁾ アメリカが極東に干渉しない限り日米間は相互の勢力圏を承認するという見込みは、石井のアジア主義への傾向を示すものであった。また1933年12月にもロンドン世界経済会議日本代表団長として日米協会演説した石井は、日米貿易は概して補完し合い調和を保っており摩擦はないという

こと、日米両国はむしろ例外的で、ほかの各国は保護主義に走ったと報告した。石井はロンドン国際経済会議における日米と英仏他列国との対立の論理と内実を報告し、とくに英国のブロック経済化を批判したのである。⁽¹¹⁾ これらは、強くナショナリズムを感じさせるものではないとしても、石井が日本の地位に関して欧米協調とアジアへの指導的地位を目指そうとしていることが読み取れる。この「日本モンロー主義」という語句は日米協会のみならず、とくに石井が会長として活動するなど後述する日本国際連盟協会においても登場することに留意したい。

3. 日仏会館の提携姿勢

フランスと日本との間には、幕末以来友好団体としての仏学会⁽¹²⁾などが設立されて以来、学識者や専門家を中心とした積極的な交流が続いており、1920年代に日仏会館が設置されて現代に至るまでの組織が確立された。

1886年に設立された仏学会は1909年日仏協会と合体したが、1893年から閑院宮載仁が同会総裁に就任した。閑院宮は1883年幼年学校を卒業後、フランスのサン・シール陸軍士官学校に留学した経験を持つ。この経歴により日仏会館初代総裁にも閑院宮が就任した。仏学会初期以来、留学経験ある皇室関係者が名誉総裁や名誉会員として参画しており、日仏文化交流はともすれば政治的意味を持ちうる可能性はあった。

ところが、結論を先に述べるとするならば、日本における日仏交流はむしろ政治性を極力排除し、学術的交流に特化していた。それはフランスとの政治体制の差と言うよりは、フランス政府の海外への文化政策と日本の知識欲が合致した結果でもあった。かくして、日仏交流の特徴は以下の4点に集約されよう。

第一に、フランス語やフランス文学教育、第二に、幕末以来明治初期までの軍事顧問団、軍事教育支援⁽¹³⁾は良く知られる。しかし、1900年代にはいると、新たな二つの特徴が見られる。すなわち、第三にフランス文化及びフランス語に関する普及のための情報センターを設置運営することを挙げておく。1914年3月新任の駐日大使ウジェーヌ・ルニョー (Eugene Regnault) は、就任挨拶で「仏字新聞雑誌閲覧所と図書室を備え、また場合によっては、講演、授業等を開くべき中心を東京に創設」に「プログラムの実行上充分にご協力いたすべきことを確言」⁽¹⁴⁾した。第四の特徴は、日本文化を研究するフランス人研究者の来日、自然科学における日本との共同研究希望者、すでに各分野で著名なフランス人教授の講演のための来日を支援し、そのための施設を作ることであった。1919年フランスから大学使節団 (リヨン大学総長ポール・ジュバン Paul Joubin) が2名来日し「フランス政府によって日本に派遣された使節団の目的は、両国の学者や大学で活動する人たちが、個人的な往来を重ね、また両国の文明について互いに研究することにより、両国の文化的な接近を図ることである」⁽¹⁵⁾を覚書とした。要するに、フランスからの文化流入・受容をはかる

施設とプログラムの提供が主であった。

上記の、第三と第四の特徴が具体的な形となって現れたのは、1921年11月ポール・クロードル（Paul Claudel）駐日大使の着任であった。

日仏会館のような「機関ができれば、日本が世界的な威信を増すこととなるのは明らかである。殊にそこに受け入れられる研究員は、必ずしもフランス人と限らず、チェコスロヴァキア、ポーランド、セルビア、スイス、ベルギーなど、独立はこうした機関を持つほどの資力のない国々の若い人たちも参加できるようにすれば、なおさらのことであろう。」⁶⁶ フランス側がむしろフランス語を介して欧州の多数国と日本をつなげる役割に意欲を持っていたことが興味深い。

このような動きに対し、渋沢は1919年代表団来日時から、古市公威、富井政章、犬養毅、姉崎正治、杉山直治郎らと緊密な接触を保ちながら、また村井吉兵衛から土地建物を提供をうけて実質的な協力を始めた。⁶⁷ またフランスに留学経験ある法学者山田三良に政治家若槻礼次郎も活動に理解を示し、木島孝蔵は常務理事として常にクロードルと接触していた。ちなみに上記メンバーは犬養以外全員が日本国際連盟協会の会員でもある。

日仏協会は日仏会館の基礎ができあがると会則を変更⁶⁸し、1924年日仏会館が正式に開館して日仏交流活動の拠点となっていった。

ところで、日仏間の法学分野での交流は明治初期から密接で、ギュスターヴ・ボアソナード（Gustave E. Boissonade de Fontarabie）が日本の民法草案を作ったことは良く知られる。ところが、これは1892年国会で否決され、以来日本にはドイツ法と比較してフランス法が与えた影響は少ないと言わざるを得ないだろう。しかし、1931年10月6日来日した民法学者アンリ・カピタン（Henri Capitant）は2か月を日本で過ごし、各地の大学、法務省、大阪商工会議所などで講演した。彼の来日以後、法学関係者の来日は増え、また若槻が理事長（1936年4月～1946年12月）に就任したこともこの流れを後押しした。しかし民法学者が多く、国際法学の学識者の来日はなかった。カピタンの来日も満州事変直後のことであったが、彼が民法学者であったことが日仏関係に直接影響を与えず一面では幸いだったのかもしれない。

一方、経済や実業界における関係に目を転じると、渋沢は例外的存在で、ましてや1931年11月に渋沢が没すると事実上の連携は確認できない。したがって、日仏交流活動では、地理的にも貿易関係からも、経済的地域提携構想案や地域統合に関する言質はほとんどなかった。さらにフランス語を介して欧州諸国へアジアの文化を伝えようとするフランス側の意向に対し、日本側では日仏会館を介してアジアに発信するという発想はなく、当然アジア主義的の主張や地域圏構想はおよびもつかない。

ところが、フランス本国には国際連盟の事務局やILO事務局がパリに置かれており、これらとの連携が存在していた。たとえば、実現しなかったが、国際連盟副総裁ガブリエル・アノトー

(Gabriel Hanotaux) が開館式での講演にフランス代表の候補者として挙げられたこともある。しかし日本側では現実的対応を分野別に行っていくことを想定していたようで、国際連盟国際労働局長アルベール・トーマ (Albert Thomas) 一行の歓迎午餐会では、国際連盟の軍事、政治、経済、社会労働など分野をわけて役割を分けることを示す記録がある。「一体国際連盟と云ふものはどうなるかと考へますと、政治的国際連盟は将来或は如何なるかと思ひますが、若し政治的国際連盟が生命を絶つ時代に於ても、労働方面の国際連盟は持続すると思ひます。」⁽⁹⁾ と、消極的とはいえ連携を継続しようとしていたことが伺える。

以上から現実的な連携も少なく、互いに理念を理解しつつも協力体制作りには積極的ではなかったことがわかる。また、ヨーロッパにおける統合構想案も日仏協会からの影響は少ない。ただし、国際連盟協会と知的交流においては、フランスの国際連盟の学芸協力委員会 (会長アンリ・ベルグソン Henri-Louis Bergson) やパリ国際学院のイニシアチブ⁽¹⁰⁾ は大きく、日本でも国内学芸協力委員会が組織され、日仏会館関係者らも深く関与していることは留意しておきたい。⁽¹¹⁾

4. 日本国際連盟協会における国際主義の限界

a) 啓発活動の必要性

そもそも第一次大戦後の日本にとって国際連盟はどのように認識されていたのだろうか。結論を先に述べるならば、加盟する時も脱退する時も日本外交にとって明らかに重点を置くものではなかった。

まず、国際連盟の創設にあたって日本で理解されていたと言い難いことは、牧野伸頭の回顧がよく語っている。牧野は講和会議参加前に、国際連盟を「非常に耳新しく世間の人も吾々も感じて居」⁽¹²⁾ り、「当時から国際連盟に同意をせぬと、頭から会議に列席することは難しいというような感じだった。」と不安感が強かった国内の様子を語る。さらに「私がこの問題に対して一番厭な思いをしていたのは、国際連盟というのは、いずれのそのために主権を束縛されるということになると思っていたことである。各国と行動を共にしなければならぬ、また、外国に対する義務を負わなければならぬというようなことが、いずれ起るであろう。自ら主権の働きを制約するようなことになっては甚だ面白くないという感じを持って居った。」という国家主権の制限に対する強い警戒感であった。

こうして不安感や警戒感をぬぐえないまま日本は国際連盟に加盟し、常任理事国となり、やがて新渡戸稲造国際連盟事務局次長など連盟の幹部を輩出した。日本は連盟において活動の中枢に入り、欧米列国グループの外から欧州問題に対するある程度の調整役割を果たした。これは後述する国際連盟日本代表石井菊次郎の言及からも確認できる。しかし満州事変後の国際連盟脱退は、日本が連盟をどのように評価していたかのひとつのあらわれでもあった。

外交官佐藤尚武が戦後語った部分は、率直に当時のムードを伝えている。昭和「六年、七年、この二年の間、本当に当時のことを思い出すと、いまもってぞっとするような気持ちになります。世界の世論というのは、こんなに力強いものかしらんと思うようなわけでした。日本は世論の袋だたきに会ったりなんかしたことは、その時がはじめてだったのですから、その恐ろしさを私自身が知らなかったし、日本にいる連中には、夢にも考え得なかったことだったのです。連盟が何だ、連盟を相手に回したって何が恐ろしいというような調子で、連盟の存在をないがしろにしていた。軍部をはじめね。あにはからん、現地では日本の立場というものは、非常にみじめなものであった。それまで国際連盟では、日本はわれわれはじめそうだったのですが、一生懸命努力をして、連盟の難問を、日本の努力でもって片付けてやったことがチョイチョイあった。連盟の信用を買うというか、日本という国は頼みになる国だというふうに思わせるために、われわれは本当に連盟で働いていたのです。」²³⁾

また連盟時代一時帰国中の外務省局課長会議の昼食会で、白鳥敏夫条約局長が語ったことを佐藤は次のように回想する。当時佐藤らが欧州の少数民族問題などに携わっていることについて、白鳥が「佐藤さん何だっただあなた方は連盟で骨を折ってるのですか。そういう骨を折ったって、日本の得にはならないじゃないですか。」²⁴⁾と発言し、佐藤は「その時私は、その会議を終えてから、つくづく情無くなって、白鳥みたいな男でさえも、連盟に重きを一つも置いてないものだから、ああいう愚問を發するのだ。」「外務省の要職にある者でさえ、連盟に対して、重きを置くなんてことは考えていなかった。いわんや軍部などは連盟をまるきり馬鹿にしていた。連盟を馬鹿にしたということは、世界の世論というものを、まるで計算にいれてなかったということです。それだものだから満州事変を起こし、リットン報告とか、ああいうものがあって、連盟を脱退せざるを得なくなった。」と語っている。

これらから国際連盟について、中堅外交官でも日本外交のアクターとしての認識が薄く、主権国家の存在以上のものとは十分認識できていなかったことが如実に理解できる。それゆえに国際連盟の存在意義を高く評価する人々にとって啓発活動は重要な課題であったといえよう。

b) 渋沢栄一の役割

財界の重鎮渋沢栄一は日米協会の他、日仏会館には理事長として、国際連盟協会には会長として3団体すべてに深く関わった。渋沢が国際交流活動に関与する最大の動機は経済・貿易発展であり、渋沢の意向を深く理解した周辺関係者が具体的活動でこれらを支えた。

まず講和会議に際しては、添田寿一、姉崎正治を実情視察のために欧州へ出張させ、「実際に於ける私の意志は、将来真正の世界平和を予期するには、向後国際の道徳を向上をせねばならぬ、而して国際道徳の向上は、個人の徳義心に起因するから、両博士に依頼して、其点に就て内外の

学説を講究して貰ひたいのであつた」⁽²⁵⁾との目的を明らかにした。

さらに渋沢は経済活動を通じた国際協調を強調する。

「最近私が衷心喜びに堪えないのは、国際連盟がその事業として、経済方面から世界の協調を図ろうとしておることであります。(略) およそ国家が真正の隆治を希望するには、ぜひともその政治経済を道徳と一致せしめねばならぬものである。而して、国際間の経済の協調が、連盟の精神を以て行わるるならば、決して一国の利益のみを主張することはできない。(略) 経済の平和が行われて初めて各国民がその生に安んじることができる。而して、この経済の平和は、民心の平和に基を置かねばならぬことは、申すまでもありません。他に対する思いやりがあって、すなわち、自己に忠恕の心が充実して、初めてよく経済協調を遂げ得るのであります。」⁽²⁶⁾

そのためにも軍縮は平和実現と財政上からも重要課題であり、ワシントン軍縮会議開催を前に渋沢も軍縮を強く支持した。1921年度の軍事費は歳出15億67千万円の約半額に近く8億円弱に昇り、軍国主義を否定できない状態を危惧した渋沢は、欧州大戦は「要するに経済上の力が遂に勝を制したといふてよからうと思ふ。(中略) 露骨に申せば日英米三国が協力したならば問題も左迄困難ではなく解決するであらうと思ふ。何故我が政府が専心力を入れられぬのかと私は強く申し度い位。」⁽²⁷⁾となっていた。

渋沢は経済成長と貿易、軍縮には日米英の協力が重要であり「未来の国運発展上にも世界的な知識を十分吸収して置かねばならない。白人が幅をきかず、アングロ・サクソンが威張ると云ふのも、知識が汎く道理を極めて居るからである。(略) 将来日本がどうなるか、又東洋がどうなるか判らぬが、(略) 鎖国的では駄目である。勿論連盟の力を絶対とすることは出来まいが、連盟の力で戦争の起ることを予め鎮めることだけでも出来るならば是非必要なものである。」⁽²⁸⁾ 渋沢は、西洋的な論理性と実力を養うこと、長期的視点から連盟の力は絶対的ではないが連盟を絶対善とできなくとも、戦争予防の可能性をもつ機関として支援すべきと冷静な姿勢を保った。

さらに姉崎正治は、渋沢と共に関与した日米関係委員会と日本国際連盟協会から、移民問題などの現実問題の討議も常に「人種と人種との精神的融和といふ事を基本」とし、日米関係委員会の「事業を進める上に於て青淵先生の精神は、国際親和の大本を精神的親和に据えやうとの大義に立つてみた。」⁽²⁹⁾と評価する。

かくして、渋沢は従来から存在していた国際交流団体の人脈、とくに日米協会と日仏協会の人脈に、さらに国内の財界人と外交官や政治家を含む人々を結びつけていた。渋沢は政治経済と道徳の一致が貿易や経済活動を促進し、軍縮が進んで国際平和が実現すると考えた。その具体的な活動のための相互理解と友好促進活動が必要として日本国際連盟協会に関わったのである。

c) 日本国際連盟協会の会員構成

渋沢によって設立された帰一協会³⁰⁾の会員が、日本国際連盟協会創立にも深く関わっていた。その起源について、パリ講和会議中の初夏、姉崎正治は「添田博士と相談してパリに居る帰一協会々員を主とした会合を開き、自分のクラブで会談を重ねた。会合者は秋月大使、海老名弾正、田川大吉郎、深井英五の諸氏であったと記憶する。その結果、国際連盟を盛立てるのが世界平和の最良策であり、その為には日本国民が能くその意義を知り、精神から之に参加する様にするのが肝要だとし、その為に方策を講ぜやうといふを決した。」³¹⁾と帰国後渋沢に報告した。

帰一協会と日仏交流に関係する者がこうして日本国際連盟協会に関与すると、渋沢の創立以来の働きもあり、さらに会員数は順調に増加した。まずは、法学関係者に声をかけたこともあって、政治家関係者の参加も際だっていた。「会員は日々10数名の入会者あり、9月の10日に於て千五百名を越えた。協会では法学士に向かつて入会を勧誘して多くの入会者を得た。勿論始めは智識階級をまとめることに在」³²⁾った。同月12日には尾崎行雄らの講演会が催され、翌日の神田青年会館での講演には、添田寿一、林毅陸、田川大吉郎らが参加して、他の軍縮促進団体の活動を紹介し、同協会との連携を求めた。これに呼応した団体は、世界平和期成同盟、キリスト教徒世界連盟、太平洋問題研究会、日本婦人平和協会、日本平和協会、世界平和会、さらに軍備縮小同志会などが確認できる。これらの団体名だけをみれば、国際主義、親欧米の自由主義団体と即断するかもしれないが、留意しなければならないのは、その内容である。

たとえば、9月17日尾崎行雄、吉野作造、島田三郎が如水会に集まり、吉野が今回の動機を説明し、「吾々は小異を捨てて大同に依つて動かう」³³⁾とワシントン会議に向けて、大々的運動を開始するように求めた。しかし、小異の存在を示唆しており、これら3名はかつてのそれぞれ目指した論調からみてもめざす方向は決して一致していたわけではないのである。

渋沢は以上の3団体に関与していたが、とりわけ連盟協会役員関係者に、各団体に共通して役員をつとめた者がみられる。1921年末の連盟役員一覧によると、その大半は日米協会あるいは日仏協会の関係者といっても過言ではない。とりわけ渋沢と徳川家達は日米協会と日本国際連盟協会それぞれ会長職で互いにコンビを組んだことになる。³⁴⁾

また、1923年11月の会員一覧³⁵⁾によると、会員総数1900名弱のうち、約半数は東京に在住し、植民地や海外にも会員がいる。また香川県と愛媛県の会員数が地方では突出して多いなど地域的な偏りもある。貴族院議員も74名加入する一方、衆議院議員74名のうちが政友会系40名、憲政会系24名、中立系8名、その他・不明2名と政党の所属も確認できた。この名簿作成作業がされたのは政友会系加藤友三郎内閣か山本権兵衛内閣のころであろうか。折から1920年代半ばは両党の外交方針がほぼ一致している状況であり、これら2党の人数比率は妥当といえよう。彼らの経歴のみならず、言論活動も分析することが今後の課題の一つとなろう。

かくして日本国際連盟協会は設立当初から、実に雑多な思想や活動の人々が集まっていたことは間違いない。欧米からの寄稿者もいるが、日本人においても、外交官やジャーナリスト、軍関係者、法学者などの他、女性活動家、社会主義や対外硬にも理解を示す人々さえ含まれている。すなわち、欧米諸国との関係を重視しつつ、中国やアジア地域に対して日本の文化的優位性を強く訴える人々の存在は、決して無視できない存在ではないだろうか。

むろん、設立間もない1920年代前半は、ワシントン体制下の国際協調路線のなかで、政友会も憲政会も対中外交方針は比較的接近していた時期であり、連盟協会の動きにも強い政党色はみられない。しかし会員が地方や男女学生も含めて急増した連盟協会は日米協会、日仏会館とは大きく異なる会員構成をやがて作っていく。

また、退役者も含む軍関係者も、日米協会のような親欧米で国際社会にバランス感覚を持った者のみならず、対中強硬姿勢を崩さない陸軍将校も連盟協会に存在していた。とりわけ、明治中期以降の対外硬派やその流れを汲むグループが存在していたことに留意すべきであろう。たとえば、政党人でも、尾崎行雄、犬養毅、河野広中や花井卓蔵は対外硬派に入るだろうし、対露開戦七博士の小野塚喜平治、戸水寛人、また後の首相近衛文麿も会員であった。この他、外務省の芦田均、秋月左都夫などもおり、『東亜先覚志士記伝』⁶⁰⁾で確認できるメンバーも多い。日本国際連盟協会は概して国際関係に関心を持つ人であれば誰でも加入し得たともいえ、結果として3団体の中では最も右派的傾向を示す団体となったといえよう。

d) 地域圏構想への模索

上記のことから日本国際連盟協会が地域圏構想につながる系譜や議論が比較的早くから現れていたとしても不思議ではない。

早くも1921年ワシントン軍縮会議に際し、大局から観察することを呼びかけ、国家主義者の偏狭的戦争鼓吹に反対する一方で、注目できる論が登場した。「日本の支那に於ける特権的地位或は東洋に於ける優越権も夫々立派なる理由あらん。吾人は之を捨てよと云ふにはあらず。只之より更に大なるものを得よと云ふにあり。」「吾国は世界に向かつて正義を主張するに最も都合よき地位に立てり。世界人類の代弁人となりて、世界永遠の平和の基礎は何なりやを世界に指示し得るは日本人なり。支那と共に。支那の為に、従つて東洋民族の為に、世界の門戸開放を叫ぶべし。消極的、臆病なる外交は最早国を救ふ以所に非ず。」「民族間の争の原因を根本的に討議すべし、解決すべし。軍備は制限せよ、撤廃せよ。凡ては人類の覚悟如何に在り。決して疑と我儘の為に世界の推進を妨ぐる勿れ。」⁶¹⁾との論が現れた。確かに結論は正論だが、その直前の文は日本の優位性、東洋における優位を自己評価しており、事態の進行如何で日本の対アジア強硬姿勢を肯定する基盤をつくるものであった。

中国論などの国際問題に論を張り、対華 21 か条要求作成にも影響を与えたと見られる意見書を外務省に提出していた神田正雄も「日本先づ、国民教育の根帯より改善を企て、事実にて支那人を誘導する事が先決問題であると信ずるものである」⁽³⁹⁾ と日中提携論の前提として日本の誘導を正当化してその優位を説く。

このような論陣が現れるうち、『国際知識』に「巻頭言」欄が 1923 年 7 月以来たびたび現れた。折からの臨城事件を話題として、「我国が支那の自己救済の努力に協賛しやうとする誠意を諒解せしめて、東洋平和の確立に精進し得る絶好の機会であらねばならぬ。」⁽³⁹⁾ と日本の指導力に自信を強く見せた。さらに「最近又もや台頭して来た支那共同管理論については日本は最も痛切な利害を有する一国として慎重に考慮すること」と、関係列国による中国共同管理論への警戒を示した。

しかし、ここで留意しなければならないのは、日本国際連盟協会の機関誌の巻頭に連続して現れる記事が、極めて強力に日本の中国に対する優位性を主張していることである。

またキリスト教グループからもアジア地域論に人種論さえ持ち出すものもあらわれた。神崎騎一は日米関係を中心におきながらも、日本が太平洋における責任者であること、またアメリカが国際連盟に不参加であることに不満を持ちつつ、太平洋問題調査会の役割を高く評価した人物であった。神崎は日本が「少なくとも世界の一局部に於て更に自主自立的なる積極的行動をとつて然りである」と信ずる。而して太平洋は当然日本の責任区域である。有色人種が大部分を占むる太平洋は、其の先進国である日本が率先して骨を折る責任がある。人口及人種問題の解決には有色民族の解放が必要である。実際問題としては有色民族を白色人種と同じ水準迄に物質的にも政治的にも引上げねばならぬ。此の大なる事業の爲めに米国との了解と提携の肝要なることは申す迄もない。然れ共国際連盟の精神と勢力を太平洋に引込む事は更に大切である」⁽⁴⁰⁾ と述べた。神崎は、国際連盟理事国として日本は地位を得ても、当の国際連盟では日本にとって重要な太平洋に関する問題についてほとんど課題とならないことを批判した。またキリスト者として日米連携や太平洋提携論には首肯できる一方、アジアや有色民族に対しての日本の優位性、指導力を大きく支持した。

欧州でクーデンホーフ・カレルギーと知己になって帰国したばかりの外務省欧米局勤務の永富守之助（のちの鹿島守之助）は、「東亜連盟」成立の必要性を説いた。⁽⁴¹⁾ 永富は 1926 年 8 月の長崎の第 1 回汎亜細亜会議から説き起こして、アジアの経済的連携が必要であり、中国の門戸開放機会均等に反するものではないと述べる。永富は欧米の連盟形成を歴史的にも同時代的にも分析比較して、読者にアジア地域連盟形成の有効性を意識させようとした。

このようななかで対中政策に強い関心を持つ支持者に支えられた政友会田中義一内閣があらわれると、『国際知識』でも田中内閣を支持する論調に容易に変化しうることになった。山東出兵などへの対応も含めて中国に関する共同管理論への警戒や批判は巻頭の「主張」にたびたび掲載されるようになる。国際連盟による共同管理論批判⁽⁴²⁾ が再び論じられ、済南事件の解決にも国際連盟のみ

ならずアメリカの協力が必要と説くが⁽⁴³⁾、日貨排斥対策⁽⁴⁴⁾を求めると政府擁護の姿勢は明確であった。

欧州の不況に対する経済問題に1931年1月、欧州連合研究委員会は「経済上の地位改善の為に我等が為し得る務は欧州平和の確保に在り」との決議を出したが、これに対して国際連盟内の現状維持派と反対派の抗争のあらわれにすぎず、「筆者は平和宣言などやつた所で此御題目に依り連合案がうまく纏まるものとは考へない」こと、決議のようなものであれば「何も欧州連合委員会をもたなくとも、国際連盟の在来機関に依りて十分に成し得る」と主張した。⁽⁴⁵⁾

このような論調は満州事変以前の段階で、欧州の連盟加盟国、とくにフランスに対する猜疑感、あるいは連盟組織そのものの不要感が日本国際連盟協会内に存在していたことを示唆する。あるいは、連盟組織はそれが存在したとしても、一方で欧州内の歴史的な覇権抗争が国際連盟内の欧州国間でなおも継続していると認識していたともいえる。

確かにこのころのヨーロッパ連合について、フランス外相アリスティード・ブリアン (Aristide Briand) の構想と、これに賛成のドイツや反対意見のイギリスなど、賛否様々な反応が総論としてあらわれていた。ましてや具体的な統合・連合に向けての意見は一致することなく、統合や連合とはほど遠い実態がすでに20年代後半から少しずつあらわれていた。⁽⁴⁶⁾

これを日本は、欧州のブロック経済や地域構想を教訓とし、比較と対抗意識からアジアにおけるブロック経済圏形成への足がかりにしようとしたと考えることができる。ブリアン外相の「欧州連合案」への連続批判⁽⁴⁷⁾から国際連盟内の欧州連盟としてブロック化を批判する一方で、アジアにおける同様のブロック形成構想をいっそう意識させられたともいえる。このような流れの中では、連盟協会の機関誌においても満州事変を境に論調が経済的から政治的な地域圏構想へと容易に変化していくことを理解するのは可能であろう。

とりわけ1931年9月以降の「巻頭言」をみるだけでも、日本国際連盟協会の姿勢は硬化し始めている。同年夏の中国の日貨排斥を強く批判し「民国朝野の反省を求め」⁽⁴⁸⁾ようになったのである。さらに満州事変が始まると、巻頭言にあらわれる中国批判は徐々に厳しく変化した。一方で「我が国が既に連盟の一員である以上は此の議論を余り拡大して連盟規約を無視するところまで進めることは出来まい」⁽⁴⁹⁾と、国際連盟の範囲においての原則を保持し、国際法を遵守しつつ、これを利用することで事態を容易に切り抜けられるとみていたのであった。

ところが早くも論説では国際連盟脱退論が11月号にあらわれた。若槻礼次郎内閣の不統一を懸念し、なおかつ国際連盟に対する態度方針を決定することが「目下の最急要の問題」⁽⁵⁰⁾であるとし、連盟設立時から参加し理事国の一つであるが「改めて再吟味をする必要」があると田川大吉郎は述べる。1931年当時国際連盟に55か国が加盟していたが、脱退は可能でありアメリカは加盟していない。「我が国も、若し欲するなら、若し脱退するがいいと思ふなら、奇麗、さつぱり

脱退して、その規範の外に立ち、為したいと思ふことを、思ふ存分やつて見るが可からう。(略) 連盟を是認するか、連盟を否認するか、明かにそれを決するが宜しい。」と、内閣不一致を批判しつつ、同時にこの段階で、連盟に対する政府の態度決定を迫るところまで厳しい論調を出した。日本国際連盟協会には多くのキリスト教信者も参加したが、彼らからのいわばアンチテーゼが結果的には早期連盟脱退への可能性の存在を示唆した論でもあった。

ところが、1932年1月以降スティムソン・ドクトリンの公表やリットン調査団の派遣に至るころから『国際知識』の「巻頭文」は日本の独自性を主張し始め、さらに同年後半には中国や満州問題について、「我国が満州国を承認しても満州国が未永く我權益を確保して呉れるや否やは不明である。故に承認問題とは別に或は之と相関連して我国と満州国との関係を規律する必要がある。而して対満国策の根本問題はこれであらう。」⁶¹⁾と、列国と態度を必ずしも一つにしないという方向を示した。

さらに連盟やヴィクター・リットン卿 (Victor A.G.R. Bulwer-Lytton) からの解決案提出前から国際会議へのヨーロッパ多数国の介入に懐疑的な姿勢も表した。ローザンヌ会議などの第一次大戦後の国際会議で「紛争が無責任なる多数小国の参加する国際会議に於て、多数決等の方法に依り簡単に解決し得られるもの」⁶²⁾ではないこと、強国間の紛争は当事国間の直接交渉しかなく、「無責任ある多数者の介入は却つて有害」であり、解決案をいかに作ろうとも、「これを其の儘当事国に強制し得るものとは考へられない」こと、そしてヨーロッパの賠償問題をローザンヌ会議で成功させたように、日中間の問題は「結局日支満三国の直接交渉に依るの外なき」と主張するのである。

10月2日リットン報告書が出され、日本を侵略国と認め国際連盟条約違反国としたことについて、「斯の如きは日本国民の堪へ得ざる所であるから我等は飽迄も此点に付報告書の誤を是正すべく努力せねばならない」⁶³⁾と、国際連盟の態度に真っ向から挑戦したのは「巻頭言」であった。

国際連盟の理事国である日本でありながら、当の日本国際連盟協会は明らかに独自の道を歩き始めていた。その主張の頂点は日本を中心とする極東部会の設置提唱であり、国際社会からの長期的孤立の予想だった。1932年末には「特異の事情の存する世界の各地方、殊に極東には一つの常設部会を設置し直接利害関係を有する諸国の代表者のみを以て之を組織して同地方に起りたる事件は先づこの部会に於て取扱はしめ、理事会又は総会は単に最終的拒否を与ふるに過ぎざる事とすべき」⁶⁴⁾と、地域部会の設置と上部会の効力を制限することに言及した。さらにリットン報告書について、「我等は相当長期に亘つて満州国が承認せられず、従つて我が国と列国との対抗状態が継続するものと覚悟せねばならない。我国は其の間全然独力に依り我国自信の進歩を計るは素より満州国の健全なる発達を援け東洋の平和を維持しなければならないのである。」⁶⁵⁾と国際連盟脱退直前の時期に発表していた。国際連盟脱退への経緯では松岡洋右や外務省はもともと脱退の意志はほとんどなかったことはよく知られていることと比べると、巻頭言は満州事変直後から強硬姿勢を

保っていたといえよう。

実は、これらの巻頭言を記したのが外務省から連盟協会主事となった赤松祐之である。赤松は1910年東大を卒業、外務省に入り通商局、ブラジル在勤などを経て1931年ホノルル総領事を最後に外務省を退職、日本国際連盟協会に入った。すでに大正末期から『国際知識』に寄稿⁶⁵⁾しており、排日移民問題についてアメリカ人の感情と信念から「優生学的見地より法律を以て」移民制限している現状から、「移民問題は結局人種問題」と当初から厳しい論調が見られる⁶⁶⁾。その赤松が満州事変の前後に連盟協会に入れば、論調が中国に対して厳しくなるのは自然であろう。その上、国際連盟組織そのものにも疑問を呈する巻頭言まで残すのである。

ただし、このような経験は赤松だけに限らない。1931年以降に突然現れたのではなく、1920年代から徐々にあらわれていたのであった。たとえば、石井菊次郎の国際連盟での経験談が、山東出兵や張作霖爆殺の事態で日中関係の緊迫がやや収束した頃、日米協会と日本国際連盟協会で講演されたことがある。これらも日本の国際連盟軽視につながる予兆を示唆する部分がある。石井は、連盟総会に出席したが、欧州大戦中に対華21か条要求や戦時成金があらわれて「火事場泥棒をした」⁶⁷⁾と日本は不評判で、第1回第2回連盟総会は立場上苦しかったことを吐露した。日本側は語学力も不足であったが、これは若い人が成長をし「三四年経つ内に段々空気も改善して参りました。其間理事会で私は出来るだけ沈黙を守って所謂誠実と勤勉をやつて居つた」と述べる。

さらに、1923年8月末のゴルフ事件⁶⁸⁾への対応をめぐる理事会での石井の経験談は、日本のその後の方向を示唆する事件でもあった。イタリアは連盟理事国であり、ギリシアもこの事件についてのみ理事会協議に参加を希望した。が、理事会開催前の協議に「原被国両国の代表者を入れては相談が出来ない」⁶⁹⁾こと、「詰り是が為めに大国でも小国でも理事会員の国が当事国になつた時には理事会は其会員を抜かしても、名は御茶の会といつても何といつても会議を開いて宜いと云ふ前例」ができた。すなわち、当事国以外の理事国や主要国によって非公式に対応姿勢が理事会開催前に決定されていった。さらに、公開の理事会で現地調査報告がなされ、追い詰められたイタリアの立場について、石井は「本件は他日万一の場合に日本の参考にと兼々考へて居つた」と述べて、講演の最後に、「ゴルフ問題の先例がある。事実国際の与論と云ふか、意外に強い」、「公式の問題でなくても議論の間に日本はしたたか叩かれることと見なければならぬ」と締めくくった。石井は中国問題にも国際連盟の列国が介入したら、むしろ日本にとっては組織的に厳しい環境が生じるという可能性を認識していたといえる。ゴルフ事件では、大国が小国を抑えたという結果と同時に、弱小国が国際連盟に提訴すると大国も批判されて不利となる結果となった。さらに「大国でも小国でも理事会員の国が当事者になつた時には理事会は其会員を抜かしても、名は御茶の会といつても何といつても会議を開いて宜いと云ふ前例」もできたことを認めている。

以上の石井の演説は、仲裁に入った初めての例から、紛争仲裁に対する警戒よりは、国際連盟の

仕事について理事会と自身を自己評価したに過ぎないかもしれない。しかし、以後当事国以外の要国代表理事らが非公式に会議を開くことが増え、紛争に直接の利害関係のない国が介入することが増加した。

やがて満州事変が起きると石井の中国政府への批判は厳しくなっていた。石井は日本国際連盟協会会長に渋沢の後任として就任し、日本の中国における自衛権を強く主張して、「支那に於ける現状は全然他に類例を見ざる新奇異常なるもの」⁶¹と中国を厳しく批判するのである。

このような石井の演説を見ると、日本国際連盟協会ではすでに1920年代設立間もない時期から渋沢の理想としたようなアジア地域の緩やかな経済的連携ではなく、明確に日本を頂点とするアジア地域構想につながる論が着々と用意されていたといえよう。

5. おわりに

以上、1920年代を中心に、日米協会、日仏会館と日本国際連盟協会の国際交流3団体について、団体間の連携とそれぞれの団体が目指したアジア地域連携について探ってきた。これら交流団体間の提携は決して非常に密接とはいえないものの、設立当初の主要人脈はつながっていることが確認できた。しかしアジアにおける地域圏構想をもっとも明確に打ち出していくのは日本国際連盟協会であったことは、国際連盟の設立経緯や連盟協会の設立目的から考えると論調の変化が大きく、むしろ意外な展開といえるかもしれない。

一方、日仏会館は、両国の学識者や留学経験者を中心とするメンバーにより、さらにフランス政府の文化政策やフランス社会におけるジャポニスム嗜好もあって、アジアにおける文化戦略と地域連携構想とが連関する場面はほとんど発生しなかったといえてよい。それでもなお日仏会館と国際連盟との組織的連携は、日米協会と比較すれば強かったといえよう。

その点、日米協会は、多くの実業界、学識者、外交官、軍将校、貴族院・衆議院議員を含み、さらにアメリカへの留学または滞在経験者もフランス滞在者より多く、組織的にも大きい。それゆえに、1920年代の日米間の政治経済関係を考慮すると、国際団体のなかでも内外への影響力の大きい団体であったことは間違いないだろう。ただし、アジア地域圏構想に直接つながるような演説は日米協会内ではほとんどなかったというのが結論である。

ところが留意すべきことは、「アジア・モンロー主義」の用語が、内田や石井など日本外交に関係する人物からあらわれた。日米協会は、日露戦争前後のローズヴェルト、アメリカ大統領の言葉「アジア・モンロー主義」の言葉の引き出すことを可能にし、支持する人々に「場」を提供した。すなわち日本の地域圏構想に正当性を容易に喚起させる契機を与えたのが日米協会やこれに関連する人物であったといえる。

こうして親仏、親米の二つの団体をみてくると、日本国際連盟協会はもっとも「国際主義」に

近いと一見連想させるのだが、実は種々雑多なメンバーの集まりだったことがわかる。すなわち、他の国際主義団体に加入していた親英米の「国際主義」者とともに、同時にアジア主義の流れや対外硬の流れを汲む人々の存在を忘れることはできないのであり、両者はともに日本の国際社会からの孤立化への伏線を作ったことになる。あるいは両者の平行した機関誌における誌面構成は、国際連盟の啓発と同時に、日本の国際連盟に対する論理をも作る素地を与え、満州事変における日本の態度を正当化させる論理のすりかえをも容易にさせた。あるいは、経済的な地域提携論や地域圏構想の発想を排除して、東アジアにおける日本の覇権を明確にした地域圏構想、すなわち後の「大東亜共栄圏」の論理へと転換させる一助となってしまったのである。

しかし、ここに右翼や右派グループの組織的性格にも留意したい。筆者はかつて1930年前後の右派グループの活動実態を論じた⁶⁾が、これらも従来から言われていたほどの結束力はなく、一枚岩の運動体ではなかったことを実証した。これらをふまえると、本論では拙い筆者の試みではあるが、戦間期日本のとくに1920年代の「国際主義」活動と1930年代のこれらの団体の運動に連続性があることをここで問題提起できたと考える。

日本がそれでもなお20年代国際協調路線にとどまることができた背景には、渋沢栄一存在は大きい。渋沢は3つの団体にリーダーとして深く関わり、また彼にも連なる徳川家達や、渋沢の意を汲む人々の実働が大きかった。しかし満州事変が発生し、その直後11月渋沢が没すると、大きく方向を転換する力を止めることができなくなった。

日本国際連盟協会「巻頭言」の論調変化はここからも説明されるし、同時に低迷していたアジア主義者たちに活動の場を与えたのであった。日本国際連盟協会の啓発活動や、1920年代の欧州文化への憧憬や受容、社会主義者や欧州知識人論文の翻訳、エスペラント運動なども20年代のうちいつしか排除された。右派グループも多様であったと同様に、いわゆる「自由主義」グループも実は1920年代多様だったのである。

長期的巨視的にみれば、幕末以来のアジア地域圏構想のなかでは、国際団体の構想や提携論は決して主流ではないし、またこれを過大評価するべきではない。しかしながら、これらの団体がもたらした欧米社会の動向情報や紹介は、日本の実情についていやおおなく比較する意識を目覚めさせる契機となったこと、さらに欧米の動きにいわば模倣する契機を与えることになったのである。

注

- (1) 渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料 第48巻』(龍門社、1961年)585-589頁。
- (2) 1918年11月25日「日誌 第一号」(日米協会所蔵)。
- (3) 日本国際連盟協会については、緒方貞子「国際主義団体の役割」『日米関係史 開戦に至る十年、3 議会・政党と民間団体』(東京大学出版会、新装版 2000年)、池井優「日本国際連

- 盟協会 —その成立と変質—』『法学研究』1995年2月、同「日本国際連盟協会 —その光と影」『外交時報』1997年3月。山形誠一「国連普及運動の五十年（Ⅰ）・（Ⅱ）」『国連』1968年6月、9月。岩本聖光「日本国際連盟協会 ～30年代における国際協調主義の展開～」『立命館大学人文科学研究紀要』2005年。また日仏会館に関して、拙稿「日仏会館における日仏交流の展開 —1930年代日本における国際交流団体の活動再考—」「欧州統合とアジア」『常磐国際紀要』第13号、2009年を参照されたい。
- (4) 日米協会について、拙稿「日米協会の演じた役割 ある交流団体の戦後」波多野勝編『日米文化交流史』（学陽書房、2005年）、拙稿「戦間期の日米協会 ——多角化する国際交流とその限界——」『渋沢研究』（20号、2008年）を参照されたい。
- (5) 日本国際連盟協会会員（1923年11月1日現在 創設最初の名簿）で、かつ日米協会（1918年版 創設最初の名簿）会員は以下のとおり確認できる：姉崎正治、藤原銀次郎、藤瀬政次郎、深井英五、福井菊三郎、福沢捨次郎、郷誠之助、蜂須賀正昭、原六郎、服部金太郎、土方久徴、穂積陳重、井上準之助、岩崎小弥太、金子堅太郎、牧野伸顕、三井八郎右衛門、奈良武次、阪谷芳郎、幣原喜重郎、渋沢栄一、沢田節蔵、佐藤鉄太郎、徳川家達、吉野作造、結城豊太郎、添田寿一、和田豊治、山根武亮。
- (6) 小畑久五郎「日米親善と故渋沢子爵」『国際知識』1932年2月。
- (7) 1932年8月31日、9月1日、同月2日付『東京朝日新聞』。
- (8) 「海軍中将上泉徳弥の国体館建設運動—教化団体国風会の紀元二六〇〇年記念事業計画」『常磐国際紀要』第9号、2005年。
- (9) R. クーデンホーフ、吉村信成訳「日本のモンロー主義」『国際知識』1932年1月。
- (10) 1932年6月22日付『東京朝日新聞』。
- (11) 1933年12月7日、日米協会における石井菊次郎演説、「Special Bulletin」1934, No.14。（日米協会所蔵）。
- (12) 安岡明男「仏学会に関する基礎的研究（Ⅰ）・（Ⅱ）」『法政大学文学部紀要』第42・43号、1997・98年。
- (13) 篠原宏『陸軍創設史 フランス軍事顧問団の影』（リポート、1983年）参照。
- (14) ベルナルド・フランク、彌永昌吉「日仏会館の歴史、目的および活動」『日仏文化』（第31号、1974年）129頁。
- (15) 同上、130頁。
- (16) 同上、137頁。
- (17) 前掲『渋沢栄一伝記資料 第36巻』251—367頁。
- (18) 前掲『日仏文化』140頁。会則上、日仏会館の会員はすべて協会の会員でもあり、日仏協

会は任意団体として、1) 日仏人間の交際を緊密にすることと、2) 仏語及び仏語による学科の教授を奨励して、なおかつこれを用意ならしめることを目的としていた。

- (19) 前掲『渋沢栄一伝記資料 第36巻』342頁。1928年12月15日、国際聯盟国際労働局長アルベール・トーマ及び一行歓迎午餐会における添田寿一の談。
- (20) 廣部泉「国際連盟知的協力国際委員会の創設と新渡戸稲造」『北海道大学文学研究科紀要』2007年。
- (21) 山田三良「国際連盟と学芸協力 ——日本学芸協力委員会の創設」『国際知識』1926年6月号。
- (22) 牧野伸顕『回顧録(下)』(中央公論社、1978年)174-175頁。
- (23) 古田徳次郎、小幡操、小林庄一編「人物政治資料 佐藤尚武(一)」(社団法人国民政治研究会、1969年3月14日)63-65頁。
- (24) 同上、75-78頁。
- (25) 前掲『渋沢栄一伝記資料 第36巻』376頁、および『国際連盟』1920年11月号。
- (26) 渋沢栄一「御大礼に際して迎える休戦記念日について」(1928年11月11日ラジオ放送)前掲『渋沢栄一伝記資料 第48巻』265頁。
- (27) 渋沢栄一「軍備縮少と日本の将来」『国際連盟』1921年11月号。
- (28) 山川端夫国際連盟協会副会長「渋沢前会長の追憶」『国際知識』1932年2月号。
- (29) 姉崎正治「国際関係と青淵先生」『国際知識』1932年2月号。
- (30) 帰一協会は渋沢を発起人の一人として1912年に設立された。同会の規約によると「本会ノ目的ハ精神界帰一ノ大勢ニ鑑ミ、之ヲ研究シテ之ヲ助成シ、以テ堅実ナル思潮ヲ作りテ一國ノ文明ニ資スルニ在リ」とある。前掲『渋沢栄一伝記資料』第46巻432頁。
- (31) 姉崎正治「国際関係と青淵先生」『国際知識』1932年2月号。
- (32) 「日本の平和運動」『国際連盟』1921年10月。
- (33) 同上。
- (34) 1921年末の「国際連盟協会 役員表」『国際連盟』1921年12月。
総裁 徳川家達、会長 渋沢栄一、副会長 阪谷芳郎・添田寿一
監事 大倉喜八郎、団琢磨、江口定條
理事 井上準之助、林 毅陸、穂積重遠、頭本元貞、吉井幸蔵、田川大吉郎、
山田三良、姉崎正治、富岡恒次郎、山川端夫、秋月左都夫 近衛文麿
- (35) 『国際知識』1923年11月。
- (36) 黒龍会編『東亜先覚志士記伝 下』(原書房、1966年)から、国際連盟会員の中に予てからアジアへの強硬姿勢を示してきた花井卓蔵、犬養毅、尾崎行雄、板倉勝憲、小林丑三郎、河野広中、近衛文麿、長瀬鳳輔、大倉喜八郎、櫻井徹三、白井新太郎の名を確認することができる。

- (37) 「時事評論」『国際連盟』1921年8月号。
- (38) 神田正雄「日支関係の現在及将来」『国際知識』1923年6月号。対華21か条要求前の神田から1914年10月10日外務省に提出された意見書については、「日独戦争ノ際ニ於ケル帝国官民ノ支那其他ノ意見書雜纂一、二」（外務省外交史料館所蔵）、拙稿修士論文「立憲同志会の成立と加藤高明の外交指導」参照。
- (39) 「巻頭言」『国際知識』1923年7月号。
- (40) 神崎騎一「太平洋問題と国際連盟 一連盟は欧州連盟たるべからず」『国際知識』1926年6月。神崎はクリスチャンで関西学院高等商業部長を勤めたほか、第1回太平洋問題調査会に参加した。
- (41) 永富守之助「現代の超国家的連合運動の一支脈としての汎亜細亜運動」『国際知識』1926年10月号。
- (42) 『国際知識』1928年3月号。
- (43) 『国際知識』1928年6月号。
- (44) 『国際知識』1930年5月号。
- (45) 「主張 欧州連合案の現在」『国際知識』1931年3月号。
- (46) 清水貞俊『欧州統合への道』ミネルヴァ書房、1998年、3-5頁。
- (47) 『国際知識』1930年8月号、10月号、および1931年3月号。
- (48) 『国際知識』1931年9月号。
- (49) 赤松祐之「巻頭言 応訴義務を受諾し一般議定書に加入すべし」『国際知識』1931年11月号。
- (50) 田川大吉郎「満州事件と国際連盟」『国際知識』1931年11月号。
- (51) 赤松祐之「巻頭言 速に我が対満政策を確立すべし」『国際知識』1932年7月号。
- (52) 赤松祐之「巻頭言 直接交渉に依るの外なし」『国際知識』1932年8月号。
- (53) 赤松祐之「巻頭言 リットン報告書」『国際知識』1932年11月号。
- (54) 赤松祐之「巻頭言 極東部会を設置すべし」『国際知識』1932年12月号。
- (55) 赤松祐之「巻頭言 長期孤立の覚悟」『国際知識』1933年3月号。
- (56) 赤松祐之「加州問題を論じて人種問題に及び」『国際知識』1922年3月号、および同「震災と移民問題」『国際知識』1923年11月号。
- (57) 赤松祐之「加州問題を論じて人種問題に及び」『国際知識』1922年3月号。
- (58) 石井菊次郎「国際連盟の真相」『国際知識』1928年8月。
- (59) コルフ事件は1923年8月、ギリシア・アルバニア国境紛争調停のために送られたイタリア代表団が何者かにより殺害されたことに端を発する。これを機にイタリアのムッソリーニ政府はギリシアに艦砲射撃をおこなってコルフ島を占領し、これに対してギリシアは国際連盟に提訴

した。このコルフ事件について、連盟理事会では、日本は両国に事実上の利害がなく石井が理事会議長として担当した。が、結果として組織的な武力行使は限定的であれば許されるという国際法上の先例となったとされる。

- (60) 石井菊次郎「国際連盟の真相」『国際知識』1928年8月号。
- (61) 石井菊次郎「国際連盟と支那問題」『国際知識』1932年4月号。
- (62) 拙稿「ロンドン海軍軍縮会議と反対運動再考」『常磐国際紀要』2004年、第8号。

(常磐大学 国際学部 非常勤講師)

研究論文

eラーニングシステムと学部コースウェアの開発

堀口秀嗣、石川勝博、寺島哲平、北根精美、塩雅之、町英朋、星名由美

Developing of Tokiwa e-Learning system and course ware

1 研究の背景

本研究は2006年7月に文部科学省の現代GPに採択されなかったことが契機で、次年度の申請の段階での取り組みの進展を創り出すために、大学独自の予算でも研究を始めようとして、学内共同研究として研究を発足させたものである。幸い、2006年度の学内共同研究に採択され、常磐大学のeラーニング研究をスタートさせることができた。

eラーニングでは、①開発支援や実行支援といったシステムの問題、②学習者登録や結果のフィードバックなど運用の問題、さらに、③コースウェアの自作の問題など、取り組むべき問題は広範囲にわたる。これまで語学学習や資格取得などの市販のeラーニングシステムの学生への提供しか経験のない本学では、どれも相当のマンパワーをかけて充実させなければならないが、2年間という共同研究の期間を考えて、(1)コースウェア開発、(2)学内の研修会の開催、(3)eラーニングシステムの機能拡充・システム開発の3点に絞って研究に取り組むこととした。

本稿では、上記の研究内容の中から、eラーニングシステムの構築方法とeラーニングを用いた授業実践の2点について報告を行う。eラーニングシステムの構築方法では、採用した2つのeラーニングシステム(e-L倶楽部、Moodle)について概要を述べ、実際の構築と学習記録集計ソフトウェアについて報告する。eラーニングを用いた授業実践では、5件の実践例について述べる。

執筆は、1章を堀口、2.1を堀口、2.2を町、2.3を塩、2.4を堀口、3.1を石川、3.2を寺島、3.3を堀口と北根、3.4を星名、3.5を塩、4章を堀口で分担した。

2 eラーニングシステムの構築方法

eラーニングシステムを導入する場合、管理システムとコースのコンテンツをどのように位置づけるかで運用形態が異なる。例えば、北海道情報大学が現代GPで開発したe-Learningシステム

は、「学習者適応型 e-Learning システム」と呼ばれるラーニングポートフォリオを中心としたシステムであるが、これは管理システムとしては Moodle (本稿 2.2 参照) を採用し、コンテンツそのものは独自開発のものを使用している。また、岐阜女子大学では、管理システムから外注して導入しており、独自色を前面に打ち出すシステムで授業を行っている。本研究では、管理システムは Moodle を利用し、コースのコンテンツは e-L 倶楽部 (本稿 2.1 参照) で独自に開発するというような運用形態をとることとした。

2.1 e-L 倶楽部の開発と特徴

e-L 倶楽部は堀口が中心になって、北海道情報大、十文字女子大、川村学園女子大の研究者とプログラム開発力のある初等中等教育の学校の教員が協力して開発しているフリーの eラーニングシステムである (荒他, 2007)。オーサリングシステム (メーカー:作成支援ソフト) とエグゼキュタ (ビューワ:実行プログラム) の 2つのソフトウェアからなる。メーカーは中等教育の生徒でも作成できるような使い易さであり、コースウェア設計を教員がすれば、学生でも入力・チェックができる。ビューワは、サーバ上に設置して実行するもの (サーバ版) と、サーバを用いずに PC で実行するもの (ローカル版) の 2種類が用意されている。いずれの環境でも、学習者はブラウザさえあれば学習することができ、学習記録を残すことができる。サーバ環境では、後述の Moodle と併用する。

2.2 Moodle の特徴と運用環境

2.2.1 Moodle とは?

Moodle はコース管理システム (Course Management System, CMS) もしくは学習管理システム (Learning Management System, LMS) と呼ばれるソフトウェアの一つである。特徴は大きなものを取り上げると 2つあり、一つはオープンソースで公開されていることであり、それによりユーザの環境に応じて改変や拡張が可能となっている。もう一つは、無償で利用することができることであり、導入・運用時のコストが最小限ですむ。

2.2.2 稼働に必要な環境

Moodle が稼働するプラットフォームは、Linux (Unix 系)、Windows、Mac OS X となっているが、コース管理システムとしての性格上スタンドアローンの環境で運用することにはあまり意味がなく、クライアントサーバシステムベースで運用するのが本来的であるとすれば、導入すべきプラットフォームは限られてくる。また、実際問題として、自サイト内で環境を構築するにせよ他サ

イトでレンタルするにせよ、導入や運用に関する情報量という点では Linux (Unix 系) のプラットフォームが一般的であるように思われる。

Moodle 自身は PHP というスクリプト言語で記述されており、講義の資料や学習者の学習履歴、もしくは教授者と学習者との電子的なやりとりで発生する様々なデータについては、それらを外部のデータベースに格納している。したがって、実際に Moodle が必要とする主なソフトウェア群 (ライブラリ) は、Apache などの Web サーバ、MySQL や Postgres などのデータベースサーバ、そして両者を取り持ち動的な Web ページを構成するためのスクリプト言語である PHP である。もちろんグラフィカルなオブジェクトを扱うのであればそれをサポートするライブラリが別途必要になるが、Moodle そのものを稼働するのに必要なコアなライブラリは前述の 3 つのメジャーなソフトウェアである。

Moodle は日々開発が行われており実装内容・機能等によりバージョンが異なるが、Moodle のどのバージョンを導入するかどうかはどの機能を利用したいかというよりはむしろ、導入に必要な MySQL などの各ソフトウェアのバージョンがどれかということにかかっている。なぜならば、Moodle のバージョンが各ライブラリに強く依存しているからである。例えば、安定版リリースであるバージョン 1.9.5 系では PHP はバージョン 4.3.0 以上、MySQL はバージョン 4.1.16 以上が導入条件となっており、開発版リリースであるバージョン 2.0 系では、PHP はバージョン 5.2.8 以上が、MySQL はバージョン 5.0.25 以上が必要となる。したがって、このように、コアなライブラリである PHP と MySQL のメジャーバージョンによって導入可能な Moodle のバージョンが制限されてしまうため、運用するサーバに導入されている各種ライブラリに対応する Moodle のバージョンで稼働することになるという点には注意が必要である。

2.2.3 「コースサイト」の登録

Moodle では科目に相当する一つのまとまりを「コースサイト」として CMS 上に構築する。コースサイトは、履修者に相当する登録メンバーと教員が担うであろうコース作成者が、教材やテストや掲示板等を活用して学習の場を展開するところである。コースサイトの登録は、管理システムの管理者かもしくは設定許可が与えられている教員自らが行う。

2.2.4 Moodle における「リソース」と「活動」

コースサイトは、実際は教材や資料などを掲載しなければ更地のようなものである。コース作成者は、コースサイト上に教材や資料を「リソース」として、またテストや掲示板等を「活動」として設置することで授業の準備を行う。

リソースは、テキストページやウェブページ、またはファイル・サイトへのリンクとして設置さ

れる。ファイルには、例えば既に作成している Word のテキストなどを指定すると今までの資産を有効に活用することもできるため、コース作成時の導入負担を軽減することが可能である。

活動では、チャットや掲示板やテストなどが様々なモジュールとして用意されている。これらの活動モジュールは主に履修者が主体となって使用するものであるが、教員の側からすると、テスト等により履修者の学習状況や学習履歴を把握できるものである。

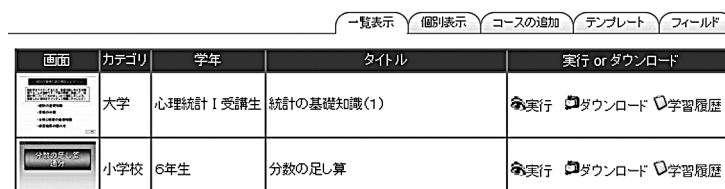
2.2.5 本研究における運用環境

本研究では、実際にコース管理システムを稼働させ大学の授業の中で実践するという観点から、学外に2つのレンタルサーバ（エックスサーバー XSERVER、ヘテムル heteml）を用意し、それぞれに Moodle を導入した。しかしながら、各レンタルサーバ共に MySQL のバージョンが 4.0.x 系であったため導入した Moodle のバージョンは 1.5.x 系であり、安定版リリースの中でも最新のバージョンではなく古めのバージョンである。

2.3 Moodle での e-L 倶楽部運用環境の構築

Moodle のトップページに e-L 倶楽部で作成したコース（e-L 倶楽部コース）の登録・実行・学習履歴表示を行うために「コースの広場」データベースを設置した（図1）。このデータベースは、データベースに e-L 倶楽部コースを登録することで、データベース内の他の e-L 倶楽部コースを実行・ダウンロードすることができる。一般の学生には、e-L 倶楽部コースは表示されないため、学生に e-L 倶楽部コースを実行させる際には、①同様のデータベースを教員が Moodle のコースサイト内に作成するか、② e-L 倶楽部コース実行用のリンクを別に作成する必要がある。また、学習履歴表示のリンクはデータベース作成者のみに表示されるように設定しているため、①のようなデータベースを教員が作成しない場合には、URL アドレスをブラウザに入力して学習履歴を表示する。いずれの方法

も、Moodle に不慣れな教員には敷居が高いため、今後、より簡単な方法で登録・実行・学習履歴表示ができるよう改善してゆく予定である。



画面	カテゴリ	学年	タイトル	実行 or ダウンロード
	大学	心理統計Ⅰ受講生	統計の基礎知識(1)	実行 ダウンロード 学習履歴
	小学校	6年生	分数の足し算	実行 ダウンロード 学習履歴

図1 「コースの広場」データベース

2.3.1 Moodle + e-L 倶楽部の教員用マニュアルの作成と設置

一般の教員でも使えるよう、教員用マニュアル（pdf）を作成した。教員用マニュアルには、

Moodle コースサイトの作成、e-L 倶楽部コースの登録、学習履歴の表示方法が記載されている。現状では学習履歴の表示プログラムに権限設定がされていないため、教員以外には教員用マニュアルが読めないよう、教員のみ登録された Moodle コースサイトを作成し、コース上に教員用マニュアルを設置した。

2.4 学習記録集計ソフトウェアの開発

一人ひとりの学習記録が CSV 形式で得られることから、学習者の反応をきめ細かく分析する作業は Excel の VBA マクロで開発して運用することとした。こうすることで、教員やコースウェア開発者が使い慣れた Excel を使いながら自分の発想で学習記録を見ることができるようになるわけで、常磐大学独自の機能を自作することもできる。

2.4.1 学習記録とその活用

e-L 倶楽部を利用してビューワで学習を実行すると、ローカル環境では elCRS\REC フォルダに学習者の名前が組み込まれたファイル名の応答の記録 (ログ) が作られる。サーバ環境では、学習履歴はサーバ上のデータベースに記録され、学習履歴表示のリンクからログとして表示できる。

```
学習者番号,コースファイル,コース,セクション,フレーム,入力回答,正誤記号,到達時間,経過時間,回答時間
"nozawa","default/course.xml","","","","開始","2008/12/15 16:32:35","17","18"
"nozawa","./elcrs/each/hara/hara.xml","","","","開始","2008/12/15 16:32:39","0","0"
"nozawa","./elcrs/each/hara/hara.xml","5 問難型 (学習・確認)","5 問難型 (学習・確認)","タト_1","中斷","2008/12/15
16:32:48","8","5"
: 以下に同じ学習者 (nozawa) の1回ごとの応答の記録がすべて記録されている。
```

この記録では、一人一人がどのフレームで何秒かかって何と応えたか、それが正答であったか否かが克明に記録されている。これをどのように活かせるかを検討した。仮に40人の学習者が同じコースを学習したとして、40個のCSVファイルからどのような情報を抽出するかを以下の①～③のフィードバックとして考えられる。

① 学習者に対するフィードバック

コースウェアによる学習が終了した時点で、自分はどのような結果だったのか、誤答したフレーム、時間のかかったフレームなどのリスト。また、全体の中で、自分はどうかだったのかなどを知りたいと思う情報を提供する。

② 授業者 (学習指導教員) に対するフィードバック

学生全員が期待通りに理解できているか、誤答の多い学習者や時間のかかる学習者はいないか、得意としている学習者の誤答や、苦手の学習集団の正答や時間のかかっているフレームなど、担当している教師の視点から欲しい情報を得られるようにする。

③ コースウェア作成者に対するフィードバック

自分の作成したコースの中で、力を入れた説明フレームや重要な質問フレームに学習者がどう応答したのか。また、コースを改訂する必要のある箇所はどこかなどをフレームの正答率や回答時間をキーとして集計する。

このうち、今回の限られた期間での開発としては、教員へのフィードバック(②と③)を一つにした機能を考え、ExcelのVBAで開発を行った。

開発したツールの使用手順を、各手順の主なシートとそこでの処理とともに簡単に解説する。各シートには、シート内の手順と機能ボタン(マクロ実行ボタン)が表示される。

1) CSVファイルの選択と読込(テーブルシート)

フォルダ内のCSVファイルの一覧から分析したいファイルを選択し、読み込みを行う。選択されたファイルは黄色に表示が変わり、一覧が右側(F列)に表示される(図2)。

A	B	C	D	E	F
手順	「ファイル一覧」→ ファイルを複数選択 → 「選択確定」(黄色) → 選択ファイルを学習記録シートに「読込」				
	参照	ファイル一覧	選択確定	読込	
	上書き保存	名前を付けて保存	選択解除	クリア	
フォルダー名 =	D:\HOME\Coust#			学習記録集計7-1.xlsm	
書式コピーで選択する場合	選択色(黄色 6)	選択解除(色なし)			
	21			14	
学習記録ファイル名	学習日付	サイズ	選択されたcsvファイル		
ユーザA-2.csv	2009/8/27 13:20	2164	ユーザA-2.csv		
ユーザA-3.csv	2009/8/27 13:25	2168	ユーザB-2.csv		
ユーザB-1.csv	2009/8/27 13:30	2427	ユーザO-2.csv		
ユーザB-2.csv	2009/8/27 13:35	2433			

図2 テーブルシート

A	B	C	D	E	F	G
手順	学習記録フレームテーブルシートに「フレームテーブル作成」, 学習記録学習者テーブルシート					
	フレームテーブル作成	フレーム順	初期状態へ戻す			
	学習者テーブル作成	学習者順	クリア			
		書式コピーで選択する場合	選択色(黄色 8)	選択解除(色なし)		
		71				
学習者番号	コースファイル名	コース	セクション	フレーム	回数	
11 A-2	./eICRS/koibuchi.xml					
12 A-2	./eICRS/koibuchi.xml	5問题型(学習)	5問题型(学習)	8付録1		
13 A-2	./eICRS/koibuchi.xml	5問题型(学習)	5問题型(学習)	質問1	ア	積事録

図3 学習記録シート

2) 学習者またはフレームで集計(図3 学習記録シート)

「フレームテーブル作成」ボタンで学習記録から学習記録フレームテーブルシートにフレームテーブルを作成・集計する(→3a)。同様に、「学習者テーブル作成」ボタンで学習記録から学習者の学習記録学習者テーブルシートに学習者テーブルを集計・作成し、一人一人の学習の結果を把握できるようにする(→3b)。表を並べ替えながら、傾向や特徴や問題点を把握する。

3a) フレームテーブルの作成と集計(図4 学習記録フレームテーブルシート)

分析したいフレームを選択し、そのフレームに関する学習記録を抽出シートに抽出する。多くの場合は、質問フレームの第一応答の正答率や所要時間が分析の材料となる。

3b) 学習者テーブルの作成と集計(学習記録学習者テーブルシート)

フレームテーブル同様に、選択した学習者に関する学習記録を抽出シートに抽出する。

4) 分析したいフレームや学習者の選択と抽出(図5 抽出シート)

3a) または 3b) で抽出された学習記録が表示される。これが分析したい学習者の学習場面の学習

A	B	C	D	E	F	G	H
手順	抽出フレームテーブルシートにフレームテーブル作成、抽出学習者テーブルシートに学習						
	フレームテーブル作成	正誤期	グラフ表示				
	学習者テーブル作成	回答時間期	グラフ印刷	表印	クリア		
抽出データ:	32						
学習者番号	コースファイル	コース	セクション	フレーム	回答	正誤	
11 A-2	/eICRS/kabuchi.xml	5時間型(学習)	5時間型(質問)	質問.1	ア	時事 正答	
12 A-2	/eICRS/kabuchi.xml	5時間型(学習)	5時間型(質問)	質問.2	ウ	ノルマ 正答	
13 A-2	/eICRS/kabuchi.xml	5時間型(学習)	5時間型(質問)	質問.3	ア	大津事 正答	
14 A-2	/eICRS/kabuchi.xml	5時間型(学習)	5時間型(質問)	質問.4	イ	日英 通称 正答	

図4 学習記録フレームテーブルシート

A	B	C	D	E	F
手順	フレームを複数選択 → 「選択確定」(黄色) → 「選択ファイル」を抽出シートに「新規抽出」				
	選択確定	新規抽出	印刷		
	選択削除	クリア			
フレームテーブル数	30				
ファイル名	セクション	フレーム	最大学習時間	最大学習者	最小
11 /eICRS/kabuchi.xml	5時間型(学習)	確認.1	3	A-2	
12 /eICRS/kabuchi.xml	5時間型(学習)	確認.1	24	B-2	
13 /eICRS/kabuchi.xml	5時間型(学習)	確認.1	13	B-2	
14 /eICRS/kabuchi.xml	5時間型(学習)	確認.2	26	C-2	
15 /eICRS/kabuchi.xml	5時間型(学習)	確認.2	13	B-2	
16 /eICRS/kabuchi.xml	5時間型(学習)	確認.3	21	B-2	
17 /eICRS/kabuchi.xml	5時間型(学習)	確認.3	20	B-2	
18 /eICRS/kabuchi.xml	5時間型(学習)	確認.4	31	C-2	
19 /eICRS/kabuchi.xml	5時間型(学習)	確認.4	14	C-2	

図5 抽出シート

記録となる。これをさらに集計したり、グラフ化したりすることで、授業担任が学習内容を把握したり、個別指導に活かしたり、コースウェア作成者がコースウェアを改訂することに役立てる。

上述のような学習記録は数字と文字の羅列であり、なかなかその中から特徴や意味をとることは難しい。そのために、グラフ表示は重要な集計結果表示手段である(図6)。グラフ表示は現段階ではExcelの標準のグラフ作成機能を利用したキーボードマクロで作成している。今後、様々な角度から情報を図示する方法として運用しながら充実させていきたい。それにより、「そういうことがわかるなら使いたい」と思って活用してくれたり、研究に参加してくれたりする人が出てくることも期待できる。

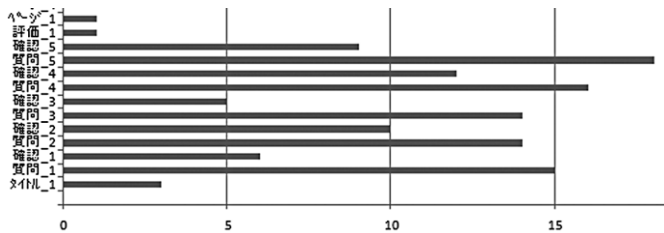


図6 抽出シートのグラフ

(絞り込まれた学習者のフレームの学習時間棒グラフ)

2.4.2 学習記録分析の課題

自作コースウェアならではの学習記録分析は他大学でもまだほとんど手がつけられていない。自作コースウェアの視点は、授業者にもコースウェア作成者にも多様な思いがあり、それがどうであったかという問に対する答をすべて事前に用意することは不可能である。その意味で、多くの教員が使い慣れたExcelをベースに、標準的なことはExcelの機能でカバーし、それでは実現できない機能をVBAで実現していくことで、開発労力を最小化しつつeラーニングらしい分析の視点を盛り込もうという試みは、それなりに達成できたと考えている。

今後、授業者やコース作成者の視点を精査して機能化することにより、どのような集計やグラフ化が有効か、必要になるかを検討し、高等教育のみならず、初等中等教育での利用も視野に入れて、自作コースウェアならではのきめの細かい機能を持った学習記録分析ツールとして完成させたいと願っている。

3 e-ラーニングを用いた授業実践

各教員のe-ラーニングへの取り組みについて述べる。

3.1 入学前教育でのeラーニング活用方法の検討

本学には、推薦・AO入試で入学する学生が一定数存在している。早期に進路を決定した彼らが、入学までの時間をどのように過ごすかは重要な問題である。本節では、入学前教育と導入教育へのeラーニングの活用を検討する。

本学の入学前教育の目的は、『2010年度用常磐大学・常磐短期大学パンフレット』によれば、「基礎的能力を形成する訓練になり、同時に大学での学びのあり方を知る良い機会になります（常磐大学，2010，p.128）」とある。しかしながら、入学前教育の目的は、これに留まらないのではなかろうか。本節では、導入教育における学びの動機の問題（溝上，2004）に着目したい。

以下では、先ず、eラーニングの入学前教育への活用の現状を紹介する。さらに、学びの動機を把握することの重要性を指摘し、人間科学部コミュニケーション学科の取り組みを紹介する。そして最後に入学前教育と導入教育への適用の課題について述べる。

3.1.1 eラーニングと入学前教育

eラーニングとは、「学習者中心のフレキシブルでインタラクティブな環境の中で、情報や教授内容を伝達し、多様なスタイルの学習を支援するインターネットやデジタル技術を活用した学習システム（鄭・久保田編，2006，p.17）」である。高等教育において、その活用事例は増加の一途をたどっており、主な利用形態として、1）遠隔教育としてのライブ授業、2）オンデマンドによる授業がある（渡辺と青野，2008）。

例えば、北海道情報大学は、独自の送信局を持っており、そこで講義を行い、その内容を全国の教育センターにおいて、リアルタイムで受講できる双方向性授業を実施している。さらに、独自に開発した通信衛星とISDN回線も活用している（鄭・久保田編，2006，p.95）。本研究회가、同校の教職員を対象に2009年2月にインタビュー調査を実施したところ、eラーニングの主な活用の事例として、授業での活用、予習復習の手助け、ラーニングポートフォリオ、課題提出・添削・返却などが挙げられていた。

このように高等教育におけるeラーニングは、通常授業あるいはその補助手段として活用されていたが、近年は入学前教育に活用する事例が増えている。その理由として、以下のものが考えられる。1）遠隔地においても利用できるため、遠距離に居住している生徒でも容易に課題に取り組むことができる。2）入学予定者の課題提出の負担（郵送費、手間など）が軽くなり、大学側も提出状況の確認作業が容易になる。3）パソコンを使える環境にあれば、いつでもどこでも課題に

取り組むことができる。4) インタラクティブ性を活かしての相互作用が可能となる。

eラーニングを用いた入学前教育の実践例として、金沢大学、金沢工業大学、関東学院大学、東海大学の取り組みがあり、富士通やNECといった企業と連携して、推薦入学予定者の基礎学力育成を目指している。これらの事例を見る限り、高校までの学習の復習といった基礎学力の定着、リメディアル教育を目指す取り組みが多く、さらには導入教育との連携も視野に入れているようである。

3.1.2 入学前教育と学びの動機

一方で、推薦・AO入試による入学者には、いわゆる「意欲が低い」学生がいるように思われる。よって、入学前教育の目的には、「入学後に何を学ぶか」という動機づけも含めるべきであると考えた。この問題については、導入教育を心理学の立場から研究している溝上が、次のように強調している。

「学習スキルのみならず学生の学習動機も問題である。教員がたとえうまく授業をおこなっても、あるいは素晴らしい教育システムがあっても、それらとおおよそ関係のない学生自身の内面世界の問題故に授業や学習に動機づけられないということが少なからずある（溝上, 2004, p.24）」

表1 コミュニケーション学科での
学びの動機測定尺度

この指摘を入学前教育に援用し、推薦・AO入試などによる入学予定者の動機の問題に着目した。その端緒として筆者は、コミュニケーション学科での学びの動機の測定尺度を作成した（石川, 印刷中）。

そこで先ず、項目作成のために予備調査を実施した。コミュニケーション学科在学学生119名が対象である。「コミュニケーション学科で学びたいと思っていたこと」を自由記述させ、その内容を整理して37項目を作成した。

さらに、本調査を実施し、項目の検討、並びにコミュニケーション学科での学びの動機の類型化を図った。対象者はコミュニケーション学科学生226名である。学びの動機の37項目は、リッカート法による5ポイント

因子名	項目
メディア表現	コンピュータについて学びたかったから ウェブデザインについて学びたかったから パソコンを使つての表現を学びたかったから パソコンにくわしくなりたかったから パソコンの基礎的な知識・技術を学びたかったから デザイン学について学びたかったから 映像技術について学びたかったから 実習科目を学びたかったから
就職準備	就職に役立つ知識を学びたかったから 将来の仕事を見つけたかったから 就職に有利になることを学びたかったから 就職に役立つ技術を学びたかったから 社会で活かせるようなことを学びたかったから どの業界に進むのか決めるために勉強をしたかったから
マス・コミュニケーション	マス・コミュニケーションについて学びたかったから 放送・出版などマスコミ業界について学びたかったから メディアについて学びたかったから メディアを通してのコミュニケーションを学びたかったから
対人コミュニケーション	対人コミュニケーションについて学びたかったから コミュニケーション学について学びたかったから 心理学を学びたかったから コミュニケーション能力を身につけたかったから
資格取得	資格についての勉強をしたかったから 資格、免許を取りたかったから 社会に出た時に役立つ資格を取得したかったから
一般教養	一般教養を学びたかったから 社会に出ても恥ずかしくない一般常識を学びたかったから 語学力を向上させたかったから 総合口座等、色々な分野を学びたかったから
学生生活	もっと様々な人達と仲良くなりたかったから 学生生活を楽しまたかったから サークル活動を通して、コミュニケーションを学びたかったから

トスケールで回答させた。

分析では、37項目のうち「天井効果」が見られた2項目を削除した。残った35項目について主因子法プロマックス回転による因子分析を行ったところ、固有値1を基準として、7因子が析出された。各因子は、「メディア表現」「就職準備」「対人コミュニケーション」「マス・コミュニケーション」「資格取得」「一般教養」「学生生活」と命名された。さらに因子の所属が明確でないものなどを除き、最終的に32項目からなるコミュニケーション学科での学びの動機測定尺度を作成した(表1)。今後は、この尺度をeラーニングシステムに載せて、入学前教育さらには導入教育に活用していきたい。

3.1.3 今後の活用に向けて

以上、eラーニングを入学前教育に活用し、入学予定者の学びの動機の実態を明らかにする端緒としての尺度作成について述べた。以下、今後の活用に向けて「ユーザ視点による今後の課題」「今後のデータ活用の方法」を検討する。

「ユーザ視点による今後の課題」は、教員側と入学予定者側の視点に分けられる。教員側の問題には、教員全てがeラーニングの活用慣れているわけではなく、多くの教員にとって敷居が高いものになっていることがある(川田, 2007)。同志社大学では、専門知識がなくとも手軽に使えるシステム開発に取り組んでいるという。本研究では、その手始めとして教員用マニュアルを作成した(本稿2.3.1を参照)。

入学予定者側の問題については、先行研究に基づき「eラーニングの成功と失敗の要因」として以下のようにまとめられている(鄭・久保田編, 2006)。1)「コンピュータの活用能力」、2)「コンピュータへの態度」、3)「家や仕事場に自分のコンピュータを持っていること」、4)「セミナーや学校での利用経験」、5)「インターネットを使うことを心理的に支援する」、6)「技術的問題が発生した場合に解決するための人的なサポート」。

入学前教育にeラーニングを活用するには、以上の点に留意しなければならない。まず、1)「コンピュータの活用能力」、2)「コンピュータへの態度」は、情報教育を受けている場合さほど問題にならないと思われる。ただし、日本人学生の「コンピュータ不安」は他国の学生よりも高いので、それを軽減するため、入学前教育資料に分かりやすい利用マニュアルを入れるなどの対応が必要である。これは、入学後のeラーニング利用促進の一助になるだろう。3)「家や仕事場に自分のコンピュータを持っていること」への対応は難しい。コミュニケーション学科1年生(2008年度)を対象とした調査では、自宅にパソコンがない者が8.33%、あるが利用していない者が16.67%存在する。入学予定者にも同様の傾向があるとすれば、自宅での活用が期待できないおそれがある。この場合は、高校でアクセスさせるなど、高校と連携しての指導が必要である。4)「セミ

ナーや学校での利用経験」は、大学側は対応できない射程外の問題であろう。5)「インターネットを使うことを心理的に支援する」、6)「技術的問題が発生した場合に解決するための人的なサポート」への対応としては、手軽に問い合わせができる体制をつくること、先に述べたようなマニュアルの整備などが求められよう。その他にも、「提出者が間違いなく本人であることの確認方法」といった技術上の問題も考えられ、残された課題は多い。

「今後のデータ活用の方法」としては、入学前に彼らがどのような動機を持って入学してくるのかを措定することがある。さらに一般入試合格者にも調査を実施して、入学生全員からデータを収集する。入試形態による動機の差異などを分析し、クラス分けなどを検討する資料とするといった活用が期待できよう。

加えて、縦断的検討をするために、セメスターごと、あるいは年度末に事後調査を実施する。大学生活を送るうち、入学前の動機の側どの側面が満たされ、どの側面が満たされないのか、さらには、どのような変化がもたらされるのかといった点を明らかにする。彼らが大学の学びに求めていることを示すことで、大学での学び、とりわけ導入教育の在り方を探る基礎資料としたい。

本節で挙げたeラーニング活用方法は、そのインタラクティブ性を十分に活かしているとは言えない。よって、フィードバックの手段としての活用方法も検討する必要があるだろう。

3.2 数学教育でのeラーニング活用方法の検討

3.2.1 序論

数学を学習する際の問題の一つに、学習者自身が学習内容をイメージしにくい点が挙げられる。例えば式①に示す円の方程式を考えた際、この方程式と実際の円の間にどのような関係があるのか直ぐに理解できる学習者は少ないだろう。学習者自身が式①と円の関係を理解するためには、実際に描画するのが一番良い。

$$(x-a)^2 + (y-b)^2 = r^2 \quad \dots \textcircled{1}$$

本報告では、プログラミング言語を利用して方程式をシミュレーションする方法について説明を行なう。また学習者自身がプログラミング言語について不慣れである可能性を考え、教育用プログラミング言語であるドリトルを利用する。

また本報告における学習者は高校生を対象として考えている。シミュレーションで用いるドリトル自体は小学校から高校まで幅広く学習されている。しかし、方程式に関して、高校数学程度の知識が必要なためである。

3.2.2 本論

3.2.2.1 ドリトルについて

ドリトルは、2000年に久野靖・兼宗進両氏によって設計された教育用プログラミング言語である（兼と久野，2008）。以下に簡単な特徴を挙げる。

①簡単な記述によりプログラムを実行させることができる。

②グラフィックスなどの機能が充実している。

今回の研究事例のように、プログラミング言語に関して不慣れな学習者が、数式の視覚化するプログラムを作成するのに向いている言語といえる。また、オンライン版を利用することで、PCにドリトルをインストールしなくても実行することができる。そのため、事前に特別な準備をすることなくドリトルを試すことができる。

実際にドリトルを利用して図を描く方法について説明する。ドリトルは実行画面に表示されるオブジェクトを動かすことで線を引くことができる。図7では、オブジェクトの一例であるタートルを挙げる。



図7 タートル・オブジェクト

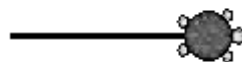


図8 タートルによる線の描画

ドリトルでは、オブジェクトを移動させた軌跡に沿って、線を描くことができる。図8では、タートルをx方向に100移動させた実行結果である。

今回の数学教育では、実際のプログラムによる命令でタートルを動かして数式を視覚化する。

3.2.2.2 円の方程式

数学における直交座標系で、点 (a, b) を中心とする半径 r の円は式①で表される。特に原点を中心とする場合は式②で表される。

$$x^2 + y^2 = r^2 \quad \dots \textcircled{2}$$

ここで使われている x と y を同一の変数 t で表すとき、この t を媒介変数とよぶ。媒介変数を用いることにより、楕円やリサージュ図形のような複雑な図形を簡単に描くことができる。式②を媒介変数 t を用いて書き換えた結果は式③で表される。

$$\left. \begin{aligned} x &= r \cos(t) \\ y &= r \sin(t) \end{aligned} \right\} \quad \dots \textcircled{3}$$

実際に式③を用いてドリトルで実行した結果を図3に示す。今回は半径を30 [pixel] とし、角度

を5 [度] ずつ変化させた。

変化させる角度により異なるが、5 [度] ずつ動かせば、円に近似した図形を実行結果として表示することができる。

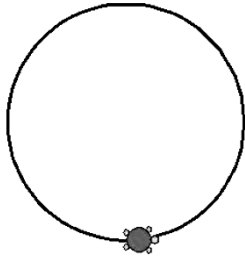


図9 ドリトルで円を描く

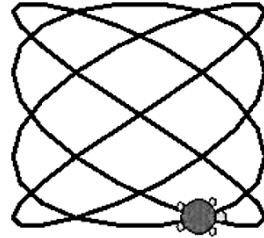


図10 リサーチ図形の一例

3.2.2.3 リサーチ図形

媒介変数を用いた式③を利用して図を描いた場合は円に近似した図形となる。このとき、 \cos と \sin の位相を変えた図形をリサーチ図形という。位相を変えるために式③を書き換えた結果を式④に示す。

$$\left. \begin{aligned} x &= \cos(at) \\ y &= \sin(bt) \end{aligned} \right\} \dots \textcircled{4}$$

式④の a と b の値を $a \perp b$ とすることで複雑な図形を記述することができる。 a に4、 b に3を代入した結果を図10に示す。 a と b の周期性が異なるため複雑な図形を描画できたことが確認できる。授業では、学習者自身が以下の二つについて学習する内容を展開する。

- ① a と b の値からどのような図形が生成できるのか？
 - ② a と b の値と完成した図形には、どのような関係性があるか？
- このことから値と図形から法則性を導く授業を展開することができる。

3.2.3 結論

本報告では、ドリトルを用いた方程式のシミュレーション方法について説明を行なった。しかし現段階では、これらの内容について授業を行っていない。今後の検討事項としては、実際に授業を行ない学習者の理解度が実施前と比較して、どのように変化しているかを調べる必要がある。

3.3 学習者のコンテンツ作成活動を含んだ授業支援型 eラーニングの試行

3.3.1 問題の所在

「eラーニング等の IT を活用した教育に関する調査報告書（2008 年度）」によると、ICT 活用教育を導入した高等教育機関（調査対象は 809 機関）では、コンテンツ作成は「教職員が個人的に対応（69.1%）」しており、「コンテンツの作成など、教員の授業の準備の負担が増した（56.7%）」ことを導入のデメリットとしてあげている。

この背景には、ICT 活用教育を実施・運営するために必要なヒューマン・リソースが、十分に確保できない実情がある。そのため、ICT 活用教育を導入した後も、「システムやコンテンツを作成、維持するための人員が不足している（58.9%）」、「教員の ICT 活用教育に関するスキルが不十分である（51.9%）」、「eラーニング講義（授業を含む）のシステム開発に関するノウハウが不十分である（45.2%）」といった課題が残る。

では、限られたヒューマン・リソースという条件下において、学習者に適した eラーニング等の ICT 活用教育のためのコンテンツを開発するためには、どのような方策があるのだろうか。

本論では、学習者の学習プロセスそのものをコンテンツとして作成、蓄積する仕組みについて論じる。はじめに、他の教育機関における ICT 活用教育のためのコンテンツ作成への取り組みを概観し、次に、学習者が学習履歴としてのコンテンツを蓄積する仕組みについて、「教育情報論」および「コンピュータⅢ」における実践を報告するとともにその有効性について論じる。最後に、今回の実践例をもとに、今後、学内ラーニングシステムへ発展させるための課題について論じる。

3.3.2 高等教育機関におけるコンテンツ作成の取り組み

3.3.2.1 教員の「工夫」を活かせる eラーニングシステム（関西大学の事例）

関西大学は授業支援型の eラーニングシステム CEAS において、教える側のワークフローと学ぶ側の受講フローにあったオープンコースウェアにより、コンテンツと教育実践の蓄積を進めている。2007 年の年間利用科目は 755 科目、利用教員 371 名、学生 16,193 名であり、「教えと学びの連環室」が Web 公開されている「教えと学びのショーケース」の運営を始め、授業コンテンツの継続的な蓄積と利用促進などの支援を行っている。

ここでは、ショーケースで公開されている教育実践報告書をもとに、コンテンツ作成と蓄積の方法について考察する。

一つ目の教育実践の事例は、経済学部浜野潔教授による「大規模講義における双方向授業の試み」である。この授業では、通常の対面型講義の補助教材として CEAS を活用している。具体的には、

授業回毎の板書内容の公開、FAQ、掲示板・チャットによる受講生間の意見交換である。

この授業における、コンテンツ制作に関わる作業としては、板書の電子化、板書ファイルのCEASへの掲載、FAQの回答作成、学期中1～2回1時間のチャットである。

報告書では、FAQの利用により質問が毎回寄せられるようになり、また、質疑応答のやりとり(学期中161件)を受講生全体で共有できるようになったことや、FAQを利用した受講生の方が、利用しない受講生よりも、期末試験の平均点が10点高くなるという学習効果が報告されている。

二つ目の事例は、商学部長谷川伸教授の「「わかったつもり」を乗り越える協同学習と学生の声を聴く耳としてのCEAS」である。この授業は、CEAS利用を前提とした大規模講義(受講生304人)であるが、CEAS以外にも協同学習を可能にする次の仕掛けがある。1)ゼミ生とゼミOBで構成される学習サポーター、2)授業アドバイザーとしての経済教育の専門家、3)「自分だけの教科書」を作成するための「要点ラベル図解」、4)グループ編成・運営である。

CEASの利用機能としては、主に授業回毎の教材のアップ、授業アンケート、FAQ、掲示板、グループフォルダである。授業の感想や評価を匿名でWeb公開し、必要な場合にはコメントを掲示板に掲載したり、FAQにおいて個別の質疑応答の経過を掲載したり、大規模な授業であるにも関わらず、CEASを活用することで、学生の学びを促進する授業改善をしている。

上記の2つの事例から、1)ICT活用の授業においては、授業に関わる教員や支援者、学習者との関係が双方向、協同作業志向になりやすく、また、2)授業の記録を残し、それを関係者間で共有することが容易であり、さらに、3)授業の履歴を作ることが学習効果につながっていることがわかる。

eラーニングというと、パターン化された学習コースにそって、個人のペースで学ぶ自学自習スタイルが一般的であるが、何らかのインセンティブが働かない限り、利用率が自動的に高くなるものではない。一方、関西大学のCEASのように、授業支援に徹したeラーニングシステムは、対面授業に双方向性を加えたり、能動的な学習者を発見し、支援したりするためのツールとして機能しているといえる。

授業という学びの場に、学習者を参加者として連れ出し、授業回数を重ねる毎にコンテンツが実際の学びに即した形で蓄積されるためには、授業支援型のeラーニングが適当であると考えられる。

3.3.3 学習者が作る学習履歴としてのコンテンツ

今回の研究では、学習する側が学習履歴として授業コンテンツを作成する方法について、実験的な授業及び活動を行った。

3.3.3.1 情報教育論におけるeラーニングサイトの構築

教職科目である教育情報論のeラーニングを教える講義において、17名の受講生全員にe-L 俱

楽部を利用して、教員免許取得に必要な科目に関連した内容のコースウェアを作成させた。授業の進め方は次の通りである。

最初にオーサリングツールである「メーカ」を利用して、1) 提示画面の作り方、2) 入力と分岐に関する講義を行い、その後、30分程度を使い具体的なフレームを作成した。図11は受講生17名が作成した、コース選択のためのメニューフレームである。受講生の氏名ボタンをクリックすると、図12のコースが表示される。

次に雛形の解説、「5問コース学習」の雛形を用いた制作を開始した。図13は「5問コース学習」雛形を使って作成した設問であり、図14はそれに対する誤答の場合に提示される画面である。今回、授業の4コマ分を使い制作を行ったが、提示情報としては、文字だけでなく、必ず画像を入れることを求めた。



図11 コース選択メニューフレーム

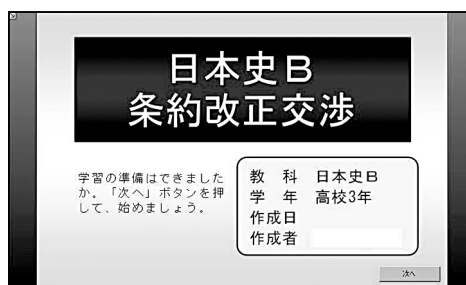


図12 受講生1のコース「高校社会科」

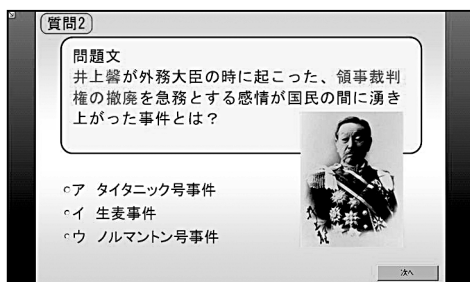


図13 5問の中の1問生麦事件

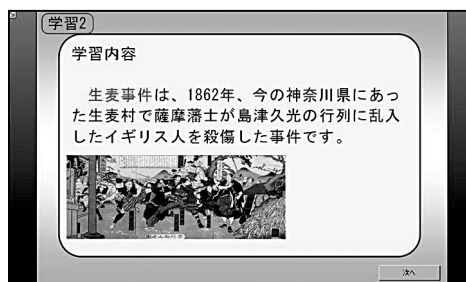


図14 誤答の場合の学習フレーム

コースウェア完成後、全員のコースウェアを「できる子」、「苦手な子」の立場にたって使い、学習記録を作り出す活動を行った。最後に、得られた学習記録とその分析結果の考察をした。

コースウェアの作成段階では、パワーポイントのスライド作成をイメージし、ほとんどの受講生が抵抗無く提示画面を作成した。選択肢と分岐を考える場面では、学習者の入力に対してどのようなメッセージを出したらよいか、どのように自分の間違いに気付かせるかを考え、受講生が学習者の状態を予想する力を高めることを期待した。作業において、受講生が最も苦慮した点は、適切な

誤答選択肢を作成することであった。

誤答した場合に提示される学習フレームでは、これを読んで理解したら、再度問題に戻り正解できるようになるかどうかを熟慮することを求めた。一般的なコースウェアであれば、複数のフレームを作り、新たな学習を展開することになるのであるが、今回は制作時間の都合上、1フレームで済ませるように求めた。17コースの中には、これを発展させれば、実際の授業でも十分利用できるコースウェアが5本程度あった。

この実践を発展するためには、「インストラクショナルデザイン」といった科目を設け、時間をかけて学習設計や学習評価のできる学生を養成する必要がある。

3.3.3.2 コンピュータⅢ履修者によるコースウェア作成

コンピュータⅢ(2008年以降は情報の処理Ⅱ)は、主に表計算ソフトを用いて、数値の扱いや表現、基本統計量、実務目的の利用を学ぶ授業である。

今回、この授業を履修済みであり、なおかつ成績が優秀であった学生2名に、自分たちが履修期間中に学習したことを、現在履修している学生のための補助教材として制作することを依頼した。

補助教材は、1)初心者向け表計算ソフトの教材であり、2)授業で扱った内容について、図表を用いて操作手順を簡易な表現で解説し、3)実際に表計算ソフトを操作しながら使える、という3点のコンセプトに基づき、e-L 倶楽部により作成された。

教材を起動すると「最低限知っておきたい Excel の知識」というタイトルが表示される。次に、サブメニューの「関数・グラフ作成」に移り、どちらかの解説ページに分岐できる。「関数」では、簡単な統計・財務関数について、サンプルデータをもとに操作手順が解説される。図15は関数解説、図16はグラフ解説画面の一例である。



図15 関数解説の画面の一部

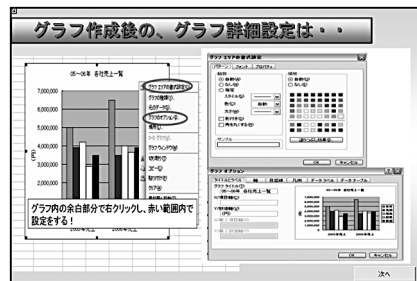


図16 グラフ解説の画面の一部

今回は、約8時間の作業で、17枚のフレームを作成することができた。補助教材の解説は、授業履修者の視点でまとめられているため、説明方法が簡潔であり、初学者が戸惑いを感じる箇所に印をつける工夫も施されている。作業にあたった学生は、1)知識の再確認ができたことと、

2) 第三者に知識を提示することの難しさを認識したことを、教材作成を通して学んだと報告している。

こうした、教科履修済みの学生が、補助教材を作成して蓄積する方法は、科目担当者が履修者の理解度を確保するための資料としても活用できる。

関西大学長谷川伸教授の「「わかったつもり」を乗り越える協同学習と学生の声を聴く耳としての CEAS」においては、大規模な講義を双方向にするために、ゼミ生やゼミ OB が学習サポーターとして重要な役割を担っていた。本実践を発展させていくためには、授業を補助するメンバーとして、教科履修済みの学生を加え、継続的に補助教材を作成・蓄積していく必要があると考える。

3.3.4 ラーニングシステムへの発展むけて

本論では、限られたヒューマン・リソースという条件の下、ICT 活用教育のための教材を蓄積する方策について、3つの方向性を見出すことができた。

第一点目は、ICT 活用教育のための教材を授業実践の中から生み出し、蓄積していくことが可能であるという点である。関西大学の授業支援型 e-Learning システム CEAS の例にあるように、「教える側のワークフローと学ぶ側の受講フローにあったオープンコースウェア」により、授業資料や授業科目の FAQ 集、特定の話題に関する教員と受講生との質疑応答の経過が蓄積され補助教材となりうる。

第二点目は、「教育情報論」の実践例にあるように、科目の授業内容を使い、インストラクション・デザインを学ぶための授業を展開することで、e-Learning 教材を蓄積することができる点である。

そして、第三点目は、「コンピュータⅢ」の例で示した科目履修済みの受講生が、授業支援メンバーとなって、継続的に授業内容を蓄積していく方法がある。

今後、今回見出した方向性をもとに、多様な ICT 活用教育を支援できる、授業支援型のラーニングシステムをデザインし、実践していくことが課題である。

3.4 統計学習における授業補助教材としてのコースウェア開発と利用評価

3.4.1 研究の目的

人間科学部心理学科の必修科目『心理統計Ⅰ(旧：心理教育統計法)』において、知識の定着とデータに応じた知識の活用を目標として、これまで学習課題の検討を行ってきた。講義を聞いた時点でわかったと思っていても、例題と異なるデータを与えられるとわからないという学生が多いため、定期試験前の復習教材の作成を試みた。毎時間、手書きの課題やワープロソフトを利用した結果の読み取り課題の作成などを行っているが、課題の採点と返却には1週間かかる。そのため、

その場で正誤のチェックができ、学生のペースに合わせて授業時間外にも自習できる補助教材が定期試験前の復習教材としては効果的であると考えた。

2005年度・2006年度は、cgiプログラムを利用した一問一答形式の補助教材をWeb上で実施したが、問題形式に単一的な傾向が強く、知識の活用を学習するためには不足する部分があった。そこで、検定結果の読み取りやグラフの読み取りなど、より実践的な内容の学習を目指して2007年度よりe-L倶楽部のコースウェアに切り替えた。2007年度は学内イントラネットにコースウェアを実装したが、学生から「自宅からも実施できるようにしてほしい」という希望が多く、2008年度より学外レンタルサーバのMoodleコース上にe-L倶楽部のコースを登録して学外からも利用できるように改善した。本研究では2007年度以降の取り組みについて報告する。

3.4.2 作成したコースウェア

e-L倶楽部を利用して、知識を確認する選択肢問題(図18)、グラフの読み取り問題(図19)、検定結果表の数値を読み取りながら文章を完成させる問題(図20)等、メニュー画面を含めて合計41フレームを作成した。学習者がログインすると図17のメニューが起動し、進度に応じて学習項目を選択できるようにした。メニューから項目を選択すると、画面下にメッセージが表示され、学習できる内容や授業回数を確認することができる。問題に対して誤答の場合は、図18のように画面下に内容に適した授業の資料番号を表示し、授業の資料を見ながら復習できるようにした。

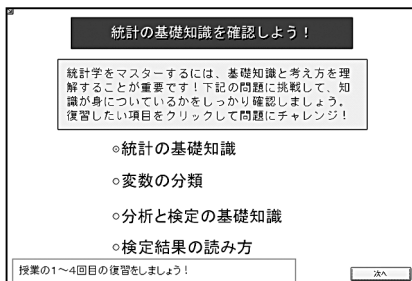


図17 メニューフレーム

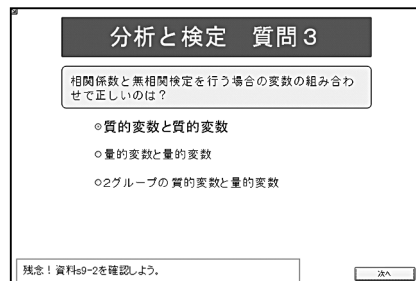


図18 検定の基礎知識問題

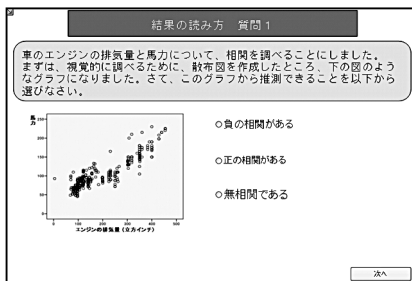


図19 グラフの読み取り問題

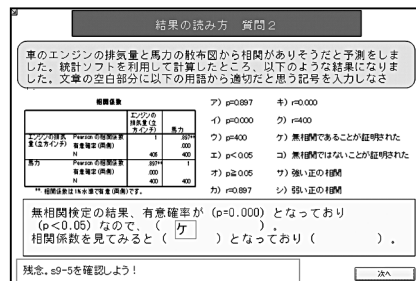


図20 検定結果の読み取り問題

3.4.3 実施の方法

授業時間中にコースウェアの説明を行った。変数の学習および検定結果の読み取りに必要な資料はPDFファイルとしてWeb上へリンクさせ、画面上にコースウェアと資料の2ウィンドウを開きながら作業を進めるように教示した後、約30分の自習時間を与えた。また、学外からも試験当日まで自由にコースを利用できることを伝えた。2007年度116名、2008年度105名、2009年度89名の学生がコースウェアを実施した。

3.4.4 結果および今後の課題

定期試験終了後に、コースウェアを利用した感想を含む調査をWeb上で実施した。「すぐに解答がわかるので知識の確認ができた」、「自分のペースで復習ができた」などの感想が見られた。また、誤答時に資料のページ番号を表示するように設計したことで、「復習のポイントがつかめた」という感想も多かった。学内の空き時間や自宅からの夜間の利用も見られ、実施回数と実施時間には個人差はあるが、自習用教材として活用されていた。

コースウェアが復習の役に立ったかに関して回答を求めたところ、表2のように「とても役に立った」と回答した学生は全体の58.4%となっており、「少し役に立った」と回答した学生も含めると90%以上の学生から利用効果を肯定的に評価された。このような自習教材を今後の利用したいかに関して回答を求めたところ、表3のように「やってみたい」63.4%、「少しやってみたい」30.5%となり、学生の興味関心へもつながったと示唆された。

表2 自習教材の利用効果に関する評価

Q. 試験対策用の統計クイズは復習の役に立ちましたか	2007 2008 2009 合計 (%)			
	とても役に立った	64	48	58
少し役に立った	33	39	24	96(33.0)
どちらでもない	5	9	4	18(6.2)
あまり役に立たなかった	3	1	0	4(1.4)
まったく役に立たなかった	3	0	0	3(1.0)
合計	108	97	86	291(100.0)

表3 自習教材の今後の利用意識

Q. このような復習システムがあったら、またやってみたいと思いますか	2007 2008 2009 合計 (%)			
	やってみたい	74	46	65
少しやってみたい	29	40	20	89(30.5)
どちらでもない	2	8	1	11(3.8)
あまりやりたくない	1	3	0	4(1.4)
やりたくない	2	1	0	3(1.0)
合計	108	98	86	292(100.0)

学習履歴に関しては、「正答率がわかるとやる気が出ると思う」との意見もあり、正答率や他の学習者の学習時間帯グラフなどが表示されるようになると、学生への動機付けが高まると推察される。また、「手書き課題の方が理解が深まる」という感想も複数あるため、手書き課題とコースウェアの併用やコースウェア上での問題形式の検討と学習履歴の活用方法の検討が今後の課題である。

3.5 Webテキストと確認テストを併用した授業実践

3.5.1 作成したコースウェア

コミュニティ振興学部の情報処理演習Ⅰでは、Adobe Flash（以後、Flash）を用いた高度なWebページ作成を学習している。Flashは、アニメーションや双方向コンテンツなどの高度なWebコンテンツを作成するためのソフトウェアである。この講義では、数年前よりWebテキストを導入してきた。

本研究では、このWebテキストと新たにe-L倶楽部で作成した「確認テスト」を組み込んだコースウェアを作成した（図21）。Moodleのコース内容としては、12のトピックからなるWebテキスト、10回の確認テストのデータベース、小課題の提出、出席カードを用意した。

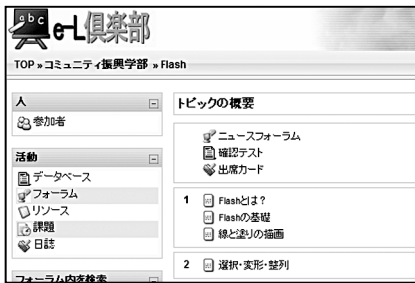


図21 Flash コースサイト



図22 確認テスト

確認テストは、問題の内容も含めて情報処理演習Ⅰを履修済みの学生にe-L倶楽部で作成してもらった（図22）。学生の視点で学習者が確認すべき内容になったといえよう。

3.5.2 実践

2008年度の情報処理演習Ⅰにおいて、作成したコースウェアを用いて授業を行った。授業では、学生は毎回Moodleにログインし、Webテキストを開いて演習を行った。

Webテキストについては授業時間内の利用が多く、授業時間外も学内からの利用と思われるものがほとんどであった。これは、Flashが家庭のコンピュータにインストールされていないため、大学にて学習せざるを得ないことが原因の一つにあげられる。

確認テストは、授業時間内で学習させる時間がとれなかったため、利用者は少なかった。

3.5.3 今後の課題

2009年度の授業においては、確認テストを授業内で実施して学習履歴をとる予定である。また、人間科学部のウェブデザインⅡのコースウェアを作成し、実施する予定である。

4 まとめ

本学では自作できるものとして Moodle と e-L 倶楽部による eラーニングシステムを構築した。その上で複数のコースウェアを開発し、そのうちの2つのコースウェアは実際の授業で使用され、実践された。また、Excel の VBA による学習履歴分析ツールを開発した。サーバ上の分析ツールの開発までは至らなかったが、今後、継続して研究してゆく予定である。

常磐大学では 2009 年度に学内学会がスタートした。学内で複数のテーマで、教員、職員、大学院生、学部学生が参加する研究会がスタートしている。その中の一つとして、eラーニングの実践的な研究は長期的な展望をもって取り組んでいきたい。特に eラーニングが学内で当たり前の教育方法として定着するとともに、入学前教育や学習アセスメント調査との関連で、単位にはならないかもしれない学習者が都合の良い時間に学び、確実に力をつける教育方法として、大学としての教育の質の向上になんらかの寄与ができることを願っている。

引用文献

- 荒義明, 堀口秀嗣, 前田真人, 小林裕光, 安達一寿. (2007). e-L 倶楽部 ver.2 と教材作成ソフト「e-L 倶楽部メーカー」の改善点. 日本教育情報学会第 23 回年会, pp.176-177.
- 石川勝博. (印刷中). 人間科学部コミュニケーション学科における学びの動機測定尺度作成の試み. 人間科学 27 (2).
- 川田隆雄. (2007). 発展期に入った eラーニングの現状と今後の可能性, 情報通信学会誌, 25 (1). pp.47-49.
- 兼宗進, 久野靖. (2008). ドリトルで学ぶプログラミング, イーテキスト研究所.
- 鄭仁星, 久保田賢一 (編), 羅駟柱, 寺嶋浩介. (2006). 遠隔教育と eラーニング, 北大路書房. 常磐大学. 2010 年度用常磐大学・常磐短期大学パンフレット.
- 独立行政法人メディア教育開発センター. (2008). eラーニング等の IT を活用した教育に関する調査報告書, p.18, pp.22-23.
- 溝上慎一. (2004). 近年の大学教育改革における学び支援プロジェクトの位置づけ, 溝上慎一 (編). 学生の学びを支援する大学教育. 東信堂. pp.20-33.
- 渡辺幸重, 青野修司. (2008). eラーニングの現場から見た課題, NPO 法人デジタルコンテンツ協議会 (編) eラーニング実践と展望一, 米田出版, pp.27-56.

引用 URL

- 浜野潔. 大規模講義における双方向授業の試み — e-learning の活用を通して —. 教えと学びのショーケース. 教えのショーケース. 教育実践事例集. (<http://www.sc.kansai-u.ac.jp>).

2009.7.16 取得.

長谷川伸. 「わかったつもり」を乗り越える協同学習と学生の声を聴く耳としての CEAS, 教えと
学びのショーケース. 教えのショーケース. 教育実践事例集. (<http://www.sc.kansai-u.ac.jp>).

2009.7.16 取得.

研究ノート

生命（いのち）－臓器移植法の改定をめぐって－

松井 志菜子

Life – about revising the organ transplant law –

概要

平成21年7月17日臓器の移植に関する法律を改定した。法は臓器提供の場合に脳死を人の死とする。脳死後の臓器提供が少なく海外渡航して移植を待つ患者が続く現状がある。世界保健機関（WHO）は自国内での臓器提供を求める臓器移植指針を改定する方針を出した。臓器提供が15歳以上という現行の年齢制限がある点など、改定への動きが加速した。

しかし立法を巡る議論、討論が不足ではないか。

生命（いのち）の終焉をどう捉えるか。臓器提供者や提供を受ける患者、その家族の立場、臓器移植に関わる医療従事者の職業倫理、国民の感情、医療技術の発展など、生命（いのち）に関する考え方は様々である。生命（いのち）、生きるとは何かを考察した。

Résumé

The law concerning the transplant of internal organs was revised on July 17, 2009. According to this law, brain death is defined as a person's death. There are few providers (donor) with available internal organs in Japan. There are a lot of patients who wait for the internal organs transplant from donors foreign from countries. The World Health Organization (WHO) indicates the revised policy for internal organ transplants. It is a necessity to use the supply of the organ donation in each country.

What is life? In this report, I treated a situation of a recipient and donor and their family, and the ethics of a medical worker regarding internal organ transplant and people's feelings.

1. はじめに

平成 21 年 7 月 17 日臓器の移植に関する法律を改定した。法は臓器提供の場合に脳死を人の死とする。脳死後の臓器提供が少なく海外渡航して移植を待つ患者が続く現状がある。世界保健機関（WHO）は自国内での臓器提供を求める臓器移植指針を改定する方針を示した。臓器提供が 15 歳以上という現行の年齢制限がある点など、改定への動きが加速した。

わが国では立法を巡る議論、討論が不足ではないか。

生命（いのち）の終焉をどう捉えるか。臓器提供者や提供を受ける患者、その家族の立場、臓器移植に関わる医療従事者の職業倫理、国民の感情、医療技術の発展など、生命（いのち）に関する考え方は様々である。生命（いのち）、生きるとは何かを法的論点から考察した。

2. 臓器移植の現状と問題点

2.1 臓器移植とは何か

臓器移植は、患者の臓器が働きを失った場合に、他の人から臓器の提供を受け移植することによって、本来の機能を回復する医療である⁽¹⁾。

生命体は、脳、心臓、肺、肝臓、血管、消化器など多くの臓器が個々に働き、更にネットワークを張りめぐらせ、相互作用を調整しながら生命を維持している。しかし病気や事故に遭遇し生命維持に必要な臓器の機能が低下し失われることがある。臓器の機能低下は生命維持に深刻な影響を与える。最悪の事態は死に至る。現代の科学技術の粋を尽くしても臓器の代替を人工的に作れない場合は、他人の臓器提供により移植手術による臓器の機能回復を図ることが、医療技術の発展により可能である。

臓器移植手術の実現は、脳死後の臓器移植を可能にする医療技術の進展や免疫抑制剤の研究が進んだことが貢献している。生体にとって他人の臓器は異物と認識され、免疫が攻撃し排除するからである。

臓器移植には大きく以下の種類がある⁽²⁾。

- ① 脳死あるいは心停止の臓器提供者の生前の意思表示があり、その家族の同意も得られ提供を受ける場合の脳死移植と心停止移植
- ② 健康な人（生体）の臓器の一部を移植する生体移植がある。生体移植の臓器提供者は移植を受ける人の親族に限られている。

①の脳死や心停止後の臓器移植に関しては、平成 21 年 7 月 17 日法律第 83 号「臓器の移植に関する法律（以下、新臓器移植法⁽³⁾）」に移植できる臓器の定めがある⁽⁴⁾。臓器移植には、心臓移植、肝臓移植、腎臓移植、肺移植、膵臓移植、小腸移植などがある⁽⁵⁾。脳死の場合は、眼球、肺、心臓、肝臓、膵臓、腎臓、小腸などである。心停止の場合は、眼球、腎臓、膵臓などである。心停止後の

方が移植できる臓器が少ない。理由は、例えば心臓、肺、肝臓などは心停止により急速に機能低下が進み移植が難しくなるからである。他方、②の生体からの移植は臓器提供者から臓器を摘出して臓器提供者の生命に影響がない臓器であり、臓器移植を受ける側にとっても提供臓器によって生命や失った機能を回復できる臓器の移植である。例えば腎臓のように2つあり片方があれば生命を維持できるものや、肺や膵臓のようにその一部を失っても生命を維持できるもの、あるいは、肝臓のように一部分を切っても一部分の移植を受けても、ほぼ元の大きさまで戻る再生能力のある臓器が対象となる。

2.2 脳死と植物状態の区別

わが国における脳死は脳全体の機能を失った状態（全脳死）、すなわち、呼吸や循環機能の調節など生きていくために不可欠な働きを司る脳幹を含む脳全体の機能が不可逆的に停止した状態を指す⁽⁶⁾。現代医療では人工呼吸や薬剤投与によって心臓を動かし続けることはできる。しかし多くが数日から1週間以内に心臓も停止に至る。従って脳死状態でも心臓が停止していない限り、腎臓や肝臓など他の臓器の機能も一定の維持を継続している。イギリスなどヨーロッパの一部の国では脳幹死を脳死とする国もある⁽⁷⁾。

植物状態は呼吸や血液循環、脳幹（意識などを司る）の機能は残り、自らの力で呼吸できる場合が多く回復する可能性がある。

臓器移植に関し、脳死移植の場合の脳死判定、すなわち、植物状態ではないことの確認には移植とは別の2人以上の医師が2回に亘り行う。

心停止は心臓や呼吸が停止した状態であり、血液循環がなくなることによって臓器の機能低下は急速に進む。

2.3 拒絶反応と臓器の適合性

生命体は外から入った臓器を異物、すなわち非自己と認識し排除する免疫という機能を持つ。移植の際に提供される他人の臓器は非自己であり、この異物を取り除こうとするリンパ球が攻撃する現象、すなわち免疫反応が起きる。拒絶反応である。移植後の拒絶反応が数日から数カ月、数年後に起きる。拒絶反応は臓器提供者と移植を受ける人のHLA（ヒト白血球抗原、組織適合抗原）の型⁽⁸⁾と血液型の相性に依る。拒絶反応は移植臓器の機能低下を招き、生命に影響を及ぼすため、免疫抑制剤を使用する。拒絶反応を制御することが移植の成果にもつながる。

また臓器移植は血液型（A、B、O、AB型）も適合することが望ましい。生体移植は血液型が輸血可能な組み合わせであれば、血液型が一致しない場合でも、移植前の血液凝固などを除去する処置を施すことによって移植が可能となる。

臓器移植後は拒絶反応ばかりではなく、感染症や合併症に対する注意が必要である。臓器移植後、拒絶反応を抑えるために免疫抑制剤を使用する。免疫抑制剤の研究開発は臓器移植手術の成功に

貢献する。

しかし生体の免疫の働きは生命体にとって重要な反応でもある。感染症に対する免疫力の低下は、細菌の侵入を許し感染症などの可能性を高め、重篤な状態に陥ることも多い。そのため感染症予防や合併症阻止のための抗菌薬（抗生物質）の処置も必要となる。免疫抑制剤の研究も進み、拒絶反応に関係する免疫を抑制し、他の免疫は抑制しない薬剤の研究開発も進み創薬もできている。臓器移植を受けた患者は生涯、免疫抑制剤を飲み続けなければならない。

2.4 臓器移植の流れ

臓器移植がどのような過程で進行するか、臓器移植の流れを見ていく。脳死や心停止後の臓器移植の施設は指定病院が行う。医師や医療従事者など人材の連携スタッフの整った施設、また物理的に緊急稼働が可能な設備の整った医療施設において行う。

脳死の場合、臓器摘出を行える移植の施設、病院は大学病院や救急センターなど全国で約 500 の施設が指定を受けている。適正な脳死判定ができ、臓器摘出は移植を行う病院から派遣する摘出チームが行う。臓器移植手術は、手術後の拒絶反応や移植臓器の機能が回復するまでの措置が必要であるため、施設間や医療スタッフ間連携やチームとしての取り組みが欠かせない。臓器の種類毎、例えば心臓、肺などは数病院、腎臓などは百を超える病院が指定を受けている。生体移植の場合には病院の指定はない。

臓器提供から臓器移植手術への流れは以下の通りである。

脳死や心停止後の臓器移植に関しては、臓器斡旋機関として厚生労働省が認可し発足した社団法人日本臓器移植ネットワークが臓器提供を受ける患者（レシピエント）を選び、臓器摘出病院と移植手術を行う病院を仲介する。日本臓器移植ネットワークは、脳死、心停止後の臓器移植を希望する臓器提供を受ける患者（レシピエント）と臓器提供者（ドナー）の橋渡しを行う組織である。臓器提供の意思表示をした脳死、心停止の臓器提供者（ドナー）が現れると日本臓器移植ネットワークに連絡がいく。日本臓器移植ネットワークのコーディネーターが脳死、心停止の家族に対し説明や意志の確認を行う。その後、臓器移植を希望する登録者の中で移植に適した患者から公平に臓器提供を受ける患者（レシピエント）を選び臓器移植を行う。

移植手術を行う病院は、臓器提供者（ドナー）の出現に備え、いつでも移植手術のための待機体制をとる必要がある。生体移植は臓器提供者から臓器摘出手術と臓器提供を受ける患者（レシピエント）への移植手術とを同じ病院で同時に行う。時期は双方の健康状態を精査し適切な時期を選定する。

2.5 臓器別の移植の対象者と現状

わが国は、脳死後、心停止後の臓器移植を希望し日本臓器移植ネットワークに登録する人数は約 13000 名である。この中で脳死、心停止後の臓器移植は 2006 年のデータでは年間約 220 件である。

生体移植の実施は約1450件である。欧米で一番多く行われている腎移植を人口当たりの件数で比較すると数分の1、脳死、心停止後の臓器移植では約20分の1である。内容も欧米は生体移植よりも脳死、心停止後の臓器移植が多く、わが国とは対照的である。わが国では臓器移植を受けずに亡くなる患者が、肝臓では年間約2000名、心臓では年間約100～300名との推定がある。また腎臓の機能低下により血液の透析を必要とする患者が毎年約25000名、実際に透析を受ける患者は年間約10000名増加している。

心臓移植の対象者は、移植以外の治療法では救命や延命ができない拡張型心筋症、拡張相肥大型心筋症（心筋すなわち心臓の筋肉が薄く広がったり厚くなったりして心臓の働きが弱まる疾患）を持つ患者や虚血性心筋疾患（心臓に栄養を送る冠動脈など血管が詰まり心筋の一部が死ぬ疾患）を持つ患者である。移植希望登録数は約100名を超えている。実際の移植実施は年間約10名程度である。移植手術の成功率は、手術後5年の生存率を目安とすると約90%以上という資料がある⁹⁾。

肝臓移植の対象者は以下の通りである。劇症肝炎（幹細胞の急激な破壊によって肝臓の機能が低下する疾患）、原発性胆汁性肝硬変症（肝臓内の胆管が破壊するなど流れが悪くなり、肝臓内に胆汁が停滞することによって起こる疾患）、肝硬変（肝障害によって慢性的に炎症が続き、肝臓の組織が線維化する疾患）、肝細胞癌（肝炎ウイルスが原因で起きることが多く肝硬変を合併している場合が多い疾患）など進行性の肝臓疾患のため、移植以外の治療法によれば余命が1年以内であると推定する場合と余命にはこだわらない先天性肝・胆道疾患の患者が対象者となる。移植希望登録数は200名を超えている。実際の移植実施例の脳死後移植は年間約5名、生体移植は年間500名程度である。移植手術の成功率は、手術後5年の生存率を目安とすると、脳死肝移植は70%以上、生体肝移植の場合は75%以上である¹⁰⁾。

腎臓移植の対象者はすべての末期腎不全の患者である。移植希望登録者数は1万人を超える。移植実施は心停止後の移植は年間約150名、脳死後の移植は年間約15名、生体移植は年間約900名である。移植手術の成功率は、手術後5年の生存率が、脳死後移植、心停止後移植で80%以上、生体肝移植の場合は90%以上である¹¹⁾。

肺移植の対象者は以下の通りである。原発性肺高血圧症（心臓や肺の疾患がないのに肺動脈の血圧が高くなる疾患）、突発性肺線維症（肺胞の壁や周辺に炎症が起こり、壁が厚くなる疾患。進行すると肺が固く膨らみにくくなり、呼吸ができなくなることもある疾患）、びまん性汎細気管支炎（呼吸細気管支に炎症が続き、咳や痰が出て息苦しくなる疾患）、肺気腫（呼吸細気管支と肺胞が拡張し破壊される疾患）など両肺全体に広がる疾患で、進行性であり有効な治療法がない患者が対象者である。移植希望登録者数は100名を超える。移植実施は脳死後の移植は年間約5名、生体移植は年間約10名である。移植手術の成功率は、手術後5年の生存率が約70%以上である¹²⁾。

膵臓移植の対象者は、腎不全になった糖尿病の患者や既に腎臓移植を受けている患者、1型糖尿

病の患者でインスリン治療の成果が芳しくなく血糖コントロールが極めて困難な状態が長く続いている患者が対象者である。移植希望登録者数は約 150 名。移植実施は脳死後の移植は年間約 5 名。移植手術の成功率はほとんど移植した臓器が正着している⁹³⁾。

小腸移植の対象者は、短腸症候群（腸がよじれ腸管の血行が悪くなる中腸軸捻転、大腸や小腸の粘膜に慢性の炎症や潰瘍が起こるクローン病など）や機能的不可逆性小腸不全（原因不明で何度も腸閉塞が起きる突発性慢性偽小腸閉塞症）など他の治療法では静脈栄養から離脱できず、更に静脈栄養カテーテルの維持が困難で、肝臓障害が進行しつつある患者である。移植希望登録者数は数名である。移植実施は年間約 0～1 名。移植手術の成功率は、国内の実施例が少ないため世界的に見ると、手術後 5 年の生存率が約 30～40%である⁹⁴⁾。

3. 臓器移植と法的問題

3.1 臓器提供者（ドナー）の意思表示

臓器提供は脳死後や心停止後にできる。

旧臓器移植法においては、臓器提供者（ドナー）が脳死判定に従い臓器を提供する意思表示を書面で行い、かつ家族が脳死判定並びに臓器提供に同意する場合に限り、法的に脳死を人の死と認め脳死移植が可能であった。他方、心停止による臓器提供の場合、臓器は提供者の書面による意思表示と家族の承諾のあるとき、腎臓や眼球、皮膚などの組織については本人の意思が不明であっても家族の承諾がある場合に臓器提供が可能であるという規定であった。

新臓器移植法に向けて議論になった点は以下の通りである。

- ① 脳死を一般的に人の死と位置付ける
- ② 本人が拒否していない場合は家族の同意で臓器提供できる
- ③ 臓器提供は 15 歳以上という現行の年齢制限を撤廃
- ④ 親族へ優先的に提供すると意思表示しておくことができる

新臓器移植法は脳死を一般的に人の死と位置付けた。脳死を医学的に死と考えているため、臓器提供者（ドナー）本人の意思が不明の場合、家族の同意が得られれば脳死判定ができる。

新臓器移植法⁹⁵⁾は脳死した者の身体を死体に含め、臓器摘出を可能とした。

この新臓器移植法には臓器提供意思表示が有効となる年齢についての規定はない。臓器提供の年齢制限を撤廃し、15 歳未満の子供からの臓器提供に道を開くことになったと推進派は言う。確かに臓器移植の意思表示を書面で行うには脳死という概念を理解し、臓器提供の意思表示を行う意思能力は必要である。それが具体的に何歳か、また一律に年齢で定めることが適当であるか否かについては議論が分かれる。未成年者の意思能力の年齢についても諸説ある。厚生労働省が保健医療局長名で「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）として、「臓器提供に

係る意思表示の有効性について、年齢等により画一的に判断することは難しいと考えるが、民法上の遺言可能年齢等（民法第961条（遺言能力）15歳に達した者は、遺言をすることができる。）を参考として、法の運用に当たっては、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこと」と通知した。実質的には15歳未満の臓器提供はできないと考えられている。臓器提供者（ドナー）の意思表示は臓器提供者（ドナー）の最後の意思表示と捉える。臓器移植に関する遺言である。内容は臓器提供者（ドナー）が脳死を人の死として認め、脳死後に臓器を提供する意思があることを認めたことになる。人々は遺言については何度も書き換え最新の遺言が有効となることを知っている。しかし臓器提供の意思表示も同様であると周知する必要がある。臓器提供者（ドナー）の真の最終的な意思表示はいつ、どのような状況で行ったのか。どの程度の思考の末に出した結論であろうか。意思表示後、脳死判定のときまでに意思表示に変化があったか否か。子供から大人に成長し自分が家族を作っていく場合、臓器提供の決意は変わらないのであろうか。家族の同意を得ているかなどの確認はできないし、そこまで意識していたか否かは定かではない。家族や親族に将来、移植を必要とする人が出るか否かわからない若い年齢のときに決意した臓器提供者（ドナー）となる気持ちの変化を反映しているだろうか。臓器提供者（ドナー）の意思表示が家族の強要によるものではないか。医師や医療関係者が医学的関心や技術向上の目的で臓器移植を勧めることはないのが原則であるが、脳死判定の時間が切迫した中で、心理的な圧力や強要によって臓器移植の決断を強いられることはないか。

意思表示の変化の確認を行う必要がある。例えば年齢的に社会人として企業などで働いている期間は健康診断の機会を利用するなど、臓器移植の意思表示者に対して一年に一度位の意思表示確認の義務づける必要性があるであろう。

新臓器移植法に積極的な意見を持つ患者団体や日本移植学会は、条件緩和によって臓器提供者（ドナー）が増加すると予測する。反対を唱える人々は人の生死を決める法案が十分な審議を尽くすことなく通過したことを懸念する。

新臓器移植法は、臓器提供者（ドナー）本人の書面による意思表示の義務づけを止め、本人の拒否がない限り家族の同意で提供可能とする。臓器提供者（ドナー）の最後の意思表示をどのように確認するのであろうか。臓器提供者（ドナー）には、生きる権利、脳死判定を受けない権利がある。静かに死ぬ権利。そっとしておいて欲しい権利を臓器提供者（ドナー）も家族も持っている。死を目前に静かに看取りたい、愛する家族との別れというみとりの時間は必要である。こころの問題をどこかに置き忘れていないだろうか。脳死状態の臓器提供者（ドナー）が何もわからないということを認めるとしても、家族の絆、感情、気持ちを斟酌する必要があるのではないか。臓器移植拒否の意思表示は、日本臓器移植ネットワークのHPヘインターネットによる登録や日記などの書面、家族や知人への口頭の意思表示でも可能である。特に家族に対しても臓器提供拒否の意思

があることを伝えておくことも大切である。

臓器提供者（ドナー）による生前の臓器移植拒否の意思表示がなければ家族の同意で提供できるとする新臓器移植法（A案）が、平成21年7月の参院本会議で可決、成立した。一部を除き施行は公布の1年後である。

臓器提供は臓器提供者（ドナー）の自発的な意思表示である。臓器提供者（ドナー）の意思表示が不明の場合、移植臓器の不足を補う目的で、生前の拒否表明がなければ家族の同意があれば提供できるとする改定は、家族にとって臓器提供を強制されたと感じる機会を増やす結果になりかねない。新臓器移植法に家族の範囲については明示がない。

なお生体移植の臓器提供に関しては日本移植学会が提供者の他からの強制ではない自発的な意思によることの確認の必要性を指針として示している。また臓器提供者（ドナー）は6親等内の血族と3親等内の姻族に限られている。臓器売買や謝礼なども禁止である⁶⁶。当然であるが臓器提供者の健康状態や手術に伴う危険なども考慮しなければならない。

臓器提供者（ドナー）若しくは家族の同意による臓器提供が可能な国はアメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、オーストラリア、オランダ、カナダ、デンマーク、韓国などである。臓器提供者（ドナー）の拒絶の意思表示がない場合に臓器提供が可能な国は、オーストリア、ベルギー、フランス、スペイン、イタリアなどである⁶⁷。

3.2 脳死は人の死か

人の死とは何か。臓器移植が問題になる前は、一般に人の死は心停止であった。医学的には三徴候説である。すなわち心臓、肺、脳すべての機能が停止した状態である。これに基づき、医師は死亡確認を①脈拍（心臓機能の停止）②呼吸（肺機能の停止）③脳機能の停止（対光反射の消失）によって確認する。

昨今の医療技術の発達、脳機能の完全廃絶後も自発呼吸消失後も、人工呼吸器による呼吸と循環を保った状態を可能としている。脳死が話題となるのは人工呼吸器の開発と実用化の1950年代頃からである。当時は超昏睡、不可逆昏睡と呼び生きている状態と考えていた。臓器移植法は脳死という新たな死の定義を導入した。三徴候説に基づく人の死判定以前の臓器摘出である。臓器移植以外の領域においては脳死を人の死として全面的に認めた訳ではない。

脳死の定義は国によって異なる。わが国の脳死の法的定義は新臓器移植法による⁶⁸。旧臓器移植法による脳死判断は1999年2月28日が最初である。わが国では全脳死を脳死とする。しかし法に脳死を個体死とする明記はない。

アメリカ合衆国やイタリアなど全脳死を脳死とする国々が多い。全脳死は脳すべての機能（含ヒトの脳幹）が不可逆的に停止するに至った、すなわち回復不可能な段階まで廃絶した状態を言う。ドイツ、スウェーデン、ロシアは脳全体の機能の不可逆的喪失を伴う全脳全体の死滅状態を

脳死とし、脳血流の途絶の確認を脳死判定の必要条件の一つとする。イギリスは脳幹死、すなわち脳幹のみの機能停止を脳死 (brain death) とする。また臓器提供に関係なく脳死を人の死とし、臓器提供者 (ドナー) の意思が不明でも家族の承諾により臓器提供が可能な国として、欧米諸国・アジア・オーストラリアなどがある。

脳死を人の死とし臓器移植をするのであれば、各国でばらばらな脳死の定義を統一する必要があるのではないかと。医師や医療従事者に対して脳死の定義、脳死判定基準、脳死判定方法を徹底する必要があるのではないかと。同じ定義のもとでの議論でなければ噛み合わない。臓器提供者 (ドナー) の立場、臓器提供を受ける患者 (レシピエント) の立場、臓器移植に関わる医師や医療従事者の立場、それぞれの利害を調整しながら定義を統一する必要があるのではないかと。

それが不可能であれば、臓器移植を一連の行為と捉え、臓器提供者 (ドナー) と臓器提供を受ける患者 (レシピエント) とが国境を超える場合の臓器移植に関する法適用の規則を定めるべきである。脳死の定義、脳死判定の実施の有無、脳死判定基準、臓器移植手術など一連の臓器移植に関するひとつひとつの過程を、臓器提供者 (ドナー) の国の法によるのか、臓器提供を受ける患者 (レシピエント) の国の法でやるのか、臓器移植に携わる医療施設の所在地の法なのか、医師や医療従事者の属する国の法なのか。それともある過程に重心があるとしてひとつの国の法に基づいて行うのか。あるいは、脳死判定、臓器摘出、臓器移植手術など各々の行為に分けて適用する法を定めるのか。生命 (いのち) に関わる問題である。慎重な議論を迅速に行う必要がある。

科学に国境はないと言われるが、各国、各地域はそれぞれの歴史や文化、風土、慣習、宗教、人種、民族などが異なる。人の死に対する考え方、感じ方も違う。例えば末期患者や事故による瀕死の状態の患者に対して安楽死を選択するか、最善を尽くし生かす方向を選ぶか、生命 (いのち) に対する考え方は様々である。他の国に合わせる必要もないし、わが国はわが国で議論を尽くし、深く考えていかなければならない。

①脳幹機能が停止し ②本来ならば心臓機能が停止する筈が人工呼吸器によって呼吸を継続でき ③心臓機能も維持できる結果として生ずる状態が生まれ、脳死が問題となっている。脳死は心肺機能に致命的な損傷はなくても、事故などによる頭部への強い衝撃を受け、くも膜下出血等の脳の病気が原因で発生することがある。本来は脳死に陥った患者は随意運動ができず痛みを感じない。時間の経過や人工呼吸器を外せば心停止する状態と言われてきた。

しかし現実の脳死状態の患者からは、脳死の判定後に身体の動きを確認した、健康を取り戻したなど定説を否定する現象の報告がある。1984年に米国の脳神経学者A・H・ロッパーが脊髄自動反射と説明する患者の動作を報告した。脳死状態の患者は両手を胸の前で祈るような動作の後、自分で手を元の位置に戻す現象 (ラザロ徴候 Lazarus sign) である。わが国や各国でも多数の報告例がある。収録した動作ビデオもある。医療技術の発展は、人工呼吸器による生命活動の

維持を可能とし、脳死状態から臓器を取り出し他者への臓器移植を可能にした。脳死になったら数日から一週間で心臓も止まると言われてきた。しかし1998年米国の脳神経学者D・A・シューモン Shewmon は175例において脳死判定後一週間以上、心臓鼓動していたことを明らかにした。脳死状態で1年以上心臓が動いていた例も3例ある。長期脳死（chronic brain death）である。最長は21年間心臓が動き続けた。4歳のとき脳死判定を受けた男子は、脳死状態のまま20歳を超えた。身長が伸びるなど成長した。2004年、心停止後の解剖の結果、脳は死滅し、人間の統合性は脳がなくても維持できることを示したという報告がある。わが国においても、小児脳死の長期脳死の例がある。脳死概念を見直す声も出ている。

脳死判定が間違っていたのか。脳死判定にばらつきがあるのか。脳死にそのような可能性があるのか。脳死の患者に見る脊髄反射によるものか。確認はまだである。実際、心臓は動いており、身体も温かい。脳死と言われても、成長し続ける患者を見る家族には、医療関係者からの臓器提供への働きかけがどれだけの苦しみと辛さを与えるであろう。臓器提供者（ドナー）の家族は、最後まで人の死を肺、心臓、脳すべての機能が停止した状態を死とするか、脳死を死とするか選択する権利を持っている。臓器移植に携わる医療関係者やコーディネーターも殺人罪や自殺幇助罪、死亡前臓器摘出の傷害罪、死亡後臓器摘出の死体損壊罪から免れるためにも法的安全弁が欲しい。臓器移植は医療行為なのか。医療過誤訴訟に連れ込まないという保証はない。臓器移植法は臓器移植に関わる医療関係者が犯罪を問われない免罪符でもある。法がなければ臓器提供を受ける患者（レシピエント）やその家族も居たたまれないであろう。

生きとし生けるものに優劣はない。臓器提供者（ドナー）や臓器提供を受ける患者（レシピエント）はそれぞれ違う人生を送り、同じ重さの生命（いのち）である。

人としての尊厳とは何か。臓器提供をすることは尊厳死なのだろうか。むずかしい問題である。温かい生物（いきもの）から臓器を摘出することの重みを議論する必要がある。生物（いきもの）はこころを持っている。生物（いきもの）は目的を持った存在である。目的は意図を持って行動する。意図を持って行動することができなくなった生物（せいぶつ）は生物（いきもの）ではないのか。生きる権利はないのか。他人が決めることなのか。法が決めることなのか。

脳とこころの問題は深淵である。今日の科学で取り扱いが困難な問題が、明日の科学では取り扱えることもある。難問に取り組むのが学問であろう。科学的実験や技術的に計測できるものは限られている。理論的な解明は未だできないが、効果のある治療も多々ある。脳の可能性は人間の想像力を遥かに超えている。状況や環境に対応して、刻々と個々の適応と変貌を遂げているからである。

3.3 脳死判定と脳死判定基準

臓器移植を行うには脳死判定を行う必要がある。

脳死判定には ①治療の一環として行う臨床的脳死判定 ②臓器提供を前提として行う法的脳死判定 ③臓器移植を前提としない一般の脳死判定がある。

①医師が診察、検査結果など総合判断して脳死と判断したものを臨床的脳死という。②臓器移植目的の脳死判定は法的な証拠として示す必要があり⁹⁾、明確な手順に則り脳死判定を行う。脳死判定は臓器移植のような目的がない場合には行うことができない。理由は判定基準に人工呼吸器を外し自発呼吸の有無の確認を行うなど患者の死亡につながる項目があるからである。

日本脳神経外科学会が示す脳死判定基準は以下の通りである。

脳死判定の前提条件は ①深昏睡がある（顔を叩く、つねるなどの強い刺激を与えても反応しない）②原疾患を確実に診断し、回復の見込みがないことである。除外条件は ①6歳未満の小児（但し現実には法的な意思表示確認の観点から15歳未満は除外条件となる）③急性薬物中毒 ④低体温 ⑤代謝・内分泌障害 ⑥妊産婦 ⑦完全両側顔面神経麻痺のあるとき ⑧自発運動、除脳硬直、除皮質硬直、痙攣を認めるときである。

脳死判定のうち最も厳格な基準といわれるのは、1985年に厚生省（現厚生労働省）における脳死に関する研究班発表の判定基準（いわゆる竹内一夫班長の下作成し竹内基準）である。

(1)脳死判定の前提条件は以下の点である。①器質的脳障害のため深昏睡および無呼吸状態 ②原疾患を確実に診断 ③現在行い得るすべての適切な治療を行っても回復の可能性が全くないとする判断の前提条件を確認する。行き倒れなど脳死の原因が不明の場合には、器質的疾患があったり、原疾患が判明していないこともあるため提供しない。

(2)次に脳死判定を除外する例の確認も必要である。①脳死と類似の状態。例えば急性薬物中毒、深部温（直腸温、食道温）が摂氏32度以下、代謝内分泌性障害など ②15歳未満の小児 ③知的障害者の場合、意思表示ができないときは脳死判定は行わない。また本人の意思表示が有効ではないとの判断があるときは除外例となる。

(3)そして脳死判定の必須条件として以下の項目を満たす必要がある。①深昏睡（JCS300またはGCS3）がある（顔を叩く、つねるなどの強い刺激を与えても反応しない）②瞳孔固定（左右とも直径4mm以上）③脳幹反射の消失。対光反射（目に強い光を当てても瞳孔が縮まない）、角膜反射（角膜をガーゼや綿棒で触っても瞬きしない）、毛様脊髄反射（頸部をつねるなどの刺激を与えても瞳孔が開かない）、眼球頭反射（頭を左右に振っても眼球がそれとは反対方向に動かない）、前庭反射（耳の中に冷水を注入しても眼球が動かない）、咽喉反射や咳反射（のどの奥に物を入れても吐き出さない）。失明、鼓膜損傷などで眼球が損傷している場合は対光反射、鼓膜が損傷している場合は前庭反射（カロリック試験）の有無が判断できないからである ④平坦脳波（大脳活動を示す脳波が最低30分間計測可能。刺激を加えても最低4導出で30分以上平坦）⑤自発呼吸の消失（無呼吸テスト）（人工呼吸器を外すと自発呼吸がない。100%酸素で飽和したのち呼吸器を外し、

動脈血中二酸化炭素分圧が 60mmHg 以上に上昇することを確認。脳に影響を与えるため、必ず最後に実施する)。これらの施行ができない場合は脳死判定を中止する。

脳死判定には、以上の(1)前提条(2)除外例の確認(3)必須条件をすべて満たす必要がある。脳死判定は移植に関係しない脳死判定の経験がある 2 名以上の医師で行い、6 時間後にも同じ所見であることが必要である。2 回目の判定終了時を死亡時刻とする。

海外の諸国は、各地、各国の会議で定めた脳死判定基準は推奨されたガイドラインであり、臨床の場において患者の死を決定する医師のためにあるにすぎない。従って脳死判定基準に厳密に合致していなくても主治医が脳死と判断すれば脳死と認めるとする。医師への信頼度が高い反面、判断の間違いや患者や家族との軋轢は訴訟となることもある。

わが国では、日本移植学会がほとんどの移植施設からの臓器提供者(ドナー)や臓器提供を受ける患者(レシピエント)の情報を同意の上で収集している。登録や集計後に日本の移植の現状を生生存率や生着率(移植した臓器や組織が施術後に、その人の体の一部として機能している割合。生存率とともに、移植術が成功したか否かの判定の基準となる)も含め「ファクトブック」として毎年公表している。

3.4 子どもの長期脳死 (chronic brain death)

新臓器移植法に基づく脳死判定基準は成人も含め 6 歳以上を対象とする⁽²⁰⁾。厚生労働省令である「臓器の移植に関する法律施行規則」には、年齢制限は脳死判定の対象として 6 歳未満は除外することの規定がある⁽²¹⁾。6 歳未満の小児には脳死判定基準が適用できず、法律に基づく脳死判定もできないし、脳死状態からの臓器提供もできないと解釈もできる。

意思表示に関する年齢制限については、1997 年 10 月 8 日付の厚生省保健医療局長通知(当時)である「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)」がある。以下の通りである。第 1 書面による意思表示ができる年齢等に関する事項 臓器の移植に関する法律(選挙権は与えない。遺言の有効性も認めない。でも、臓器の提供に関わる意思表示は認める。平成 9 年法律第 104 号)における臓器提供に係る意思表示の有効性について、年齢等により画一的に判断することは難しいと考えるが、民法上の遺言可能年齢等を参考として、法の運用に当たっては、15 歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこと。指針(ガイドライン)は法律ではない。判断能力や責任能力はない、選挙権もない、遺言能力もない子どもに対して、臓器提供に関する意思表示を認めるとする大人による子どもの人権侵害を防ぐ必要がある。安らかに静かに見取りたい親、人間の尊厳を守りたいという親、臓器提供を善意の行為として認めたい親、生命(いのち)を守りたい親、生きる権利を主張する親、臓器提供者のこころを置き去りにした人権侵害の虞がある。

6 歳未満の小児の脳は成人よりも回復力がある。医師や専門家の間では 6 歳以上とは別の脳死判定基準を設ける必要があるとして、厚生省(現厚生労働省)に小児における脳死判定基準に関する

研究班(班長竹内一夫)を設けた。多くの症例や海外の医療機関からのデータを分析し、2000年に6歳未満の小児の脳死判定基準案を作成した。内容はほとんど6歳以上の脳死判定基準と同様である。2回目の脳死判定までの観察時間が6時間から24時間以上に、生後12週間未満を除外など相違点がある。またマスコミによる自発呼吸や身長が伸びる、成長する、意識が回復したなどの実例の報道があり、植物状態患者との混同が起きたと専門家からの反論があった。小児に対して脳死判定を行うか否かも含め基準を慎重に検討する必要がある。

また虐待による脳死の子どもからの脳死移植の問題がある。子どもの脳死の原因は親などからの虐待による頭部外傷が多い。親が申告する生前の子どもの臓器提供者(ドナー)希望が偽りか否かの見極めは不可能である。怪我などの外因による死亡の場合は警察に届ける必要がある。犯罪性の疑いのある場合は司法解剖を必要とする場合もある。司法解剖は心停止後に行う。すなわち虐待による脳死の子どもからの臓器移植は司法手続上、犯罪捜査の対象であり、事実上、臓器提供はできない²⁰⁾。虐待は脳死をめぐる問題とは無関係に根絶しなければならない。成人や子どもを問わず虐待を未然に防ぐ対策を立てなければならない。救急医、看護師、医療ソーシャルワーカーなど、虐待を見極める医療関係者の育成も必要である。医療だけではなく、住民の眼や街の監視、行政、司法が虐待の発見や防止に役立つ社会体制の構築が必要である。

4. 旧臓器移植法と新臓器移植法

4.1 新臓器移植法成立までの経緯

旧臓器移植法は、1996年12月に第139回国会衆法第12号として中山太郎議員らが議員立法として法案を提出した。1997年4月24日に衆議院で可決し参議院に送った。参議院は1997年6月17日に一部修正を行い可決し、衆議院に回付した。衆議院は参議院からの修正回付案に同日同意を与え成立した。法律の施行日は1997年10月16日。このように衆議院が無修正で可決した法案を参議院で大幅修正し、もう一度衆議院で同意し成立という経緯を辿った。

わが国は他国に比べ、特に脳死臓器移植の臓器提供に関する制約が厳しく臓器移植の実施例が伸びなかった。脳死臓器移植の実施状況を考慮しながら、法律施行後3年を目処に見直すことになっていた。改定もされず10年以上が経過した。脳死臓器移植の数が増えず移植医療が停滞していた。議員立法であった法律成立であり、行政は改正案を出さず、議員有志の改正案作成に委ねていた。

今回の臓器移植法改定の背景は以下のような経緯が考えられる。

わが国は脳死からの臓器提供が少なく、現行法に基づく脳死後の臓器提供は1997年10月から2009年3月まで81件である。海外渡航して移植を受ける患者が続く現状がある。移植学会会員がいる医療機関へのアンケート調査によると、2006年までに少なくとも522名を超える人々が、

米国、ドイツ渡航移植の原則禁止が提言 2009 年 1 月、世界保健機関（WHO）は自国内で臓器提供を増やすよう求める臓器移植指針を改定する方針を示した。臓器の自給自足への努力を求める新しい臓器移植指針である。開発途上国や貧困や飢餓に喘ぐ国々、戦争で疲弊している国々において臓器密売や子供を誘拐し臓器を切り取られる事件、死刑執行が増える、囚人に臓器提供を強要するなどの事件が続いた。更に 2009 年 5 月には世界保健機関（WHO）総会において臓器不正売買を目的の海外渡航の原則禁止、生体移植、組織移植をめぐるガイドラインについての議論が起こる。わが国の臓器移植法を改定する機運が促進された。

2009 年 4 月、自民党と民主党の国会対策委員長の審議促進発言に端を発し、衆議院厚生労働委員会に臓器移植法改正法案審査小委員会を設置し、論点整理など行った。衆議院は 2009 年 6 月の衆議院本会議において、厚生労働委員会の田村憲久委員長による臓器移植法改正 4 案の審議経過に関する中間報告聴取と、各案提出者による意見表明を行った。2009 年 6 月 18 日に衆議院本会議で採決。法案提出順（ABCD の順）に記名式投票、過半数の賛成で終了という方式で A 案を可決し衆議院を通過した²³。

A 案が衆議院で可決し、審議は参議院に移った。参議院は A 案反対者の多い野党が過半数を占めていた。また改正に慎重な参議院議員らが E 案を提出し、臓器移植法案を最優先課題ではないとの意見を言う。A 案の脳死を人の死とすることへの抵抗が大きく、A 案の修正案（A' 案）を 7 月 10 日に提出した。この修正案の内容は、現行法の「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって」という部分を削るといふ改正部分の削除。脳死を一律に人の死とせず、現行法の臓器移植の場合に限り脳死を人の死とする。附則に臓器提供者（ドナー）の家族らの心情を十分配慮する文言を追加する。改正法施行後 3 年を目途に見直すことを盛り込むというものである。参議院厚生労働委員会の審議後、委員会採決を省略し、2009 年 7 月 10 日に中間報告を行い、2009 年 7 月 13 日、参議院本会議で A' 案を直接採決した。参議院可決後、衆議院での審議と議決により A 案の修正案（A' 案）を可決、成立した。新臓器移植法は、公布から 1 年後の 2010 年 7 月から施行する。

4.2 臓器移植法の改定の際の議論

臓器移植法の改定の際、人の死を法で決めることの妥当性の議論があった。脳死の定義も各国ばらばらである以前に、人の死を法によって定義づけることの意義である。

臓器移植法の改定に際し法案は分かれた。ひとりでも多くの生命（いのち）を救うべく臓器移植を推進する立場と臓器移植のための脳死判定基準にメスを入れ、時間を掛けて慎重に議論を尽くしていこうとする立場である。

推進する立場の主張は、医学的、科学的なデータによる説得を試み脳死を認めないのは先進国では日本だけである。脳の機能は一旦失われると回復することはない。脳死患者の延命措置は人間の

尊厳を損なう行為である。臓器提供者（ドナー）を拡大し、脳死判定基準の緩和を実現しようとする。

慎重議論派は、脳死は人の死かという生命の根源的な問題に向き合う。脳死を人の死として受け入れられない臓器提供者（ドナー）の家族や人々の精神的、感情的に寄り添う。人間のこころの問題に向き合おうとしている。

確かに推進派の言う脳死患者への人工呼吸器などによる延命措置は臓器提供者（ドナー）の家族の経済的な負担が重く、国民の税金を使っているかもしれない。脳自体も細胞が壊死し、遅かれ早かれいずれ心停止になる。それからではもう臓器を使えないのであろう。しかし人間は機械の部品ではない。こちらが使えないから、まだ温かい生物（せいぶつ）としては生きている生物（いきもの）から臓器を摘出しようとするものである。悲しみや別れは臓器摘出の後からゆっくりやってくださいと言うのだろうか。長い家族の歴史や感情、あきらめと永劫の別れに際し必要なこころの整理の時間を後回しにして欲しいというのだろうか。脳死状態の延命治療（終末期に人工呼吸器、ペースメーカーの装着、昇圧剤の点滴、水分や栄養分の補給、人工透析など生命維持のために行う措置）と、脳死を人の死と考え死体からの臓器摘出の問題を分けて考えるべきではないか。人の死をどのように捉えるかは人それぞれである。人間の尊厳の問題である。たとえ脳死状態の患者が何も感じないとしても、生物（いきもの）としての生命の灯は灯り続けているからである。

臓器提供を受ける患者（レシピエント）の待ち望む気持ちも理解できる。たったひとつの臓器を巡り、多くの臓器移植の希望登録者の中から選ばれる幸運な人である。脳死という死人から一刻も早く臓器が欲しい気持ちは理解できる。医師や医療関係者、移植コーディネーターは臓器移植に関しては、どちらかいうと臓器提供を受ける患者（レシピエント）の気持ちに近いのではないか。臓器移植積極派の医師の立場からの意見には、三徴候を確認し人の死とする臨床的定義に則り、心臓機能の停止だけを人の死とすることに反対する。意識がなく人を生かす人工的人為的な心臓機能の延命措置は尊厳を損なう行為であると。

それでは意識がないと人は生きていないのだろうか。人間の尊厳とは何か。

4.3 脳死臓器移植が進まない理由

わが国の脳死臓器移植が進まない理由には様々な理由が考えられる。

- ① 外国と生命観、人生観、倫理観、死生観、道徳観、宗教観が異なる
- ② 医療、医療経営、医療従事者等への不信
- ③ 脳死判定基準が厳しい
- ④ マスコミへの対応が難しい
- ⑤ 医療過誤訴訟につながり易い
- ⑥ 医学上と法律上の二つの脳死の定義がある

- ⑦ 救急医療や脳外科の側には利点がない
- ⑧ 意思表示カード・シールの配布や広報活動が徹底していない

などである。

内閣府が2006年に行った臓器移植に関する世論調査によると、臓器移植に関心があるのは59.0%、脳死後の臓器提供の意思表示について知っているのは78.4%、臓器提供意思表示カードを知っている人は66.4%である。脳死判定の場合、臓器提供を肯定した人は41.6%であるが、実際に臓器提供意思表示カードを持っている人は8.0%であった。

5. 結語

臓器提供を受ける患者（レシピエント）にも生きる権利がある。しかし脳死の患者の臓器を取り出し臓器提供を受けることは権利であろうか。

新臓器移植法は臓器提供を受ける患者（レシピエント）の希望に重心があるのではない。臓器提供者（ドナー）の立場、臓器提供を受ける患者（レシピエント）の立場、医師や医療関係者の立場、家族の立場、宗教家、哲学者、倫理学者、科学者、技術者の立場など様々な立場の人々の個別の、相互の、異分野間の、世代を超えた、地域を跨いだ議論を真剣に行わなければならない。

現代科学は生命体の不思議をすべて解明している訳ではない。脳科学も始まったばかりである。最先端の科学、技術がすべて正しい真実ではない。全く異なる臓器提供者の性格や嗜好が臓器提供を受ける患者（レシピエント）に乗り移る。自分が手術室でされたことをすべてもう一人の自分がすべて見聞きしていたことをどの様に説明するか。もう一人の自分が叱咤激励して生還した登山者の臨死体験をどの様に説明するか。死ぬ瞬間は苦しくないという脳内ドーパミンの存在も、その機序はわかっていない。

医療科学技術の発達により免疫抑制剤などが創られ、臓器移植は疾患の治療法としての選択肢のひとつになった。問題は死体移植でも機能する腎臓、角膜などを除き、多くの臓器が心停止後の摘出、移植では機能を保てないことにある。脳死を個体死と考えれば、死体から生命の維持に必要な臓器を生体移植に準じた条件で摘出が可能となる。臓器提供者（ドナー）は摘出と同時に心停止に至る。死をどう考えるか。死の定義をどのようにするか。人の死の定義を法律で規定する意味は何か。わが国の新臓器移植法に規定する脳死の定義は、脳機能の廃絶した状態であり、呼吸管理と経管栄養または静脈栄養などに依存してしか生存できない状態、かつ、循環機能の停止も時間の問題と言われている。

新臓器移植法で脳死の判定基準や方法を明確にすべきである。その上で脳死の定義、人の死の定義を行う。脳死状態を人の死であると定義しなければ臓器を取り出すことはできない。脳死を人の死と思わない人は法的脳死判定を拒否する自由がある。臓器移植を打診されたときの拒否の理由は

患者本人の生前の意思でもいいし、家族の拒否でも構わない。

脳死判定をしなければ脳死にならないことを明確にする必要がある。さもないと脳死状態の患者の家族への無言の圧力の虞があり、これも人権問題である。

臓器移植は臓器提供者（ドナー）がなければ成立しない。臓器提供者（ドナー）の数を増やすため、臓器移植の自給自足を達成するため、臓器提供を受ける患者（レシピエント）を救うための議論に偏ると、臓器提供者（ドナー）やその家族の人権を侵害する虞が出てくる。双方の納得とこちらの安らぎが必要である。家族を失う心の支え（グリーフケア grief care）の必要がある。

また脳死判定のための臓器提供者（ドナー）の人工呼吸器を取り外す行為に、臓器提供までの治療を尽くしたかという問題が潜む。臓器提供者（ドナー）やその家族の辛い気持ちを支えるものはあるのだろうか。臓器提供者（ドナー）の家族の医学への疑問に納得がいくだけの説明を行うことができるのだろうか。救急医療や医療体制、医療現場の実態をもっと人々に知らせなければならないし、人々は知る権利を有する。

臓器提供者（ドナー）の出現と臓器提供を希望する登録者との出会いの確率は低く、タイミングを合わせることはむずかしい。医療資源を巡る患者選抜である。選択の重みの負担を誰が負うのか。また移植手術が成功しても必ずしも治る訳ではない。公平、衡平、平等な選抜とは何か。機会の均等とは何かの問題について考える必要もある。

人体組織の商業的取引の法的規制は、多くが血液（blood）、血液構成成分（blood components）、血液製剤（blood products）について例外的な取扱いをしている。これらの血液の提供者は売買取引の対価として金銭を得ることが目的の場合が多い。従って、貧困層や低所得者層は血液と引換えに、自らの健康や栄養状態を悪化させ病気になる易い。更にその血液の提供を受ける人々に良好ではない状態の血液を使用することは、疾患の蔓延の危惧もありうる。わが国でも血液製剤によるHIV感染の問題が記憶に新しい。これと同様に人の身体や身体構成部分（組織）、臓器の提供にも言えるのではないだろうか。需要と供給の関係から、とにかく供給を増やさなくてはならないという政策は慎重に吟味をする必要がある。

使われなかった臓器の取り扱いも議論をしなければならない。提供者の事前同意のもと、他の患者の治療や研究のためなどに使用していいのか。今後の課題としたい。

注

1. 小川聡編 『内科学書』 改訂版第7版 Vol.1 中山書店 2009年 9頁、220頁～239頁
2. 小川聡編 『内科学書』 改訂版第7版 Vol.1 中山書店 2009年 220頁～239頁
3. 新臓器移植法の構成は以下の通りである。

法の目的（第1条）、基本的理念（第2条）、国及び地方公共団体の責務（第3条）、医師の責務

（第4条）、臓器の定義（第5条）、臓器の摘出等（第6条～第10条）、臓器売買等の禁止と例外（第11条～第12条）、臓器あっせん機関の守秘義務（第13条）、臓器あっせん機関の帳簿保全、報告義務等（第14条）、厚生労働大臣の臓器あっせん機関への監督権（第15条～第17条）、経過措置（第18条）、厚生労働省への委任（第19条）、罰則等（第20条～第25条）、附則

4. 新臓器移植法（定義）第5条 この法律において「臓器」とは、人の心臓、肺、肝臓、腎臓その他厚生労働省令で定める内臓及び眼球をいう。

移植の分類は以下の通りである。臓器提供者（ドナー）と臓器提供を受ける患者（レシピエント）間の移植には ①自家移植（自己組織を自己の他の場所に移植）と ②他家移植（自己以外の組織を移植）である。②他家移植には更に次の様なものがある。(i) 一卵性双生児や近交系動物の組織を用いる同系移植 (ii) 人間の組織を用いる同種移植 (iii) 人間以外の組織を用いる異種移植 (iv) 形成術すなわち人工血管や皮膚、心臓弁置換術など人工材料を用いて臓器修復する人工移植である。臓器提供者（ドナー）の状態によって分類すると、①生きている臓器提供者（ドナー）から提供を受ける生体移植 と ②死亡した臓器提供者（ドナー）から提供を受ける死体移植がある。脳死移植は臓器提供者（ドナー）を脳死と判断した後、臓器等を取り出す。臓器提供者（ドナー）の心停止後に臓器等を取り出す心臓死移植がある。心臓移植、肺移植、腎移植、肝移植、膵移植、小腸移植、骨髄移植、造血幹細胞移植、角膜移植、四肢移植、顔面移植、子宮移植などである。日本における移植は、1956年に腎臓、1964年に肝臓移植を初めて行った。1968年に札幌医科大学の和田寿郎教授が世界で30例目の心臓移植を行い、移植患者は83日間生存した。移植患者の死後、臓器提供者（ドナー）の救命治療や脳死判定の適否、臓器提供を受ける患者（レシピエント）への移植の必要性など議論となった。当時は明確な脳死判定基準がなく、和田教授を殺人罪で刑事告発し検察当局の任意調査を行ったが、嫌疑不十分で不起訴処分となった。1979年角膜及び腎臓の移植に関する法律が成立した。心臓死移植に関する法律もでき、家族の承諾による心停止後の腎臓や角膜の提供を認めた。以後、心停止後の腎臓移植を年間150～250件、角膜移植を年間1600～2500件行うようになった。わが国は1997年10月、臓器の移植に関する法律の施行まで脳死を人の死とは認めなかった。人間の尊厳、生命倫理については拙著「生命倫理－脳死、臓器移植、安楽死、尊厳死－人間は考える葦である－」「13生命倫理－生殖補助医療の発展－人間は考える葦である－」平成18年10月長岡技術科学大学 言語・人文科学論集第20号参照。

5. 移植の分類は以下の通りである。臓器提供者（ドナー）と臓器提供を受ける患者（レシピエント）間の移植には ①自家移植（自己組織を自己の他の場所に移植）と ②他家移植（自己以外の組織を移植）である。②他家移植には更に次の様なものがある。(i) 一卵性双生児や近交

系動物の組織を用いる同系移植(ii)人間の組織を用いる同種移植(iii)人間以外の組織を用いる異種移植(iv)形成術すなわち人工血管や皮膚、心臓弁置換術など人工材料を用いて臓器修復する人工移植である。臓器提供者(ドナー)の状態によって分類すると、①生きている臓器提供者(ドナー)から提供を受ける生体移植と②死亡した臓器提供者(ドナー)から提供を受ける死体移植がある。脳死移植は臓器提供者(ドナー)を脳死と判断した後、臓器等を取り出す。臓器提供者(ドナー)の心停止後に臓器等を取り出す心臓死移植がある。心臓移植、肺移植、腎移植、肝移植、脾移植、小腸移植、骨髄移植、造血幹細胞移植、角膜移植、四肢移植、顔面移植、子宮移植などである。日本における移植は、1956年に腎臓、1964年に肝臓移植を初めて行った。1968年に札幌医科大学の和田寿郎教授が世界で30例目の心臓移植を行い、移植患者は83日間生存した。移植患者の死後、臓器提供者(ドナー)の救命治療や脳死判定の適否、臓器提供を受ける患者(レシピエント)への移植の必要性など議論となった。当時は明確な脳死判定基準がなく、和田教授を殺人罪で刑事告発し検察当局の任意調査を行ったが、嫌疑不十分で不起訴処分となった。1979年角膜及び腎臓の移植に関する法律が成立した。心臓死移植に関する法律もでき、家族の承諾による心停止後の腎臓や角膜の提供を認めた。以後、心停止後の腎臓移植を年間150～250件、角膜移植を年間1600～2500件行うようになった。わが国は1997年10月、臓器の移植に関する法律の施行まで脳死を人の死とは認めなかった。人間の尊厳、生命倫理については拙著「生命倫理—脳死、臓器移植、安楽死、尊厳死—人間は考える葦である—」「生命倫理—生殖補助医療の発展—人間は考える葦である—」平成18年10月長岡技術科学大学 言語・人文科学論集第20号参照。

6. 小川聡編『内科学書』改訂版第7版 Vol.1 中山書店 2009年 9頁、220頁～239頁。新臓器移植法(臓器の摘出)第6条第1項 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体(脳死した者の身体を含む。以下同じ。)から摘出することができる。一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

第2項 前項に規定する「脳死した者の身体」とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判定された者の身体をいう。新臓器移植法(臓器の摘出)第6条第3項 臓器の摘出に係る前項の判定は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。一 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であ

て、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。
二 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾しているとき。

7. 小川聡編 『内科学書』 改訂版第7版 Vol.1 中山書店 2009年 220頁～239頁
8. HLA型の適合 外から入った異物を非自己として認識するのは、白血球のHLA（ヒト白血球抗原、組織適合抗原）が見分ける。HLAは膨大な型を持つ。そのうち拒絶反応に関係するのはHLA・A、HLA・B、HLA・DRであり、ヒトは2つずつ持ち、計6種類ある。この型が一致するのは、兄弟姉妹においては4人に1人、兄弟姉妹以外は50～1000人に1人の確率である。拒絶反応は型の不一致の場合は起り易い。免疫抑制剤の開発研究によって拒絶反応の改善はあるが、HLAの完全一致の方が移植成績がよいため、移植を受ける人は、提供臓器とHLAが一致する人から選ぶ。
9. 小川聡編 『内科学書』 改訂版第7版 Vol.1 中山書店 2009年 220頁～239頁
10. 小川聡編 『内科学書』 改訂版第7版 Vol.1 中山書店 2009年 220頁～239頁
11. 小川聡編 『内科学書』 改訂版第7版 Vol.1 中山書店 2009年 220頁～239頁
12. 小川聡編 『内科学書』 改訂版第7版 Vol.1 中山書店 2009年 220頁～239頁
13. 小川聡編 『内科学書』 改訂版第7版 Vol.1 中山書店 2009年 220頁～239頁
14. 小川聡編 『内科学書』 改訂版第7版 Vol.1 中山書店 2009年 220頁～239頁
15. 新臓器移植法（臓器の摘出）第6条第1項 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。
16. 新臓器移植法（臓器売買等の禁止）第11条第1項 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。第2項 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。第3項 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは受けることのあつせんをすること若しくはあつせんをしたことの対価として財産上の利益の

供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。第4項 何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあることを若しくはあつせんを受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。第5項 何人も、臓器が前各項の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならない。第6項 第一項から第四項までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存若しくは移送又は移植術等に要する費用であつて、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けること又はそれらのあることをあつせんをすることに關して通常必要であると認められるものは、含まれない。

新臓器移植法（業として行う臓器のあつせんの許可）第12条第1項 業として移植術に使用されるための臓器（死体から摘出されるもの又は摘出されたものに限る。）を提供すること又はその提供を受けることのある（以下「業として行う臓器のあつせん」という。）をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、臓器の別ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。第2項 厚生労働大臣は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の許可をしてはならない。一 営利を目的とするおそれがあると認められる者 二 業として行う臓器のあつせんに当たつて当該臓器を使用した移植術を受ける者の選択を公平かつ適正に行わないおそれがあると認められる者。McIntosh, “Regulating the ‘Gift of Life’ The 1987 Uniform Anatomical Gift Act (1990) 65 Washington L.R., 171, 178。D. Peters, “A Unified Approach to Organ Donor Recruitment, Organ Procurement, and Distribution,” (1990) 3 J.L.& Health 157,167-177

17. 日本臓器移植ネットワーク HP 調査資料。Bhattacharya N, Stubblefield P. *Frontiers of Cord Blood Science*, London Springer, 2009
18. 新臓器移植法（臓器の摘出）第6条第1項 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であつて、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であつて、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。第2項 前項に規定する「脳死した者の身体」とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至つたと判定されたものの身体をいう。
19. 新臓器移植法（記録の作成、保存及び閲覧）第10条第1項 医師は、第6条第2項の判定、

同条の規定による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術（以下この項において「判定等」という。）を行った場合には、厚生労働省令で定めるところにより、判定等に関する記録を作成しなければならない。第2項前項の記録は、病院又は診療所に勤務する医師が作成した場合にあっては当該病院又は診療所の管理者が、病院又は診療所に勤務する医師以外の医師が作成した場合にあっては当該医師が、五年間保存しなければならない。第3項前項の規定により第一項の記録を保存する者は、移植術に使用されるための臓器を提供した遺族その他の厚生労働省令で定める者から当該記録の閲覧の請求があった場合には、厚生労働省令で定めるところにより、閲覧を拒むことについて正当な理由がある場合を除き、当該記録のうち個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧に供するものとする。

20. 新臓器移植法（厚生労働省令への委任）第19条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
21. 臓器の移植に関する法律施行規則 第2条
22. 新臓器移植法（臓器の摘出の制限）第7条 医師は、第6条の規定により死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百二十九条第一項の検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ、当該死体から臓器を摘出してはならない。
23. 脳死を人の死とすることに関しては議論があった。衆議院提出の改正案の内容を簡単に要約する。A案（2006年3月31日第164国会衆法第14号）・年齢を問わず脳死を一律に人の死とする。・臓器提供者（ドナー）本人の書面による意思表示の義務づけをやめて、本人の拒否がない限り家族の同意で提供可能とする。家族の同意があれば、子供から子供への臓器移植が可能となる。A案の問題点としては・脳死を一律に人の死とすることへの反発・親の虐待を受け脳死になった子に対し、親の同意による提供が虐待の証拠を隠滅する・脳の回復力が強い乳幼児の脳死判定基準が確立していない。B案（2006年3月31日第164国会衆法第15号）・臓器移植の場合のみ脳死を人の死とする・年齢制限を現在の15歳以上から12歳以上に引き下げる・臓器提供者（ドナー）本人の意思を必要とする・臓器提供者（ドナー）対象の拡大が可能となる。B案の問題点としては12歳未満の臓器移植に対応できない。C案（2007年12月11日第168国会衆法第18号）・臓器移植の場合のみ脳死を人の死とする・臓器提供者（ドナー）本人の意思表示は書面による・脳死判定基準を明確化（厳格化）し、検証機関を設置する・現在の15歳以上からの年齢制限は変更しない（変更内容は法案に含まれていない）・移植の客観性や透明性を高めることができる。C案の問題点としては・臓器移植が進まない現状を改善できない・15歳未満の臓器移植に対応できない。D案（2009年5月15日第171国会衆法第30号）

は・臓器移植の場合のみ脳死を人の死とする(変更内容は法案に含まれていない)・15歳未満の臓器提供は家族の承諾と第三者の確認により可能・15歳未満にも移植の可能性がある・15歳以上の臓器提供については本人の意思確認が必要・15歳以上の臓器提供手続は変更内容として法案に含まれていない。

D案の問題点は・15歳以上の臓器移植が進まない現状を改善しない・15歳未満の臓器移植の家族の承諾に関して家族に困難な決断を迫る・参議院提出の改正案の内容を簡単に要約する。

E案(子どもの脳死臨調設置法案、2009年6月23日第171国会参法第26号)。E案はA案可決のため採決されずに廃案となった。内閣府に臨時調査会を設置・子供の脳死判定基準などについて1年かけて検討・臓器移植法についての改正はない。

参 考 文 献

1. 小川聡編 『内科学書』改訂版第7版 Vol.1～Vol.6 中山書店 2009年 220頁
2. 相川厚 『日本の臓器移植—現役腎移植医のジハード—』河出書房新社 2009年
3. 香川智晶 『命は誰のものか』ディスカヴァー・トゥエンティティワン 2009年
4. 樋口範雄 『続・医療と法を考える—終末期医療ガイドライン』有斐閣 2008年
5. 『基本医療六法 平成21年版』中央法規 2008年
6. 坂本百大、青木清、山田卓生編著 『生命倫理』北樹出版 2005年
7. 高橋隆雄編 『生命・情報・機械』九州大学出版会 2005年
8. 開原成允、樋口範雄編 『医療の個人情報保護とセキュリティ』[第二版] 有斐閣 2005年
9. 越智貢、板井孝彦郎編 『医療情報と生命倫理』太陽出版 2005年
10. 今井道夫 『生命倫理学入門』[第二版] 産業図書 2005年
11. 内山雄一、大井賢一、岡本天晴、尾崎恭一、加藤直隆、木坂昌知、黒須三恵、長島隆編 『生命倫理と法』[ダイジェスト版] 太陽出版 2005年
12. 手嶋豊 『医事法入門』有斐閣 2005年
13. 伏木信次、榎則章、霜田求編著 『生命倫理と医療倫理』金芳堂 2004年
14. 飯田亘之 「脳死とイデオロギー」千葉大学 『生命・環境・科学技術倫理研究Ⅷ』 2003年
15. 倉持武編 『臓器移植と生命倫理』太陽出版 2003年
16. 市野川容孝編 『生命倫理とは何か』平凡社 2002年
17. 厚生省保険医療局臓器移植対策室監修 『脳死判定・臓器移植ハンドブック』社会保険出版社 1998年
18. 町野朔他編著 『安楽死、尊厳死、末期医療』信山社 1997年
19. 清水哲郎 『医療現場に臨む哲学』勁草書房 1997年

20. 別冊ジュリスト No.140 『医療過誤判例百選』[第二版] 有斐閣 1996年
21. ルース・R・フェイドン、トム・L・ビーチャム 酒井忠昭、秦洋一訳 『インフォームド・コンセント－患者の選択』 みすず書房 1994年
22. 飯田亘之『生命技術と倫理』市井社 1994年
23. 飯田亘之『あなたの臓器は誰のもの－価値の基礎理論と臓器移植－』東信堂 1988年
24. 立花隆『脳死再論』中央公論社 1988年
25. 立花隆『脳死』中央公論社 1986年
26. 厚生省保健医療局臓器移植法研究会『臓器の移植に関する法律関係法令通知集』
27. 法務省法令データシステム 2009.7
28. (株)日本臓器移植ネットワーク HP 2009.8
29. 日本移植学会 HP 2009.8

(常磐大学 国際学部 非常勤講師)

研究ノート

不規則動詞の過去形・過去分詞形の習得

小 泉 利 恵

Acquisition of Past Tenses and Past Participles of Irregular Verbs

1. はじめに

英語の文法知識はコミュニケーションを取る際の基盤となる重要なものである。文法知識は、規則に関する知識である「宣言的知識」(declarative knowledge)と実際にコミュニケーションを取る際に必要となる運用手順に関わる「手続き的知識」(procedural knowledge)に分けられる。技能取得理論(skill-acquisition theories)においては、練習(practice)を行うことにより、宣言的知識は手続き的知識に変わると考えられている(Ellis, 2008)。そのため宣言的知識は、日本人英語学習者が将来手続き的知識を持ち、コミュニケーション能力を高める前段階として必要なものと考えられる。

本研究は、文法の宣言的知識の中の「不規則動詞の過去形・過去分詞形」の知識に注目する。不規則動詞の過去形・過去分詞形は以下4つのパターン(表1参照)があり、動詞ごとに綴り・発音の変化があるため、宣言的知識として記憶する作業は英語学習者にとって負担が大きいと思われる。本研究の目的は、英語が得意ではない英語専攻の学生が、不規則動詞の過去形・過去分詞形をどの程度習得しており、どのような習得の誤りを犯しがちなかを調べることである。本研究は、学生の文法知識習得の実態を把握し指導に活かすための基礎資料を提供することを意図した研究である。

表1. 不規則動詞の過去形・過去分詞形のパターン

ABC型：現在・過去・過去分詞形が全て異なる形：例は break, broke, broken
ABA型：現在形と過去分詞形が同じで、過去形が異なる形：例は come, came, come
ABB型：過去形と過去分詞形が同じで、現在形が異なる形：例は hear, heard, heard
AAA型：現在形・過去形・過去分詞形が全て同じの形：例は cut, cut, cut

以下をリサーチ・クエスチョン(RQ)として調べる。

RQ1：英語が苦手な学習者にとって、どんな過去形・過去分詞形が習得しにくいのか

RQ2：英語が苦手な学習者は過去形・過去分詞形でどんな誤りをするか。

2. 方法

2.1 参加者

常磐大学国際学部英米語学科の学生 16 名（男 6 名、女 10 名）で、全員英語を得意とはしない学生であった。英文法の授業での 1 活動として取り組んだ。

2.2 使用テスト

アルファベット順にならんだ不規則動詞 76 個（Azar, 2005, pp. 300–301）の、日本語の意味・過去形・過去分詞形を書くよう求めた（表 2 参照）。分析では意味・過去形・過去分詞形を別々に採点した。

表 2. 不規則動詞テストの例（答えは []）

	原形	意味	過去形	過去分詞形
1	be	[である、になる]	[was, were]（両方できて 1 点）	[been]
2	become	[になる]	[became]	[become]

2.3 手順

テストの前の授業までに、その意味・過去形・過去分詞形を確認し、発音練習を一通り行う活動を数回の授業で行った。授業では意味・過去形・過去分詞形が全てできたらその動詞は合格とし、合格できなかった動詞に印をつけさせ、次の授業で再度テストした。5 回までテストを繰り返し行った。

授業で確認した後に行ったテストであるため、習熟度としての知識に加え到達度の要素も加わるが、学生の習熟度を考えると、前もって確認した上でテストを行うのが教育上適切と思われた。

2.4 分析

意味・過去形・過去分詞形のそれぞれについて、正解の場合には 1 を、不正解の場合は 0 を Excel に入力した。綴りの誤り分析では、分析対象となった語の 1 回目のテストでの誤答を全て入力した。入力後には、入力間違いがないかを再度確認した。今回は、自分の指導している学生を母集団として捉え、学生の習得にどのような特徴があり、今後指導する際にどのような点に気をつけたらよいかを探る研究であるため、推測統計は用いなかった。

3. 結果と考察

テストの正答率を表 3 に示した。1 回目は正答率が全体で 75% であり、2 回目には 90% になり、度を重ねるごとに正答率が増していった。

表3. 第1回目～第5回目のテスト全体の記述統計

	1	2	3	4	5
Mean	.75	.90	.97	.99	1.00
SD	.14	.11	.05	.02	.01
α	.97	.98	.95	.92	.76

注：前の時間のテストで「意味・過去形・過去分詞形」を全て正答できた場合には、次のテストではその項目を受験していない。本分析では、既に合格した動詞の回答は正答として扱った。

1回目のテストにおいて、意味・過去形・過去分詞形ごとに正答率を見た結果、正答率80%以上(16人中13人以上が正解)の項目は114項目あった。全部で228項目(76動詞*3観点[意味・過去形・過去分詞形])あるため、半分の項目を8割の学生が(意味・綴りを書くというレベルでは)習得していたことになる。正答率が8割未満だった過去形・過去分詞形を表4・表5に挙げた。例えば「bite, bit (.56), bitten (bit) (.31)」の読み方は、biteの過去形は56%の学生(16人中9人)が正解し、過去分詞形は31%の学生(16人中5人)が正解したという意味である。ほとんどの過去分詞形の正答率が過去形の正答率よりも低く(例外はshake, throw, catch, be, speak, runのみ)、過去分詞形の習得は過去形の習得よりも難しいと言えるだろう。さらに動詞の変化パターンを見ると、AAA型(50%の動詞が正答率8割未満)がもっとも易しく、ABC型(73%)・ABB型(81%)・ABA型(100%)と難しくなっていた。

一方、正答率が過去形・過去分詞形ともに8割を越えた動詞を表6に挙げた。中学校で導入される動詞や、過去形・過去分詞形にふれる機会が多い動詞が多く、そのような不規則動詞においては、習得度が高いようである。

表4. 過去形・過去分詞形の両方が8割に満たなかった動詞：1回目のテスト

ABC型：15動詞 (ABC型34動詞のうち44%)

bite, bit (.56), bitten (bit) (.31); blow, blew (.69), blown (.75); break, broke (.75), broken (.75); choose, chose (.63), chosen (.63); draw, drew (.75), drawn (.63); fall, fell (.75), fallen (.50); fly, flew (.38), flown (.25); hide, hid (.44), hidden (hid) (.38); ride, rode (.75), ridden (.38); shake, shook (.19), shaken (.69); sing, sang (.75), sung (.75); steal, stole (.38), stolen (.38); tear, tore (.19), torn (.19); throw, threw (.56), thrown (.63); wear, wore (.13), worn (.13)

ABB型：20動詞 (ABB型31動詞のうち65%)

bend, bent (.44), bent (.44); bring, brought (.44), brought (.44); build, built (.75), built (.75); catch, caught (.56), caught (.63); feed, fed (.25), fed (.25); fight, fought (.63), fought (.56); hang, hung (.50), hung (.50); hear, heard (.50), heard (.56); hold, held (.75), held (.75); leave, left (.69), left (.69); lose, lost (.75), lost (.75); pay, paid (.38), paid (.38); say, said (.75), said (.75); sell, sold (.69), sold (.69); sit, sat (.44), sat (.38); spend, spent (.69), spent (.69); stand, stood (.75), stood (.69); teach, taught (.50), taught (.50); tell, told (.56), told (.56); think, thought (.50), thought (.50)

AAA型：4動詞 (AAA型8動詞のうち50%)

cost, cost (.75), cost (.75); cut, cut (.75), cut (.75); hurt, hurt (.63), hurt (.63); shut, shut (.56), shut (.56)

表5. 過去形・過去分詞形のどちらかが8割に満たなかった動詞：1回目のテスト

ABC型：10動詞（ABC型34動詞のうち29%）
 be, was & were (.75), been (.88); drink, drank (.88), drunk (.50); forget, forgot (1.00), forgotten (.63);
 get, got (.94), gotten (got) (.69); give, gave (1.00), given (.75); ring, rang (rung) (.88), rung (.75);
 speak, spoke (.75), spoken (.88); swim, swam (1.00), swum (.50); wake up, woke up (.81), woken up
 (.44); write, wrote (.94), written (.63)

ABA型：3動詞（ABA型3動詞のうち100%）
 become, became (1.00), become (.69); come, came (1.00), come (.56); run, ran (.69), run (.81)

ABB型：5動詞（ABB型31動詞のうち16%）
 feel, felt (.81), felt (.69); have, had (.94), had (.56); make, made (.94), made (.75); send, sent (.81),
 sent (.75); understand, understood (.81), understood (.75)

表6. 過去形・過去分詞形の両方が8割以上だった動詞：1回目のテスト

ABC型：9動詞（ABC型34動詞のうち26%）
 begin, began (1.00), begun (.94); do, did (1.00), done (.88); drive, drove (.94), driven (.81); eat,
 ate (1.00), eaten (.88); go, went (1.00), gone (.88); grow, grew (.88), grown (.94); know, knew (1.00),
 known (1.00); see, saw (.94), seen (.94); take, took (1.00), taken (.88)

ABB型：6動詞（ABB型31動詞のうち19%）
 buy, bought (1.00), bought (.94); find, found (.88), found (.88); lend, lent (.81), lent (.81); meet, met
 (1.00), met (1.00); sleep, slept (.88), slept (.88); win, won (.94), won (.81)

AAA型：4動詞（AAA型8動詞のうち50%）
 hit, hit (.88), hit (.81); keep, kept (1.00), kept (1.00); put, put (.88), put (.88); read, read (1.00), read (.94)

次に、2回目のテストを分析した。1回目のテスト後に、自分が間違えた動詞について印をつけ、次週までに覚えてくる宿題を出したため、2回目のテストでは、テストの形式や自分が覚えるべき単語が分かっているはずであった。2回目の結果を分析することで、その状況でも容易に覚えられない語がさらに絞り込めるのではないかと考えた。

結果は表7・表8である。2回目でもほとんどの過去分詞形の正答率が過去形の正答率よりも低く（例外は shake, shut のみ）、過去分詞形は過去形よりも習得が難しいのは変わらなかった。さらに動詞の変化パターンでは、ABA型（0%）・AAA型（13%）・ABB型（16%）・ABC型（27%）の順に難しくなり、ABA型はいったんコツをつかめば覚えやすく、ABC型は1個1個形が異なるため覚えにくいようだった。

表7. 過去形・過去分詞形の両方が8割に満たなかった動詞：2回目のテスト

ABC型：5動詞（ABC型34動詞のうち15%）
 fly, flew (.63), flown (.56); hide, hid (.75), hidden (hid) (.75); shake, shook (.56), shaken (.69); steal, stole
 (.75), stolen (.75); tear, tore (.63), torn (.56)

ABB型：5動詞（ABB型31動詞のうち16%）
 bring, brought (.69), brought (.69); feed, fed (.69), fed (.63); teach, taught (.69), taught (.69); tell, told
 (.69), told (.63); think, thought (.75), thought (.75)

表8. 過去形・過去分詞形のどちらかが8割に満たなかった動詞：2回目のテスト

ABC型: 4動詞 (ABC型 34動詞のうち 12%) draw, drew (.94), drawn (.63); fall, fell (.88), fallen (.75); swim, swam (.88), swum (.69); wear, wore (.81), worn (.69)
AAA型: 1動詞 (AAA型 8動詞のうち 13%) shut, shut (.75), shut (.81)

3回目のテストにおいては、8割の基準は1語 (teach) 以外では満たされていた (表9参照)。後の分析で詳しく見る誤答のパターンを見ると、teachでもっとも多かったのは teach, taught, taught という誤りであり、発音に影響されて正しい綴りが覚えられなかったことが推測される (表12参照)。

表9. 過去形・過去分詞形の両方が8割に満たなかった動詞：3回目のテスト

ABB型: 1動詞 (ABB型 31動詞のうち 3%) teach, taught (.75), taught (.75)
--

次に、1回目のテストにおける誤答分析を行った。意味の正答率が8割未満だった動詞は、意味自体があまりよく習得されていないため除外した。意味の正答率が8割以上であり、かつ過去形または過去分詞形の正答率が8割未満の項目について誤答を分析した。結果は表10から表13である。誤りのパターンは8つに分けられる。

- (a) 現在形・過去形・過去分詞形のどれかと同じ形で書いて間違っただけのもの (例: break, break, break)
- (b) 過去形・過去分詞形に見える形に変形しようとして失敗したもの (例: fall, falled, falln)
- (c) 正答に近いが余計な綴りを入れてしまったもの (例: choose, choese, choosen)
- (d) 正答に近いが必要な綴りを抜かしてしまったもの (例: forget, forgot, forgoten)
- (e) 発音に影響されて綴りを間違っただけのもの (例: shake, shuke, shaken)
- (f) 他の語と混同したもの (例: think, thank, thank)
- (g) 他の語と混同し綴りも間違っただけのもの (例: cut, cought, cought; これは caught との混同と思われる)
- (h) 分類が難しいもの

表10から表13には、(a) ~ (h) のパターン分けも記入した。

表10. ABC 型の動詞の誤答パターン：1 回目のテスト

正答	broke (.75): past	broken (.75): PP	chose (.63): past	chosen (.63): PP	drunk (.50): PP
誤答	brook [2] ^(h) , break [1] ^(a) , broak [1] ^(e)	breakn [2] ^(h) , break [1] ^(a) , breaken [1] ^(h)	choese [1] ^(c) , choise [1] ^(g) , choose [1] ^(a) , chuse [1] ^(h)	choese [1] ^(c) , choosen [1] ^(e) , chose [1] ^(a)	drank [5] ^(a) , drinken [2] ^(b)
正答	fell (.75): past	fallen (.50): PP	flew (.38): past	flown (.25): PP	forgotten (.63): PP
誤答	falled [1] ^(b) , felt [1] ^(f) , foll [1] ^(h)	fell [3] ^(a) , fall [1] ^(a) , falln [1] ^(b) , falloan [1] ^(h) , follen [1] ^(e)	fly [2] ^(a) , flight [1] ^(f) , flo [1] ^(b) , flyed [1] ^(b)	flow [2] ^(f) , fly [2] ^(a) , flied [1] ^(b) , flight [1] ^(f)	forgetten [4] ^(b) , forgoten [2] ^(d)
正答	gotten (got) (.69): PP	given (.75): PP	rode (.75): past	ridden (.38): PP	shook (.19): past
誤答	getten [3] ^(b) , geten [1] ^(b) , goten [1] ^(d)	gaven [3] ^(b) , givin [1] ^(e)	ride [2] ^(a)	riden [5] ^(d) , diden [1] ^(h) , ride [1] ^(a)	shoke [3] ^(d) , shake [2] ^(a) , shade [1] ^(f) , shak [1] ^(h) , shaked [1] ^(b) , shooke [1] ^(c) , shuke [1] ^(e)
正答	shaken (.69): PP	sang (.75): past	sung (.75): PP	spoke (.75): past	swum (.50): PP
誤答	shake [1] ^(a) , shaked [1] ^(b) , shoken [1] ^(b)	sing [1] ^(a) , song [1] ^(f) , sung [1] ^(a)	sang [2] ^(a)	spork [2] ^(e) , sporke [1] ^(e) , speaked [1] ^(b)	swam [5] ^(a) , swan [1] ^(f) , swimn [1] ^(b) , swim [1] ^(a)
正答	woken up (.44): PP	wore (.13): past	worn (.13): PP	written (.63): PP	
誤答	waken up [4] ^(b) , wake up [1] ^(a) , woke up [1] ^(a)	wear [2] ^(a) , worm [2] ^(f) , weard [1] ^(b) , woar [1] ^(e) , woor [1] ^(e)	worm [2] ^(f) , wear [1] ^(a) , weard [1] ^(b) , war [1] ^(f) , warm [1] ^(f) , wearn [1] ^(b) , woar [1] ^(f)	writen [5] ^(d)	

注：無回答は除いた。

表11. ABA 型の動詞の誤答パターン：1 回目のテスト

正答	become (.69): PP	come (.56): PP	ran (.69): past		
誤答	became [5] ^(a)	came [7] ^(a)	run [5] ^(a)		

誤答パターンごとの割合を示したのが表 14 である。例えば表 10 を見ると、過去形の broke の場合 4 名が誤答を書いており、(h) の誤答が 2 名、(a) の誤答が 1 名、(e) の誤答が 1 名であり、(h) は 2、(a) は 1、(e) は 1 と数えた。表 14 を見ると、ABC 型では 123 個の誤答が書かれ、(a) に当てはまった誤答が 123 個中 38 個で 31%だったことが分かる。

全体的には (a) 現在形・過去形・過去分詞形のどれかと同じ形で書いて間違っただけのものが多いと、次に (b) 過去形・過去分詞形に見える形に変形しようとして、失敗したものが多かったことが分かった。

表12. 誤答パターン：ABB型の動詞：1回目のテスト

正答	built (.75): past	built (.75): PP	caught (.56): past	caught (.63): PP	felt (.69): PP
誤答	build [1] ^(a) , builght [1] ^(b)	bught [1] ^(h) , builden [1] ^(b)	cought [7] ^(e)	cought [6] ^(e)	flet [1] ^(h) , fell [1] ^(f) , feelen [1] ^(b) , felten [1] ^(b)
正答	fought (.63): past	fought (.56): PP	had (.56): PP	heard (.50): past	heard (.56): PP
誤答	fight [2] ^(a) , faght [1] ^(b)	fight [2] ^(a) , fighten [1] ^(b) , fightten [1] ^(b) , foughten [1] ^(b)	haven [4] ^(b) , have [2] ^(a) , has [1] ^(a)	head [2] ^(f) , hear [1] ^(a) , heard [1] ^(b) , herd [1] ^(f) , hoor [1] ^(h)	head [1] ^(f) , hear [1] ^(a) , heard [1] ^(b) , herd [1] ^(f) , hoor [1] ^(h)
正答	left (.69): past	left (.69): PP	lost (.75): past	lost (.75): PP	made (.75): PP
誤答	learf [1] ^(h) , leave [1] ^(a) , leaved [1] ^(b)	learf [1] ^(h) , leave [1] ^(a) , leaved [1] ^(b)	lose [2] ^(a)	lose [2] ^(a)	maken [3] ^(b) , mide [1] ^(h)
正答	paid (.38): past	paid (.38): PP	said (.75): PP	sat (.44)	sat (.38)
誤答	pay [5] ^(a) , paied [2] ^(b) , payed [2] ^(b)	pay [7] ^(a) , paied [1] ^(b) , payed [1] ^(b)	saied [1] ^(b) , saught [1] ^(b)	sit [8] ^(a)	sit [8] ^(a) , sitten [1] ^(b)
正答	sold (.69): past	sold (.69): PP	stood (.75): past	stood (.69): PP	taught (.50): past
誤答	seld [2] ^(b) , sell [2] ^(a) , selled [1] ^(b)	seld [2] ^(b) , sell [2] ^(a) , selled [1] ^(b)	stant [1] ^(b) , stund [1] ^(b)	standed [1] ^(b) , stant [1] ^(b)	tought [5] ^(e) , teach [1] ^(a)
正答	taught (.50): PP	thought (.50): past	thought (.50): PP	understood (.75): PP	
誤答	tought [4] ^(e) , teach [1] ^(a) , thought [1] ^(f)	thank [4] ^(f) , tought [1] ^(e) , think [1] ^(b)	thank [3] ^(f) , tought [1] ^(e) , thonken [1] ^(b)	understand [1] ^(a)	

表13. ABC型の動詞の誤答パターン：1回目のテスト

正答	cost (.75): past	cost (.75): PP	cut (.75): past	cut (.75): PP	hurt (.63): past
誤答	cast [1] ^(f) , cust [1] ^(b)	cast [1] ^(f) , costen [1] ^(b)	cought [1] ^(g) , cat [1] ^(f)	cought [1] ^(g) , cutten [1] ^(b)	hart [2] ^(b) , heart [1] ^(f) , hurted [1] ^(b)
正答	hurt (.63): PP				
誤答	heart [1] ^(f) , hart [1] ^(b) , hurttten [1] ^(b) , hurted [1] ^(b)				

表14. 誤答の分類：1回目のテスト：割合と（頻度）

	a	b	c	d	e	f	g	h
ABC型 (121)	.31 (38)	.28 (34)	.03 (4)	.13 (16)	.07 (8)	.12 (15)	.01 (1)	.04 (5)
ABA型 (17)	1.00 (17)	.00 (0)	.00 (0)	.00 (0)	.00 (0)	.00 (0)	.00 (0)	.00 (0)
ABB型 (135)	.37 (50)	.30 (40)	.00 (0)	.00 (0)	.18 (24)	.10 (14)	.00 (0)	.05 (7)
AAA型 (15)	.00 (0)	.53 (8)	.00 (0)	.00 (0)	.00 (0)	.33 (5)	.13 (2)	.00 (0)
計 (288)	.36 (105)	.28 (82)	.01 (4)	.06 (16)	.11 (32)	.12 (34)	.01 (3)	.04 (12)

4. まとめ

本研究では、不規則動詞の過去形・過去分詞形の習得・誤答のパターンを調べた。

RQ1の「英語が苦手な学習者にとって、どんな過去形・過去分詞形が習得しにくいのか」については、1回目のテストではAAA型・ABC型・ABB型・ABA型の順に、2回目のテストではABA型・AAA型・ABB型・ABC型の順に難しくなっており、2回目のテストでも正答率が低かったABB型・ABC型は習得しにくいと言える。

RQ2の「英語が苦手な学習者は、過去形・過去分詞形でどんな誤りをするか」については、(a)現在形・過去形・過去分詞形のどれかと同じ形で書く誤りと(b)過去形・過去分詞形に見える形に変形しようとして、失敗した誤りが多かった。

本研究で示された習得しにくい動詞や誤りやすい綴りについては、授業や個別指導で随時確認するなどの対処が必要となるだろう。また、過去形・過去分詞形を1つ1つ確認する活動とともに、ABC型・ABB型などパターン化し、個々に覚えた知識を再構成する活動を行うことで、宣言的知識として記憶に残るだろう。

研究面での今後の課題は、誤答のパターンを分類する際の客観性をより高めるために、評価者間信頼性を確認することである。

参考文献

- Azar, B. S. (2005). 『エイザーの基本英文法・初級編 下巻』(吉本洋子, Trans.). 東京: 桐原書店. (Original work published 1996)
- Ellis, R. (2008). *The study of second language acquisition* (2nd ed.). Oxford University Press.

(常磐大学 国際学部 専任講師)

研究ノート

英語多読を通じた個別自律学習の支援について

—「覚える」英語から「使う」英語へ—

井 上 徹

Toward better support for autonomous learning through extensive reading

0. はじめに

英語には興味があるが従来の文法訳読方式の英語学習や暗記することを強制される英語学習では長続きしない本学国際学部の学生たちにどのようにしたら真の英語力をつけさせることができるのかという問題に取り組んできて試行錯誤の末、(1) 辞書は引かない、(2) 分からないところは飛ばす、(3) 進まなくなったら後回しにする、という三原則をかかげる多読学習を採用してきた。その結果、筆者の多読授業参加者たちは、物語の面白さに浸りながら一定の時間に英文を読みきる経験を通じて、短くて易しい英文の多読から始めて長くて易しい英文を大量に読めるようになっていく。本稿では筆者の3年目の多読授業の結果を報告し、従来の英語学習に強い苦手意識を持つ学生にも多読が効果的であることを述べる。英語を「覚える」もの、「訳す」ものという「学習の対象」から解き放し、読書を楽しむ目的で用いる「コミュニケーションの手段」として捉え直すことによって、学習者の動機づけを高めることができると主張する。

1. 英語との向き合い方

1.1 英語は征服するもの？

数ある外国語のなかでも英語に関する本は段違いに多い。学習者の数を考えれば当然かもしれない。そんな英語の学習参考書をインターネットで検索してみると、『わたしはこうして英語を征服した』、『英語完全征服』、『中学英語で英会話をものにする』、『Do it! 高校時代に英語をものにするために』、『東大生がすすめる受験英語攻略法』、『武士道と英語道』などのタイトルが多く見つかった。

このようなタイトルを見ると、英語がまるで「征服」したり「攻略」する敵であるかのような

印象を受ける。「ものにする」などという言葉を見ると、英語が特殊な意味をもった対象であるかのような印象さえ受ける。一方で、英語という道場に通って達人の域まで極めようといった「英語道」への指南書もある。これらの本にも学ぶべき点が多々あると思われるが、英語上達に関してあたかも魔法の近道があるような誇大広告をするのもいかなものかと思われるし、英語学習を「道場通い」に見立てるのも時代錯誤の感が否めない。もう少し肩の力を抜いて、気軽に英語に向き合いたい。¹

1.2. 東大教授が勧める「正しい」英語学習法

英米文学から日本人と英語のかかわりまで幅広い研究で活躍されている東京大学教授の斎藤兆史氏が勧める英語学習法は、文法や訳読が中心の伝統的な学習法である。

斎藤（2007）の「自習編～ここからはひたすら努力」と題する第3章では、一人で英語を勉強する人のための代表的な英語学習法が紹介されている。著者が勧める具体的な学習法とは、(1) 英語を見たらとりあえず音読する、(2) 同じ文章を繰り返し音読する、(3) ひたすら書き写す、(4) 細かいところまで注意しながら読む、(5) 英文を暗唱する、(6) 多量の英語を読む、(7) 丸暗記する、(8) 英語の文章を書く、(9) 視聴覚教材を活用する、(10) 自分なりに学習法を工夫する、である。

(9) は CD や DVD などの視聴覚教材を用いて言語材料を聞き読みし、シャドーイングやディクテーションの練習をすることである。(10) で挙げられていることは、ALT（外国語指導助手）の英語母語話者に話しかけたり、英語の講演会に参加したり、外国旅行をするなどして、あらゆる機会を作って自分の勉強の成果を試すことである。

これらの学習法はどれも語学学習の王道をいくものである。著者が本書やさまざまな論考で一貫して主張していることは、文法と訳読を中心に据えた学習であり、そのやり方は徹底している。²一言で言えば、明治時代の英語の達人たちがやってきた英語学習法である。例えば(7)の「丸暗記」では、以下のように、英文法書の通読を勧めている。

「私は、高校1年生のとき、高校用の英文法参考書を4回通して読みました。そして折に触れて細部を丸暗記することでだいぶ文法の基礎を固めることができましたと思っています。みなさんも、まずはだまされたと思って、英文法書を通読し、自分が苦手だと思う箇所を丸暗記してみてください。」(p.104-105)

何よりも英語の勉強が好きだという人のなかには、英文法書を4回も通読できる知的な好奇心と忍耐力を持ち合わせている人もいるかもしれない。しかしながら、英文法書を一回通読するどころか、数ページの授業の予習さえ期待できない一般的な大学生にこのようなことを求めるのは現実的ではないように思われる。

斎藤氏が推薦する英語学習法は、この本の帯に書かれているように、「英語の達人になる！」ためのものらしい。事実、この本の裏表紙には、「英語の達人になるには、文法や読解など、基本の学習が欠かせない。「通じるだけ」を越えて、英語学習の楽しみを知りたい人たちへ、確かな力が身につく学習法を伝授」とある。外国語である英語を習得する道は険しいが、文法と読解の学習を通して完璧に近づこう、英語の道を極めて英語の達人になろうというアドバイスである。そしてこの章の最後には以下のように、やる気さえあれば道は拓けると説いている。

「何より重要なのは、英語を習得しようという強い意志を持つことです。Where there's a will, there's a way. 「意志のあるところには道はある＝精神一到何事か成らざらん」という英語の諺のとおり、やる気さえあれば、おのずといろいろな学習法が見えてくるものです。私も長い年月をかけて自分に合った英語の学習法を作り上げてきました。みなさん自身、自分なりに英語学習法を工夫し、英語達人への道を歩んでください。」(p.112)

何を極めるにしても、強い意志を持つことは大切である。しかしながら、英語に興味を持っていても達人への道を歩もうとするほど意志が強くない学習者は、上で記した学習法がいくら効果的なものであっても敷居が高すぎて続かない。著者が高校生でやったような徹底した学習法を聞けば聞くほど劣等感を感じ、萎縮してしまうだろう。伝統的な文法訳読中心の学習法に挫折した経験を持つ人や学校の学習法では長続きしない人でも長期に渡って自分で継続できる英語学習法はないのだろうか。このような問題に取り組んできた研究者や英語学習の研究グループが試行錯誤の末たどり着いたのが多読を取り入れた学習法である。

1.3 多読に対する誤解

筆者が従来学校の英語学習法に強い苦手意識を持つ学生に勧めるのは、短くて易しい英語で書かれている(絵)本を大量に読むことによって、限られた時間内に一定の速度で和訳せずに長くて易しい英文を大量に読めるようにする多読である。究極の目標はネイティブの同年代の人が読むものと同じレベルの本を読めるようになることであるが、背伸びはせず「楽しんで読書する」ことに主眼を置く多読学習である。

前述の斎藤(2007)の英語学習法にも多読が含まれている(p.97-102)が、そこでは多読教材の選び方に関して次の3つがあげられている。

- (1) 原文そのものが比較的やさしい英語で書かれた作品
- (2) 文章自体は原文だが、日本語でこまかい注釈が施された読解教材
- (3) 原作をやさしい英語で書き直したもの(リトールド版)

(1) のオリジナル作品の英語が比較的易しいものとして、斎藤氏は Beatrix Potter の Peter Rabbit シリーズが一番読みやすいと述べている。確かに、シリーズの *A First Peter Rabbit Book* などは SSS 英語学習研究会が目安として定めている読みやすさレベル (YL) で 1.0～2.0 であり、読みやすい。しかし、シリーズ中には YL が 5.0 と難易度が高いものもある。斎藤氏は「このシリーズなら、中学生でも十分に読めます。」(p.99) と述べている。ここでも先の英文法書の通読経験と同じように、一般的な高校生にはハードルが高いと思われる読書アドバイスが見られる。

「私たちの修行時代であれば、最初に原書で読む文学作品と言えば、ジョージ・オーウェルの『動物農場』(George Orwell, *Animal Farm*, 1945)、ジョン・スタインベックの『ハツカネズミと人間』(John Steinbeck, *Of Mice and Men*, 1937)、同じくスタインベックの『真珠』(*The Pearl*, 1945) あたりでした。もちろん、いまでも文学英語学習の手始めとして読むに足る作品です。高校 1 年生くらいなら、なんとか読めるでしょう。ジョニー・デップ主演の映画で話題になった、ロアルド・ダールの『チャーリーとチョコレート工場の秘密』(Roald Dahl, *Charlie and the Chocolate Factory*, 1964) も、高 1 レベルでしょう。同じダールの自叙伝 *Boy: Tales of Childhood* (1984) やモンゴメリー『赤毛のアン』(L. M. Montgomery, *Ann of Green Gables*, 1925) も高 1 から高 2 くらいで読めるのではないのでしょうか。(略)」(p.99 - 100)

『赤毛のアン』シリーズのなかには一部易しい英語で書かれている本もあるが、ほとんどが YL7.0 - 9.5 であり、難易度が高い。斎藤氏の多読は、未知語があれば辞書を引いて読むことが前提になっていることがわかる。斎藤氏が名前を挙げる文学作品は「読みやすい英語で書かれている」と述べられているが、一般的な高校生にとっては決してやさしくないように思われる。

英文を読む量の目安として斎藤氏は、「(1) か (2) を選んだ場合には、1 日に 3～4 ページ、(3) のリトルド版のなかでは自分のレベルに合ったものを選んだ場合には 5～6 ページといったところでしょうか。ただし、これは毎日読む必要があります。」(p.102) と述べている。氏は上で示した (1)～(10) の学習法をトータルに毎日行っていく上での多読に費やす量の目安を示しているのだろうが、筆者がめざす多読ではほんの数ページ読んだところでは多読をしたことにならない。(3) で挙げられている Longman Literacy Land Story Street (LLL), Macmillan Readers (MMR), Oxford Bookworms (OBW), Penguin Readers (PGR) はシリーズのレベルにもよるが、本学の学生でも 5～6 ページどころか一時間の授業で数冊から十数冊も読んでしまう。

また、斎藤氏は他の著書 (例えば、斎藤 (2000)) で新渡戸稲造や斎藤秀三郎といった明治の達人たちの英語の読書量についても触れているが、図書館にある英語の本を全て読破し、数十巻にお

よぶ『ブリタニカ百科事典』を二回も通読などと言うエピソードを聞いても一般人は圧倒されるだけであり参考にならない。井上(2007)でも指摘したように、斎藤氏が勧める多読も含め、従来の多読は、現代の多読学習法の視点からみるとかなり難解な書物を精読・速読することだとみなされていたようだ。一口に多読といっても、時代によって、または人によって、「多読」の受け取り方が違うことの一端がわかる。

1.4. 「覚える」英語、「訳す」英語から「使う」英語へ

従来、勉強することに精神的な苦勞はつきもので、それを我慢して乗り越えることによって当該の勉強が身につくと考えられてきた。あることを成し遂げるには、それなりの苦痛や苦勞が伴うことを否定する人はいないであろう。少し嫌になったくらいで投げ出しては何も身につかない。斎藤兆史氏も「苦勞しないで英語を身につけることはできません。」(「朝日新聞」朝刊2009年8月1日)と述べている。その意味しているところは筆者も同じ英語教師として理解できるが、斎藤氏が推薦する伝統的な文法訳読の学習法では長続きしない学生に必要な以上に力まず、気負わず英語を学習させたい。

筆者の学生の大半は、斎藤氏があげる伝統的な訓練をあまり経験せずに大学に入学してきたものたちである。英語を専攻しているものの、英会話や就職対策としての英検やTOEIC®に興味はあっても、英米文学や英語学など学科専門科目に興味を示す学生は非常に少ない。学校の英語学習に強い不信感や苦手意識を持っている学生が多い。このような学生に長年接していて重要だと思うのは、学生のあるがままをすべて受け入れ、英語を使って楽しむという体験をさせ、やればできるという自信を少しでもつけさせることである。学校の英語にはリーディングやライティングのようなスキル習得の面と知的成長の糧としての教育の二つの側面があるが、最近の英語教育にはスキル習得の面ばかりに気がとらわれていて、英語学習を仲介とした全人格的な教育というものにあまり注意を払ってこなかったのではないだろうか。

全人格的教育などという大げさに聞こえるかもしれないが、英語を学ぶことを通して教養を身につけ、自己を高めていくことである。言い換えれば、ありのままの自分を見つめ、受け入れ、自分の周囲のすべての人や自分の周囲に起こるさまざまなことに心を開き、人間としてより大きく成長していくことである。また、スキルの習得に関しても、英語は「覚える」もの、「訳す」ものという固定観念にとらわれすぎていて、「使う」ものという認識が足りなかったのではないだろうか。英語が試験のために覚えるためのものという意識が強すぎて、せっかく覚えた単語や表現も短期記憶で終わり、実際の場面で使えないのではいかと思われる。このような視点から、英語を学習の対象から解放し、読書を楽しむ目的で用いるコミュニケーションの手段として英語を捉えなおす必要があると感じた。

コミュニケーションの手段として英語を捉えなおすというのは、これまでやってきたことの発想

の転換をしてみるということである。たとえば DVD で英語の映画を観ていても、英語のリスニングの練習として観ていれば、英語を学ぶことが目的になっていて、英語で何かしていることにならない。しかし発想を変えて、その映画を楽しむために観ていれば、英語は手段として使われていることになり、英語で映画鑑賞をしていることになる。読むことについても同じことが言える。『赤毛のアン』や『動物農場』を教材として訳していれば英語が学習の対象にしかならないが、その物語を楽しむという本来の読書の目的で読んでいけば、英語はコミュニケーションの手段として使っていることになる。このように考えると、実際に行なっていることは同じであっても取り組む姿勢が変われば、英語を学習の対象からコミュニケーションの手段にすることができるのではないだろうか。

このように筆者はコミュニケーションの手段として「英語を使う」という認識にたつて、英語の授業に多読を導入した。数ある英語学習法のなかでも特に多読学習法を採用した理由は以下の4つを満たしているからである。

- (1) 自分で面白いと思える本を選んで読む
- (2) 100%の理解を要求しない
- (3) 他人と競争しない
- (4) 学習者のすべてを受け入れる

(1) は、教師から一方的に押しつけられた教材ではなく、自分で読みたいものを選んで読むという自律学習を促進する。(2) は全部わからなくてもよい、70%程度の理解でよしとすることである。ふだん日本語の本を読んでいるときに未知語が出てきてもいちいち辞書を引かないのに、外国語になると(学校の授業で身についた習慣から)語彙から文法まで全てわからないと気がすまなくなる。自然に身につけた母語と意識的に学習する外国語との違いはもちろん存在するが、学校の英語教育で刷り込まれてきた完璧主義から決別することで、学習者から過度のストレスを取り除き、従来の英語教育に欠けていた英語のインプット量の問題に新たな突破口をもたらすと考える。³ また、筆者の多読授業では読んだ本の内容や単語を暗記したかどうかを問うテストをして他人との優劣をつけたりしない。つまり、「落ちこぼれが」がでない。多読指導者は学習者の英語力のレベルを問わず、一人ひとりの性格を受け入れ、持続的読書(sustained reading)を辛抱強く見守り、本のレベルの上げ方などの助言を行なう。学生は文法や訳読を中心に英語を習うのではなく、物語の世界に漬かることによって自然に英語を覚える。⁴ 上で筆者の学生の多くが学校の(英語)教育に強い苦手意識を持っていると述べたが、筆者の学生時代とは違って、今どきの学生はプレッシャーに弱い。他人と比べられたり教師の何気ない叱咤激励だけでストレスを感じてしまう。その意味で教員のカウンセリングを兼ねた個別指導のニーズは今後もっと増していくと考えられる。

2. 第3回常磐タドキスト活動

この章では、2008年度秋学期に国際学部英米語学科の学科専攻科目（選択、半期のみ）Integrated English IIを利用して行なった多読活動の結果を報告し、あらたに明らかになった課題について述べる。

2.1. 多読プログラムの内容

第3回常磐タドキスト活動は、2008年度の秋 semester（9月～1月）に本学国際学部で開講された Integrated English II の授業を利用して行った。⁵ 授業は、多読用図書とシャドーイングのための AV 機器が利用できる本学国際交流語学学習センター（以下、国際センターと呼ぶ）で行なった。受講者は英米語学科生 39 名、国際関係学科生 1 名の計 40 名であり、学年別の内訳は 3 年生 25 名、4 年生 15 名であった。初回を事前アンケートとオリエンテーションにあて、第 2 回～14 回を多読のみを行う授業内多読とし、15 回目に多読活動の結果発表と自分で多読を進めていくためのアドバイス、および多読（活動）に関する事後アンケートに充てた。⁶ なお、本年度から国際センター所蔵の多読用図書の貸し出しが開始され、課外での多読が可能になった。

2008 年度も 2006～2007 年度同様、SSS 英語学習研究会が定める YL0.0～3.0 の図書を中心に多読してもらうことにした。この授業の参加者には本のタイトル、語数および簡単な感想などを記入してもらい、筆者が読書記録をチェックの上、助言を行なった。2008 年度はさらに、この読書記録とは別に、多読をしていて気になった単語や表現、多読中に気づいた日英語のずれや日本と英語圏の文化の違い、多読をしているときに受けた情意面の変化を毎回別紙に書いてもらい、学生からの質問や感想に回答した。また、数回に一度、「常磐タドキスト通信」を作成し、多読活動の中間発表（平均の読書語数、冊数、人気タイトルなど）をしたり、学生に馴染みのない多読用図書の紹介をした。

2.2. 結果報告

2008 年度の多読活動の平均読書語数は 75,384 語、平均読書冊数は 70 冊であった。下に示すように、平均読書語数は前年度の倍以上になり、平均読書冊数も増加した。（カッコ内は最多読書語数と最多読書冊数を示す。）

	平均読書語数	平均読書冊数
2008 年度	75,384 語 (212,034 語)	70 冊 (175 冊)
2007 年度	35,600 語 (79,926 語)	65 冊 (162 冊)
2006 年度	39,536 語 (118,800 語)	29 冊 (55 冊)

英語多読を通じた個別自律学習の支援について
 - 「覚える」英語から「使う」英語へ-

2008 年度の内訳

合計読書語数		合計読書冊数
20 万語以上	1 人	150 冊以上 2 人
18 ～ 19 万語台	1 人	140 冊台 0 人
16 ～ 17 万語台	1 人	130 冊台 2 人
14 ～ 15 万語台	1 人	120 冊台 3 人
12 ～ 13 万語台	2 人	110 冊台 1 人
10 ～ 11 万語台	1 人	100 冊台 2 人
9 万語台	1 人	90 冊台 2 人
8 万語台	3 人	80 冊台 2 人
7 万語台	5 人	70 冊台 2 人
6 万語台	5 人	60 冊台 3 人
5 万語台	10 人	50 冊台 7 人
4 万語台	5 人	40 冊台 5 人
3 万語台	2 人	30 冊台 4 人
2 万語台	2 人	20 冊台 1 人
2 万語未満	0 人	10 冊台 4 人 ⁷
		10 冊未満 0 人

2.3. 2008 年度の多読活動を振り返って

2.3.1 3 年目の多読プログラム・指導の特色

2008 年度は前年度に発注した英訳された日本のマンガ本が約 400 冊配架されることになった。これにより文字だけの本の読書のあいだにマンガの読書を差し挟むことが可能になり、読書に弾みがついた。ただし、マンガは英語にわからない部分があっても絵だけでも楽しめる利点がある一方、マンガの英語は決してやさしくないのも、英語の部分を読まず絵を楽しむだけになってしまう可能性があるというマンガ多読の問題点も伝えた。こういう情報を前提としたうえで、宮崎アニメなど語彙が比較的易しいフィルムコミックを紹介した。また、英語のマンガは通常日本人には読みにくい大文字で書かれているので、『のだめカンタービレ』などの小文字で書かれているマンガがあることも紹介した。

2008 年度は過去 2 年間の問題となっていた多読中の私語を可能な限りなくすように努力した結果、以下の事後アンケート（自由記述）に見られるように、読書の集中度が増したようである。

- ・とても集中して読むことが出来たので満足です。(3年女子)
- ・授業の環境がよかったので、とてもやりやすかった。(4年女子)
- ・ほとんど話せない環境がよかった。(3年女子)
- ・静かな部屋で多読をすることで一つ一つの本に対して集中して読むことが出来ました。

(4年男子)

- ・多読中の私語がなくて良かったと思う。(4年男子)
- ・情センが静かなとき、とても本が読みやすかった。(4年女子)
- ・静かでやりやすかった。(3年女子)
- ・多読環境が良い。(3年女子)

2008年度は大学側から予算がつき、多読用図書に語数シールが貼られることになった。前年度までは読後に(筆者が用意した)リストから当該の本の語数を見つけて記入するという作業があり、読書のペースを乱していたが、この煩雑な作業がなくなり読書語数が増えた。事後アンケート(自由記述)では、参加者の多数から語数が表示してあるシールが本に貼られたことで多読のペースがつかめたというコメントが寄せられた。

- ・語数が本の裏に書いてあるから楽だった。(4年女子)
- ・語数を本に表示してくれたおかげで、スムーズに読めた。(3年女子)
- ・語数を調べなくていいのが良かった。(3年女子)
- ・本に単語数が書いてあったのがすごくよかったです。(3年女子)
- ・今回は語数が本に記してあったので手間もかからずスムーズに読めて良かったと思います。

(3年女子)

2008年度から初回の多読授業で読破したい語数の目標を記入させた。当初の目標を軽々とクリアした学生や当初の目標が高すぎた学生には、セメスター中に目標を軌道修正させ、多読活動にメリハリをつけた。以下の自由記述のコメントに見られるように、最初に語数・冊数の目標設定をしたことで多読活動に弾みがついた。ただ漫然と読書をさせるよりも、効果的だったように思われる。

- ・はじめに目標を設定することで意欲が湧きました。(3年女子)
- ・今回、目標設定したおかげで結構読めたと思う。(3年女子)
- ・目標が達成できてよかったです。これからも続けていきたいです。(3年女)
- ・目標設定は平均より低かったですが、設定どおりに達成でき、さらに今回は楽しく読むことができてよかったです。(4年女子)

多読記録シートは前年度まで数週間に一度回収していたが、回収日に忘れるものやシートを紛失してしまう学生が出たので、2008年度は授業日誌とともに、毎時間回収した。今回から取り入れた授業日誌には毎回全員にコメントをつけて返し、学生から質問があれば丁寧に回答した。これにより、学生との距離が近いものになった。

また、筆者の度重なる勧めにも関わらずレベルが低い図書を敬遠する学生が毎回少なからず見られたため、文がない絵本でも英語が学べること（絵を見ているだけでタイトルの英語が理解できるようになっていること）、英語を母語としているこどもたちの基本語彙と日本の中学生の基本語彙に違いがあること、易しい絵本で日本人の苦手な句動詞が難なく学べること、英国系の絵本を読むと既知語でも知らない使い方がたくさん出てくこと、学校の教科書だけ学習していたのでは気づかない日本と英語圏の文化の違いが学べることなど、多読用図書の仕掛けを説明し理解を求めた。

国際センター所蔵の多読用図書も本の種類・冊数とも増え（約3千冊になり）、学生のニーズに応えられるようになってきた。これに応じて以下のような好意的なコメントも聞かれるようになった。

- ・本の種類が多くて良かった。（3年男子）
- ・2006年より多くて選べたのがよかった。（4年女子）
- ・絵本、マンガ等さまざまな種類の本があったのであきずに読めた。（3年女子）
- ・興味のあるものをたくさん読むのが良い。（3年男子）
- ・今までに知らなかった本がたくさん読めて楽しかったです。（4年女子）

一方で、数が多すぎて何をを読んだらよいかわからない、何が面白いのかわからないという学生のために、筆者はシリーズごとの英語の難易や内容の特徴を適宜紹介した。これに関連して、今回のタドキスト活動では、セメスター中に「常磐タドキスト通信」を4回発行した。

この通信では、全員の読破語数・冊数の途中経過、学生に人気のタイトル、他大学での多読授業の様子を紹介した。また、書棚の位置などの理由により学生があまり手に取らない多読用教材の特色を紹介し、一つのシリーズに同じタイトルが複数のレベルに渡ってリトールドされて収められていることや同じタイトルが複数の出版社によってリトールドされていて内容もそれぞれ違うことを伝えた。⁸

第6回の多読授業で配布した第1回タドキスト通信では、読書語数が多い人の読書傾向を分析し、易しくて語数が多い本を読むこと、マンガで語数をかせぐこと、課外でも読書することを勧めた。また、読書冊数の多い人のなかに、ORTやLLLシリーズを読破している人がいることを紹介した。5回目までの多読活動では、CDを利用して聞き読みやシャドーイングをした学生が2名しかいなかったため、CDの聞き読みによる読書は後戻りしないでどんどん読み進められると

いう利点があることを伝えた。さらにシャドーイングの方法を再度説明した。また、この時期には自分の実力よりはるかに難しい教材に手を出すものが見られたため、背伸びのしすぎは禁物であることを強調した。疲れないように適当に易しい本と難しい本を交互に読むこと（シマウマ読み）や以前読んだ本を読み返してみることも勧めた。筆者の要望にも係わらず、語数を計算してくれないものがいたが、そういう学生の記録は筆者が毎週行うことにした。

10回目の多読授業で配布した第2回タドキスト通信では、語彙習得に関する記事（アメリカの小中高の生徒は1年間に100万語程度の英文を読んで1000語程度の新語を身につけると言われているので、それを単純に日本の中学校の検定教科書3年分（3冊）の語彙（＝約4,800語）に当てはめると、日本の中学生は3年間でたった5語しか身につけられないことになるという少々ショッキングな計算）を載せ、さらなる多読を奨励した。また、この時期でも総語数が50語から200語の本を読み続けている学生がいたため、たまには上のレベルの本を読む（キリン読み）のも刺激になってよいという助言を載せた。一方、多読に停滞を感じている学生にはやさしい本を混ぜて読むこと（パンダ読み）をあらためて勧めた。さらに、多読学習支援の目安として、読書のスピードが速すぎる場合と遅すぎる場合に考えられる問題点を指摘して、それぞれの処方箋を提示した。

セメスターが3分の2終わったこの時期に寄せられたコメントに、以下のような特筆すべき情意・学習面での変化が見られたため、通信でもさっそく紹介した。

- ・英文を読むのが苦にならなくなった。(3年女子)
- ・英語を読んでいる気がしない。(3年女子)
- ・知らない単語でも文脈や挿絵・イラストから類推できるようになってきた。(3年女子)

多読に慣れてくると、文脈や挿絵から未知語を推測できるようになるし、未知語があっても消えてしまう（＝気にしなくなる）こともあるとコメントした。

第13回の授業で配布したタドキスト通信では、YL2.5～3.0の図書でまだ学生に読まれたことのない英米の人気図書を紹介した。そして第15回の授業では最後のタドキスト通信を配布し、上で示した多読活動の結果発表をした。

今回の多読授業が偶然 Integrated English II（3・4年生配当）になっていたため、2006年度と2007年度に Integrated English I で多読を体験した学生が再び筆者の多読授業に参加することが可能になった。今年度のタドキスト40名中26人が2回目の多読を経験した。その結果、以下に示すように全員の読書語数が1回目より増加した。

英語多読を通じた個別自律学習の支援について
 - 「覚える」英語から「使う」英語へ -

4年	女	2008年度	145,136語・16冊	2006年度	112,964語・21冊
4年	男	2008年度	64,483語・41冊	2006年度	46,380語・15冊
4年	女	2008年度	53,511語・15冊	2006年度	43,550語・12冊
4年	女	2008年度	47,279語・50冊	2006年度	21,034語・34冊
4年	男	2008年度	40,121語・34冊	2006年度	36,025語・14冊
4年	男	2008年度	184,260語・52冊	2006年度	81,600語・11冊
4年	女	2008年度	87,889語・50冊	2006年度	14,175語・33冊
4年	女	2008年度	59,427語・69冊	2007年度	22,536語・57冊
4年	女	2008年度	67,925語・50冊	2006年度	45,686語・55冊
3年	女	2008年度	68,121語・150冊	2007年度	30,624語・100冊
3年	女	2008年度	51,886語・122冊	2007年度	23,514語・62冊
3年	女	2008年度	76,849語・49冊	2007年度	23,585語・98冊
3年	女	2008年度	42,824語・131冊	2007年度	29,124語・63冊
3年	女	2008年度	160,762語・94冊	2007年度	30,680語・87冊
3年	女	2008年度	125,211語・43冊	2007年度	42,791語・162冊
3年	女	2008年度	53,771語・35冊	2007年度	26,314語・50冊
3年	女	2008年度	58,041語・118冊	2007年度	22,771語・87冊
3年	女	2008年度	34,831語・105冊	2007年度	25,940語・65冊
3年	女	2008年度	23,719語・129冊	2007年度	20,178語・92冊
3年	女	2008年度	54,147語・105冊	2007年度	34,288語・52冊
3年	女	2008年度	70,565語・43冊	2007年度	43,789語・79冊
3年	女	2008年度	67,242語・73冊	2007年度	23,200語・86冊
3年	男	2008年度	74,640語・18冊	2007年度	42,101語・17冊
3年	女	2008年度	86,075語・85冊	2007年度	73,219語・84冊
4年	男	2008年度	56,447語・30冊	2007年度	語数カウント不能
3年	男	2008年度	76,750語・25冊	2007年度	未提出

この他、多読の目標、多読三原則、多読の源泉である「物語の力」をあらためて確認し、従来の英語力の考え方と最近の英語力の考え方を比較し、筆者独自の考え方も示した。また、多読を1セメスター経験したあとで読む本、2セメスター終了時に読む本のシリーズ名やタイトルを紹介した。

2.3.2 事後アンケート結果

以下は授業の最終回に行なったアンケートの結果である。受講者40名中、当日の欠席者2名を

除いた38名から回答を得た。38名の内訳は、3年生男子6名、女子18名、4年生男子5名、女子9名である。

- ・多読授業は楽しかったですか。
　　そう思う 37 どちらともいえない 0 そう思わない 1
- ・多読をする前に「多読三原則」に不安はありましたか。
　　かなりあった 3 少しあった 15 なかった 20
- ・単語を辞書で引いたり、先生または友だちに尋ねたことはありましたか。
　　あった 23 ない 15
- ・90分という多読の時間の長さについてどう思いますか。
　　長すぎる 5 ふうふう 29 短すぎる 4 どちらともいえない 0
- ・多読活動を始める前とくらべると、英文に対する恐怖心・不安感・抵抗感がなくなりましたか。
　　そう思う 27 どちらともいえない 10 そう思わない 1
- ・多読を行なって、英語力（英語を読む力、単語力など）が伸びたと思いますか。
　　そう思う 22 どちらともいえない 14 そう思わない 2
- ・多読を行なって、英語を読むのに慣れてきましたか。
　　そう思う 35 どちらともいえない 3 そう思わない 0
- ・多読を行なって、英語を読むのが速くなりましたか。
　　そう思う 26 どちらともいえない 10 そう思わない 2
- ・多読を行なって、英語を読むことが楽しいと感じるようになりましたか。
　　そう思う 34 どちらともいえない 4 そう思わない 0
- ・授業では、ときどき多読用図書についての案内をしました。毎時間または定期的に教員によるお勧め図書の紹介（本の内容、シリーズ名）があった方がよいと思いますか。
　　そう思う 32 思わない 6
- ・授業中に、本を読む順番や図書の内容についての具体的な指導があった方がよいと思いますか。
　　そう思う 13 どちらともいえない 13 そう思わない 12
- ・授業中に、学生同士で読んだ本の紹介をやった方がよいと思いますか。
　　そう思う 14 どちらともいえない 10 そう思わない 14
- ・授業中に、読んだ本の語彙や内容把握についての確認テストが必要だと思いますか。
　　そう思う 0 どちらともいえない 5 そう思わない 33
- ・多読活動をする際に付属の音声教材（DVD、CDなど）があったら利用すると思いますか。
　　そう思う 23 どちらともいえない 14 そう思わない 1

- ・今年度から多読教材の貸し出し制度が始まりました。多読教材の貸し出しを利用しましたか。
はい 21 いいえ 17
- ・今回は授業として多読活動を行いました。これからも多読活動を続けたいと思いますか。
そう思う 33 どちらともいえない 4 思わない 4
- ・もし学内に多読サークルがあったら参加したいと思いますか。
そう思う 7 どちらともいえない 22 思わない 9

以上の結果から、今回もほぼ全員が多読授業を楽しみ、89%の受講者が多読を通して英語を読むことに楽しみを見出してくれたことがわかった。読書を楽しむことに主眼を置き、読書をするために英語を使うという認識にたった多読授業に賛同が得られたことは筆者にとって望外の喜びであった。このことを指摘するコメントが自由記述で多数寄せられた。

- ・日本語の本さえ読まない僕でしたが、英語を通して物語を理解できることに喜びを感じることができた。(3年男子)
- ・英語というものに楽しく接することができた。(4年男子)
- ・少しずつ読みすすめ、英語の本を読む楽しさを知ることができました。今後も続けていきたいです。(4年女子)
- ・とても楽しく読書できました。時間があるときには英語の本を借りて家で読書を続けていきたい。(3年女子)
- ・後半は絵本を中心に楽しく読むことができました。(3年女子)
- ・自分がこんなにたくさん本を読めると思っていなかったので驚いた。本を読むことが楽しくなった。(3年女子)
- ・英語の本を読むのに抵抗がなくなって楽しくなってきたのでよかったです。(3年女子)
- ・普段、英語の本を読まないのが楽しかった。(3年男子)
- ・英語の本を読むことが苦じゃなくなってよかったです。(3年女)
- ・目が疲れたけど楽しかった。(3年男子)
- ・楽しく読むことができた。またこの授業を取りたいと思いました。(3年男子)
- ・全体的に読んで楽しかったのもまた読みたくなったら借りたりして読んでみようとおもった。楽しく多読することができた。(3年女子)
- ・英語の本を読むことを初めとても苦に思っていました。けれど回数を重ねるごとに慣れてきて楽しく多読することができました。(4年女子)

註5で指摘したとおり、2008年度より本学の授業時間が一コマ80分から90分に変更になった。それに伴い読書時間も長くなったが、多読時間が長すぎると回答したものが13%に留まった。授業中はほとんどものが多読に集中しているときに典型的な姿勢(穏やかな表情で、からだをほとんど動かさず、同じ姿勢でいるなど)をとり、読書に没頭している様子が観察された。

本を読む速度に関しては、英語を読むのに慣れてくるについて、速度が早くなったと実感したものが68%いた。自己申告の域を出ないが、今後は多読前と多読後の速度の違いを参加者全員から計測してもらい、実際の速度の向上を実感してもらう予定である。

多読を通して英語力が伸びたと思うかについては62%の受講生がそう思うと答えた。これについても今後詳しく検証すべきであるが、「TOEICや英検のリーディング問題の点数が上がったことがこの授業をとって本当に良かったと思います。」(3年男子)というコメントが一件あった。学生にじっくり、幅広い本を読ませつつも、さりげなく学生の英文の理解度を調べる工夫が必要になってくるだろう。

今回の多読授業でも基本的に多読三原則を守りつつも、どうしても気になる未知語があれば辞書を引くことを認めていた。実際に辞書を引いたり周りの人に尋ねたものが60%いたことがわかる。英語力の高い学生から、未知語が気になりすぐに辞書で確認したというコメントが寄せられたのが興味深い。

筆者が行ってきた多読用図書のご案内については、「色々な本についてもっと紹介してもらえるといいと思う。」(4年男子)というコメントに見られるように、推薦図書の紹介があった方がよいと答えたものが84%で概ね好評であったものも、読む順番についての具体的な指導を希望するもの(34%)としないもの(31%)の数が拮抗している。

多読をする際に附属の音声教材があったら利用するかという問いに関しては60%のものが利用すると答えているが、実際には2~3割程度のもが音声教材を利用した。タドキスト通信などで説明するうちに音声教材を使用するものが増えた。現在のところ、MMR以外音声教材は整備されていないので、今後の課題になるであろう。

本年度から始まった国際センター所蔵図書の貸し出しに関しては、アンケート回答者の55%が多読教材の貸し出しを利用したと答えた。授業では課外が多読を勧めても宿題にすることはなかったので、半数以上の参加者が自主的に課外でも多読をしてくれたのが予想外の驚きであった。

今回が2回目となるタドキストから、以下に記すように、充実した多読体験に関するコメントが多数あがった。多読をする参加者も多読指導をする筆者もお互いに慣れてきた結果の表れと思われる。この多読授業を通して洋書に興味を持ち、実際にペーパーバックを購入したものが出たのは筆者にとって望外の喜びであった。

・昨年と違い、グループから孤立して多読したので、集中してできました。この授業がきっかけで英文の本に関心もて、先日新宿の紀伊國屋でペーパーバックを買い、ずっと読み続けています。(3年女子)

・マンガを読んだこともあり、去年よりたくさん読めたと思う。読めたので楽しかった。

(3年女子)

・前よりははるかに充実感が持てた。(3年男子)

・去年より楽しんで読むことができてよかったです(3年女子)

・前回よりも読書に適した環境だったので集中して読むことができました。(4年女子)

・前回よりやりやすかった。多読をもっとやっていきたい。(4年男子)

・最後の授業で、前回の時よりも冊数も語数も増えていたことがわかってうれしかったです。多読に慣れてきたんだと思いました。(3年女子)

・前回にとった授業のときよりも集中して読めた。語数も多くなったので今回の方がよかったと思う。(4年男子)

2.3.3 事後アンケートから明らかになった課題

次に事後アンケートの自由記述の結果から、これから解決すべき課題をあげる。

1) 聞き読み・シャドーイングのためのパソコンの確保

筆者が多読授業を行った秋 Semester は例年アメリカの提携校から留学生を招いている期間であり、多読授業中に留学生や常磐大生の一般の利用者がパソコンを利用していることもあり、いざシャドーイングをしようと思ってもパソコンが利用できない状況があった。4年男子から寄せられた「後半 CD を聞いて多読することが多くなったのですが、パソコンが使われているケースが多かったので、台数を確保してほしいです。」というコメントはこのことを表している。

2) 多読教材

過去3年に渡り約3千冊の多読用図書を国際センターに入れて図書の拡充を図っているが、本の種類～特にマンガ～を増やして欲しいという要望があった。

・マンガが楽しく読めたのでもっとマンガを購入してほしいと思った。(3年女子)

・マンガをもう少し増やしてほしい。(3年女子)

・本数はもっと増やすべき。(3年男子)

事後アンケートの自由記述でもマンガの種類を増やしてほしいという意見が多数寄せられた。具体的には現在所蔵しているシリーズの続きや「スラム・ダンク」や「ドラゴン・ボール」など

人気マンガのタイトルがあがった。その他には、英米の有名人の伝記、ディズニー、映画シナリオ、もっと分厚いペーパーバックなどの希望が寄せられた。これに関しては、2009年6月に筆者が来年度配架される図書のリストを作り、大量に発注したことにより解決されることになった。

多読用教材も本やマンガばかりでなく、レベル別に編集されたCD付き雑誌まで廉価で入手できるようになっている（例えば、Scholastic社の*Mary Glasgow Magazines*）。今後は本に限らず、学生のニーズに合った多読用教材の選定が望まれる。

3) 音声教材

すでに述べたように多読用図書附属の音声教材を利用したいという希望者が6割いた。本学では現在のところマクミランの図書に限られているが、多読を総合的な英語力を目指すための機会と捉えるなら音声教材の整備も望まれる。⁹ 以下のコメントはそういう声の一部である。

- ・CDがあって便利だった。けど、全部の本にCDがついていたらいいなと思います。(3年女子)
- ・CDを使つての多読がもっと気軽にできればいいと思います。(貸し出しができる、など)¹⁰
(4年女子)
- ・CDの聞き読みが意外と面白かった。(4年女子)

また、本を読むことに夢中になっていて、CDの聞き読みに興味があっても実際には試す機会を逸したのもいて、「本を読むことに集中しすぎてCDなどの有効なものを利用しなかったののでひと試してみようと思う」(3年男子)というコメントも寄せられた。

多読教材を読むだけではわかりにくい実際の音声に触れられ、聞き読み・シャドーイング中は返り読みや和訳を拒否するという意味で、多読教材の音源を整備していくことは重要になってくる。一方で、自分でどんどん読める学生になると、音源を聞き読みするよりも自分で読んだ方が早く読めるので、CDの聞き読みが煩わしくなる場合があることを付け加えておきたい。¹¹

4) 教室・多読環境

前年度まで目立っていた一部の私語を厳しく排除していった結果、先に述べたように概ね静粛空間を保てたが、にもかかわらず、以下のように、多読授業参加者以外の人の声が気になるものがあった。

- ・教室はここでもいいと思うが授業以外の人も使用していたので他の教室にしてもよいのでは。
(3年女子)
- ・多読の授業以外の学生が出入りするところなので若干集中できなくなることがありました。
(3年女子)

- ・他人が入ってこないようなもう少し教室っぽいとろがいいかも。(3年女子)

筆者が個人で所有している多読用教材の数が限られているため、これまでの多読活動は国際センターで行ってきた。一般教室で多読を行わないもう1つの理由は、音声教材とAV機器が利用できないからである。

2008年度も多読授業の受講者が多く、国際センター内のミニシアター(Q101教室)では全員を収容できないため、同じセンター内の国際エリア、学習エリア、グループ学習室、個人学習室をお借りして授業を行った。静粛空間を保つ意味でも、今後は履修制限が必要になってくるだろう。¹²

5) 図書の配置

多読用図書の配置については多読を開始した3年前から様々な意見が出されていたが、今年度はジャンル分けしてほしいという意見が寄せられた。

- ・ミステリー、ファンタジー、ヒューマンなどジャンル分けしてほしい。(3年男子)
- ・本の配置をジャンルごとにまとめた方がいいのではないかと思います。(4年女子)

多読用図書はシリーズごとに配架されているため、ジャンル分けすることは難しい。この点に関しては、毎回提出される授業日誌で個人的にジャンルごとの図書情報を伝達したり、多読通信を通じて対処した。

3. 総合的な英語力を養成するために

以上、筆者の3年目の多読プログラムの報告を中心に、授業内多読の意義を再確認してきた。授業内多読ではなんといっても実際に学生が読んでいる様子を観察し、直接助言できることに意味がある。また、同じ空間で仲間が多読をしている様子を見て自分も読んでみようという意識が高まる。つまり読書習慣の形成ができ、良い意味での競い合いにもなる。英語を学習対象にするのではなく、読書を楽しむという目的で英語を使うという当初の目標は達成しつつあると言える。今後は多読をリーディング能力向上の目的だけに利用するのではなく、総合的な英語力の養成を目指してより多角的な視点から多読を捉えなおす必要がある。

従来、英語力は単語力と文法力の総和としてみなされていたが、酒井(2008)の考え方にたつと、英語力とは英語のインプットの量とみなされる。しかし、本当の英語力とは多読のインプット量のみで計れるものではなく、インプットの質や効率の問題も深く関わっているように思われる。そのため、読書語数を増やすだけでなく、多読中に母語で行ってきたような言語処理体験(情報を比較対照することによって、新しいことばを身につける体験)をどれだけ積むことができるかが重

要になる。文法や語彙を学ぶことは、多読をしている時の英文の理解度を高めるのに必要であるのは間違いない。しかし、学習効果を考えると教わるよりも自分で発見する方が定着しやすいといわれている。文法を一つひとつ教えていく方法だと知識として頭に入っても、実際にはなかなか使えるようにならない。つまり、自然な形で母語に近い言語処理をどれだけやるかが問題である。知識としてすでに知っている語彙や文法を使える状態に変えるためにはインプットだけでなく適度にアウトプットをする必要がある。白井(2008;2009)は「より多いインプットと少ないアウトプット」が必要と述べ、インプットの処理の質を高めるため自分のことをアウトプットする「3文日記」(吉田・白井2007)を勧め、門田(2009)はインプットとアウトプットを効果的につなぐタスクとしてシャドーイングと音読の重要性を説いている。これまで筆者は多読授業を軌道に乗せることを中心におき、タスクを盛り込むタイミングを思案していたが、学生に読んだ本の要約や感想を書かせるようなタスクを課す前に、学生にあまり負荷をかけない短い日記のようなタスクを取り入れてみたい。

多読活動は基本的に黙読であり、多読を行うことは読解力の向上に寄与するが、他のスキルへの転化は考えにくいと思われていた。しかし、最近では酒井(2008)の報告のように、多読のみを続けた結果、リスニング・スピーキング・ライティングが(不完全な形にせよ)できるようになったという、信じられないような事例がたくさん出てきている。多読が他の分野に飛び火する数々の事例を見てきた酒井(2008)は、多読による大量のインプットだけで文法を知らなくても辞書に頼らなくとも読解ができることを、また、自身の経験則から、30万語読めば中学校の文法・語彙がわかるようになることや300万語読めば高校の英文法書がわかるようになるとさえ述べている。これに対し、インプットだけでは十分に作動しない学習(知覚・理解・記憶などの)システムをアウトプットによって活性化させようという門田や白井の主張は理にかなっているように思われる。この意味で、2～3行の英文日記やシャドーイング・音読というアウトプットを高めるためのタスクを取り入れていきたい。

4. むすびにかえて～ Let English work for us

従来の文法訳読中心の英語学習や(たとえ短い文にせよ)暗記を強要される英語学習を苦手としている本学の学生たちに、あまり肩の力をいれず楽しんで英語を勉強させたい。英語を学習の対象にするのではなく英語をコミュニケーションの手段として使うことを意識した授業をしたいという思いから、多読を利用した授業を実践してきた。実際に学生を多読活動へと動かすのは達人になるためでも英語道を登っていくための強い意識でもなく、学生が自分の心の中に描いている思いである。そのため、英語のために勉強するのではなく、読書や映画を楽しむために英語を用いようという発想の転換が必要であった。

教員から一方的に押し付けられる教材で学習するのではなく、読みたい教材を自分で選んで楽しむために読むという行為を通じて、単位を取ることにしか頭になく授業に来ても居眠りばかりしている態度から主体的に授業に出るといったことが可能になった。今後も英語にどんどん働いてもらう(Let English work for us) 授業を模索していきたい。¹³

これからさらなる多読活動の成果をあげていくためには、本学の他の英語教員との連携が求められる。そこでは、多読プログラムの均一化を図り、長期に渡ってデータを積み重ね、着実に結果を出すことが重要になってくる。3年間に渡って筆者は英語教育の専門家でない立場からインフォーマルに授業の実践報告を行ってきた。今後は応用言語学や異分野の専門家たちとチームを組むなどして、多読を利用した自律学習の効果を検証する研究を行ないたい。¹⁴

謝辞

長年に渡り筆者の多読指導を支援して下さった常磐大学国際交流語学学習センターの清水敏成統括、渡部さおりさん、亀澤理映さんに心からお礼を申し上げます。また、本稿の執筆の過程において有益な情報を提供して下さった大島眞先生に感謝いたします。

註

- 1 このような点で、英語学習の照準を「どのような人たちと知り合い、どういう人だと相手に思われたいか」あたりに置いたらどうかと説く田村(2004)は、これまでの英語に関する本と比べるとかなり異色であるといえよう。「きれいな英語に聞こえる秘訣」という章では、口をちゃんと開ける、意味のない音を発しない、「you know」の連発を避ける、考えるために会話が途切れても沈黙を怖がる必要はない、疑問文以外の文の最後をいちいち上げない、早口にならないように気をつけ、ゆっくり、はっきり話す、同意していないのに紛らわしいあいづちを打たない、などふだん真剣に説かれないが会話の際に重要なアドバイスが紹介されている。
- 2 同種の言説は「学校で「使える英語」なんて幻想だー中学・高校で教えるべきは文法と訳読。明治以来、基本は同じ」(オピニオン)「朝日新聞」2009年8月1日15頁)にも見られる。
- 3 現代のようなストレスのある社会を生きていくとき、大島・秋山(2003)で紹介されているように、競争的雰囲気のないことが重要であり、もっと見直されてよいように思われる。
- 4 本は一冊ずつ違うけれど、易しい本を何十冊、何百冊と読むうえで基本的な英語の型をきちんと反復練習するという意味でズキ・メソッドとも通ずるところがある。詳しくは、大島(1999)、大島・秋山(編)(2003)を参照されたい。
- 5 2008年度より本学の授業時間は一コマ90分(前年度までは一コマ80分授業)になった。
- 6 事前アンケートから、筆者以外の教員の英語授業を履修して多読を行った経験があるものの

うち、細かい多読指導を受けずに宿題として多読を行った学生から、義務感から多読を行ったもの実際には文字を追っているだけで楽しめなかったというコメントが寄せられた。また、読んだ本の感想を英語で書くことを指示された学生のなかから、かなりのストレスを受けたというコメントも寄せられた。授業内の多読にしても課外活動としての多読にしても、「読書を楽しむ」という視点は明示的に指導されていないこともわかった。筆者が「楽しんで読むことが一番重要である」と言うと、良い意味で驚いたとコメントする学生が多かった。学校で行うリーディングに「物語を楽しむ」という発想はなかったようだ。前節で述べたように、読書を楽しむために英語を使うという発想はこれからさらに強調していかなければいけない。

- 7 セメスターを通しての合計読書冊数が10冊台の学生4人全員に共通していたことは、マンガを読まずに文だけの難易度の高いペーパーバックを読んでいたことである。
- 8 たとえば、*The Canterville Ghost* は Penguin Readers の Stage 2 と 4 に見られる。また、同タイトルは Macmillan Readers, Oxford Bookworms, Penguin Readers など多くのシリーズに収録されている。
- 9 多読図書を出版する各社から提供される多読教材と音声素材を紹介する『多聴多読マガジン』(コスモピア)～2006年9月創刊～という雑誌も好評で、本稿の執筆中に3年目を迎えた。
- 10 国際センターでは2009年秋セメスターより多読図書附属の音声教材の貸し出しをスタートさせた。
- 11 ただし、多読の初期の段階から正確さを求めすぎるとハードルが高くなり、ついていけなくなる、多読が面白くなくなるというシャドーイングの問題点もあることを指摘しておきたい。
- 12 2009年度の第4回多読プログラムでは履修制限を行い、受講者に事前にこの問題について知らせたうえで多読授業を行っている。
- 13 多読活動にインプットとアウトプットの2つの側面を盛り込むための一つの可能性として、多読授業を日本人教員が指導し、そのあとに英語母語話者の教員が英語を使って理解度を試したり文法を教えたりする、広い意味でのティーム・ティーチングも考えられる。
- 14 また、多読自体の研究と多読の指導を通じて、多読が‘process’と‘selection’というキーワードを共有するという意味で、James J. Gibsonによって提唱されたアフォーダンス理論(人間が情報を持つのではなく、環境が情報を持ち、人や動物はその環境の一部であるという知覚理論)及びM. A. K. Hallidayの選択体系機能理論の考え方と関連していることもわかった(大島2008)。これからの研究課題の一つとしたい。

参考文献

書籍

- クリストファー・ベルトン（渡辺順子（訳））. 2008. 『英語は多読が一番！』ちくまプリマー新書.
- 井上 徹. 2007. 「多読プログラムー常磐タドキスト運動実践報告」『常磐国際紀要』第 11 号, 139-154.
- _____. 2009. 「常磐大学における英語多読指導の試み」『常磐国際紀要』第 13 号, 215-224.
- 門田修平. 2009. 「インプットとアウトプットをいかにつなぐか」（特集 インプットからアウトプットへ～SLA 研究と現場を結ぶ～）『英語教育』57 巻 12 号（2009 年 2 月号）, 10-13.
- 大島 眞. 1999. 「スズキ・メソッドと子どもの母語習得」社団法人 才能教育研究会・スズキ・メソッド学術研究会（編）『21 世紀の感性教育 [スズキ・メソッドの理論と背景]』神戸：六甲出版.
- _____. 2008. 「アフォーダンス理論と多読」茨城大学多聴多読研究会での口頭発表（2008 年 9 月 20 日）.
- _____. 秋山博介（編）. 2003. 『現代のエスプリ～才能教育の展開』428 号. 東京：至文堂.
- 齋藤兆史. 2000. 『英語達人列伝』中公新書.
- _____. 2007. 『これが正しい！英語学習法』ちくまプリマー新書.
- 酒井邦秀. 2008. 「今までとこれからの多聴多読授業」2008 年 9 月 20 日、「多読多聴と授業について」2008 年 9 月 21 日. 茨城大学多聴多読研究会での発表（於：茨城大学水戸キャンパス）
- 白井恭弘. 2008. 『外国語学習の科学：第二言語習得論とは何か』岩波新書.
- _____. 2009. 「インプット処理の質をいかに高めるか」（特集 インプットからアウトプットへ～SLA 研究と現場を結ぶ～）『英語教育』57 巻 12 号（2009 年 2 月号）, 25-27.
- 田村明子. 2004. 『知的な英語、好かれる英語』（生活人新書 125）NHK 出版.
- 吉田研作（監修・著）・白井恭弘（著）・コスモピア編集部（編）. 2007. 『3 文で書いてみよう！はじめての英語日記』東京：コスモピア.

新聞

- 「(オピニオン) 学校で「使える英語」なんて幻想だ」『朝日新聞』2009 年 8 月 1 日 13 版.
- 「Tadoku Special」*The Daily Yomiuri*. April 23, 2009.

(成城大学 文芸学部 准教授)

研究ノート

英国小説のなかの挿入詩と映像から中心テーマを探る

——2006-8年度 課題研究助成報告・研究ノート——

渡 辺 千枝子

A Study-note of Searching for Themes through Screen Image and Quoted Poetry in English Novels

< I > 本課題研究の意義

外国の小説を読むとき、それが原書であれ翻訳書であれ、作品のなかで引用されている有名な詩や聖書の詞などを、何気なく読み飛ばしてストーリーを追っていることが多い。

しかし殊に英国文学においては、ほとんどの小説の中に引用されている詩や聖書の詞などが、物語の登場人物の生き方・思想を示唆するキーワードとして表現される場合が少なくない。ある時はその引用詩・詞こそが、物語の展開や主人公の深層心理の解明に、きわめて重要な役割を果たす鍵となる場合がある。小説を解釈する際も、全体の中心テーマが、その小説の中に挿入されている引用詩の一節や断片に見られることが多い。

したがって、作品に挿入された詩にこめられた作者のメッセージが、人間関係を冷静に客観的に見せ、さらに書かれていない行間からも、人間性の機微や不可解なものを、より明確に提示することがある。

確かに西洋のキリスト教思想やギリシャ・ローマ文化を基底に持つ英国の文学作品は、時として日本人には難解で、理解しにくいかもしれない。しかし、<小説と詩と映像>の連関によって作品の本質を探る手法は、これまで読者も批評家も見落としてきた未開拓の研究分野である。詳細な背景に至るまで具体的・客観的に描かれた映像を吟味し、さらに詩と小説との相互テキストを比較関連させることは、作家の哲学と思想の背景となる多様な文化・歴史・社会の問題を明らかにすることにもつながる。

じっさいこの種の研究は、卒業論文テーマとしても、充分に対応可能であり、「英国文学」と「英国文化」関連の授業・課外講座においても、受講者の文学への関心を高め、積極的な参加が

望めると考えている。

本課題研究（個人研究）においては、現在までに映画化されている英国小説の主要テーマを、引用された詩との相関関係から探っていく際に、作家自身の来歴や思想、当時の文化・歴史・社会的背景なども考察しながら、作品の中心テーマをいっそう明らかにすることにつとめた。

そして、この方針に沿って多数の音声テープやレコーダー、ビデオ・カセット、DVDなどを使って、多くの映画・文学作品を何度も繰り返し見直しし、聞き直して、その中の英詩を発見し、作者と題名を調べ、英詩の詩行とタイトル、出典を調べ上げた。このようにして映像と小説と詩を連関させ、作品のうちに潜む主人公たちの愛と葛藤、心理の動向と推移、自己との和解と自己実現、あるいは限りない運命の変転と人生の謎をできる限り解明することにつとめた。

<II>小説と詩と映像から中心テーマを探る

英国小説のなかの<詩>が語る「心の真実」と、その<映像>が訴える「自然と人生」から、作品の中心テーマを探る。

(a) 小説『二都物語』（チャールズ・ディッケンズ）と新約聖書（ヨハネ：11.25-26）

チャールズ・ディッケンズ（1812-70）作の小説『二都物語』（*A Tale of Two Cities*, 1859）においては、フランス革命期のロンドンとパリを舞台にして、政治的策略と陰謀が繰り広げられ、歴史の波に翻弄される人々を描いている。ディッケンズ作品には、きわめて特徴的で印象深い人物が登場するとしばしばいわれるが、『二都物語』においては、法廷弁護士シドニー・カートンがそれに該当するだろう。映像のほうが、実際的小説以上に簡潔でわかりやすく、革命前夜の混沌とした時代の雰囲気などを、あらためて客観的に興味深く読ませる力作に仕立てられている。

そして、有能な弁護士でありながら、人生の負け犬のように酒に溺れ、鬱々とした自己嫌悪にみちた毎日を過ごしていたカートンと、彼に瓜二つの青年貴族チャールズ・ダーニーが共に愛した一人の女性、ルーシー。一人の人間の生涯を照らす「光」と「影」を象徴しているように、カートンとダーニーによって織りなされる複雑な人間模様が、ルーシーをめぐるストーリー展開のなかでユニークに描かれている。カートンは、愛する女性の夫となったダーニーを救い出すために、彼と瓜二つの自分が身代わりとなろうと決心する。そしてカートンは、十字架上のキリストと自らを重ね、愛する女性の夫ダーニーの身代わりの処刑を、従容として受け入れて断頭台に登る。彼が、「私は復活であり、愛だ。私を信じる者は、永遠の命を与えられる。生きていて私を信ずる者は、だれも決して死ぬことはない」（ヨハネ：11.25-26）と言う終局のシーンには、映像を見ていない学生や受講生にも、文学のみならず、キリスト教や西洋の歴史にも、興味と感銘をあたえられたようだ。

(b) 小説『ジェイン・エア』（シャーロット・ブロンテ）と新約聖書（黙示録：22.20、マタイ：16.24）

シャーロット・ブロンテ（1816-55）作の小説『ジェイン・エア』（*Jane Eyre*, 1847）におい

て、主人公ジェイン・エアはソーンフィールド邸で、住み込み家庭教師として雇われる。ある日ジェインは森の中を散策中に邸の主人ロチェスターと偶然に出会い、まもなく彼に「恐怖心も羞恥心も感じない」(ch.12)と言えるほどに親近感を持つようになる。やがて、彼女はロチェスターに結婚を申し込まれるが、結婚式の最中に突然やって来た弁護士から、新郎にはすでに妻がおり、しかも狂人として邸の中に幽閉されていることが暴露される。ジェインは翌朝、ひそかに邸を出奔し、行き倒れ寸前のところをその土地の牧師セント・ジョン・リヴァースに救助され、やがて彼の便宜で小学校教師として平穏な毎日を過ごす。

そんなある休日、セント・ジョンが訪ねて来て、ジェインと初めて会った時以来考えていた計画を語る。つまり彼は、彼女と結婚し、英国を永久に去って宣教師としてインドへ行き、神に授けられた使命を果たすために死ぬその日まで全精力を注いで、価値ある伝道生活を送るという自らの計画を語る。「神の仕事に自らの栄光と喜びがあります。私は絶対に誤りを犯すことのない神の下僕です。私は人間に導かれるのではない。私の王、私の立法者、私の船長は全能の神なのです」(ch.34)と言うセント・ジョンは、神の名においてジェインに対し、伝道師の妻として共にインドに行くように言う。彼が妻に求めているものは、この世で死ぬまで自分のそばから離さず、自分の影響下におき得る唯一の助力者であった。

ジェインは、結末近くでロチェスターと結婚するが、その十年後に書いた読者への結婚報告の中で、セント・ジョンのその後の様子も知らせている。ジェインのもう一人の分身、男性形であるセント・ジョンは、神の「しもべの任務」(ch.10)を遂行するために、インドにおいて、キリスト教の伝道という使命を果たした後に殉教するだろう。ジェインは、「人もし我にしたがいが来たらんと思わば、おのれを捨て、己が十字架を背負いて、我にしたがいが来たれ。」(マタイ：16.24)と使徒の言葉を借りて人々に説くセント・ジョンを思い浮かべる。

教会牧師の娘だった作者シャーロット・ブロンテは、セント・ジョンの最期の言葉「主はあらかじめ私にお告げになった。日々、ますます明瞭にお告げになる。『必ず、われは速やかに到らん』ますます熱心に私は答える。『アーメン、主イエスよ、来りたまえ』(黙示録：22.20)」を、聖書の言葉を通して語らせている。そうすることによって、ジェインは、シャーロット自身も果たせなかったもう一つの人生における「しもべの任務」を、自己の分身たるセント・ジョンに実践させることに成功しているのではないだろうか。

このように、西洋では広く根付いているものの、日本では馴染みのうすいキリスト教の教え、それに基く宗教観を学ぶために、映像はいまやきわめて有効な教育手段であるといえよう。

(c) 小説『嵐が丘』(エミリ・ブロンテ)と小説『世襲領』(E.T.A. ホフマン)と旧約聖書(ダニエル:5.)

ブロンテ姉妹の一人、エミリ・ブロンテ(1818-48)の唯一の小説『嵐が丘』(*Wuthering Heights*, 1847)は、いまや日本の大学で英文学を専攻する学生のほとんどが、卒業までに一度は

学習する作品であり、世界のブロンテ研究者にも日本人が圧倒的に多い。しかしそれにもかかわらず、外国の研究者による新たな作品解釈が生まれたり、また英語圏以外の外国文学との比較関連による新たな論点が、日本では今なお顧慮されずに未開拓のままであったり、多様な作品解釈がなされている研究領域もある。

『嵐が丘』が出版される5年前、1842年1月にエミリは、姉シャーロットと共にベルギーの首都ブリュッセルにあるエジェ寄宿学校に留学した。当時、これまでにない斬新な手法を駆使して小説を書いていたドイツの作家E.T.A. ホフマン（1776～1822）が、ロブ・グリエ兄弟の映画手法に大きな影響を及ぼすなど、常に新しい表現や文体を追求し模索するパリの芸術家達の間で、熱烈に支持されていた。そして、幻想小説や怪奇小説の作家としてのE.T.A. ホフマンは、まるでフランス人作家のように取り扱われ、彼のおびただしい数の作品は、フランス語圏内で出版されると同時に書店に並び、争うように読まれていた。

このため、小説『嵐が丘』がフランス語訳で出版されると、まもなくフランス語圏を中心として、ホフマンの作品、特に『悪魔の靈液』(*Die Elixier*, 1816)と『世襲領』(*Das Majorat*, 1817)、さらには旧約聖書(ダニエル：5.)までもが引き合いに出され、『嵐が丘』との共通点や類似点を論ずる評論が出現した。

小説『嵐が丘』は、エミリ・ブロンテ本人による完全な創作物語であるのか。また、ドイツ・ロマン派の作家たちからの影響は果たしてどれほどであったのか。その他のさまざまな疑問点や、小説の中で描かれた台所道具などを忠実に再現した映像作品とを相互関連させ、さらに当時の服装・法律・時代背景などを厳正に観察・分析し、確認することによって、日本ではこれまで発表されたことのない新たな『嵐が丘』論へと研究に進展する可能性が生じるだろう。

(d) 小説『ダーバヴィル家のテス』(トマス・ハーディ)と哲学書『意志と表象としての世界』(ショーペンハウエル)

トマス・ハーディ(1840-1928)の代表的小説『ダーバヴィル家のテス』(*Tess of the d'Urbervilles*, 1891)においては、J. ミルトン(1608-74)やA. テニスン(1809-92)、W. アーヴィング(1783-1859)の詩や言葉が引用されているだけでなく、A. ショーペンハウエル(1788-1860)の悲観思想(ペシミズム)が作品全体を貫通している。

美しく可憐で誠実なヒロインであるテスが、懸命に生きようとすればするほどますます彼女の運命の歯車が狂い、作品の経過にしたがって更に暗澹たるものとなり、終局で殺人犯として処刑される。

映像を追って行くと、サタンと自称する金持ちの道楽息子アレックが、初対面の美少女テスの口に真っ赤なイチゴを含ませた事が、まもなく誘惑されて妊娠するテスと、ミルトンの『失楽園』において「禁断の実」を食べたイヴとをオーバーラップさせて二重構造を形成し、その後のテス

の運命の暗転を暗示させていることがわかる。さらに、ハーディの描くイチゴやバラ、血などの「真紅」が作品のキーワードであることが、映像からも認識され、『ダーバヴィル家のテス』は、受講した学生にとって最も印象の強い作品となっていた。

ところでハーディは、なぜ読者の強い要望にもかかわらず小説『テス』を悲劇作品として終わらせたのだろうか。その結果、小説執筆をやめ、筆を折る人生のほうを選んだ彼が、作品の中で伝えたかった真意はどのようなものであったのだろうか。また、『ダーバヴィル家のテス』、『カスターブリッジの市長』(1886)や短編小説のみならず、作者自身をモデルにしたと思われる『日陰者ジュード』(1895)をも含め、ハーディのほとんど全ての作品においても、主人公が「ショーペンハウエルの哲学に類する、諦めの哲学と全く等しいもの」(ch.25)によって壊滅的な悲劇や無益な惨死に終わっている。

ハーディは、19世紀に建築業の傍ら執筆活動を始めたが、早くから西欧文化、特にドイツ思想に深い関心を持っていた。彼の作品に挿入された多くの引用詩や思想家の言葉を考察し、映像で示される当時の服装・社会的思想・時代背景や、書簡集を調べてみた結果、現在までに、ドイツの哲学者ショーペンハウエル以外に、カント思想、スピノザ思想とも関連があるらしいことがうかがわれた。しかし、ハーディの自虐趣味にも似た諧謔的表現のために、作品解釈や作者の真意の解明は、きわめて難解であった。

(e) 小説『リンゴの樹』(ジョン・ゴールズワージー)とギリシャ神話『ヒッポリュトス』(エウリピデス作)

ノーベル文学賞作家、ジョン・ゴールズワージー(1867-1933)による小説『リンゴの樹』(*The Apple Tree*, 1916)で、映画の題名は「サマー・ストーリー」となっている。

銀婚式の日、若き日の思い出の地ウェールズを訪れた主人公フランク・アシャーは、妻がスケッチを終えて帰ってくるまで、英語訳のギリシャ神話『ヒッポリュトス』をポケットから取り出し、その中のキュプリス神とその復讐の話を読み終わって、眼の前にひろがっている大空に眼を向けた。それはイギリスの美しい田園風景の中に繰り広げられる一幅の絵画のような光景である。

「キュプリス」とは、別名アフロディーテ、ヴィーナスと呼ばれる愛の女神である。アテネ王テセウスの息子ヒッポリュトスは、処女神アルテミスを崇拝して、清浄な生活をささげる。愛の神アフロディーテはそんな彼を疎ましく思い、彼の義理の母親であるパイドラを、彼に恋するようにしむける。夫の前妻の息子、つまり義理の息子であるヒッポリュトスを愛してしまったことに苦しみ、憔悴したパイドラの身を案じた乳母は、ついにヒッポリュトスに彼女の恋心を打ち明けてしまう。

しかし、純潔の女神アルテミスを信奉するヒッポリュトスが、黄金のリンゴの樹の下で、義母パイドラの恋を悪しざまに退けると、彼女は恥ずかしさと絶望のあまり遺書を書き残して自ら

命を絶ってしまう。ちょうどそこに戻ってきた夫テセウスは、ヒッポリュトスが妻の純潔を犯そうとしたと書かれた遺書を読んで、息子に復讐することを誓う。ヒッポリュトスがアテナイを去る途中、馬に引きずられて瀕死の状態となってテセウスの前に運ばれると、女神アルテミスもその場に現れて、パイドラの「許されぬ愛」・「禁断の恋」が起こした虚言を明るみにし、ヒッポリュトスの無実の罪、そして彼が愛の女神キュプリスの怒りを買ひ、その復讐をうけて死んだことをテセウスに明らかにする。

小説においても、映像「サマー・ストーリー」においても、随所にキーワードとして登場する「リンゴの樹」が、エウリピデス(BC480~406)によって書かれた『ヒッポリュトス』の英訳詩「黄金のリンゴの樹」と関連して、悲しい愛の結末を暗示する。

主人公フランクが、ギリシャ神話『ヒッポリュトス』に登場する愛の女神キュプリスとその復讐の話を読み終わって、大空に浮かぶ白い雲をみつめていると、だいぶ昔に経験した何か憧れに似たものをおぼえる。そこで彼は近くにいた一人の農夫から、26年前の悲しい愛の結末を聞くことになる。

26年前にフランクは大学の夏期休暇を利用して、貧しいウェールズ地方を徒歩旅行する途中に宿泊したホテルで、地元の少女メガンに出逢う。貧しい服装だが美しい田園風景に見事に調和し溶け合っている、可憐なメガンを恋したフランクは、リンゴの樹の下で愛を誓い、愛を確かめ合う。そして彼は、身分や生活環境の違いに不安を持ちながらも、彼女とリンゴの樹の下で待ち合わせしてロンドンに駆け落ちし、一緒に暮らそうと彼女を説得する。

しかし、計画の実行に必要な物資を買うために出かけた都会的な避暑地で、大学の友人フィルと偶然出会ったフランクは、彼の邸に招かれ、そこで出逢った彼の美しい妹ステラに惹かれ始める。そして、フランクがつい今しがたまで抱いていたメガンへの情熱や計画は、都会的で優雅なステラとの出会いによってたちまち頓挫し、彼をイギリスの階級社会とその秩序に反する「許されぬ恋」・「禁断の愛」という現実的意識へと引き戻すことになる。

リンゴの樹の下でずっとフランクの帰りを待っていたメガンは自ら命を絶ち、「自殺」を許容しないキリスト教会から墓地での埋葬を拒否されて、道端の四つ辻に埋められた。映画では、メガンはフランクとの子供を難産の末に産んだ後に死んでしまい、ラスト・シーンで26歳になった息子が、車に乗って走り過ぎるフランクとすれ違う。絵画のようなウェールズの美しい田園風景の中で繰り広げられた、切ない情熱と恋の思い出と、恋人の悲しい最期は、生涯消えることのない悔いと罪の意識となって彼の胸に刻まれた。

「ギリシャ人はやはり正しかった。『ヒッポリュトス』に書かれた言葉は正しかったのだ。私は復讐を受けたのだ。」と嘆くフランクも、ヒッポリュトスと同様に、愛の女神キュプリスから、生涯消えることのない「復讐」を受けたのである。「愛の神のころは狂おしく、その翼は黄金の色に

輝くゆえに、愛の神の翳りゆくとき、すべてはその呪文にひれ伏す。… ああ、キュプリスよ！キュプリスよ！すべての上には、汝の玉座があるばかり！」(『ヒポリュトス』)

オープン・カレッジの社会人講座では、映画化された文学作品のひとつとして扱った。短編小説だったこともあり、受講生にとっては非常に読みやすく、また共感を持つ作品となったようだ。

(f) 小説『剃刀の刃』(サマセット・モーム) と詩「あの日は去った」(ジョン・キーツ) と詩「黄金色はいつまでも続かない」(ロバート・フロスト)

サマセット・モーム(1874-1965)晩年の長編小説『剃刀の刃』(The Razor's Edge, 1944)は、冒頭にあるウパニシャッド哲学書の中の句「悟りへの道はまた、鋭いかみそりの刃渡りのように難しい。」から題名がつけられている。

大戦から帰還したものの、多くの仲間を失った元飛行士の青年ラリー・ダレルは、自分の生存の意味と人生の意義を模索するために放浪を続け、やがてひとりチベットに旅立つ。彼の心情に無理解な恋人イザベルは、彼との婚約を解消し、ラリーの親友で、以前から彼女を恋している銀行家のグレイと結婚する。

それから10年後、夫のグレイが1929年の世界大恐慌で全財産を失ったため、イザベルは夫と二人の子供とともに、パリに住む大金持ちの伯父の邸に身を寄せる。そこで彼女は、インドの山奥でヨガの修業をして、ついに心の安定を取り戻したラリーと再会する。

再会を祝うために一同でレストランへ行ってみると、そこにはイザベルの親友ソフィーがいた。かつての可憐な少女ソフィーは、交通事故で愛する夫と我が子を同時に失い、絶望して自殺未遂を重ね、身を持ち崩してアルコールとアヘンを常用する売春婦に転落していた。ラリーは、自分が彼女と幼なじみだったことに、このとき初めて気づく。少女の頃は、米国詩人ロバート・フロスト(1874-1963)の影響を受けて、自分でも詩作していた程に情緒豊かで心優しくソフィーを救おうと、ラリーは彼女を説得して婚約する。

しかし、グレイと結婚した後もずっとラリーを愛していたイザベルは、彼がソフィーと結婚することを知ると、はげしい嫉妬に駆られる。彼女は禁酒していたソフィーをそっと自宅に招き、彼女の好物の強い酒を目の前に置いたまま部屋を出る。アルコールの魔力に勝てなかったソフィーは、再び自堕落な生活に落ちてしまい、一年後、彼女が波止場の歓楽街で惨殺されたという知らせが入る。

作家サマセット・モームは、女性に対する彼特有の観念から、ほとんどすべての作品において、イザベルのように他人を貶めたり裏切ったりする、浅ましく底意地の悪い女性を描いている。

ソフィーが生前に住んでいた安アパートの机には、夭逝したイギリス・ロマン派の詩人ジョン・キーツ(1795-1821)の詩集が置かれていた。ラリーはここで、彼女が好きだったキーツのソネット詩「あの日は去った」(1819)を声に出して読む。重い結核を患い、自分の死期を悟った23歳の

キーツが、「あの日は去った。甘美なものは、すべて去った。・・・しかし、こうして愛のミサを読み、祈る私をご覧になれば、神は私を安らかに眠らせてくれるでしょう。」とうたう。キーツが恋人ファニーに捧げた愛のソネットは、そのままソフィーの心の叫びではなかっただろうか。

ラリーはソフィーを救いたい一心で、彼女を説得して婚約した。しかし、少女の頃にジョン・キーツを読んで、感動のあまり泣いていた、あの可憐で心優しくソフィーにとって、果たしてラリーの好意と行動は本当に彼女の救いになったのだろうか。小説においても、映像においても、ラリーと一緒にいるときのソフィーは、決して幸せそうには映っていなかった。作者サマセット・モームは、インド哲学を語り、ギリシャ神話やスピノザ倫理学、心理学から神秘学までを究めようとして、知的遍歴を続けたラリーの独りよがりにも似た行動について、どのような位置づけから描いているのだろうか。

いっぽう、R. フロストは、ピューリッツァー賞や文学博士号を何度も授与されるという輝かしい経歴をもつ自然詩人だが、家庭的に恵まれず、妻と4人の子供の死という悲惨な経験をもっている。

フロストの詩「黄金色はいつまで続かない」(1923)において「自然の萌えいずる緑は、黄金色に映えるが、その色はうつろいやすい。萌えいずる葉は花となるが、それも一瞬のこと。やがて葉は落ちて枯葉となる。こうしてエデンの園は悲しみに沈み、暁はただの昼に変わる。黄金色は、いつまでも続かない。」とうたう詩を読んだ少女ソフィーは、すでにこの時、人間や自然界の万物のはかなさと命のうつろいやすさを、恐れながらも認め、自分の人生と結び付けて予感していたのだろうか。

葬式を終えてまもなくしてラリーは、アメリカへ帰るためにイザベルに別れを告げる。イザベルは、自分が愛する男はあなた一人であり、グレイと離婚してあなたと結婚したいと告白する。ソフィーを死なせた責任も感じず、他人を犠牲にする利己的な愛は真の愛ではないと、ラリーは静かに言って、イザベルのもとを永遠に去る。

小説では、ラリーではなくて作家モーム自身が作品中に登場してイザベルに話している。モームは、他の作品同様に『剃刀の刃』にも、自分自身をモデルにした人物を登場させている。

< 3 > 現在までの研究成果

以上のように、小説とそこに挿入された引用詩や詞、さらに映像を用いて、作品の中心主題を明確にすることによって、これまでと異なる新しい小説解釈・作品評価が生まれる可能性があることがわかった。

しかし、小説『オルランド』(1928) (ヴァージニア・ウルフ) と詩「妖精の女王」(1596) (エドモンド・スペンサー)、小説『チャタレイ夫人の恋人』(1928) (D.H. ロレンス) と詩「ギリシャの壺に寄す」(1819) (ジョン・キーツ) などにみられるように、映像作品の監督がどのように

小説とその作家をとらえて、どのようなメッセージを視聴者に送ろうとするかによって、ある時は本来の小説の真意ときわめてかけ隔てのあるメッセージを伝える映像作品となるときもある。

またジェイン・オースティンの場合は、過去10年間に多くの小説が映画化され、そのために英国でもっとも注目される作家となっている。オースティンの多くの手紙には、文面に見られる高い教養と強烈なアイロニーを含む表現の裏に、小説の登場人物に託した作者のメッセージが隠されている可能性があることがわかった。

本課題研究は、総体的にいえば、2007年度に行ったイギリスでの研究踏査と資料収集から、ジェイン・オースティン、チャールズ・ディッケンズ、コールリッジ、ジョン・キーツ、トマス・ハーディ、サマセット・モーム、ヴァージニア・ウルフなどの19～20世紀の英国小説家の作品と、17～18世紀の詩との関連研究と考察が中心となった。

また、ロンドン近郊の高級住宅街チェルシー地区にある、18～20世紀の文人たちが住んでいた住居や博物館をほとんど隈なく探し当てて、400枚以上の写真を含む多くの資料を入手することができた。

ところで、チェルシー地区の一角にあるカーライル博物館のなかには、ユダヤ人思想家スピノザの肖像画が架けてあった。トマス・カーライル(1795-1881)は、牧師を目指していた若き青年時代に、信仰への懐疑に端を発し、ドイツ観念論哲学、ゲーテやシラーをはじめとする作品と思想研究に生涯を捧げた。それにもかかわらず、筆者の知る限りでは、カーライルがスピノザに関して一言も触れてこなかったことに、長い期間、違和感があった。カーライルとイギリス・ロマン派詩人と、スピノザとの関連について、より詳しく調べたい。

また産業革命後の豊かな英国社会において、教養ある女性が求められるにつれて、19世紀ヴィクトリア時代は、「作家」という職業が、女性の第3の職業として注目され始めた時期でもあった。それとともに、文筆で生計を立てられる程の「女性作家」としての地位を目指す女性同士の競争心や嫉妬心も激しさを増した頃だった。こうしたなかで、カーライルの妻ジェイン・カーライルと、カーライルの友人であるG.H.ルイスの伴侶となった女性作家ジョージ・エリオット(1819-80)との間で起きた対抗意識やフェミニズムの問題も、カーライル博物館で得た新たな研究テーマの一つとなっている。

(常磐大学 国際交流語学学習センター 教授)

研究ノート

**Extended Projects in the EFL Classroom:
Using a Student-Generated Chikan Survey to Illustrate Effective Student Motivation
in a Student Centered EFL Class**

Clay Bussinger

Abstract

This paper will show how using an extended project in an EFL classroom in Tokyo, Japan created high motivation to learn L2, resulting in students' increased implicit knowledge of English. In a cram school English class for high school students in Tokyo, the author conducted a semester long project-based ESL class that involved many tasks. The 22 male and female students in the class were advanced level, aiming to enter institutions of higher education such as Keio University, The University of Tokyo, and so forth. The project, which was a student-generated project on the subject of *chikan*, sexual molestation on public transportation, was linguistically and cognitively demanding on the students, involving discussion, survey formulation, dissemination, collection and assessment, and follow-up discussion. Because the project involved an authentic topic that affected the students, it thoroughly engaged the attention of students. The project involved three main stages: project planning, project development, and completion of the project. The main benefits from this project were three: a. a significant development of implicit linguistic competence, b. a tremendous sense of accomplishment upon the completion of a challenging project, which had authentic significance, and c. the project had positive long-term consequences, both for the students and for society in general, both domestically and internationally. This paper will discuss some of the implications in using projects for teaching EFL in Japan.

本稿は、EFL 環境における長期プロジェクトが L2 学習への動機づけを高めるプロセス及びその結果として EFL 学習者の暗示的知識 (implicit knowledge) が増加することを紹介する。1 セメスターにわたるこのプロジェクト型学習は、高校生を対象として東京のある進学塾の英語クラスにおいて実施された。参加した高校生の英語熟達度は高く、慶応義塾大学や東京大学をはじめとする高等

教育機関への進学を志望している。この長期プロジェクトのテーマは「痴漢」であるが、これは参加者が自ら選んだものである。プロジェクトは、ディスカッション、調査の立案、普及、調査結果の回収、評価、事後のディスカッションと多岐にわたり、言語的にも認知的にも参加者には相当の負担となる。しかしテーマの真正性 (authenticity) が高いことから、参加した高校生は積極的にこのプロジェクトに取り組んだ。プロジェクトは計画、発展、完成の3段階を経て行われた。このプロジェクトの主な効果は以下の3つである。1. 暗示的言語能力の発達、2. 真正性が高い困難なプロジェクトを完了したことから生じる達成感、3. 参加者と社会に対する国内外の長期的な正の影響。本稿は、日本の英語教育においてプロジェクト型学習を用いる意義を考察する。

Introduction

Task-based language teaching, while still somewhat controversial after so many years, is more and more becoming accepted as the most effective way of increasing students' implicit language acquisition. This is often juxtaposed to teaching through focus on form, which will enhance the students' explicit knowledge *about* the target language. While implicit language usage is "paramount," (Ellis 2009a) it is the explicit use of language which is the more easily test-able, "a lot easier to demonstrate," (Ellis, 2009b, p.9) making our jobs as language instructors more difficult. In Japan, students receive the vast majority of their English instruction through "controlled processing," (Ellis 2009b, p.12) or form-focused teaching. Therefore, when students reach post-secondary institutions they often have a sizeable reservoir of explicit language knowledge. This linguistic situation lends itself to an application of not only task-based teaching, but also project-based language teaching. As Ellis (2009b p.336) has pointed out "implicit knowledge is primary," and an extended project which increases the students' ability to use the language in an automatic fashion is of tremendous value. "Language teacher educators, irrespective of the particular instructional approach they espouse, acknowledge that the main goal of language instruction must be to develop L2 learners' implicit knowledge." (Ellis 2009b, p.336) While this may be true in theory, it appears that through the exigencies of the Japanese entrance exam system, many L2 instructors ignore, or are forced to ignore, this dictum.

This situation does not seem as if it will be resolved any time soon. See for example a recent edition of *The Language Teacher* (Sep 2009) , in which Sato and Gunning/Guest, trade punches on the teaching of EFL in Japan. Sato argues against task-based language teaching (TBLT) and communicative activities, while Guest/Gunning argue that meaningful content should be a given. Although there is a slightly mixed playing field, Sato writes of the practicalities of teaching in junior high and high schools,

and Guest/Gunning are discussing tertiary level teaching, there is the fundamental issue of exam-oriented teaching in the country. Interestingly, much of the focus of Sato's argument for PPP teaching, which is still prevalent in public schools in Japan, is on motivation: "Communicative activities and tasks, which are now coming into fashion, are not always compatible with students' needs and can demotivate exam-oriented students from learning." Sato explains his reasoning thus: "In entrance exams, students' knowledge or understanding of different cultures, attitudes toward communication, or practical communicative abilities are rarely measured." This is essentially making the purpose for learning dependent upon a false requirement: the entrance exams are the reason educators are teaching. In fact, the entrance exams should be measuring what the educators *should* be teaching, that is communicative ability in L2, and this is in effect putting the cart before the horse. While Sato does seem to acknowledge the place of TBLT in the Japanese L2 classroom, he soon dismisses it as "fad," and "the flavor of the month," despite it being used for over 30 years now. (When a researcher becomes defensive, and dismissively resorts to name-calling, then we can sense that some serious problems are being hidden, the rock has been shaken.) Instead of tackling the task of revising the entire entrance exam system in Japan, which is sorely needed and long overdue, many educators are simply throwing up their hands and saying, "shogantai." In effect, saying, we're stuck with it, and therefore we should bend our teaching methods to suit the present unavoidable situation. However, there are far-sighted educators, such as Ellis, et al. (2009b) who are actively researching testing methods which can measure both explicit and implicit language ability. It is time to institute some major change in the entrance exam system, enforcing institutes to adopt testing methods which measure communicative ability. Sato writes, echoing the position of entrenched L2 teaching in Japan, that "the final decision should be left to well-qualified, competent teachers. Teachers, who have worked hard to acquire learning and teaching experience to improve the quality of their English classes, must decide what and how to teach their students." Unfortunately, this philosophy of teaching ignores that fact that it has failed for the past 100 years or so, this *tried and true* method of teaching L2 in Japan has pointedly resulted in abysmal communicative ability, and ironically even abysmal scores on standardized tests, which the PPP method is supposedly aimed at. The method may have worked for some few students, but the vast majority of Japanese students dislike it and have acquired very few English language skills.

On the other hand, Mike Guest emphatically states, "there must be some meaningful content that is being communicated." (Gunning) Although there is some acknowledgement even on his part of a distinction between tertiary and public school teaching, as he says that tertiary L2 education should not

be a “simple extension of standardized high school public education.” Even here there is an assumption that public school L2 learning is so entrenched in Presentation-Practice-Production (PPP) and form-focused teaching that it is a given that cannot be changed. However, there can and must be a way out of this dilemma – as long as we continue to abandon the basic L2 education to the whims of entrance exam writers, L2 learners in Japan will continue to be unmotivated and uncommunicative. This project, conducted with students who are focused on the entrance exams to major universities in Japan, illustrates what kind of progress can be made if students are sufficiently motivated in their L2 learning.

While task-based language teaching has undergone some research scrutiny in the past couple of decades, (Ellis 2003, p.21) project-based language teaching is still rather under-examined. Adapting short exercises that are rooted in form-focused language teaching into task-based activities has proven to be effective in language teaching, however for students who have already a solid basic knowledge of English language structures, such as Japanese high school students, short projects or extended projects are an excellent method of language study. In such projects the acquisition of mature language ability will often occur without the students’ overt knowledge, what Ellis (p.12) calls “automatic processing.” In the following paper, the author will show what can be accomplished linguistically through an extended project, and how this authentic project has affected the students in a positive way, and lead to consequences that are still being felt today.

In a cram school English class for advanced high school students in Tokyo, the author formulated a semester long project-based ESL class which involved many separate but related tasks, all done in English. The project was quite demanding, involving discussion, survey formulation, dissemination, collection and assessment, and follow-up discussion, thoroughly engaging the attention of students. This meaningful project, which involved numerous schools in metropolitan Tokyo, motivated one student into choosing Victim Assistance as his major in university, and resulted in a world-wide research project, involving both language professionals and eminent victimologists in Japan. While there are many distinct goals in L2 instruction, one that is surely addressed by project-based instruction is “sociolinguistic competence.” (Canale 1983) Enabling students to be able to converse fluently through the experience of an extended project of a sociological nature gives them confidence both linguistically and psychologically. The advantage of having students learning L2 through projects is that they come “into direct contact with authentic language not usually available within the four walls of an ELT classroom using textbooks.” (Fried-Booth 2002, p.6) Over the

course of this class, students were using vocabulary and linguistic structures that they may never have come into contact with in their L2 studies otherwise. Throughout the project the students were actively engaged in multiple learning strategies: “cognitive, interpersonal, linguistic, affective, and creative,” the five basic learning strategies outlined by David Nunan (2004 : 59). Such a dynamic learning situation ensured that students were actively engaged in multiple learning areas.

Most advanced Japanese students have an explicit knowledge of the English language but lack implicit language ability. They have studied the language, the meta-linguistic structures, but have rarely used it, resulting in students who can pass tests but who only converse very slowly, and at a very basic level. Very often students who are in this position feel frustrated by their inability to communicate in English. They feel confident in their classes, pass tests, including standardized exams such as TOEFL and EIKEN, but when they are faced with a simple situation where they have to implicitly use their English knowledge, they often freeze, unable to articulate even the simplest of language structures. In Japan, as in most language learning contexts, the teacher can quickly understand that many students “may be able to verbalize about a feature without being able to use it in communicative language use.” (Ellis 2009, p.335) It is important to have such students engage in an extended project in which they must develop communicative language skills to such a degree that they can complete complex tasks automatically. The constant practice of oral skills can plumb the depths of their previously acquired reservoir of explicit language knowledge.

Many ESL classes are hobbled by low student motivation, and tremendous amounts of time and effort are consumed by teacher efforts in motivating students to embrace a particular course of ESL study, as Porcaro points out (p.15) An effective recourse for teachers is to encourage students to create their own topics of study, and at the very least to allow them to choose which topics they wish to study, perhaps from a pre-arranged list of ideas. In this case of this project the topic of study arose from students' strong desire to correct an abhorrent situation that afflicts Japanese Society. One of the major tasks is getting students to acquire adequate vocabulary for students to communicate effectively. Evans (2006, p.17) Over the length of this project it was demonstrated that if student motivation is of such a high level that they feel a need to complete the project, their acquisition of vocabulary becomes natural and spontaneous.

Background to the Project: Chikan and Students

Many textbook companies recently are producing materials for task-based teaching that are “student oriented.” They often go to great lengths to produce topics that are of great student interest. And while their efforts are greatly appreciated by teachers, often the specific topics are not of interest to all the students, a problem not easily overcome, students being individuals. Sometimes the textbook will be a detriment to the language learner: “texts often confuse and de-motivate students.” Moser (2007) Over the course of the past 20 years, it has been the experience of this author, that more general topics with vague guidelines, which allow students to have more flexibility in fitting the assignments into their prior life experiences, have often been more effective in motivating students.

On the other hand, many teachers offer up their own topics, and go to great lengths to make their topics interesting to the students. For instance, Porcaro, (2007, p.15) describes how he could motivate students into engaging with a topic: “I am able to convey my feelings and concern for Africa which in turn promotes students’ interest, motivation, effort, and accomplishment in their own studies.” This successful project was dependent on two elusive requirements: teacher experience and the ability of that teacher to transfer his enthusiasm for the project onto students. Some teachers have not had such experiences that are so fascinating to students, or perhaps lack the ability to effectively transfer their enthusiasm. In such cases, teacher-generated topics will often have mixed results. On the other hand, it is evident that students have their own experiences to contribute to the class: “students bring the outside world into the classroom, but they may not always have the opportunity to activate what they know and use it in the outside world.” (Fried-Booth 2002, p.5) Through the use of task-based language teaching projects, which draw on the prior knowledge that students have of the world around them, L2 learners can advance quickly in their language learning.

In order to increase student feelings of ownership, a topic generated by the students themselves may be the most appropriate for L2 learning. “More of a sense of personal and active accomplishment including developing a greater sense of language ownership” will increase student interest, participation, and motivation. Nunan (2005). Very careful selection of a project, which intimately concerns all class members, ensures active participation and high student motivation. In the class project under consideration, the author had a “check-in” time at the beginning of class, in pairs, small groups or as a whole class, where each student would be able to discuss or present some topic from their daily life. In a crucial check-in, one male student, a high school senior, angrily exclaimed that he had been falsely

accused of being *chikan*, inappropriate touching of a sexual nature of a woman, on the train on his way to class. The author had been previously well aware of the problem of *chikan* as he had threatened to fail a Tokyo university student due to her frequent absences, until she produced police reports showing that she was spending class time at the police stations with the men who had been molesting her on the morning commutes. I allowed the discussion to proceed, as all the students, male and female, reported on their experiences relating to the topic. As a result, more than half the females reported to be victims, and about a quarter of the boys had been molested as well, and of course there was the boy who had been accused of *chikan*. Some of the girls reported being molested on a daily basis. The author, noting that the remainder of the class were shocked by such information, steered the class into a position where they determined to find some kind of project to help find a solution to this problem. This kind of “target task” (Nunan 2004), expanded into a major project, enabled the students to interact both cognitively and linguistically, fulfilling what Ellis (2003: 16) regards as fundamental to L2 acquisition:

A task is a workplan that requires learners to process language pragmatically in order to achieve an outcome that can be evaluated in terms of whether the correct or appropriate propositional content has been conveyed. To this end, it requires them to give primary attention to meaning and to make use of their own linguistic resources, although the design of the task may predispose them to choose particular forms. A task is intended to result in language use that bears a resemblance, direct or indirect, to the way language is used in the real world. Like other language activities, a task can engage productive or receptive, and oral or written skills and also various cognitive processes.

The outcome is very important, and this project under discussion was conceived by the students with very clear goals in mind: to create a document that would in the end help to resolve a very difficult problem.

Focusing the Project

It quickly became clear that the students were very interested in the *chikan* project and wished to pursue it. Because they felt this strong commitment, developed from personal experience, they were from the very beginning intimately connected to the project, and immediately were engaged in all aspects of the tasks. In the discussions that followed, in that class and the following (brainstorming homework had been assigned), students chose to create a questionnaire (appendix), which they would distribute to their respective high schools, and the author distributed it to university classes in Tokyo. I, as the

teacher, offered suggestions throughout, but gave students options to choose from at each stage of the project. For example, in this initial stage of focusing the project, students were given choices of what may be effective in trying to give solutions to the problem, letter writing to newspaper, contacting government officials, and so forth. One option offered was developing a questionnaire, an option that students eagerly chose to follow. Of course, the project was very difficult, involving complex cognitive and linguistic processes, which could be actuated only in the context of dynamic groups of motivated students. They were involved in negotiations at all stages of the project, discussion of timetable, what items to discuss, how to word them, how to avoid insulting the respondents filling out the questionnaires, subjects who in many cases were youthful victims of sexual abuse. Having the students actively engaged in all stages of the project, “from initial planning, through implementation, to assessment and evaluation,” (Nunan 2004) is very important to a successful project.

The questionnaire would be written in English, although later one student spontaneously translated it into Japanese over one weekend in order to distribute it to lower level classes at her high school. The students’ level of motivation and involvement was very high, and each class was entirely focused on the formulation of the questionnaire. Students strove to find the most relevant questions. Students worked in groups, and discussed each question carefully as to its relevance and importance. Having the students work together on such a project is a very positive “replacement to or a supportive infusion of more student centered learning to certain single approach based syllabi.” Nunan (2005) The fact that each student had either experienced the topic firsthand or felt they had a strong stake in the project made for a dynamic, exciting, and productive EFL classroom. Having a real experience as the basis for the class, generated by students was the key to this project. Nunan (2005) writes that what is paramount is “utilizing more authentic experiences and materials as well as principles of constructivism compared to top down teaching.” In this case, the students themselves had experienced the sexual molestation themselves, and had clear cognitive knowledge of all aspects of how the topic could be approached, although sometimes this intimate knowledge was not enough for them to find a practical way of dealing with it linguistically. It was the aspect of group which allowed them to approach a solution, through interactive scaffolding provided by the students themselves. Research has shown that scaffolding is necessary for successful task-based learning (Nunan 2004), in the case of project learning utilizing highly motivated, advanced students, the students themselves almost always provided their own solutions to both cognitive and linguistic problems. The realization that the students themselves possessed both the knowledge and

ability to solve such problems gave them strong impetus to realize the positive outcome of the project.

Developing the Project

Once the project was focused on the questionnaire, students could draw on their own personal experience for writing of the questions. They each had valuable input through their shared experience of riding the public transportation in Tokyo daily, knowing the reality of that experience of being jammed packed into a train car, unable to move or escape, in the case of any bad experience. Although not every student had been a victim of chikan, most had some experience. In one class for example, 50% of the male students were either victims or had been falsely accused of being a chikan. That is the important aspect of the project — giving each student a personal stake in the final outcome, and having that final outcome totally clear. Scaffolding was dynamic because each student had their own personal experience to bring to the table, and each student also had a different background in English language learning, as they had all attended different high schools. The author noted over the length of the project, that collaborative dialogue developed very rapidly, through their shared experience, the enthusiasm of the students for the project topic, and through the ability to produce linguistic forms that they had stored in their explicit linguistic reservoir. Ellis(2003, glossary) refers to this as “automatization,” the “process by which declarative knowledge become proceduralized through practice.” This kind of intensified practice is what is often missing in the traditional form-focused language classroom.

In order to effectively engage in such a complex set of tasks students must actively engage in vocabulary acquisition. When necessary new vocabulary was presented to the class, but students were actively using their electronic dictionaries throughout the project. Vocabulary acquisition was for the most part spontaneous and the advantage of using such a project in teaching the language is that students often have to explore and discuss the various forms of vocabulary words necessary for completing the project. For example, most of the students did not know the word *commute*, as in “commuting to work.” Through the formulation of the questionnaire, they had to discuss the uses and advantages of “commuter,” “commuter train,” “commute,” and all the related verb forms. In addition, as they distributed the questionnaires to the classes, they discussed the vocabulary, reinforcing the words that they had learned. Over the course of the term, I could observe them moving effectively from explicit use of the language to implicit. By the end of the course, all students could increase their implicit use of English, which is “paramount.” Ellis (2009)

Completing the Project

Having the project outcome, the distribution, collection and tabulation of the completed questionnaires was the most important step in making the project viable and successful. Nunan (2005) stresses the importance of “making specific lesson goals more evident through movement towards and/or success of task completion.” Once the tasks are clearly defined, and individual roles assigned, each class period has a clear structure, and a definite purpose. These kind of open-ended tasks, encompassing a multitude of “information gaps” (Ellis 2003, p.9), enabled (almost forced) students to find their role in the project. Students for the most part took on appropriate tasks, interviewing, answering questions, taking notes, inputting questions, questionnaire layout, editing of questions, vocabulary checking, copying questionnaires. The class length was clearly defined, so students worked out their entire schedule of tasks, knowing when each tasks must be defined, developed and completed. Because of the cognitive complexity of each task, linguistic forms required to define them become more and more complex as a result. For example a typical question on the questionnaire involved a multitude of reasoning steps: which vocabulary to use, how should the question be phrased, how not to offend potential subjects, what kind of information would the question yield, how valuable would that information be, and so forth. Each of these information gaps required significant classification skills, exacting tremendous effort on the students’ linguistic reservoirs.

Each of these activities gave the students tremendous feelings of accomplishment, in their ability to cognitively complete the tasks required of them. But they often didn’t consciously recognize the progress they were making in their communicative ability. More than once a student commented, “When will we study English.” I often pointed out to them that their communicative English ability was developing through these complex task, however it was not until the closing days of the projects as they were tabulating the results of the study, and discussing the consequences that they finally realized what they had accomplished, not only cognitively, sociologically, but also linguistically. At that moment, a student commented that she could never have imagined the complexity of the project, what they accomplished, and how they could discuss what they did. The others students in the project concurred wholeheartedly, and agreed that they would never have been able to do any of the tasks individually, expressing what sociolinguists refer to as the zone of proximal development.

The questionnaire was developed, distributed, processed, and publicized over the course of the 12-week course. When the tasks were all completed and the project came to a successful conclusion,

students (and teacher) felt a tremendous feeling of accomplishment. Many participants, who had been the victims of chikan on Tokyo subways, expressed great feelings of relief and empowerment at the completion of this task. The communicative ability, implicit knowledge, of the students in the class, increased immeasurably, through the completion of myriad complicated tasks in the target language. The percentage of unplanned discourse, or spontaneous language production of the students, increased tremendously, indicating a resultant increase in implicit language ability. While there were no pre- and post- tests given, there was direct assessment of linguistic ability throughout the project, a holistic measurement of fluency in the area of study indicated greatly improved ability on the part of all students.

Afterword: Long Term Consequences

As we have seen, this project consisted of “three main stages: the planning stage . . . the implementation stage . . . [and] the creation of the end product.” (Fried-Booth) However, in this project that had a meaningful context, as well a connection to the real world, there were far reaching consequences. Having students engage in this type of authentic and important project, involving a high level of motivation, will have lasting and meaningful results. Through the implementation of a meaningful project, the students developed a strong identification with the topic of victimization and prevention of chikan. There were a number of significant consequences which resulted from this project:

- ◆ Some students in the projects changed their majors as a result. One student is presently studying Psychology, focusing on Victimology at the University of Tokyo.
- ◆ One student (the student whose completed questionnaire is found in the appendix) chose her career in Journalism, a field where she planned to publicize the problem, and how others can engage in solving it.
- ◆ One student created a web-site dedicated to the project, detailing the project from start to finish.
- ◆ A follow-up project involving university students in Tokyo was initiated by the author, and included other professors, including an ESL teacher and various professors of Victimology.
- ◆ A PhD student in Victimology finished writing his dissertation based on this student project, and the follow-up project, and is now teaching university in the field of victimology in South Africa.
- ◆ The follow-up project was expanded to include other countries: Korea, Indonesia, India and China.
- ◆ The high school students who initiated the original project have a tremendous feeling of accomplishment and pride in their work. They can easily see that English is an important working language, not simply exercises in grammar, reading, listening and speaking.

Further study

This project showed that students develop implicit knowledge of a language through meaningful tasks leading to an authentic outcome. Further research could be useful, especially in the area of assessment and evaluation, perhaps using the 5 testing grids of Rod Ellis, which test both implicit and explicit knowledge of the language. Projects such as those found in Diana L. Fried-Booth's book *Project Work*, could be initiated at the student-level, with both pre- and post-tests conducted.

Sources

- Canale, M. 1983. "From communicative competence to language pedagogy." *Language and Communication*. Richards, J and R. Schmidt (eds.) London: Longman.
- Ellis, R., Loewen, S., Elder, C., Erlam, C., Erlam, R., Philp, J., Reinders, H. (2009) *Implicit and Explicit Knowledge in Second Language Learning, Testing and Teaching*. Multilingual Matters.
- Ellis, R. (2009) . Implicit and Explicit Knowledge in Second Language Learning, Testing and Teaching. Quoted from presentation at the 14th Conference of Pan-Pacific Association of Applied Linguistics. Kyoto, Aug 1, 2009.
- Ellis, R. (2003) . *Task-based learning and teaching*. Oxford: Oxford University Press.
- Evans, H. & Squires, T. (2006) . Good practices for ESL programs in Japanese post-secondary institutions. *The Language Teacher*. Sep. Vol 30, Number 9.
- Fried-Booth D. (2002) *Project Work, second revised edition*. Oxford: OUP Oxford.
- Gunning, J. An immodest proposal for tertiary level EFL: An interview with Mike Guest. *The Language Teacher* Aug. 2005. Vol. 29, Number 8.
- Moser, J. Taking program innovation to task: A descriptive account of how a task-based language program was introduced into a Japanese university. Quoted from presentation at Task-Based Language Teaching Conference 2007. University of Hawaii.
- Nunan, D. Important Tasks of English Education: Asia-wide and Beyond. *Asia EFL Journal*. September 2005, vol 7, issue 3. Retrieved Aug. 10, 2009 from [http://www.asian-efl-journal.com/September_05_dn.php]
- Porcaro, J. (2005) . African studies as a sustained-content EFL college course. *The Language Teacher* Aug. 2005. Vol. 29, Number 8.
- Sato, R. Suggestions for creating teaching approaches suitable to the Japanese EFL Environment. *The Language Teacher* Sep. 2009 Vol. 33, Number 9.
- Skehan, P. 1998. *A Cognitive Approach to Language Learning*. Oxford: Oxford University Press.

Appendix:

1. Page one of the questionnaire developed over the length of the class.
2. Page two of the questionnaire
3. One completed questionnaire
4. Police report on a convicted chikan - brought to class by my student

(常磐大学 国際学部 准教授)

FEMALE QUESTIONNAIRE ON CHIKAN ON THE TRAIN

1. Age: _____

2. Which train/subway do you take?
 Which station do you use?
 How long do you get on the train?
 How long do you commute?
 How many times a week do you commute?
 Do you take a normal train?
 Express train?
 What time do you return?
 What is the ratio of males to females

3. Have you ever been molested on the train?

4. If no or rarely, go to ***

5. If yes, when?

6. How old were you?

	one time	2-4 times	5 - 10 times	almost daily
age 1-6?				
age 7-10?				
age 11-14?				
age 15-18				
age 19-22?				
age 23-28?				
age 29 and over				

7. What time did most molestations occur?

	often	sometimes	seldom	never
Evening rush hour	_____	_____	_____	_____
Morning rush hour	_____	_____	_____	_____
Late night	_____	_____	_____	_____
Other	_____	_____	_____	_____

8. What was the situation?

Train was	Very crowded?	_____
	A little crowded	_____
	Sparsely crowded	_____

9. Usually where were you standing?
 Describe: _____ door _____
 _____ door _____
 _____ door _____

10. What kind of clothes were you wearing?
 a pants?
 b skirt/dress?
 c school uniform?
 d short sleeves?
 e long sleeves?
 f other:

11. Did anyone try to help you? Yes / No
 If yes, what did they do? a Offer to be a witness?
b Say something to the chikan.
 Help take the chikan to the police, or train office?
 Other:

12. When you were molested, what did you usually do?
a yell someone? Who? Mother? Father? Sister? Friend?
 (circle one or more) Station staff? Police? Teacher?
 Other:
b take him to the police or other authority figure?
c Some kind of physical action?
 a Step on his foot?
 b Punch him?
 c Scream?
 d Mobile buzzer?
 e Other:
 Other action you took: 11

13. Did you see the molester(s)? 11 Age: Appearance:
 If yes, was it usually a man? 3
 If yes, was it usually a woman? 1

14. Were you molested by the same person more than once -
 How many times? _____ if yes, how long a period?

<p>15. Where were you touched?</p> <p>16. Are you afraid of molesters? If yes, when? In what situation?</p> <p>17. Do you know what the penalty is for molestation?</p> <p>18. What do you think we can do to reduce molestation?</p> <p>a ___ Stronger penalties? b ___ Female cars? c ___ Female train? d ___ Put molesters pictures on T.V? e ___ More media exposure? f ___ On the train, have more anti-chikan announcements? g ___ Posters on the train? h ___ More trains? i ___ More female train staff? j ___ Different starting times at work for men and women? k ___ Education for girls? l ___ Education for boys? m ___ Other:</p>	<p>****I have (never) (rarely) been molested. ****What was the reason, in your opinion: I always sit I stand in a special place I look mean, tough, scary, etc. Other:</p>
<p>Have you ever seen a person molested?</p> <p>If yes, did you do anything?</p> <p>If yes, what did you do?</p> <p>If no, why not? Didn't want to get involved? I was afraid? The train was too crowded? I'm too young? Other:</p> <p>In your opinion, what is an appropriate penalty for molestation?</p> <p>What can you do personally to avoid molestation?</p> <p>****I have (never) (rarely) been molested. ****What was the reason, in your opinion: I always sit I stand in a special place I look mean, tough, scary, etc. Other:</p>	<p>Comments:</p>

修子 修子

FEMALE QUESTIONNAIRE ON CHIKAN ON THE TRAIN

1. Age: 21
 2. Which train/subway do you take? Tokai-nada line
 Which station do you use? SODU line
 What time of the day do you get on the train? depends (around 8:00 am)
 How long do you commute? about 1 hour.
 How many times a week do you commute? about 3 times per week.
 Do you take a normal train? yes
 Express train? yes
 What time do you return? Last train (AM 12:30)
 What is the ratio of males to females? 2:1
 3. Have you ever been molested on the train? yes
 4. If no or rarely, go to ***
 5. If yes, when? when I was from junior-high sch. student to now.
 6. How old were you?
 one time 2-4 times 5-10 times almost daily

	one time	2-4 times	5-10 times	almost daily
age 1-6?				
age 7-10?				
age 11-14?				
age 15-18?				
age 19-22?				
age 23-28?				
age 29 and over?				

7. What time did most molestations occur?
 often sometimes seldom never
 Evening rush hour
 Morning rush hour
 Late night
 Other

8. What was the situation?
 Train was Very crowded? Both
 A little crowded
 Sparsely crowded

9. Usually where were you standing?
 Describe: I always standing by the door. cause easily to escape.
 door door door

10. What kind of clothes were you wearing?
 pants?
 skirt/dress? → NOW.
 school uniform? → junior-high / high sch. student
 short sleeves?
 long sleeves?
 other:

11. Did anyone try to help you? No, only 2 times.
 If yes, what did they do? Offer to be a witness?
 Say something to the chikan.
 ✓ Help take the chikan to the police, or train officer?
 Other:

12. When you were molested, what did you usually do?
 Tell someone? Who? Mother? Sister? Father? Police? Teacher?
 (circle one or more) Station always
 Other: Sometimes
 Take him to the police or other authority figure? always

- Some kind of physical action?
 Step on his foot?
 Punch him?
 Screams
 Mobile buzzer?
 Other: Scratch his hand.
 Other action you took: depends.

13. Did you see the molester(s)?
 if yes, was it usually a man? yes
 if yes, was it usually a woman? no
 Age: depends. Appearance: normal

14. Were you molested by the same person more than once
 How many times? 4 if yes, how long a period? month

<p>15. Where were you touched? Hip, breasts etc...</p> <p>16. Are you afraid of molesters? If yes, when? In what situation? Yes. When I met them</p> <p>17. Do you know what the penalty is for molestation? Yes.</p> <p>18. What do you think we can do to reduce molestation? Stronger penalties? Female cars? Female train? Put molesters pictures on T.V? More media exposure? On the train, have more anti-chikan announcements? Posters on the train? More trains? More female train staff? Different starting times at work for men and women? Education for girls? Education for boys? Other: prohibit the magazines and movie which says Female love to meet molesters.</p> <p>Have you ever seen a person molested? No</p> <p>If yes, did you do anything?</p> <p>If yes, what did you do?</p> <p>If no, why not? Didn't want to get involved? I was afraid? The train was too crowded? may be ... I'm too young? Other:</p> <p>In your opinion, what is an appropriate penalty for molestation? Strip him of his school standing What can you do personally to avoid molestation? don't wear mini-skirt → no-sleeve dress.</p> <p>***I have (never) (rarely) been molested. ***What was the reason, in your opinion: I always sit I stand in a special place I look mean, tough, scary, etc. Other: <u>say nothing</u></p>	<p>***I have (never) (rarely) been molested. ***What was the reason, in your opinion: I always sit I stand in a special place I look mean, tough, scary, etc. Other:</p> <p>Comments: I think legal system in Japan "is the question. I often meet molesters and take them to the police. Then, it takes a lot of time. I must explain the disagreeable and nasty experience to the policemen at least 3 times. It takes about 3 hours. After that, I must go to the Public prosecutors office. Then, I ought to explain that experience at least twice. So, it's add up to 5 times! It is so hard for me 'cause" ① Takes too much time. ② It reminds me of such a hateful experience. I want to change this system!!</p>
---	---

Mako
千地検検一第 315

様式第96号(刑訴第260条, 規程第58条)

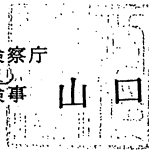
処 分 通 知 書

平成14年10月16日

殿

加々子

千葉地方検察庁
検察官 山 口 勝 弘



貴殿から平成14年10月8日付けで告^訴発のあった次の被疑事件は、下記のとおり、処分したので通知します。

記

- 1 被 疑 者 丸山 健
- 2 罪 名 強制わいせつ
- 3 事 件 番 号 平成14年検 第 45AA 号
- 4 処 分 年 月 日 平成14年10月26日
- 5 処 分 区 分

<input checked="" type="checkbox"/> (起 訴)	不 起 訴	中 止
	検 察 庁	へ移送
	家 庭 裁 判 所	へ送致

- (注意) 1 事例に応じ、該当文字を○で囲むこと。
 2 告訴(発)人に郵送して交付するときは、必要に応じ配達証明郵便によること。
 3 記名押印の上、通知すること。

(用紙 郵便はがき又は日本工業規格A4)

研究ノート

携帯電話と Web サイトをコンタクトポイントとした クロスメディアコミュニケーションに関する調査結果

面 川 真喜子

A research of cross-media communications, relation among QR code through mobile phone and web site

はじめに

2004年頃から使われ始め、最近注目のキーワードである「クロスメディア」または「クロスメディアコミュニケーション」について、株式会社電通は次のように定義している¹⁾。

- ① ターゲットインサイト²⁾ やメディアインサイト³⁾ にもとづいて、
- ② 「広さ」(リーチ&フリークエンシー) と「深さ」(関与が高まる度合い) を考えた、
- ③ コミュニケーションの「シナリオ (導線)」を、
- ④ 複数のコンタクトポイント⁴⁾ を効果的に掛け合わせて作ること。

つまり、単純にメディアをミックスしたりクロスしたりするだけではなく、基本的にはターゲットの心理をつかむキャンペーンであることが重視されている。そのためか、ターゲットとして設定された消費者以外がそのキャンペーンを知らない場合すらあるため、一般にはどのキャンペーンがクロスメディアであり、また成功している事例であるのかさえわからないというのが現状である。その理由として、これらのキャンペーンがマスメディアを利用した広告に力点を置くというより、セールスプロモーションにより近いものとされている。実際のところプロモーションメディア⁵⁾の広告費は、日本の広告費の約4割を堅持しており⁶⁾、今後も増加を見込まれている。企業の中には、効果測定が曖昧なマスメディアに投資するより、消費者に近いプロモーションメディアを利用し、消費者を多くのコンタクトポイントから誘引するほうが効果が高い、と考える向きも増えてきていることがその一因である。またインターネットの普及により、企業の Web サイトそのものが一種のメディア化してきているほか、昨今の YouTube (ユーチューブ) やニコニコ動画のような動画投稿共有サイトの台頭が企業サイトのメディア化に一層拍車をかけている。

さらに携帯電話の高機能化が進み、消費者が、企業によるセールスプロモーションやキャンペーンに参加しやすくなってきたこともまた、クロスメディアコミュニケーションの進展には欠かせない条件となっている。携帯電話は最も身近なインターネットデバイスであり、クロスメディアの中核的存在である。そこで本稿では、消費者がどのようなメディアを通じて企業 Web サイトに接触しているのか、あわせて携帯電話による QR コードの利用について、アンケート調査をもとに分析するものである。

1. 調査の概要

今回調査ではクロスメディアコミュニケーション、特にインターネットとクロスした行動をすくい上げることが目的であるため、調査方法としてウェブリサーチを選択した。また調査期間中、懸賞・プレゼントサイトにアンケート告知の掲載を行った。この掲載のために、抽選で全国百貨店共通券のプレゼントとうたったため、女性回答者が多く集まる結果となったが、実施期間が短かったことと告知が十分でなかったためか、有効回答数が少ない結果となった。

設問設計は、生活者が企業が展開する広告やセールスプロモーションとどのように関わっているかが明らかになるような具体的な内容とし、選択式とした。

本リサーチの概要は以下のとおりである。

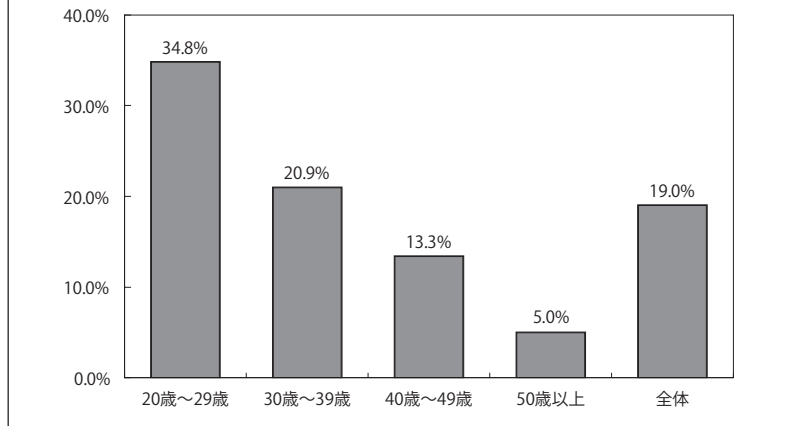
調査名	メディアと広告・セールスプロモーションとの利用関係性調査
調査方法	パソコン・携帯電話経由によるウェブリサーチ
調査地域	全国 ただし年齢×地域別割付は実施していない
調査対象	年齢制限なし
抽出枠	無作為 ただし以下の対象者に告知を行っている 1. 懸賞サイト利用者 2. 2008年8月実施の「テレビ番組の視聴方法に関する調査」協力者 445名
調査期間	2009年9月5日(土)～2009年9月20日(日)
有効回答数	116名(男性49名 女性67名)
調査実施	株式会社白金経営企画室

分析にあたっては、20歳から29歳、30歳から39歳、40歳から49歳、50歳以上に分類しクロス集計を行った。年代で分類したのは、デジタル機器類の普及、中でもパソコンや携帯電話、そしてインターネットの利用において、その利用開始年齢が意識や行動に大きく影響するものと考えられるためである。

2. 調査結果

「ユーチューブやニコニコ動画では企業等の公式チャンネル⁷⁾があります。あなたはこれらの公式チャンネルにアクセスして視聴したことがありますか」との問いに対し、20歳から29歳の34.8%が「ある」と回答し、

図1. 企業等の公式動画チャンネルにアクセスして視聴したことがある



若い世代ほど企業の動画公式チャンネルにアクセスしていることがわかった (図1)。

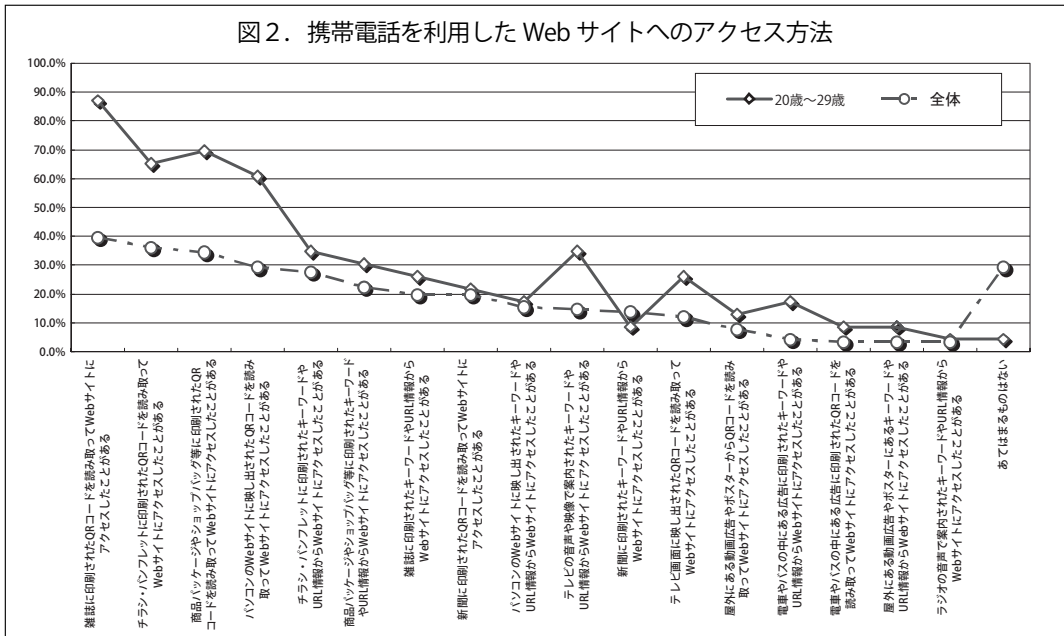
このことはテレビ番組の視聴時間と関係しているものと考えられる。20歳から29歳の17.4%が「1時間未満」の視聴であり、また13.0%が「全く見ない」と回答し、いずれも他年代を上回っている。このような状況では、企業が最大最強のマスメディアであるテレビから動画投稿共有サイトへとシフトするのも当然と言えよう。また企業の公式チャンネルにおいて公開されている動画の多くがプロモーション目的であることから、消費者が必ずしも企業からのメッセージすべてを拒否しているわけではないことがわかる。

また消費者は、携帯電話を利用して積極的に情報取得を行っていることも明らかになった。「携帯電話を利用して、1年以内に、以下にあげる行為を行ったことがありますか。あてはまるものをすべて選択してください」との設問に対し、QRコードを直接カメラ機能で読みとりアクセスする方法において4割近くが経験している (図2)。中でも20歳から29歳が最も高い反応を示しており、全体を大きく上回った。特に雑誌に印刷されたQRコードからのアクセスは全体の約2倍 (87.0%) を示し、若年層にとってQRコード経由の情報取得においては、雑誌がその情報源として大きな役割を果たしていることがわかった。

さらに20歳から29歳では、「テレビの音声や映像で案内されたキーワードやURL情報からWebサイトにアクセスしたことがある (34.8%)」「テレビ画面に映し出されたQRコードを読み取ってWebサイトにアクセスしたことがある (26.1%)」などが全体を大きく上回り、若年層がテレビ視聴時においても積極的に他メディアへ情報獲得のためにアクセスしている結果となった。また屋外広告からの「電車やバスの中にある広告に印刷されたキーワードやURL情報からWebサイトにアクセスしたことがある (17.4%)」も全体を大きく上回っている。

それでは消費者は、どのような情報取得のために、自ら携帯電話を利用してアクセスするのであ

図2. 携帯電話を利用した Web サイトへのアクセス方法

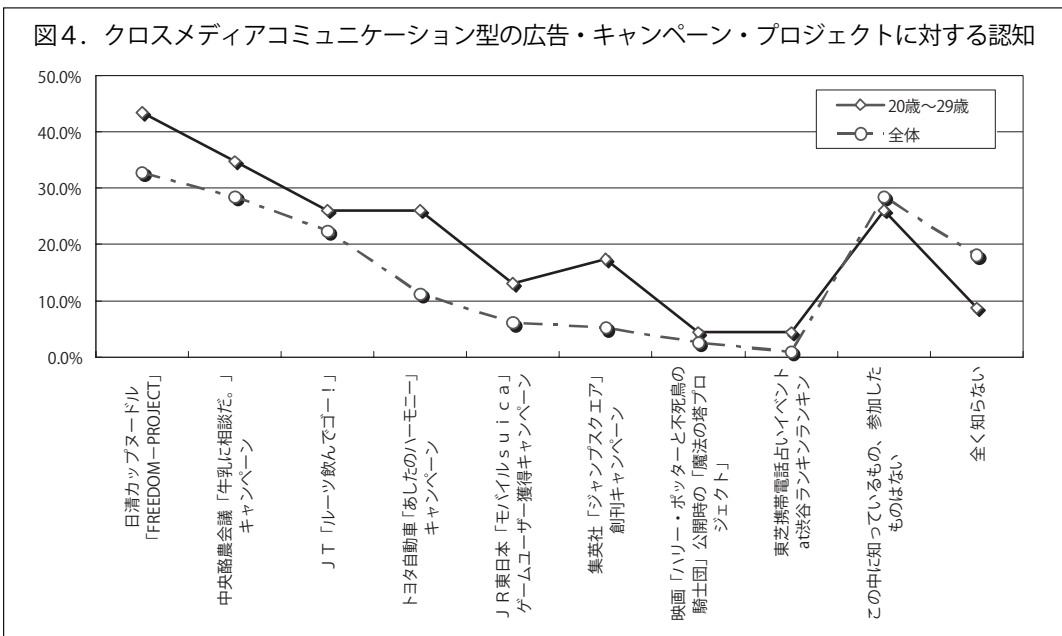
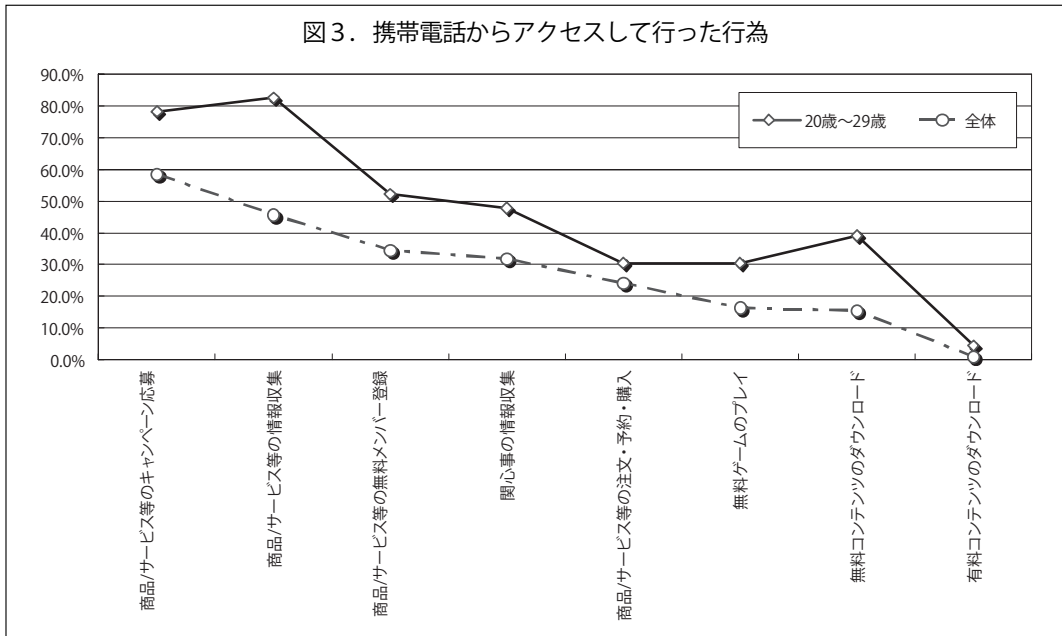


ろうか。「上記の他媒体からサイトアクセスした後、以下にあげる行為を行ったことがありますか。あてはまるものをすべて選択してください」との設問に対して、「商品/サービス等のキャンペーン応募 (58.6%)」「商品/サービス等の情報収集 (45.7%)」「商品/サービス等の無料メンバー登録 (34.5%)」等が上位に上げられた。これを20歳から29歳と比較すると、「商品/サービス等の情報収集」「無料コンテンツのダウンロード」において特徴が見られた。また「商品/サービス等の注文・予約・購入」においても全体を上回る結果となり、若年層であっても、自ら情報取得に動くような場合においては約4割が注文や購入まで誘引されることがわかった (図3)。

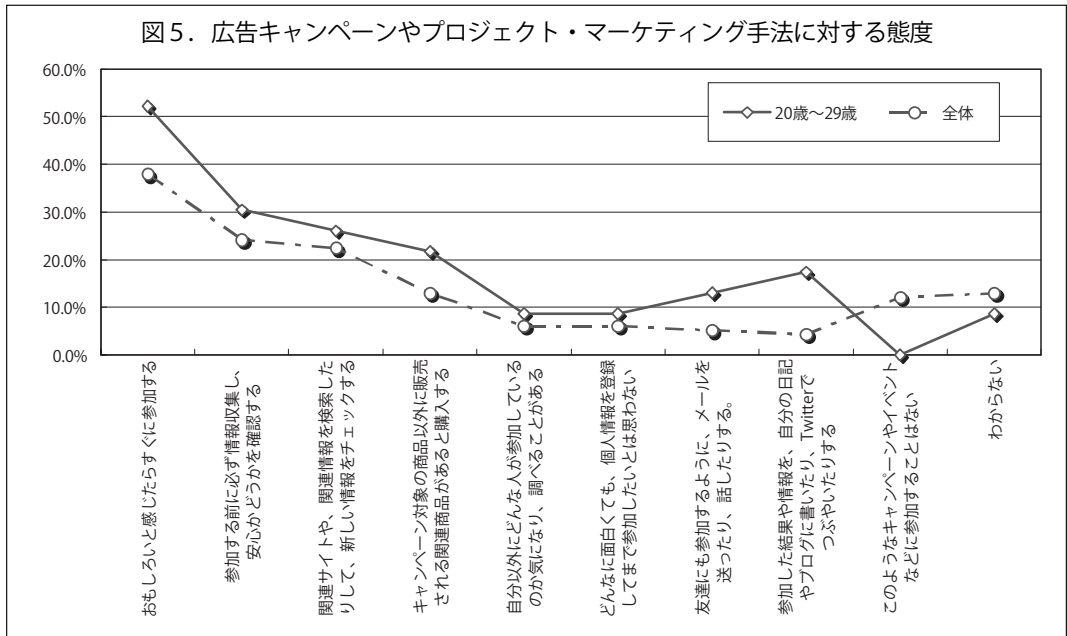
クロスメディアコミュニケーション型キャンペーンに対して、消費者はどの程度認知し、参加しているのだろうか。今回は電通が実施したクロスメディアコミュニケーションキャンペーンを事例として取り上げたずねてみた。

時間が経っているため認知率は50%を下回ったが、いずれも20歳から29歳では全体を上回る結果となった (図4)。これらのクロスメディアコミュニケーションの主要なメディアとして、Webサイトと携帯電話が位置づけられていたことが、その理由として考えられる。また消費者のクチコミもメディアとして重視しており、情報を発信する個人という、インターネット社会ならではのアプローチシナリオを持っていたことが、結果として若年層の記憶に残る結果となったのではないか。

それを現しているのが、次の設問に対する回答である。「上記のような広告キャンペーンやプロジェクト、マーケティング手法について、あなたはどのような態度を取りますか。以下の中から



あてはまると思うものを選択してください」との設問に対し、「おもしろいと感じたらすぐに参加する (37.9%)」「参加した結果や情報を、自分の日記やブログに書いたり、Twitter (ツイッター) でつぶやいたりする (4.3%)」の2項目において、20歳から29歳が全体を10ポイント以上、上回った (図5)。しかし、「参加する前に必ず情報収集し、安心かどうかを確認する (24.1%)」



が2位に入るなど、慎重な一面も持ち合わせている。

3. まとめ

20代を中心とした若年層に対するマーケティングにおいて、携帯電話と企業 Web サイトとの関係性を深めること、特に親近感を持って消費者から近づいてもらうことが、クロスメディアコミュニケーションにおける重要な要素であることを改めて確認した結果となった。

またテレビを見ない若年層対策として、携帯電話をインターネットデバイスとするコミュニケーション方法およびマーケティング手法において、多種多様なプロモーションメディアが利用され、イベント化の方向へ進んでいる。そのため、その実態を把握することが非常に難しく、調査設計においても多大な工夫が求められる。今回調査においても、消費者の具体的な行動や当該キャンペーンやプロジェクトとの心理的距離などについて表層的なアプローチにとどまったことは今後の課題である。

註

- 1) 「クロスイッチ」に記載された内容。
- 2) 「インサイト」とは、英語では洞察や見識と訳されるが、電通ではアンケートの回答情報や消費行動の実態データなど定量調査で収集したデータを用いて「ターゲット」をより深く理解することを目的とした分析結果、ターゲット描写をさす。一般には「コンシューマインサイト」と

も言われる。

- 3) 消費者が接触するメディアやコンテンツ、それぞれのメディアの特性・機能・役割などを把握し、アイデア発想や課題解決につなげることを特に「メディアインサイト」という。また、世の中の新しいメディアや技術に対する深い知識や理解のことも指す場合もある。電通「クロスイッチ用語集」より。
- 4) 消費者とブランドを結ぶ可能性のある、あらゆる接点のこと。コンタクトポイントには一般的に、商品のパッケージ、テレビCMや新聞広告・交通広告などの広告、テレビ番組や雑誌記事などの番組・記事、店頭のポスターや山積み、キャンペーングッズなどの店頭・販促物、スポーツや音楽・街頭でのイベントの開催や協賛、企業のWebサイトや個人のブログなどパソコン・携帯電話、家族や友人との会話などが含まれる。電通「クロスイッチ用語集」より。
- 5) 電通「日本の広告費」によると、プロモーションメディアとして次が挙げられている。屋外（広告板、ネオン、屋外ビジョン等屋外広告の制作費と掲出料）、交通（交通広告の掲出料）、折込（全国の新聞に折り込まれたチラシの折込料）、DM（ダイレクト・メールに費やされた郵便料・配達料）、フリーペーパー・フリーマガジン（フリーペーパー・フリーマガジンの広告料）、POP（POP（店頭販促物）の制作費）、電話帳（電話帳広告の掲出料）、展示・映像他（展示会、博覧会、PR館等の制作費、広告用映画・ビデオ等の制作費と上映費など）。
- 6) 電通「日本の広告費2008」による。
- 7) 企業では東芝の公式チャンネルが有名であるほか、官庁も公式チャンネルを持つなど、動画を利用した手法が広まっている。

引用文献

1. 電通「クロスメディア開発プロジェクト」(2008)「クロスイッチ 電通式クロスメディアコミュニケーションのつくりかた」ダイヤモンド社
2. 宣伝会議編集・藤田明久監修・ディーツーコミュニケーションズ編集協力(2005)「実践！！シリーズ クロスメディア・マーケティング」モバイルが変える統合マーケティング」株式会社宣伝会議

調査データ (単位：%)

1. デモグラフィックデータ

性別	20歳～29歳 n = 23	30歳～39歳 n = 43	40歳～49歳 n = 30	50歳以上 n = 20	全体 n = 116
女性	20.9	46.3	23.9	9.0	57.8
男性	18.4	24.5	28.6	28.6	42.2

職業	20歳～29歳 n = 23	30歳～39歳 n = 43	40歳～49歳 n = 30	50歳以上 n = 20	全体 n = 116
正社員：営業職	17.4	4.7	10.0	0.0	7.8
正社員：事務職	21.7	18.6	36.7	25.0	25.0
正社員：その他	4.3	9.3	10.0	0.0	6.9
契約社員：営業職	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
契約社員：事務職	0.0	2.3	0.0	0.0	0.9
契約社員：その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
派遣社員：営業職	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
派遣社員：事務職	0.0	4.7	0.0	0.0	1.7
派遣社員：その他	0.0	2.3	0.0	0.0	0.9
学生	30.4	0.0	0.0	0.0	6.0
専業主婦	8.7	27.9	26.7	20.0	22.4
アルバイト・パートタイマー	13.0	14.0	3.3	10.0	10.3
団体職員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自営業	0.0	9.3	3.3	20.0	7.8
自由業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
会社経営	0.0	2.3	3.3	0.0	1.7
無職	0.0	0.0	6.7	20.0	5.2
その他	4.3	4.7	0.0	5.0	3.4

エリア	20歳～29歳 n = 23	30歳～39歳 n = 43	40歳～49歳 n = 30	50歳以上 n = 20	全体 n = 116
北海道	4.3	9.3	0.0	5.0	5.2
東北	0.0	2.3	0.0	5.0	1.7
関東	60.9	34.9	40.0	40.0	42.2
中部	8.7	2.3	16.7	5.0	7.8
近畿	17.4	32.6	20.0	30.0	25.9
中国	8.7	9.3	3.3	0.0	6.0
四国	0.0	7.0	6.7	5.0	5.2
九州	0.0	2.3	13.3	10.0	6.0

設問と回答

あなたはテレビやビデオ、インターネット等を通じてテレビ番組を見ますか。すべての端末利用の合計時間の、平日の平均的な視聴時間を教えてください。(SA)

時 間	20歳～29歳 n = 23	30歳～39歳 n = 43	40歳～49歳 n = 30	50歳以上 n = 20	全体 n = 116
1時間未満	17.4	14.0	16.7	5.0	13.8
1時間以上2時間未満	17.4	11.6	26.7	25.0	19.0
2時間以上3時間未満	13.0	18.6	26.7	25.0	20.7
3時間以上4時間未満	26.1	20.9	16.7	10.0	19.0
4時間以上5時間未満	4.3	11.6	3.3	15.0	8.6
5時間以上6時間未満	8.7	4.7	6.7	0.0	5.2
6時間以上	0.0	11.6	0.0	10.0	6.0
全く見ない	13.0	7.0	0.0	10.0	0.9

YouTube やニコニコ動画では、企業等の公式チャンネルがあります。あなたはこれらの公式チャンネルにアクセスして視聴したことがありますか。(SA)

項 目	20歳～29歳 n = 23	30歳～39歳 n = 43	40歳～49歳 n = 30	50歳以上 n = 20	全体 n = 116
あ る	34.8	20.9	13.3	5.0	19.0
な い	43.5	69.8	60.0	75.0	62.9
記憶にない	21.7	9.3	23.3	20.0	17.2

携帯電話を利用して、1年以内に、以下にあげる行為を行ったことがありますか。あてはまるものをすべて選択してください。(MA)

項 目	20歳～29歳 n = 23	30歳～39歳 n = 43	40歳～49歳 n = 30	50歳以上 n = 20	全体 n = 116
テレビ画面に映し出されたQRコードを読み取ってWebサイトにアクセスしたことがある	26.1	9.3	10.0	5.0	12.1
雑誌に印刷されたQRコードを読み取ってWebサイトにアクセスしたことがある	87.0	39.5	23.3	10.0	39.7
新聞に印刷されたQRコードを読み取ってWebサイトにアクセスしたことがある	21.7	27.9	13.3	10.0	19.8
チラシ・パンフレットに印刷されたQRコードを読み取ってWebサイトにアクセスしたことがある	65.2	44.2	20.0	10.0	36.2
商品パッケージやショップバッグ等に印刷されたQRコードを読み取ってWebサイトにアクセスしたことがある	69.6	39.5	13.3	15.0	34.5
パソコンのWebサイトに映し出されたQRコードを読み取ってWebサイトにアクセスしたことがある	60.9	32.6	16.7	5.0	3.4

不規則動詞の過去形・過去分詞形の習得

電車やバスの中にある広告に印刷された QR コードを読み取って Web サイトにアクセスしたことがある	8.7	0.0	3.3	5.0	3.4
屋外にある動画広告やポスターから QR コードを読み取って Web サイトにアクセスしたことがある	13.0	9.3	3.3	5.0	7.8
テレビの音声や映像で案内されたキーワードや URL 情報から Web サイトにアクセスしたことがある	34.8	11.6	13.3	0.0	14.7
ラジオの音声で案内されたキーワードや URL 情報から Web サイトにアクセスしたことがある	4.3	2.3	3.3	5.0	3.4
雑誌に印刷されたキーワードや URL 情報から Web サイトにアクセスしたことがある	26.1	25.6	13.3	10.0	19.8
新聞に印刷されたキーワードや URL 情報から Web サイトにアクセスしたことがある	8.7	18.6	10.0	15.0	13.8
チラシ・パンフレットに印刷されたキーワードや URL 情報から Web サイトにアクセスしたことがある	34.8	30.2	26.7	15.0	27.6
商品パッケージやショップバッグ等に印刷されたキーワードや URL 情報から Web サイトにアクセスしたことがある	30.4	27.9	16.7	10.0	22.4
パソコンの Web サイトに映し出されたキーワードや URL 情報から Web サイトにアクセスしたことがある	17.4	16.3	20.0	5.0	15.5
電車やバスの中にある広告に印刷されたキーワードや URL 情報から Web サイトにアクセスしたことがある	17.4	0.0	0.0	5.0	4.3
屋外にある動画広告やポスターにあるキーワードや URL 情報から Web サイトにアクセスしたことがある	8.7	2.3	3.3	0.0	3.4
あてはまるものはない	4.3	18.6	46.7	55.0	29.3

上記の他媒体からサイトアクセスした後、以下にあげる行為を行ったことがありますか。あてはまるものをすべて選択してください。(MA)

項 目	20歳～29歳 n = 23	30歳～39歳 n = 43	40歳～49歳 n = 30	50歳以上 n = 20	全体 n = 116
商品 / サービス等の情報収集	82.6	41.9	43.3	15.0	45.7
商品 / サービス等のキャンペーン応募	78.3	69.8	50.0	25.0	58.6
商品 / サービス等の無料メンバー登録	52.2	37.2	30.0	15.0	34.5
商品 / サービス等の注文・予約・購入	30.4	25.6	16.7	25.0	24.1
関心事の情報収集	47.8	30.2	33.3	15.0	31.9
無料ゲームのプレイ	30.4	16.3	13.3	5.0	16.4
無料コンテンツのダウンロード	39.1	16.3	6.7	0.0	15.5
有料コンテンツのダウンロード	4.3	0.0	0.0	0.0	0.9
この中にはない	0.0	9.3	33.3	30.0	17.2

あなたは、以下にあげる広告・キャンペーン・プロモーション等についてご存知ですか。また参加したことがありますか。(MA)

項 目	20歳～ 29歳 n = 23	30歳～ 39歳 n = 43	40歳～ 49歳 n = 30	50歳 以上 n = 20	全体 n = 116
集英社「ジャンプスクエア」創刊キャンペーン	17.4	2.3	3.3	0.0	5.2
中央酪農会議「牛乳に相談だ。」キャンペーン	34.8	25.6	26.8	30.0	28.4
映画「ハリー・ポッターと不死鳥の騎士団」公開時の「魔法の塔プロジェクト」	4.3	0.0	3.3	5.0	2.6
JT「ルーツ飲んでゴー！」	26.1	20.9	26.7	15.0	22.4
日清カップヌードル「FREEDOM - PROJECT」	43.5	30.2	36.7	20.0	32.8
トヨタ自動車「あしたのハーモニー」キャンペーン	26.1	11.6	3.3	5.0	11.2
JR 東日本「モバイル s u i c a」ゲームユーザー獲得キャンペーン	13.0	4.7	6.7	0.0	6.0
東芝携帯電話古いイベント at 渋谷ランキンランキン	4.3	0.0	0.0	0.0	0.9
この中に知っているもの、参加したものはない	26.1	34.9	16.7	35.0	28.4
全く知らない	8.7	16.3	26.7	20.0	18.1

上記のような広告キャンペーンやプロジェクト・マーケティング手法について、あなたはどのような態度を取りますか。以下の中からあてはまると思うものを選択してください。(MA)

項 目	20歳～ 29歳 n = 23	30歳～ 39歳 n = 43	40歳～ 49歳 n = 30	50歳 以上 n = 20	全体 n = 116
おもしろいと感じたらすぐに参加する	52.2	41.9	30.0	25.0	37.9
参加した結果や情報を、自分の日記やブログに書いたり、Twitter でつぶやいたりする	17.4	2.3	0.0	0.0	4.3
友達にも参加するように、メールを送ったり、話したりする	13.0	7.0	0.0	0.0	5.2
関連サイトや、関連情報を検索したりして、新しい情報をチェックする	26.1	25.6	16.7	20.0	22.4
キャンペーン対象の商品以外に販売される関連商品があると購入する	21.7	9.3	16.7	5.0	12.9
自分以外にどんな人が参加しているのか気になり、調べることがある	8.7	11.6	0.0	0.0	6.0
どんなに面白くても、個人情報を登録してまで参加したいとは思わない	8.7	4.7	10.0	0.0	6.0
参加する前に必ず情報収集し、安心かどうかを確認する	30.4	25.6	20.0	20.0	24.1
このようなキャンペーンやイベントなどに参加することはない	0.0	11.6	20.0	15.0	12.1
わからない	8.7	9.3	10.0	30.0	12.9

(常磐大学 国際学部 非常勤講師)

常磐大学国際学部・常磐国際紀要寄稿規程（抜粋）

平成8年11月14日

（目 的）

第1条 常磐大学国際学部は、教育研究の推進および成果の公表と相互交換を目的として、研究紀要『常磐国際紀要（Tokiwa International Students Review）』（以下「紀要」と言う。）を発行する。

（投稿資格）

第4条 紀要の投稿資格者は、国際学部の授業を担当する者および委員会が特に認める者とする。

（掲載内容）

第5条 委員会は、別に執筆要項を定め、研究論文、研究ノート、書評、学界展望、委員会が特に認めるもの等（以下「論文等」と言う。）を募集し、編集する。それらの内容は、次の通りとする。

1. 論文は、理論的かつ実証的な研究成果の発表を言う。
2. 研究ノートは、論文作成の途中にあって、著者の研究の原案や方向性を示したものを言う。
3. 書評は、新たに発表された内外の著書・論文の紹介を言う。
4. 学界展望は、諸学会における研究動向の総合的概観を言う。

② 前項に規程するものは、未発表を原則とする。

（掲載内容の選考）

第6条 委員会は、第5条第1項に規程するものについて、委員会が委嘱した者の査読を経た後に、「掲載の適否」を判断する。

② 委員会は、投稿者に対して、必要に応じて、内容の修正を求めること、または掲載見送りをすることができる。

（配 付）

第7条（第1項略）

抜刷は、論文等の執筆者に対して、50部を配付する。それを越えて必要とする場合には、印刷費を請求者が負担する。

附 則

1. この規程の改廃には、教授会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
2. この規程は、平成8年11月14日より施行する。

上掲条項は「常磐大学国際学部研究紀要発行規程」による。

なお執筆にあたっては「国際学部紀要執筆要項」を厳守されたい。

※第2条、第3条及び第8条～第10条は省略。

編 集 後 記

津田委員長のもと、昨年に引き続き、紀要全体の編集に関わらせていただいた。前号よりは落ち着いて編集に取り組めたと思う。

今号では渡部茂己教授のご尽力で学内共同研究の成果として特集を組むことができた。その点、例年よりも趣きの異なる斬新な紀要となったのではないだろうか。渡部教授はもとより、執筆してくださった先生方に感謝の意を表する。

昨年と同様に、日程的に査読と修正にもう少し時間が取れると良いと感じている。また学術雑誌としての特徴をどう規定すべきか、悩むものである。準備中の執筆要領が遅々として進んでいないことにお詫び申し上げる。

紀要の質の向上に尽力くださった唐木教授、中村准教授が昨年退職されたが、前号までと遜色ない編集となっていることを祈ってやまない。

松原 克志

研究紀要編集委員会

津田 葵 中岡 まり Clay R. Bussinger 松原 克志

常磐大学国際学部紀要 常 磐 国 際 紀 要 第14号

2010年3月31日 発行

非 売 品

編集兼発行人 常磐大学国際学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1

代表者 庄子 信 電 話 029-232-2511(代)

印刷・製本 株式会社タナカ